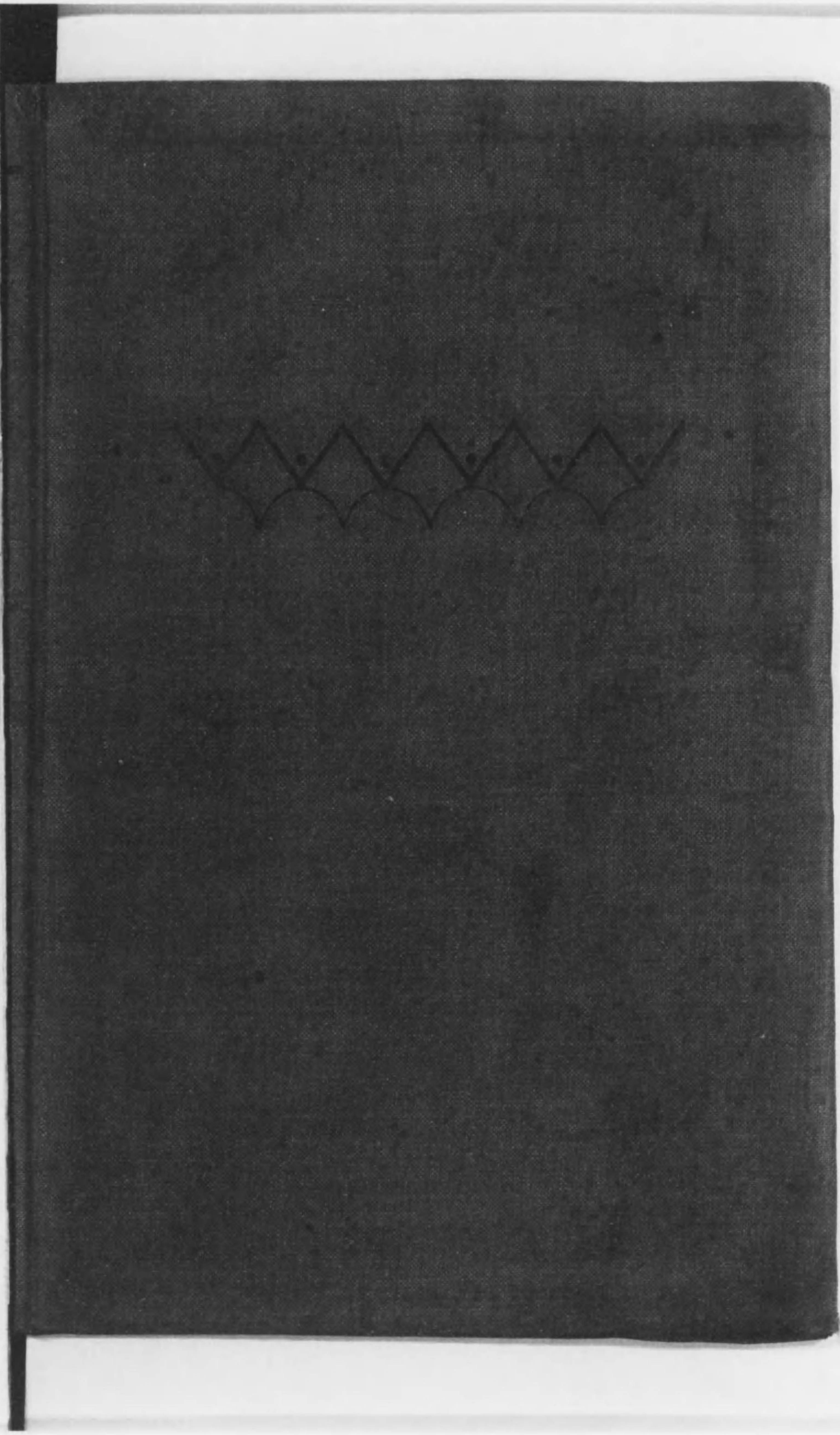




始

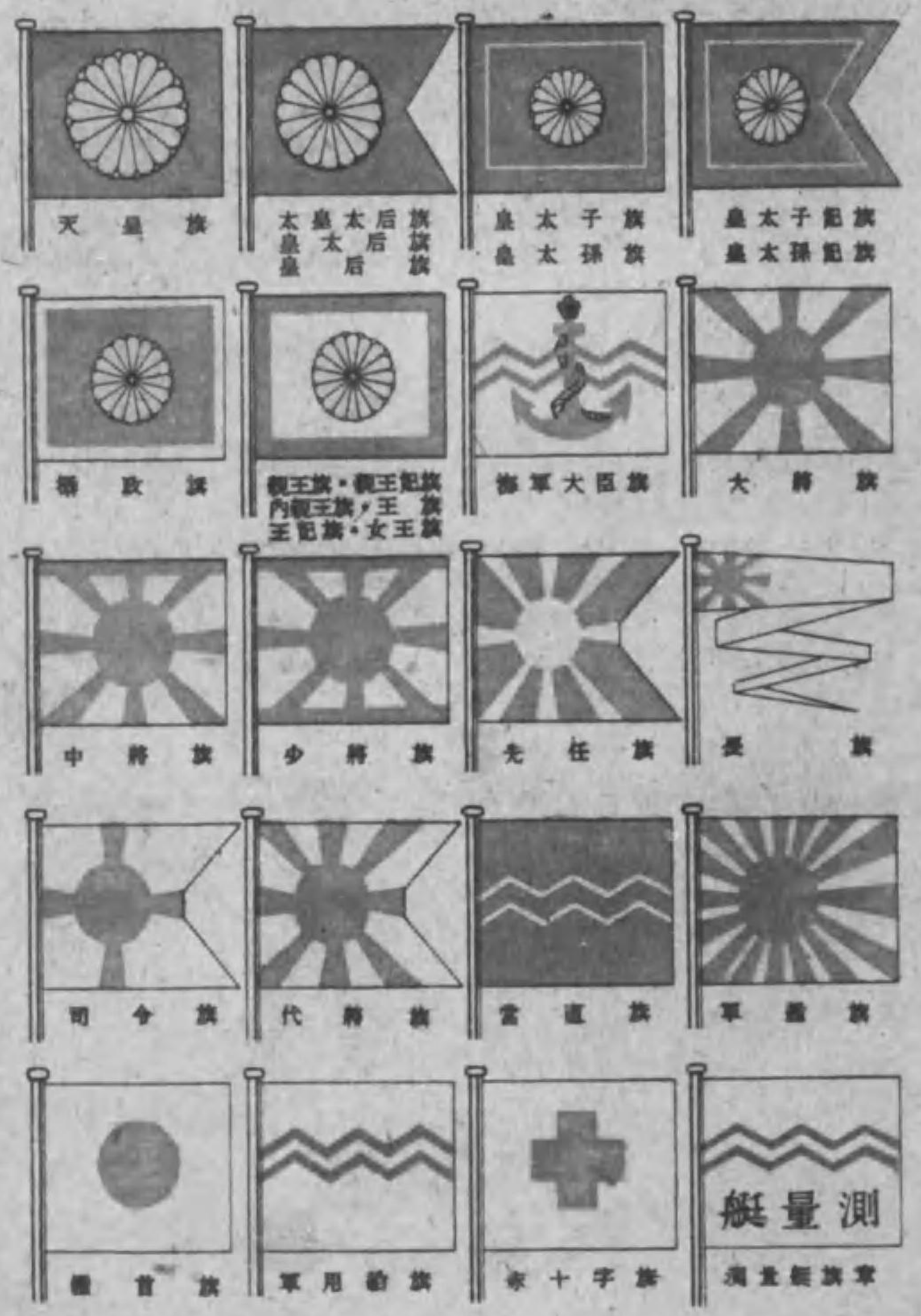


1002
25

R55033
KA 21

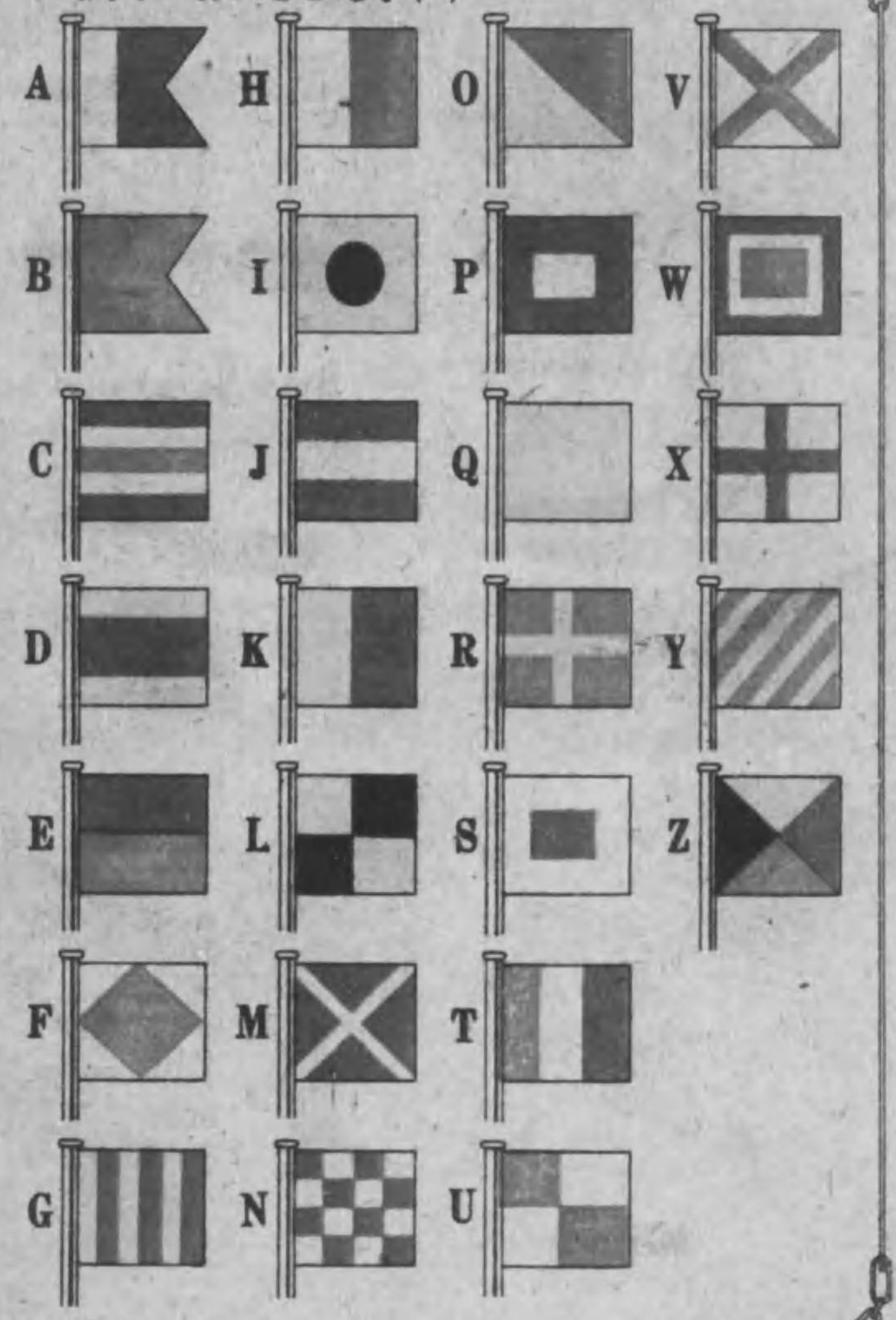
海軍旗章

(燕尾開裂は横の三分の一、上下等分)



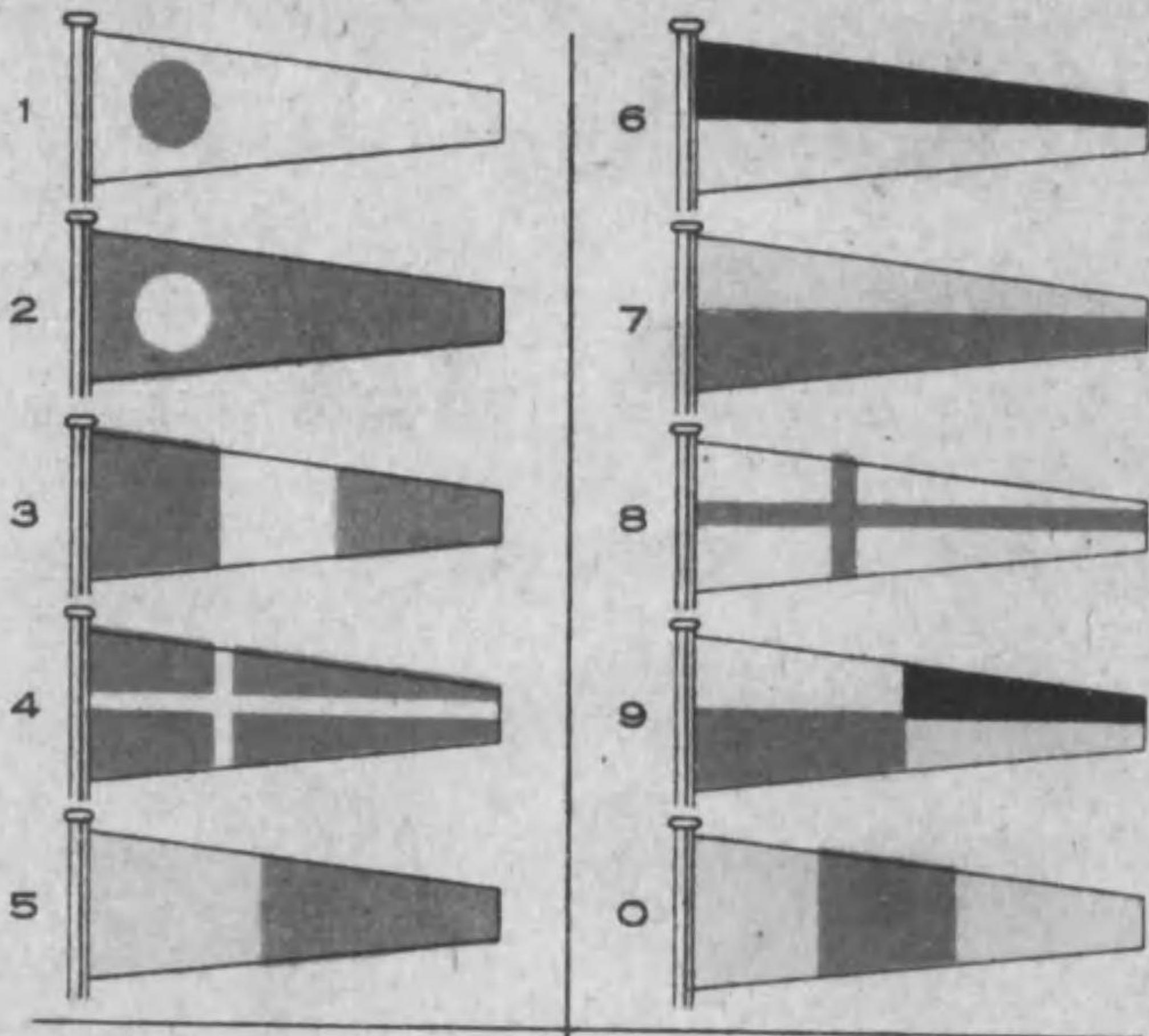
67
M

國際信號旗(1) 文字旗

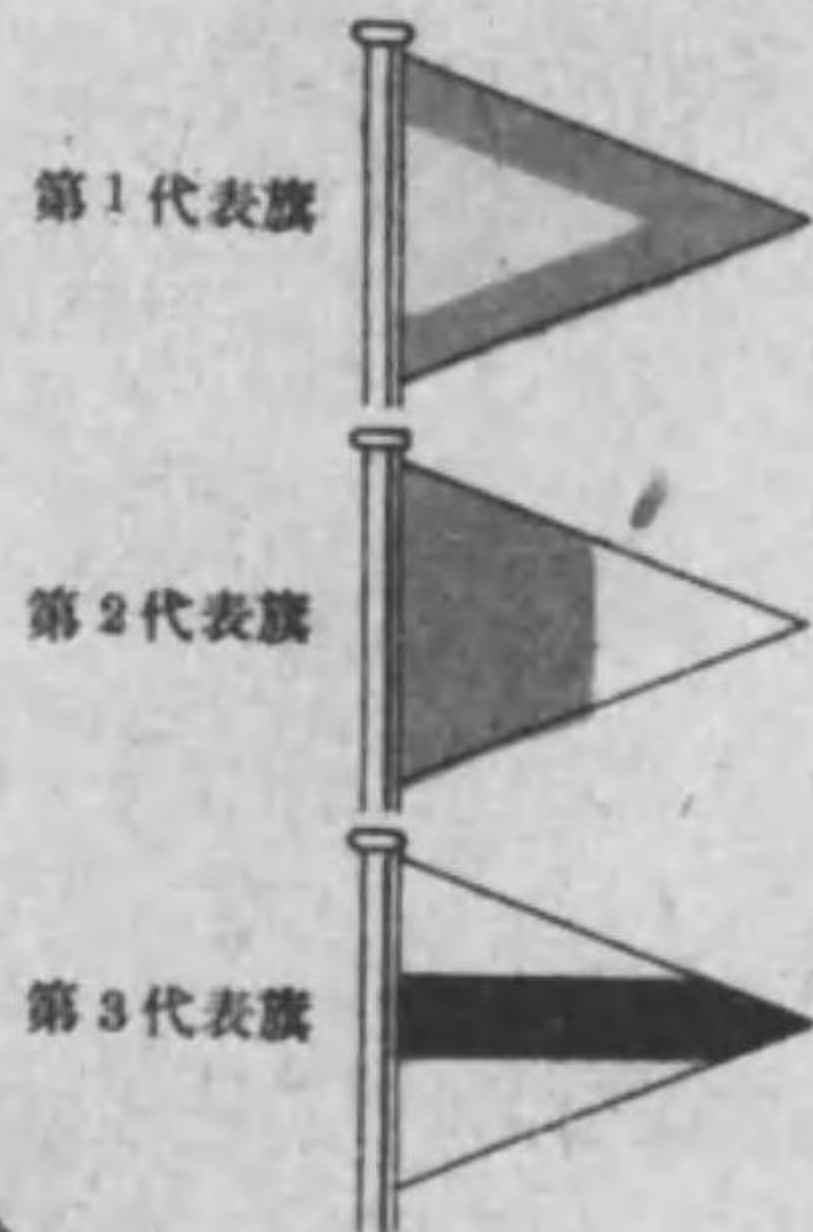


69

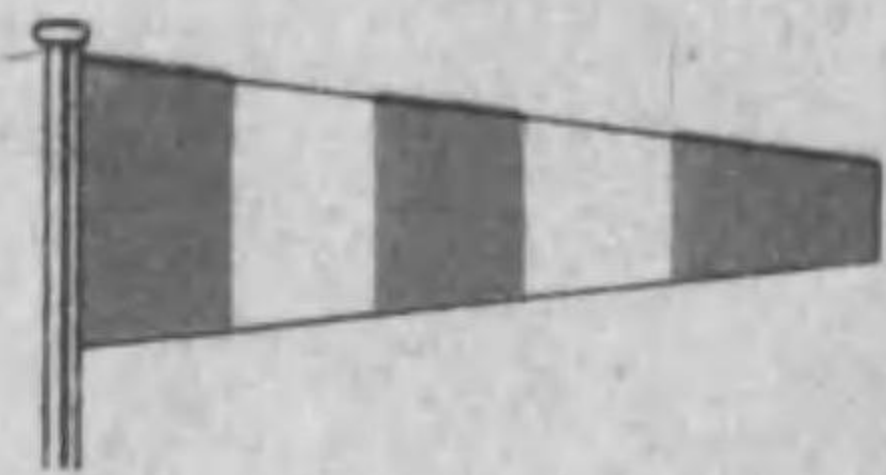
國際信號旗(2) 數字旗



代表旗



回答旗



R
550.33
K21

標準
海語辭典

海洋文化協會
編纂



刊
十專文館



1002
25

序

大東亞のあたらしき秩序は、海洋の上に打樹てらるべき秩序である。ここに恰き大御稜威のもと、ゆたけき共存共榮の大和の世界を構成するあまたの國國の思想を、感情を、生活を、意思を、ひとつに結ぶものは、海洋でこそあらねばならぬ。

まして、大日本帝國は、肇國のはじめより、波濤とはゆかり淺からぬ海洋國家である。諸冊二神の御神々、天の浮橋に立たせたまひ、天の瓊矛をとりのべて、滄海の中に國々を探らせたまうた神代のいにしへより、いま南溟の怒濤の上に英米聯合の海上勢力を撃摧して、一天四海の内、中外不悖の大道を宣べんとしつつある今日まで、帝國の歴史は、つねに海洋と密接なる關聯を有する。皇國隆替の運命のわかるるところも、所詮は國民が深く海を愛し、海と相親しみ、海を支配すると否とに存するのである。

海洋文化協會が、海語辭典の編纂を重大なる事業の一つとして擇び、すくなからざる抱負を以てこれに着手したことも、動機とするところは、宏く國民のあひだにかかる海洋への理會を普及し、かかる海洋への愛を喚起せんとするに在つた。

昭和十六年初秋九月、第一回編纂委員會を召集し

目次

序	1~5
凡例	1~3
本文	1~668
附録	669~711
(1)表	
海軍武官官階表	669~671
海軍兵職階表	672
波浪階級表	673
風力、風速、風の名稱表	674
雲形表	675
水産製品分類表	676~679
有用有害水産動物分類表	680~686
(2)圖版	
軍衣襟章	687
夏衣肩章	688
袖章	689
官職、區別章、各科識別章	690
特技章、善行章、軍帽前章	691
海軍優等徽章	692
船員(職員)袖章	693
船員(職員)襟章	694~695
船員(普通船員)襟章	696~697
船員帽子	698
羅牌圖	699
軍艦縱斷面圖	702~703
商船縱斷面圖	706~707
貨物船縱斷面圖	710~711

て着手の事を議してより、滿二箇年餘の歳月は、はやくも過ぎた。ここに、總語數一萬數千を收め、約七百頁の一冊をなす本書を、兎も角も江湖に贈り得ることを、深く欣懐とする。

編纂計畫立案當時における海軍當事者はじめ、關係者一同の希望するところは、事海洋に關するかぎり細大もらさず、一切の語彙を包蔵網羅する底の海洋百科全書の刊行であつた。しかしながら、もとよりこれは、少なからざる年月と、各専門の立場よりする多數の執筆者の参加と、尨大なる豫算とを必要とすべき大事業であつて、到底目睫の急に應じ得るものではなかつた。ここに第一次の計畫は一應後日のことに附し、當面緊急の要求に應ずるものとして、新聞雜誌、教科書等に收用さるる範圍の日常所見の海洋關係語彙を探り、簡明なる解説を試むる小辭典の出版計畫を以てこれに代へた。

編纂事業は、編纂委員會の組織を中核として運営された。海洋文化協會理事長は、右編纂委員會に委員長を兼ね、常務理事はまた、おなじく常任委員兼幹事に任ずる。委員會を構成するものは十數名の委員。いづれも、それぞれの部門における權威者である。

編纂の實務は、宮中顧問官 海軍中佐山縣武夫が編纂部長として指揮し、編輯及び進行は編纂部主事

大倉信がこれにあつた。

かくて蒐集したる語數一萬八千餘。更にこれを前後五十回にわたる委員會において審議しつつ、一々の語について、各委員それぞれの立場より、綿密なる検討を加へた。文部省圖書監修官の嚴確なる校査によりこれが最後の仕上げをなした。

もとより、この種綜合辭典の刊行は、本邦においては、いまだ多く例を聞かぬ。おそらくは、これを以て嚆矢とするものであらう。したがつて、編纂部委員會の尋常ならざる努力にも拘らず、成果において、いまだ遽かに完璧を期し得ざるものあるは、われらの些か遺憾とするところである。だが、これに就いては、いつれ後日、更に補正の機會を得んことを希望する。

これが刊行にあたり、事業費の寄附を快諾されたる各位、並びに委員・執筆家諸氏及び困難なる條件下に進んで本事業の完成に協力されたる博文館社長大橋進一氏外出版・印刷の諸關係者に厚く謝意を表す。

昭和十九年二月

海洋文化協會理事長

海軍中將 上田良武

標準海語辭典編纂委員

- 委員長 海軍中將 上田 良武
 海洋文化協會理事長
 常任委員兼幹事
 海洋文化協會常務理事 海軍大佐 廣瀨 彦太
 委員
 元海務院次長 安田 丈助
 元農林省水產局長 寺田 省一
 元農林省水產局長 平岡 梓
 水產講習所長 杉浦 保吉
 海軍省教育局 海軍大佐 島 峯次
 海軍省軍務局 海軍中佐 鹿江 隆格
 同 海軍中佐 唐木 和也
 海軍省教育局 海軍大尉 土田 勝彌
 運輸通信省航海訓練所教授
 文部省督學官 小野 奈良治
 文部省圖書監修官 宮瀨 睦夫
 同 圖書局 山下 源藏
 前東京高等商船學校長 須川 邦彦
 清水高等商船學校教授 關谷 健哉
 海軍有終會員 海軍少將 武富 邦茂

- 大日本海洋少年團常務理事 海軍少將 日暮 豐年
 海軍省教育局囑託 海軍少佐 柳 沼 七郎
 大日本言論報國會常務理事 齋藤 忠
 作家 海野 十三
 國際汽船株式會社取締役 住田 正一
 南洋海運株式會社運航部參事 松尾喜四郎
 極洋捕鯨株式會社理事 小間 芳男
 本辭典編纂部長 宮中顧問官海軍中佐 山縣 武夫
 本辭典編纂部主事 大倉 信
 海洋文化協會主事 二宮 國彬

凡例

(I) 目的・内容・形式

1. 本書は海軍知識の普及、海事思想の鼓吹に資する爲めに水・川・海を根系とせる萬般の語彙を網羅編纂した本邦唯一の綜合辭典である。
2. 本書は海軍全般の用語を始め、海事・水産・船舶・造船・航海・航空・海運・貿易・海象・氣象・海法等の廣汎な範圍に互り、約1萬2千の用語を収載した。
3. 本書は各部門の術語は固より、國語・新語・外來語・方言・俗語をも採擇した。
4. 世の指導階級・各種學校の教職員・學生・生徒・及び一般青少年の參考書たらしめる爲めに、初學者にも容易に意義を了解し得るやう解釋は口語體を用ひ、明快を旨とし、適切・平易・簡潔に記述して、辭書の使用價値の増大を圖つた。
5. 索出に困難な綜合解説主義を避け、一項一解主義を採つた。
6. 語彙にして海軍用語と常用語の稱呼を異にするものは、これを前者に統一した。
7. 行政・政治・官制上の諸制度は昭和18年編纂終了時現行のものに據つたが、その後校正の際に若干の補正を加へた。
8. 見出語の表音的假名は、國語及び漢字音は平假名、外國語は片假名で示した。
9. 尺度・容積・重量は主としてメートル法によつて示した。

(II) 排列

1. 語辭は表音的假名遣により五十音順に排列し、參考として傍

に歴史的假名遣を細書した。

例

あ・ゑ・を → い・え・お

くわ・ぐわ → か・が

ぢ・づ → じ・ず

「わ」に發音する「は」 → わ

「い」に發音する「ひ」 → い

「え」に發音する「へ」 → え

あう・あふ・わう → おう

いう・いふ・ゆふ → ゆう

じゃう・ぜう・ぜふ・ちゃう・でう・でふ → じょう

まう → もう えう・えふ・やう → よう

2. 外國語長音の排列は、長音符「ー」を認めず、語順には無關係である。
3. 外國語に於ける「Va・Vi・Vu・Ve・Vo」は「バ・ビ・ブ・ベ・ボ」で示した。

(III) 符號・附録・略語

1. 同一語で數種の語義ある場合には①②③等の符號を用ひて區別した。
2. 同意語は説明の末尾に()印を以て示し、その同意語の項目下に於て説明されてゐる場合には→(見よ)の符號を附し、又参照を要求する場合には⇒印の符號を附した。

例

おき・あみ〔置網〕……………。(待網)

ジグザグ-こうこう〔ジグザグ航行〕之字運動(之字)に同じ。→ 同項。

いちぶ-ようせん〔一部傭船〕……⇒傭船契約。

- 3. 合成語は、その語幹(見出語)の部分の表記を略し、語数10語以下は反復記號「—」印を以て追ひ込み、10語以上は各改行し、〜印を附して並列した。
- 4. 一讀して何れの部門に屬すか自明のもの、又は常識を以て解し得る語彙は、その範疇の表記を省き、煩雜を避けたが次例の如きものは略語を以て載録した。

(古)古語 (方)方言 (俗)俗語 (釣)釣用語 (葡)ポルトガル語 (佛)フランス語 (羅)ラテン語 (西)スペイン語

標準 海語辭典

海洋文化協會編

あ

- あいあい [歌乃] 舟人が船に棹さして相應する聲。又櫓のきしる聲。轉じてふなうた。(あいたい・あいだい・あいない・船頭歌・櫓歌(ワカ))
- あいことば [合言葉] 昔、船戰の時、敵味方を知る便とした合圖の詞。“風と波”、“楫と櫓”の類。海軍ではこれを間號答號といふ。(はるかぜ)
- アイスクリームじょう-かいひょう [アイスクリーム状海水] 灰色を帯びグリーン状、又は軟泥状に氷子の集合した粘性のある海水。
- あいのかぜ [相の風] ①(方)北海道・佐渡・越中・羽前にては北風、羽後・丹後・出雲・伯耆にては北東風、陸奥にては北北東風、能登にては東北東風をいふ。②(方)あいのかぜに同じ。→同項。(あいのかぜ)
- あいのこがた-ぎょせん [間子型漁船] 西洋型と和船型の長所を採り、堅牢で漁業の操作にも便利なことを期した漁船。即ち船體の一部には和船型を存し、構造は大體西洋型を採用したもの。
- あいのこ-ぶね [間子船] 和船に西洋式構造を加味し、その帆裝も改良した和洋折衷の船。
- アイランド-がた [アイランド型] 飛行甲板上の艦橋・煙突等の邪魔物を、一方の舷側に集めた型式の航空母艦。(島型)
- アウト-ホール [outhaul] 帆裾を桁又は柱上に引出すための索條。(出索)
- アウト-リッガー [outrigger] ①一般にものを張り出す装置をいふ。②短艇の兩舷に張出した金属の支柱で、その先端に機架(ワラ)を取附けるもの。又

このやうな装置を有する短艇をいふ。

あえんがんたい [亞沿岸帯] 干潮線から深さ200米位までの沿岸部。海底に棲む生物の分布から見た場合の区分。

あおぎた アハ [青北(風)] (方) 秋の中頃に吹く北風。畿内・中國地方の船人の語。

あおさ アハ (方) 日向地方で、たかなじほ・厄水(アハ)のこと。⇒厄水。

あおぞら アハ [青空] (氣) 海上観測上、雲量0~3の天候。

あおひょうざん アハ [青氷山] 大陸近くの海底の平坦な場所で、大氷山が長年月固著してあるうちに、嵐のため削り丸められ、氷河氷と同じやうな青色を呈するもの。

あおり アハ [障泥] 和船の上棚及び中棚の接合部を強固にするため、外部に於て前後に長く附著した木材。(障泥板・淡落板(アハ))

あおり アハ [煽] 帆桁上の帆が、その平面と平行に近い方向から風を受けて帆を振動させるばかりで、その効果を發揮しないこと。

あか [檢] 船底に溜(アハ)る汚水。掃除後の濁水、搭載貨物又は機關等から自然に流出される汚水が集つて船底に溜つたもの。(ふなあか・みづあか・塗水(アハ)) ——**くみ** [檢汲] 檢(アハ)を汲み出す柄杓。川舟では沓取(アハ)といふ。(檢取(アハ)・檢取杓(アハ))。——**ペーラー** (bailer) ——**どめ** [檢止] 船中に檢(アハ)の入るのを塞ぐこと。又そのもの。——**とり** [檢取] 檢汲と同じ。

——**ま** [檢間] 漁船の中部の水あかの溜る低い所。(檢溜(アハ)) ——**まざらい** [檢溜渡] 同心坊(アハ)と同じ。漁獲物を晒揚して後、船底を掃除し檢溜(アハ)を渡へることから出た語。“かんだら”ともいふ。(同心坊)

あかし [明釣] 篝火(アハ)をたき、魚を寄せて釣る漁法。

あかしお アハ [赤潮] プラנקトンが局部的に急激に繁殖して、海水の色が紅褐色に変ずる場合をいふ。土佐・紀伊地方の“潮腐”，日向の“あなさ”又は“たかなじほ”，三重の“貝寄せ潮”，鹿兒島の“蒼三月濁り”，相模湾の“春湛(アハ)”など皆同じ。

あかしぶね [明石船] 昔、大阪と明石との間を往復した乗合船。

アカーナー [(羅)Achernar] 天測常用恒星の一。南極を挟んで光輝燦然たるピータ・セントウリと相對峙するもので兩星の間隔は約42度である。

あかはた [赤旗] 危険を標識する旗で、火薬・石油等の危険物を取扱ふ際などに掲揚する。

あかふなにしょうけん [赤船荷証券] 船荷証券と海上保険証券とを結合したもので、保険附船荷証券ともいひ、普通、文字が赤色で印刷してあるのでこの稱がある。略して赤荷証券ともいふ。

あかほし [明星] あけの明星の古名。(金星)

あかみ [赤味・赤海] 魚群のために海面が赤く又は褐色に見えること。轉じて魚群(アハ)のこと。(色)

あかやけ [垢焼] 河底の珪藻が枯れて腐敗すること。

あからおぶね …… [赤羅小船] “あけのそぼぶね”と同じ。→同項。

あかりとり [明取] 室内に光線を入れるやうにした装置。(デッキライト (deck-light))

あかんたい [亞寒帯] 温帯中で寒帯に近い気温の低い地方。南北緯約50~66.5度に位する。——**ちゅうそうりゅう** …… [亞寒帯中層流] 寒冷な極地の水が極前線附近で沈下し、成層圏の表面を赤道の方に進む流れで、温度が低く鹽分の最も少ないもの。

あきあじぶね [秋味船] 北海道で鮭を積む船を特に稱していふ。秋味は鮭の異名、アイヌ語のアクアチップの轉訛。

あきと [逆釣] 錨(アハ)と同じ。→同項。

あきとらう [喰喘ふ] 魚が水面に浮んで呼吸すること。水中に酸素の缺乏した時などに行はれる。

あきぶね [空船] ①旅客及び貨物を積載してない船。②何時でも運送契約又は備船契約の目的となり得る状態にある船。普通“からぶね”又は“くうせん”といふ。

あきぶね [秋船] 山形縣飛鳥で物々交換のために使用する船。(五月船(アハ))

あきんどぶね [商人舟] ①商品を載せて河海を渡る船。②乗客又は商品を運搬する船。(あきなひぶね)

あく [錨] 釣鉤の尖りの下部に突起せる逆鉤。釣鉤に懸つた魚が外れぬやうに作つたもの。(あげ・あき・あら・あぎと・かり・かかり)

あくせん [惡戦] 戦果少なく損害の多い戦闘。

あくたすてずつ …… [芥菜筒] 船内に溜つた芥を、船外に投棄するための開口で、必要な場所に於てその蓋は水密に閉鎖することができ、又筒には自働不還弁が取附けてある。(塵捨筒)

あくたび [芥火] 海人が藻や塵芥を掻き集めて焚く火。

- あくと-ぶね** [芥舟] 農家で糞尿・塵芥などを運ぶ小船。
- あぐり-あみ** [揚繰網] 旋網(5)の一種。長方形帯状の網で、その特徴は網裾に多数の金属製の環を付け、この環に1本の括り綱を貫通し、魚群を囲み終われば先づこの括り綱を引締めて網の裾を括り、次に網を繰上げて魚を捕へる。一旋と二旋とある。二旋では網を2艘の船に分載し、魚群に向つて中央部から投網し、左右に分れてこれを囲む。鯛(イサ)・鯉(カ)等を主たる漁獲物とする。漁獲の多い重要な漁具である。⇒一旋・二旋。
- あぐり-ぶね** [揚繰船] 揚繰網(5)を使用する漁船。
- あげ-かじ** [上舵] 潜水艇の船体の前後に1対づつの水平舵があつて、前方が潜舵、後方が横舵である。前進中艦首を上げやうとする方向に、この水平舵を操舵することを上舵といふ。
- あげきり-しゅつぱん** [揚切出帆] 船舶が搭載貨物の揚荷終了次第、仕向地に向つて出港すること。
- あげ-しお** [上潮] みちてくる潮。略して上(アゲ)ともいふ。(差潮(5)) ⇒ 潮流。
- あげ-だか** [揚高] 実際に陸揚した積荷の量。油を撒荷(サツ)として運搬する時の如き、揮発性の蒸発、船外への漏洩、船底残存などにより、積高より幾分減少するのを免れない。
- あげ-だめ** [上溜] 潮が上がり切つて引かね時のこと。(潮一杯)
- あげ-ち** [揚地] 船積貨物を陸揚する場所。主に港津を指す。(陸揚港)
- あげちがい-かもつ** [揚違貨物] 正當な仕向地でない港に、陸揚された船積貨物。
- あげ-に** [揚荷] 積荷を陸揚すること。又その荷物。——**ほうこくしょ** [揚荷報告書] 揚荷取扱人がその取扱ひにかかる揚荷の状態を、受荷主・出荷主及び船主その他の関係者に知らせるため作製する報告書。品名・数量・中品及び包装の状態等揚荷物の明細を記載する。
- あげ-のこり** [揚残] ① 搭載貨物の陸揚終了後、人夫等の過失により、尙ほ船内に残留してある貨物。② 荷役時間の都合等により、未だ陸揚されないで船内に残されてある積荷の一部。
- あけ-の-そほぶね** [赤の曾保船・赤の曾册船] 赤く曾保(ソホ)を塗つた奈良時代の船。“そほ”は赤き土で塗料に用ひたもの。(あからをぶね)
- あけ-のみょうじょう** [明の明星] 明方に東天に見える金星。(明星

- (5))
- あげ-ば** [揚場] 船舶から荷物を陸揚する場所。
- あげ-はま** [揚濱] 鹽田の一。海邊の砂地を水田のやうに作り、細砂を撒布したもの。毛細管現象によつて砂に海水を含ませ、蒸発させて採鹽する鹽田。(揚濱鹽田)。
- あげ-ふそく** [揚不足] 揚地に於いて、船積貨物を陸揚引渡す際、その数量が足りないこと。
- あげる** [上げる] ① 水戦の語で、味方の帆を張ること。② 上潮(5)になること。
- あご** [網子] ① 魚の網を曳く者。(あみこ・あんど) ② 網主・網親・網元に對する語。
- あご-あみ** [飛魚網] 飛魚(5)を漁獲するに用ひる網で數種ある。“あご”とは飛魚の方言。
- あさ-かじ** [浅舵] 船を進める時、進退を自由にするため、舵を浅く水に入れること。
- あさ-かぜ** [朝風] 海岸で日出後しばらく陸地から海の方へ吹く風。
- あさ-ずな** [麻索] 麻を材料として編(ア)つた綱。
- あさ-せ** [浅瀬・浅灘] 水の浅い瀬。“浅灘”は海軍用語。
- あさ-ちよく** [朝直] 午前4時より8時までの當直勤務。
- あさ-なぎ** [朝風] 朝、海風と陸風が交替する時、一時海上の風や波がしづまること。
- あさ-にじ** [朝虹] 朝現はれる虹。大雨の兆候といふ。
- あさり** [漁] 魚介類をとること。いさり。すなどり。
- あし-あらい** [足洗] 和船中央部の舷牆を、外方より支へる縦通材。
- あし-いり** [足入] ① 海岸で泥の深いところ。② 吃水。
- あし-かけ** [足掛] 短艇の各漕手座の間に横に渡してある材で、機漕の際足を支へるもの。(ストレッチャー(stretcher)) ——**ずな** [足掛索] 桁を渡る足懸りとするため、桁に沿つて吊下せる足掛索。鋼索と麻索の2種がある。(フート-ロープ(foot-rope))
- あしがら-おぶね** [足柄小舟] ① 相模國足柄山の杉材で造つた昔の船。② 船足の軽く早い船。足輕小船の轉ともいふ。
- あじす-ぶね** [味す船] 40挺立以下の矢倉の無い船に、外を鐵條網で圍

ひ、内に幕を張り、竹束盾を立てた昔の軍用船。

あし-だん [足段] 艦船で舷側等に取り付けてある昇降用の階梯。鐵桿を用ひる時は、これをハンド・アイロン (hand-iron) といふ。(ステップ (step))

あしつぎ-ぶね [脚繼舟] 端船(端船)に同じ。→同項。

あし-なか [足半] 草履の踵に當るところの無いもの。筏師・鞠飼船の船頭など棹を肩に當て、俯して爪先のみで押して行くためにこれを用ひる。

あし-に [脚荷] ①底荷に同じ。→同項。②底荷として積む荷物。(バラスト (ballast)) ——**すいそろ** [脚荷水艙] 主に船の二重底間に設けた水艙。海水或は清水を充滿して吃水を大きくし、船の重心点を下げて安定をよくする。船の左右の傾斜或は前後の釣合なども、この水艙内の水を接配して調整する。(底荷水艙・バラスト・タンク (ballast tank)) ——**ポンプ** [脚荷ポンプ] 脚荷水槽の水を移動させるためのポンプ。(バラスト・ポンプ (ballast-pump))

あし-ば-いた [足場板] 昇降する足掛りに使用する板。(ステージ (stage))

あし-ば-せん [足場船] 船舶が陸岸と密接してゐない場合に、その間にあつて交通の足場として使用される雑役船。

あし-ば-や-お-ぶ-ね [足早小舟] 船脚の輕快な小舟。

あし-ぶ-ね [葦舟] ①葦を編み合はせて造つた、古代の筏に類する小舟。②葦を積んだ船。

あ-じ-ろ [網代] ①冬期、竹又は木を組み並べて網の代りとし、河の瀬に沈め、魚を誘ひ入れて漁獲する装置。②漁場のこと。——**ぎ** [網代木] 網代をかけるために立てる木。——**びと** [網代人] 網代守に同じ。——**ぼ** [網代帆] 竹・葦又は檜などを薄く細く削り、斜又は縦横に編んだもの。——**もり** [網代守] 網代の番をするもの。——**やく** [網代役] 江戸時代租税の一。大川筋で網代を立てて魚を捕獲するものに課した役錢。

ア-ス-ト-ロ-レ-ブ [astrolabe] 十字儀といふ古代の天文観測儀。北極星の高さ、或は太陽が子午線上に來た時の高さにより緯度を測つたもので六分儀の前身。

あ-せ-い-そ-ろ-けん [亞成層圏] 温帯にて海面上約 8000~10000 米。成層圏には達しないが氣流は水平に近い。——**ひ-こ-ろ-き** [亞成層圏飛行機] 亞成層圏内を比較的高速度で、長距離飛行をする目的で作られた飛行機。

あ-せ-ぬ-れ-そ-ん-が-い [汗濡損害] 貨物自體の性質により、又は不完全なる積

附、若しくは通風不完全により、艙内に濕氣が多くなり、積荷が汗をかいたために生ずる濡損又は變質・變色等の損害。

あ-た-か-ぶ-ね [安宅船・阿武船] 次項に同じ。→同項。

あ-た-け-ぶ-ね [安宅船・阿武船] 昔、熊野の安宅浦で造られた諸手船の一種。のちに軍船となつた。(あ-た-か-ぶ-ね)

あ-だ-な-み [徒波・仇波] ①うはべだけに立つ波。徒らに立騒ぐ波。②海邊をおそふ敵兵。

あ-た-り [當り] 釣で魚が餌に喰ひつくこと。

あ-た-り-も-の [當物] 釣の目的としない魚。所謂、外道(外道)の内の大きな魚。

あ-つ-か-い-せん [扱船] 他から經營を委託された船。

あ-つ-し-ゅ-く-て-ん-か-き-か-い [壓縮點火機械] 電氣火花・燒管・燒玉等の點火裝置によらず、氣體の壓縮に伴ふ壓縮熱の利用により點火して、動力行程を起す内火機械。ジューセル機械はこの式による。無點火式機械とも稱す。

あ-つ-し-ん [壓心] 船體を風下側に横なりに壓するため生ずる抵抗の中心。

あ-つ-ば-く [壓迫] わが兵力を以て敵の行動を抑壓する作戦行爲。

ア-ッ-パ-マ-ス-ト [upper-mast] 上樞。→同項。

あ-つ-り-り-う [壓流] 船が風下におし流されること。

あ-て 海上で船の現在點、若しくは漁場の在處を知るために利用する目標。山を目標とするものを“やまあて”といひ、航海中に山や陸地が見えて、それを目標に船の位置を判定し得ることを“やまがたつ”といふ。

あ-て-か-じ [當舵・抵舵] 船首の回轉情力を抑へるやうに舵をとること。“取舵に當て”の如し。又單に當(當)ともいふ。

あ-て-が-ね [當金] 船體に生じた裂疵・腐蝕等を補ふために、板・布金類を貼附けること。(パッチ (patch))

あ-て-が-わ [當革] 櫓(櫓)の櫓架にあたる部分に巻きつけてある鞣皮。

あ-て-ぎ [當木] 船口(船口)などに當てて、締めつけるための棧。(バツン (batten)・棧(棧))

あ-て-よ-ま [當絲] 八手網(八手網)などを使用する時、火船から海中に下し、絲に當たる魚の衝激により、魚が集合してゐるか否やを檢し、又集合してゐる魚類を判別するのに用ひる。手釣の釣具をその儘利用することが多い。

“よま”とは絲のこと“やま”ともいふ。

あ-と-お-も [後重] 飛行機の尻が重いこと。(テールヘビー (tail-heavy))

あと-じき〔後敷〕和船の後部、即ち艫の方に在る船底を構成する龍骨材。舷敷(せうしき)ともいふ。

アドバンス〔advance〕回轉圓の縦距。操舵した瞬間から艦・船舶がその方位を變ずること。8點になつた時、原針路線上で計つた距離。艦・船舶全長の約4倍。

あと-びき〔後退〕磯波の寄せる時に、海底で沖の方へ逆戻りする強い流れ。

あと-ふなばら〔後船腹〕船舶が或る港を出帆し、次の港で積荷に使用し得る船腹。

あと-ぶね〔後船〕次を追ふて後から入港又は出港する船。

あな〔穴〕魚が集團してゐる所。——**ずり**〔穴釣〕魚(特に鯉)の潜んでゐる岸の穴などへ、餌を挿入して釣る漁法。

あなし〔乾風〕冬季大陸から吹出し寒冷な北西の季節風。“あなし”又は“あなせ”ともいふ。

あなせ〔乾風〕前項に同じ。→同項。

あねったい〔亞熱帯〕温帯中で熱帯に近い気温の高い地方。①南北緯約20～40度に位する。②1年の内4～11ヶ月の気温が攝氏20度以上で、1～3ヶ月は20度以下を示す地帯をいふ。——**じそりゅう**〔亞熱帯次層流〕熱帯源の温水が循環する區域では、表面の流は熱帯地方から高緯度へ向つて流れるが、その一部は回歸線附近の收斂線で沈下し、南に歸つて行く。この對流圈内の表面暖流の次の層の流れのこと。

あは〔浮子〕網の上縁につけて網を水面に浮かせ、又は水中に保たせるうき。——**ずな**〔浮子綱〕漁網の上縁にあつて、浮子が結び附けてある綱。麻・棕綱又はマニラ麻で製し、綱を引寄せるためにも力綱となる。

——**まき**〔浮子巻〕漁網の浮子の下に附けてある綱地。“浮子擦れ”又は“潮切”ともいふ。網縁が太く、目が疎く、浮子のため綱が損傷するのを防ぐ。

——**やりぶね**〔浮子遣船〕網漁業に際し、浮子が綱に絡まり附くのを解き、又は注意する船。特に罫網漁業では、振網の潮に掛かるのを防ぎ、又は海の深淺を測つて操業に協力する。——**ゆき**〔浮子行〕網の浮子をつける部分の長さ。その長さが50間であるならこれを“浮子行50間”といふ。浮子綱の長さに同じ。

あばり〔網針〕あみはり。編網の用具。

あびき①(方)肥前では餘波、五島では船の通る際に起る大きな波、周防で

は大波のことをいふ。②(方)鹿兒島では時化の前後などに静穏な海濱に起る海面の昇降現象をいひ、これによつて暴風來を豫知する。

あ-び-く〔網引く〕曳網を引くこと。

アフター-ヤード〔after-yard〕船の回轉の中心より後部にある諸桁。メイン-マスト及びミズン-マストの諸帆桁。

あぶら-さし〔油差〕普通船員の一。操機手の舊稱。→同項。海軍では注油手ともいふ。

あぶら-せんしょう〔油専焼〕重油専焼船に同じ。→同項。

あぶら-タンク〔油タンク〕燃料油を貯蔵しておくタンクで、普通二重底の中を使用してゐる。“貯油槽”ともいふ。

あぶら-ぶき〔油拭〕塗粧面の油分が缺乏し、變質を來たさうとする場合、又はその一部摩損等に因り、光澤を失つた場合等に艶拭・眞水拭では恢復させ難い時に行ふもので、布片に少量の同色塗料又はオイル油(煮亞麻仁油等)をつけ、これを塗粧面に擦り込み、汚染を除去し、且つ光澤並びに強靱性を恢復させる。⇒艶拭・眞水拭。

あぶら-ぶね〔油船〕油を運搬する船。(給油船・油槽船)

あぶら-まじ次項に同じ。→同項。

あぶら-まぜ(方)春頃、南西又は南から和かに吹く風につき、和歌山から四國・瀬戸内・宮崎あたりまでの地方でいふ語。

あぶれ釣の漁獲が思はしくなくてあてがはずれること。精進(しんじん)ともいふ。

アプレントイス〔apprentice〕商船學校實習生たる運轉士、又は機關士生徒等の船舶乗組員。(見習運轉士・見習機關士)

あま〔海〕(古)うみ。うなばら。

あま〔海女〕①すなどりを業とする女。②海中に潜つて魚介を捕る女。

あま〔蚤・海人・海士〕海で魚介をとり、又藻汐焼などを業とするもの。(れふし・漁人・蚤人(しん)・海人(うみ)) ——**ごろも**〔蚤衣〕漁夫の着る着物。

——**の-たくなわ**〔蚤の栲繩〕(古)漁夫の網につけたたくなば。“たくなば”とは栲(か)の皮で織つた布で作つた繩。——**の-まてがた**〔海人の兩手肩〕海人が桶に潮水を汲入れて運び、又は藻汐草を刈つて掻集めなどするのに、兩手兩肩を勞して忙しく働くこと。——**びと**〔蚤人・海人〕

漁夫。——**ぶね**〔蚤船・海人船〕漁夫の乗る船。(漁舟・海人小船(うみ))

ア-マ-ア-ド-ア-〔armour-door〕戦闘に際し、敵弾を防ぐため防禦甲板に於

ける開孔並びにエンジン・ハツチ等を閉鎖するために設ける装甲板の扉で、平時はこれを上方に開放し得る装置を備ふるもの。

あまのいわくすぶね [天の磐楯船] (古) 神代に伊弉諾尊・伊弉冉尊の御子、蛭兒(ヒコ)を載せて流されたといふ楯(タ)で造つた堅固な船。

あまのうきはし [天の浮橋] ①神代の初に、天と地との間に架(カ)つてゐたといふ橋。②神話に現はれる舟筏。即ち伊弉諾尊・伊弉冉尊が國土創成の際に召されたもので、船を意味する。浮橋は原始的な列舟の大なるものといふ説もある。

あまのとりふね [天の鳥船] ①天の鳥船(トトリフネ)と同じ。→同項。②古代輕舟の航行を掌つた交通の神の名で、鳥の石楠船神(トトリフネノカミ)の別稱。

あまのほとふね [天の鳥船] 古代の割舟(ワタリフネ)。船全體又は船首を鳥の形に造つた天の鳥船(トトリフネ)の一名。

あまぶね [尼船] 昔、攝津國尼ヶ崎と大阪の間を往復した運送船。

あまべ [海人部] (古) 漁獲を以て朝廷に奉仕した品部。應神天皇5年8月諸國に海人部を定められた。

あみ [網] 網地(アミ)・浮子(ウヅ)・沈子(カヅ)及び網を取り合せて造る漁具。浮子と沈子は時にこれを缺くこともあるが、網地は必ず用ひられる。平面状のもの、囊状のものに大別され、使用の目的と、造り方によつて、抄網(ウヅ)・掩網(カヅ)・刺網(カヅ)・引網・旋網(カヅ)・敷網・建網の7種に分れる。

〜あし [網脚] ①網の下部。②網を引揚げる際、網が重いか、又は魚類の夥しく網に入った場合に、網足が重いといふ。③網目を形づくる4本の脚。即ち網目の結節と結節との間の絲。

〜いけす [網活洲] 囊状の網口の上縁に側網を附け、これに浮子を所々に按配し、底網の周圍數ヶ所には石を附して網底の浮上を防ぎ、この中に鰹釣餌用の鰯などを蓄養する活洲。

〜うち [網打] 一般に網を投すること。特に投網(ウチ)を用ひて魚を捕ること。又、その人。

〜えり [網餌] 餌(エ)と同じ。→同項。

〜おこし [網起] 敷設してある網を繰上げて漁獲すること。殊に定置漁業の操業の場合に用ひる語。

〜おや [網親] 網元に同じ。→同項。網子(アミ)の對。

〜おろし [網卸] ①新調の網を初めて使用すること。②定置網を敷設

すること。

〜ぎよぎょう [網漁業] 網を使つて行ふ漁業の總稱。

〜ぎよせん [網漁船] 網具で漁獲を行ふ、漁船の總稱。網の種類により巾着網漁船・揚繰網漁船・打瀬網漁船・地引網漁船・繰網漁船・流網漁船・刺網漁船等、又その目的物により鱈網漁船・鯛網漁船等がある。

〜きらい [網機雷] 潜水艇の通航を防止する鋼線網に、小型の機雷を取付け防禦網の效力を大きくするもの。

〜きりき [網切器] ①防潜網の網目を切断するため、潜水艇の艦首に取付ける鋸齒状の金物。②水雷防禦網の網目を切断するため、魚雷の頭部に取付ける鉄。(ネット・カッター(net-cutter))

〜ぐら [網倉] 漁業用の網を保存して置く倉。濕氣や鼠害を防ぐやうに注意されてゐる。

〜こ [網子] 網を引く人。轉じて一般に網漁業の従業員。網親の對。

〜さし [網刺] 網を作ること。又その人。(あみすき)

〜し [網仕] 網をすく職人。(網大工)

〜ずな [網綱] 網に取附けた綱類。曳綱(ヅナ)・浮子綱(ウヅヅナ)・沈子綱(カヅヅナ)など。(あみなは)

〜そ [網麻・網苧] 網をすく材料とする麻絲。(あぞ)

〜そめタンク [網染タンク] 網の染料を溶かして入れて置く槽。染網作業にこの槽を用ひる。トロール漁船では低船尾後部に備へてある。

〜ぬし [網主] 網親に同じ。→同項。

〜ばり [網針] 網を抄(ウヅ)くに用ひる針。(あばり)

〜はりころ [網張術] 水雷防禦網を懸垂展張するのに用ひる中空の圓鋼で、兩舷艦首から艦尾に互り水線のやや上方に支點を有し、舷側に沿ひ斜に收置せられるもの。(ネット・スパー(net spar))

〜ひき [網引] 魚を捕るために網を引くこと。又その人。(あびき)

〜びと [網人] 網子に同じ。→同項。

〜ぶね [網船] ①網漁業に用ひる船の總稱。②網漁業に従事する船の内にもその分擔によつて、専ら網を操縦する船を網船と呼び、集魚燈を點する火船(ヒコ)や補助に使用する手船(テ)と區別する。

〜もち [網持] 定置網漁業等に於いて網を繰り揚げること。例へば大謀網に魚が入ると、先づ網口を引き揚げて魚の出入口(端口(ウチ))を閉ぢ、

囊網の一方から網を繰り上げ、順次に繰り越して、魚を魚捕部に集めて取り上げる。この一貫作業のこと。

〜もと [網元] 網漁業に於いて資本を出してゐる網の持主。(網親)

〜やく [網役] 江戸時代、漁業する者から上納した役銭。

〜やど [網宿] 網漁業経営の支配人。網仲間の投票、或は協議により選ばれて交代する。その家を指して呼ぶことから轉じた語。

あみじめ [編締] 静索下端の曲折部のやうに、兩索條中の一方向のみ多くしかも大なる力の加はる部分を括著する方法。(ラッキング-シー징(racking seizing))

あみすき [網抄・網結] 網刺に同じ。→同項。——ばり [網結針] 網をすくの用に用ひる竹又は鯨鬚製の針。(あみばり・あばり)

あみどめ [編止] 索端を滑車等に通し易からしめ、且つ索端の解けるのを防ぐためその端を尖がらせるのに用ひる括著法。(ポインティング(pointing))

アーミング [arming] 河海の底質を知るに便するため、測錘の下端の窪みに獸脂等を填充すること。

あめぬれ [雨濡] 荷役中、積荷が降雨のために濡れること。又はその損害。(濡損)

あやま [文間] 浪のうねうねの間(マタ)。

あゆかけばり [鮎掛鉤] 鮎漁に用ふる掛鉤。天置絲(マツ)に鮎を結んでこれを固(カマ)とし、その尾に近く鉤をつける。鮎の互に體を磨り附ける習性を利用して漁獲する。

あゆのかぜ [東の風] (方)北陸道で東風をいふ。略して“あゆ”ともいふ。

あゆのてんから [鮎の天唐] 鮎釣鉤の一種。圓錐形の鉛の先に釣鉤3~4本を掛け、これに長い天置絲(マツ)を結んで鮎の群集する水中に投げ引掛けて捕へる漁具。

あゆび [歩桁] 船と岸との間にわたして渡るのに用ひる板。地方によつて“あいび”海軍では“道板”といふ。

あゆみ [歩] ①歩板。②船頭が櫂を押す所。——いた [歩板] 渡るために物の上に渡す板。(わたりいた・あゆみ)

あようせい-ちんでんぶつ [亞洋性沈澱物] 陸棚崖の沈澱物で、半ば陸性半ば大洋性の沈澱物。陸上から流れて来た泥粒と、海中の浮遊生物遺骸と混じたものである。青泥・赤泥・綠泥・綠砂、火山泥・珊瑚泥などがそれ

に屬する。

あら [逆鉤] “あぎと”又は“あぐ”に同じ。→同項。

あらいぜき [洗堰] 上流の水位を高めこれを調整するため、河川の幅一杯に横たへて作つた堰で、水が常にその上を越して流れるやうにしたもの。

あらいそ [荒磯] ①波の荒く打寄せる磯。②岩の多い磯。

あらいや [洗矢] 銃器手入れの際、油布をつけて銃身の内部掃除に使用するもの。

あら-うみ [荒海] 波の荒れる海。(荒海(アラ))

あら-かご [荒籠] 堤防に築く蛇籠(カゴ)の類。

あらし [嵐・暴風] ①あれ狂ふ風。②はげしい風雨。荒(アラ)ともいふ。(暴風雨) ——どり [暴風鳥] 時化鳥(カサ)に同じ。→同項。

あら-しお [荒潮] ①大潮。②荒海のうしほ。

あらて-あみ [荒手網] ①魚を圍んで本網に導き入れるために、網の端又は上縁に附ける目の荒い網。②定置漁業の垣網部の網。③蘆漕で編んだ目の荒い網。

あら-なみ [荒波] 荒れたつ波。(激浪)

あら-に [荒荷] ①ラフ-カーゴ(rough cargo)の譯語。優良荷物(fine cargo)の對。積附上注意を要するもので悪臭を放つもの、他の積合せ貨物を汚損する危険のあるもの、又は木材・植物等嵩高粗大貨物の總稱。②江戸時代の海運用語で現今の雜貨中、陶器類・紙屑・繩類のやうな下級品に屬する荷物。九店品(クド)に對して稱へられた語。

あら-ばえ [梅雨の頃] ①梅雨の頃に南西から吹いて来る風。②(方)陰曆5月頃の南風。(畿内及び中國の船人の語)。

あら-まき [新巻・荒巻・苞苴] ①普通の鹽鮭(鹽引(カサ))より入念に製した鹽鮭。即ち眼の下1尺9寸位の鮭を選び、腹を割き清潔に洗ひ、精鹽を口及び腹に詰め、外面に鹽をふりかけ、木槽に漬け、2~3晝夜で取出し竹べらで尾づつ鹽や膏汁を除去して鮮魚のやうに清らかにした後、少量の鹽を腹中及び外部に施したもの。②魚を藁又は竹の皮などで包んで贈物とするもの。

あら-もの [荒物] 沖で釣れる魚で勢よく活動するものの俗稱。鯛・鰻・鯖などの類。

あら-わし [荒鷲] ①皇軍の航空機。勇猛果敢な戦闘振りを荒鷲に譬へた語。②航空機搭乗員の別稱。

- アリーウェイ** [alley-way] 船室間の通路。
- ありすがたのまま** [有姿の儘] 船舶の賣買・賃貸借・抵当権設定の際使用される語で、船舶の現状の儘といふ意。
- ありそ** [荒磯] (古) あらいそ。——**み** [荒磯海] (古) 荒磯の海。(古) ありそみ) ——**なみ** [荒磯波] (古) 荒磯に打寄せる波。(あらいそなみ)
- アルクトゥルス** [(羅) Arcturus] 天測常用恒星の一。大熊座の柄杓をその曲線に従って延長した所にある北天第一の赤色輝星。
- アルタイル** [(羅) Altair] 天測常用恒星の一。一等星で2個の三等星に挟まれて三つ星状をなし、その3星を結ぶ線はベガを指してゐる。東洋では昔から、牽牛星と稱へ七夕に祭る星である。
- アルデバラン** [(羅) Aldebaran] 天測常用恒星の一。オリオン座の三つ星を一方へ延ばすとシリウスに至り、また他方へ同距離だけ延ばすと、あせたバラ色のアルデバランに達する。この星は附近にある低光度の數星とともに頭字のA字形を造り一等星の標準型と見ることが出来る。
- アルマナック** [almanac] 航海年表。→同項。
- あるみ** [荒海] (古) 荒波の立つ海。(あらうみ)
- あわうみ** [淡海] 淡水の海。みづうみ。潮海の對。
- あわこ** [粟子] 魚類の卵で極めて小粒のもの。
- あわしょうかき** [泡消火器] 消火氣泡を放射する持運び式、又は移動式消火器で、重炭酸曹達と氣泡劑との混合液、及び罐に容れた硫酸アルミニウム溶液を装填してあり、海軍では“泡沫式消火器”といひ、日本式・岡田式等がある。
- あわせ** [合] 魚が喰つた時に竿や手を持ちあげてしやくること。——**ざお** [合竿] 1本の繕糸に2本の釣竿を用ひ、各自1本宛竿を持ち2人で釣り上げる方法。鮎のやうな重い魚を釣る時に用ひる。
- あわびおこし** [鮑起] 岩礁などに附いてゐる鮑を割がし取る鐵製の器具。⇒磯鐵(はら)
- あわびしらたま** [鮑白珠・鮑白玉] 鮑の中から出る眞珠。(あはびたま)
- あわびたま** [鮑珠] 前項に同じ。→同項。
- アンカー** [anchor] 錨。→同項。——**ダビット** [anchor-davit] 錨ダビット。→同項。——**ベッド** [anchor bed] 錨床。→同項。
- あんがん** [暗岩] 最低潮の際でも水面に露出しない岩。

- あんけんがん** [暗險岩] 低潮の際でも水面に露出せぬ危険な岩。⇒暗岩。
- あんこ** [暗弧] 燈臺の燈光の遮蔽區域。
- あんごう** [暗號] 當事者同志相互にだけ意味の通ずる合言葉。秘密の通信に用ひ、符號・隱語等をいふ。——**ちょう** [暗號長] 軍艦で受信した暗號電報を解讀し、又は秘密を要する送信電文を暗號に綴ることを擔當する兵科士官。
- あんしゃ** [暗車] 水中に隠れてゐる船舶の推進器(ばら)。螺旋推進器の舊稱。——**せん** [暗車船] 暗車を備へた船。その數により單暗車船・雙暗車船・三暗車船等と呼ぶ。“暗車汽船”ともいふ。⇒各項。
- あんしょう** [暗礁] 海面に顯ばれない水面下の岩礁。
- あんじん** [安仁] 中古、水軍の天文氣象を掌つたものの職名。
- あんしんて** [按針手] 船舶の操舵に従事するもの。(からとり)
- あんじんやく** [按針役] 大船で羅針盤を按じ、船の航針路を定め、舵取を指揮する者。
- あんせい** [暗星] 光を發しない恒星。
- あんぜん** [安全] 危険のないこと。——**こうろ** [安全航路] 航海又は海運取引の慣習上安全であるとされてゐる航路。危険航路の對。——**せんこうしんど** [安全潜航深度] 内殼の強度により、近代の潜水艦の潜航限度は深度100米(水深100米の所では1平方圓の面積に對して約10疋の水壓が働く)であるとしても尙ほこの深度の3倍位の餘裕はとつてあるから、此の100米内外の潜航深度を實際壓し潰されてしまふやうになる耐壓深度に對して安全潜航深度といふ。——**たい** [安全帶] 飛行機や滑空機の座席に操縦者や同乗者を緊締する帶。“安全バンド”ともいふ。——**タンク** [安全タンク] 潜水艦で落下龍骨(ドロップキール(drop-keel))と同一の目的に供されるために設けられたタンクで、常備状態の際に満水しておき、危急の際、迅速に壓搾空氣によつて排水し浮力を得させるもの。——**とう** [安全燈] 金網やガラスで被ばれた手提ランプ。——**どめ** [安全止] 細索又は鎖物で鉤の外れないやうに止めるもの。(マウジング mousing) ——**ふりょく** [安全浮力] 満載吃水線より上部、即ち乾舷を有することによつて生ずる船體の餘剩浮力。(豫備浮力) ——**べん** [安全弁] 罐の中の蒸氣壓力の過大を防ぐため、その一部を自動的に外部へ逃がし、汽罐の破裂を防ぐため罐に取附ける弁。

あんそ ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ [醸藏] 魚などを鹽漬にし後、適當に醗酵させること。醗藏(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)ともいふ。

アンタレス [(羅) Antares] 天測常用恒星の一。光度微弱なる2星間に輝く赤色巨星で、此の3星の成す弓形曲線は、その北西方に同じく弓形に並べる星の成す曲線と約70度にあつてゐる。アルタツルス・スピカ・アンタレスで直角三角形をなしスピカはその直角の所にある。

あんてい [安定] 重心が物體の底邊近くにあること。造船上の主要條件であると共に、貨物を船舶に積み込む際第一に考慮されなければならない。(復原性) ——**ぎよく** [安定漁區] 露氣漁業の協定によつて、日本人の經營權を認め、競賣入札によらぬ漁區。競賣漁區の對。 ——**さく** [安定索] 短艇吊索(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)の左右に取付ける鐵鎖又は細索。 ——**すいそう** ㄙㄨㄛˊ ㄙㄨㄛˊ [安定水槽] 船舶の横動(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)を軽減するために使用する水を入れる水槽(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)。

あんていせん [安定船] ぐらつかない船。

アンテナ [antenna] 電波を輻射又は吸収する装置の總稱。無線電信用空中線。 ——**きらい** [アンテナ機雷] 機雷罐の上に約21米のアンテナを裝備し、その何れの部分に艦船が觸れても爆發する装置の機雷。

あんどろ-けん ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ [安導券] 交戦國が敵國人・敵船等に對し一定目的のために一定の場所に赴くことを許可する文書。護照・護送券ともいふ。

アンドロメダ-ざ [(羅) Andromeda 座] ヘルセウス座とメガス座の間に位置する美しい星座。その輝星は殆んど直線に列なる。

あんどん-びし [行燈沈子] 特殊の構造をなしてゐる釣漁業用沈子。上中下3部分より成り、上部と下部とは半圓形の鉛で相對し、中部に圓筒形眞鍮針金製の金網が挟まり、蝶番(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)によつて金網は開閉する。その中に蟹蝦(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)の鹽漬その他の餌を入れた沈子である。この下に釣鉤を繋ぎ、釣絲を附して海底に沈め、釣絲を上下に動搖させると餌は水中に漏れ魚を誘致する。沈子と餌籠を兼ねたもの。

あん-ば [網端] 網場(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)の音便。漁網の端につける浮木(ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ)。(あば)

あん-りゅう ㄞㄨㄥˊ ㄣㄩㄡˊ [暗流] 上層にあらはれないながれ。(潜流)

い ㄞ [堰] ①灌漑用の用水をせき止めておく所。②土を築き水流をふせぎ止めた所。(ふせき・ゐせき・せき)

い-ぶね ㄞㄨㄥˊ ㄨㄣㄝˊ [家船] 船を住居として、濱から濱へ漁業を生計としつつ渡り行く特殊の漁業者の家族の船。兒童の就學その他、郷土に於ける團體生活上不便多く次第に減じたが、尙ほ多少、長崎縣・廣島縣に残存してゐる。“えぶね”又は“えんぶ”とも呼ばれる。

いお ㄞㄨㄥˊ [魚] 魚(ㄞㄨㄥˊ)。

い-か-かご [烏賊籠] 烏賊集網(小規模の敷網の方)の籠網に代へて籠を用ひたもの。⇒烏賊集網。

い-か-く ㄞㄨㄥˊ [威嚇] 我が兵威を示して、敵を壓迫する作戦行爲。脅威の結果は牽制となり、敵の行動を抑制し、若しくは我が欲する方面に誘致する場合が多い。(脅威) ——**しゃげき** [威嚇射撃] 威嚇を目的として、敵國沿岸又は汽船に對して行ふ砲撃。

い-か-す-あ-み [烏賊集網] ①瀬戸内海・周防灘又は玄海灘で主に使用される一種の曳網。烏賊柴或は巢と稱する葉附の木の枝を10本位束ねて海底に沈め置くと、甲烏賊はこれに産卵のため集るので機を見て網を曳く。②又巢を籠網の中に結び海底に沈め置き、烏賊の集つた頃を見計つて引上げる小規模の敷網。

い-か-だ [筏] 材木や竹などを組んで繋ぎ合せ、舟のやうに作つたもの。 ——**し** [筏師] 筏に乗ることを職業にしてゐる人。(いかだのり) ——**ずもろ** ㄞㄨㄥˊ ㄙㄨㄛˊ [筏角力] 筏或は箱船などの上で行ふ角力。水に落された方を負とする。 ——**ぜりあい** ㄞㄨㄥˊ ㄞㄨㄥˊ [筏適合] 同人数の2組が筏の兩側の水中に並んでつかまり、合圖で皆同時に筏に上らうとし、味方の組の者を助け揚げ、敵を突落しその1組全部が上つた方を勝とする。 ——**にんぶ** [筏人夫] 本船から卸した木材を筏に組み貯木場に運搬したり、又貯水中の材木を整理し、筏の組替等に從事する港灣勞務者。 ——**のり** [筏乗] 筏師。

いかのすみ [烏賊の墨] 烏賊の体内にある紫黒色の液。敵から襲はれた時、これを多量に排出してその身を保護する。標幕を張つて味方の所在を晦ますことを烏賊戦術といふ。

いかぼんでん [烏賊梵天] 延縄(延)漁業で繩(釣絲)を延(ハ)へる時、所々に浮標を付け、夜間はその上につける目標の燈火の代りに鰯烏賊(鰯)を割いて、これを結び付けて置くと、燐光を放つて暗夜にもその位置がわかる。梵天は修験道に用ひる幣束の俗稱で、浮標の上立てる目標がこれに類似するのでこの名がある。

いかり [錨・碇] 綱や鎖をつけて水底に投下し、艦・船舶を一所に停止させる船具。昔は木材又は石材を用ひたが、現在は多く鐵又は鋼で作る。(アンカー(anchor))

〜いじれん び [錨維持鏈] 錨を錨座、若しくは舷上に維持し、幹の下部より掛ける鐵鎖。(シャック-ペインター(shank-painter))

〜ろんばんほう び [錨運搬法] 航行力を有せざる艦船を錨索によつて移動し、若しくは繫駐するために、錨を短艇にて運搬し、これを所要の所に投下し、その錨索を艦船に導く方法。

〜かき [錨掻] 艦・船舶が錨泊する時、錨爪が海底に喰込む工合。海底が軟泥などで錨爪を緊密に把持し、走錨の虞少いときは“錨掻き善し”といひ、これに反し底質軽沙若しくは輕鬆な土質で、錨爪の喰込みが悪く走錨の憂あるときは“錨掻き悪し”といふ。

〜きりがつせん [碇切合戦] 昔、風雨の夜などに、敵船の碇綱を切断した水戦。

〜ざ [錨座] 錨を収めるために設けた甲板上の斜面臺。(錨床・アンカー-ベット(anchor-bed))

〜ずな び [碇綱・錨鎖] 碇(錨)をつなぐ鐵鎖、或は頑丈な繩。(アンカー-ケーブル(anchor-cable))

〜ずり び [錨釣] 釣餌を用ひず、或は餌と數本の錨形の鉤を用ひて魚を引掛ける釣方。鮎釣には天唐(鰯), ぼら釣には引掛といふ方法がある。

〜ダビット [錨ダビット] 彎曲してゐる大きな鐵材で、引込装置になつてゐない錨を收置するのに用ひ、側張索(引索)で左右に維持し、上端に近く金屬滑車が附いてゐる。(アンカー-ダビット(anchor-davit))

〜てんま [碇傳馬] 碇の上げ下げに用ひる傳馬船。

〜なわ び [碇繩] 碇につける繩。(碇綱)

〜ばん [碇番] ①昔、水戦の時、夜中敵に碇綱を切られるのを防ぐために小舟で護つたこと。②船舶が荒天に錨泊する際、その錨鎖の張弛を見張りする者。③潮の干満差の大きい港の岸壁に繫留中の船舶で、繫留索の張り方を注意する碇泊當番。碇當番ともいふ。商船の碇泊當番は船に出入する者を監視し保安の任務に當る。

〜ふひょう び [錨浮標] 投下した錨の位置を示すため、アンカー-クラウンの索に取附ける浮標。(アンカー-ブイ(anchor-buoy))

〜みだい [錨見臺] 錨作業或は繫留作業中、錨及び錨鎖などの状態を見張るために、前甲板錨孔附近の兩舷に突出して設けた臺で、内方に折返し得るやうになつてゐる。

〜むすび [錨結] 小錨の鎖に縛著し、又は浮標索を示錨浮標に縛著するやうな場合に用ひる法。比較的大なる錨索を錨の鎖に縛し、或は索端を圓材に縛著する時等に用ひる法を“大錨結”といふ。

〜もり [碇鋸] 捕鯨に用ひる鋸の一種。尖端の左右に突起があつて碇の形をしたもの。

いかり-ば [錨場] 艦・船舶が錨を卸して碇泊する海面・灣・海岸。 — ふひょう び [錨場浮標] 艦船の錨泊位置を示すために設けられた浮標。

いき-えさ び [活餌] 釣魚の時の生きてゐる餌で、蟲又は小魚・蝦の類。

いき-す [生簀] 荷物廻船の下に敷く竹の簀(す)。

いき-せん び [委棄船] ①遭難などのために見棄てられた船舶。②海難に罹り委付せられた船舶。(舊商法では委付を委棄といつた) 海難に罹つた保険の目的物を委棄物(salvage)といふことがある。

い-ぐい び [居喰] 釣で浮木が動かないで魚が喰つてゐること。

いくさ-の-ふね [軍船・軍艦] 水戦に用ひた船。(いくさぶね・戦船)

いくさ-ぶぎょう び [軍奉行] 中古水軍の職名。船奉行の下役で軍中諸般の事を統轄したもの。

いくさ-ぼし [軍星] 北斗星の別名。その第7星を破軍星といふ。

いくり [礁・海石・海中石] (古) 海中の石。海底の岩。暗礁のこと。

いけ-うお び [活魚] 水に入れて生かしてある魚。

いけうお-やく び [池魚役] 江戸時代租税の一。池の捕魚税。⇒池運上。

いけ-うんじょう び [池運上] 江戸時代租税の一。水草を採るとか、魚類を

- 捕獲するとか、池を利用した者に対する課税。
- いけき** [圍撃] 3若しくは4方面より敵を包圍して攻撃すること。(包圍攻撃)
- いけす** [生簀・生洲・甕] 漁獲した魚を活かしておく場所、又はその器具。箱生簀・籠生簀・船生簀・網生簀・堀生洲など種類が多い。——**ぶね** [生簀船] ①船内の大部分を生簀にして魚を活かしておく船。②水の自由に通ずるやうにして、水中に繋ぎ留め、魚を活かしておく箱。(箱生簀のこと) ③魚を活かしておく水槽。“いけぶね”ともいふ。
- いけばち** [活鉢] 鯉を釣る時に潮水を汲んで餌を生かして各自で使ふ小桶。
- いけぶね** [生槽・活槽・活船] 生簀船(註)の③に同じ。→同項。
- いけま** [活間] 生簀(註)の一種。船内を区劃して数個の通水孔を設け、海水を自由に流通させ、漁獲した魚又は餌用の魚を活かして置く区劃。
- いけやく** [池役] 江戸時代租税の一。池の水草・真菰などの採伐に課した。⇒池運上。
- いごうせんすいかん** [伊號潜水艦] 一等潜水艦(排水量1000噸以上)の別稱。
- いさ** [遼差] 經線儀の積差を原差に加減したもの。即ち某日時に於ける線威平時との差。
- いささかけぶね** [小掛船] (古) 帆掛船。
- いささがわ** [小川] (古) 小さい川。細い流。(いさらがは)
- いさな** [磯魚] 磯邊の魚。(いそうな)
- いさな** [勇魚] (古) くちら。大魚。——**とり** [勇魚取] 鯨を捕へること。
- いさば** [五十集] (磯端・磯場又勇魚物(註)の轉ともいふ) ①すなどりをする場所。轉じて魚市場。②ひもの又はしほものなどを賣る店。(魚肆) ——**や** [五十集屋] ①しほものの魚を賣ふ家。②魚問屋。③活魚仲買人。
- いさば** [磯場] 小舟の一種。磯邊に行く小舟の義で、一名磯邊舟。
- いさり** [漁] (古) 魚を捕ること。(すなどり・れふ)。——**び** [漁火] (古) 魚を漁船の方へ寄せるために焚く火。((古)漁火(註)・漁り焚く火(註)) ——**ぶね** [漁船] (古) 魚を捕る船。(すなどりぶね・れふせん)
- いさざり-りょう** [徒歩漁] 楫(註)を以て突きとる漁業。徒歩で浅海を歩みつつするものと、漁船に2人乗組み1人は船を操縦し、1人は楫で底魚又は海鼠(註)・鰐(註)等を突きとるのとある。徒歩漁(註)ともいふ。

- いしあし** [石脚荷] shingle ballast の邦語譯。底荷として積載する小石。
- いしおこし** [石起] 手網を下流の方に置き、その附近にある石を揺り起して、魚をその網に追込む谷川で行ふ漁法。
- いしころく** [威氏絞轆] ヲエストーン-テ-ケル (Weston's tackle) 実用語にあらず。→同項。
- いじさく** [維持索] 橋を維持する索。その屬する橋と前後左右などによつて名を區別する。前橋維持索・前方維持索・左維持索の類。ステー(stay)又はリギン(rigging)。
- いしずけ** [石漬] 水の浅い處に石を積んでおいて、魚の集るのを待ち、網又は竹簀でこれを圍み、石を圍の外に移して魚を捕へる漁法。
- いしひみ** [石干見] 海水の干満を利用して、遠淺の所の沖合に石で圍を作り、干潮時この所に残つた魚を捕獲する原始的漁法。福岡縣の瀬戸内沿岸等に今なほ行はれる。一種の定置漁業。
- いしびや** [石火矢] 昔の大砲の稱。初は石、後に鉛や鐵の彈丸を用ひた。
- いしぶね** [石船] ①石材を運ぶ船。俗に關兵衛といふ。②昔、海路の平安を祈願して、石片で船形を作り、これを海路守護神へ奉納したもの。現代でもこの土俗が行はれてゐる地方がある。③昔、海人が釣に出る時、船の輕いのを忌み、石を積んで沖に出て、魚を捕るとその石を捨てたのでその船をいふ。——**のり** [石船乗] 石材を運搬する船の船頭。
- いしやき** [石焼] 石をよく焼いて直にその上で魚を焼く料理法。鮎漁などで河原(漁場)で行ふ。
- いじゅういん-しんかん** [伊集院信管] 明治33年帝國海軍に採用された伊集院五郎(元帥・海軍大將となる)の考案に成る信管。下瀬火薬と併用して大いにその效力を發揮した。
- い-じょう** [移乗] 一船から他船へ乗移ること。
- い-しよく** [移殖] 他の場所から魚貝藻類を移して、増殖すること。新種又は優良種に就いて行ふ。なほ貝類や海苔の養殖に於いて種子場と成育場と異なる場合に行ふ。——**ひび** [移殖筈] 海苔の成長には適するが、種子の發生に適しない處では、種子の附著した筈を他の地方から移して養殖する。この筈を移殖筈といふ。地子筈の對。
- い-せき** [井堰] 上流の水位を高めるために川水をせき止めるせき。(あらひせき・堰(註))

- いせき-こ 𠄎 [遺跡湖] 嘗て海湾又は河道の一部であつた處に生じた湖沼。
- いせき-とう 𠄎 [遺跡島] 古代に於いて陥没した陸地の残部が、現在水面上に島嶼をなしてゐるもの。マダガスカル島の類。
- いせもの-づくり 𠄎 [伊勢物作] 阿武(𠄎)造りに似て、水押(𠄎)なく、舳(𠄎)を高く平に造ること。又その船。(伊勢船)
- いせん 𠄎 [緯線] 地球の表面に赤道に平行して描かれた緯度を示す假想の線。經線の對。——けいせん-こうこう 𠄎 [緯線經線航行] 東西若しくは南北に航行すること。
- いそ [磯] ① [地文] 山が海に接する所に多く、斷崖と岩石の多く横たはる海岸地形をいふ。② 單に海や湖などの水きは。波打際に岩石のある處。③ 干潮汀線から海の方の若干區域。
- 〜-あけ [磯明] 漁獲の禁制が解除されること。
- 〜-うお 𠄎 [磯魚] 岩礁や岩石の底質を有する場所に棲息する魚類の總稱。
- 〜-うたせあみ [磯打瀬網] 磯に近いところで行はれる小規模の打瀬網。
- 〜-おけ 𠄎 [磯桶] 高さ 直径共に 1 尺 5 寸位で、海女がその獲物を入れる桶。(磯物桶)
- 〜-がい 𠄎 [磯貝] 磯に打上げられた貝。又、磯にすむ貝。
- 〜-がくる [磯隠る] (古) 磯のかげに隠れる。
- 〜-がね [磯金] 漁具の一種。岩石に吸着した貝類を突き起すに用ひ、筥(𠄎)の如きものと、猪(𠄎)の如きものとある。鮑起しはその一種。
- 〜-がれ [磯枯] 夏になり海藻が枯れて少くなること。夏枯れともいふ。
- 〜-ずり 𠄎 [磯釣] 磯邊で岩の上などから釣ること。
- 〜-そうじ 𠄎 [磯掃除] 海中の有用でない海藻を取り除いて岩を掃除することで、有用海藻の繁殖を圖るために行はれる。(磯洗ひ)
- 〜-ど [磯人] (方) 志摩地方で海へ潜(𠄎)る人ないふ。入人(𠄎)ともいふ。
- 〜-なぎ [磯風] 海濱の風のなぎたること。
- 〜-なみ [磯波] ① 磯に打寄せる波。② 緩い勾配の海濱に接近する波の下部が、海底が漸次浅くなり前進を妨げられ、その上部が前方に倒れるもの。波の逆巻(𠄎)ともいふ。
- 〜-ね [磯根] (古) 磯。磯邊。
- 〜-の-だい [磯の臺] 海波に浸蝕されて、崖の下の岩盤が削り取られ

- て出来た平らな場所。(波蝕臺地)
- 〜-ひ [磯干] (古) 潮干に同じ。→ 同項。
- 〜-びらき [磯開] 漁夫が、申合せて海藻・魚介を捕り始めること。又その日。
- 〜-ぶね [磯船] 寄波を乗り切る極めて堅牢で軽い短艇。(寄波船・サーフ-ボート(surf-boat))
- 〜-べ-ぶね [磯邊船] 磯場(𠄎)に同じ。→ 同項。
- 〜-ま [磯間] (古) ① 海濱の内に入り込んだ處。間は内の意。② 磯の邊。磯のめぐり。(磯回(𠄎)・磯末(𠄎))
- 〜-まくら [磯枕] (古) 磯邊にやどること。(浪枕・磯寝)
- 〜-もと [磯許] (古) 磯の波打ぎわ。
- 〜-もの [磯物] 海藻・貝類・磯魚等、磯に棲息し繁茂する水産生物。
- 〜-やけ [磯焼] 石灰藻の體內に炭酸カルシウムが多量に沈澱し、その繁殖により沿岸一面、白い砂漠と變化し、有用動植物は全くその影を失ふに至る現象。主として海藻類を濫獲した結果より起る。
- 〜-わ [磯回] (古) いそべ。磯のほとり。
- いそう-ポンプ [移送ポンプ] 燃料油を貯油槽から他の貯油槽へ、若しくは澄槽(𠄎)などへ移す用とするポンプ。
- いた-ご [板子] 和船の底にある揚板で、横に並べて床とする。——うけ [板子受] 櫓艇の板子を載せるため、艇底の中央に縦行する角材。
- いたつけ-ぶね [板附船] 奄美大島で用ひられる小船で、前後を繪模様を彩つてゐる。板附は割舟に對する語で、今なほ淺い割舟を臺とし、前後左右に板を打附けたり、生木を割つた材を二つ繼ぎ合せ、又はその間に別の木を挿入したりする。板附(𠄎)又は小早(𠄎)ともいふ。
- いた-ぶね [板船] ① 田船のやうに薄い板で造つた船。② 魚河岸で魚類を店頭に並べておく棚板。——けん [板舟權] 江戸時代から認められた日本橋魚河岸に於ける魚類賣場の權利。魚市場制度の改正によつて現在は廢止された。
- いた-まげき [板曲機] 造船用の鋼板を曲げるため使用する機械。
- いため-がわ 𠄎 [挽革] 和船の舟楫(𠄎)の割れぬために用ひる革。
- いちじつ-いっかい-ちょう 𠄎 [一日一回潮] 日潮不著しく、1日1回の高潮と1回の低潮とのみあること。⇒ 日潮不等。

- いちじつ-ちょう 一〇〇 [一日潮] 1日を週期とする潮。
- いちじつ-にかい-ちょう 一〇〇 [一日二回潮] 1日に2回の高潮と2回の低潮とあること。⇒一日一回潮・日潮不等。
- いち-しんごう 一〇〇 [位置信號] 船舶の位置を旗艦によつて標示する信號。
- いち-とう 一〇〇 [位置燈] 夜間艦隊が碇泊する場合には、碇泊位置の基準となるべき軍艦の橋頭に掲揚される燈光。(ポジション-ライト (position light))
- いち-の-せん 一〇〇 [位置の線] 船の位置を決定するための線。基準となる目標の方位を測定し、海圖上にこれを記入するときは船はその線上のどこかにある筈である。従て2〜3個の目標の方位を測定して、2本以上の方位の線を引けば、それらを交叉せしめ船の位置を決定することができる。
- いちばん-いかり [一番錨] 昔、千石積の船に用いた8個の鐵錨中、最も重き約80〜100貫の鐵錨。
- いちばん-かん [一番艦] 艦隊区分によつて與へられた軍艦の番號で二・三・四番艦などあつて順番通りなるとき、又は逆になつた場合をそれぞれ順(逆)番號何々陣などいふ。
- いちび-ずな 一〇〇 [蔦綱] いちびの蘆皮の纖維でつくつた綱。
- いち-ふひょう 一〇〇 [位置浮標] 所要の位置を標示するための浮標。
- いちぶ-ようせん [一部備船] 1人又は數人の荷主が、單獨又は共同してその貨物を運送する目的を以て、船腹の一部を借切ること。その契約を一部備船契約といふ。全部備船の對。⇒備船契約。
- いちまい-だな [一枚棚] ①兩側の外板が1枚の板で出来てある吃水の淺い漁船。②田船。稻などを運ぶ小さい舟で、1枚の板のやうに見えるもの。
- いっ-か [一荷] (釣)仕掛につけた本鉤と枝鉤に、一度に魚がかかること。
- いっ-つき 一〇〇 [居付] 魚が或る場所に越冬して他に移動せぬこと。
- いっ-き-しんごう 一〇〇 [一旗信號] 國際信號旗中の1旗で意味を表はす信號。最も頻繁に用ひられる緊急信號。
- いっ-きゅう-せん 一〇〇 [一級船] 管海官廳が船舶安全法施行細則により、船舶定期検査執行の時、その構造・材料・工事及び現狀に應じ規その長さ及び速力を標準として定められる船舶資格の一つで、汽船は長さ60米以上、最強速力10海里以上、帆船は長さ25米以上のもの。航行區域は遠洋區域に及び、世界いつれの海面へも航行し得る。
- いっ-こう-に-り-の-そなえ 一〇〇 [一向二裏の備] 中古水軍の戦法。兵船を3隊

- に分ち、1隊は正面より敵に當り、他の2隊は左右に分れ迂回して敵の背後に出て、3面より敵を打つ攻撃隊形。
- いっ-しゅう-こうかい 一〇〇 [一週航海] 船舶が甲港より乙・丙・丁…の各港を経て再び甲港に復歸する迄の航行の完了をいふ。
- いっ-すい 一〇〇 [一水] ①海軍一等水兵の略呼稱。二水も同じ。もとは三水・四水もあつた。②一筋の水流。一つの川。
- いっ-せい-かいとう 一〇〇 [一齊回頭] 列中の各艦が、一齊に所定の針路に向(←)を變へること。
- いっ-せい-しゃげき [一齊射撃] 齊射に同じ。⇒同項。
- いっ-せい-とうびょう 一〇〇 [一齊投錨] 錨地に進入する艦隊が碇泊陣形を整へつつ豫定の位置に達した時、旗艦の信號により各艦一齊に投錨すること。
- いっ-そう 一〇〇 [一曹] 海軍一等兵曹の略呼稱。二曹も同じ。もとは三曹もあつた。(機關科一等兵曹を一機曹といふ類)。
- いっ-そう-こうはんせん 一〇〇 [一層甲板船] 普通、深さ12呎以下の小型船で、一層の全通甲板を有する船。
- いっ-そう-まき 一〇〇 [一艘旋] 一艘の船で旋網(罟)を扱ふこと。船の操縦が容易で漁況に従ひ相當の距離でも比較的迅速に移動させることが出来且つ相當大型の船を使用することが出来る⇒二艘旋。
- いつて-の-ふね [五手の船] 櫓を10挺立てた快走船。(櫓2挺を一手といふた)單に“いつて”ともいひ、又昔、伊豆國で造られたので“伊豆手船・伊豆手の船”ともいはれた。
- いつ-とう-ろんてんし [一等運轉士] 海員の一。船長の命を受け、船内の紀律・統制等指揮監督の責に任じ、且つ運轉士を指揮し、貨物の積卸・受渡及び甲板部作業を遂行監督する。又船長不在の時はその職務を代行する。航海中は4〜8時の當直を擔當する。(チーフ-オフィサー (chief officer))
- いつ-とう-きかんし 一〇〇 [一等機關士] 海員の一。機關長の命を受けて、各機關士を指揮し、船内機關部關係機械の運轉・修理その他の作業を遂行する。航海中は4〜8時の當直を擔當する。(ファースト-エンジニア (first engineer))
- いつ-とう-すいへい 一〇〇 [一等水兵] 一等兵の中で水兵科の者に對する名稱。略して一水といふ。二等兵に就いても亦同じ。⇒一水。
- いっ-ぱい [一杯] ①釣糸と竿の長さが同じこと。②潮が満ちきつたこと。③操舵命令用語。舵を一杯に取つて船首を急回轉させるやうにすること。

“面(取)舵一杯”の如くに用ひる。——ひらき[一杯開]帆船が出来るだけ船首を風位(風の方向)に近く向けて航走すること。“詰開き”ともいふ。

いっぴょう[逸水]米原又は米野の破片が互に凍り付き、又は歴しつけられて存するもの。

いっほんずり^{ツリ}[一本釣]釣の2大別(延縄釣及び一本釣)の一種。1本の絡絲(ツリ)に釣1個づつつけて釣るのを原則とし、時に2個又は7~8個つけることもある。一本釣には竿釣・手釣及び曳縄釣の3種がある。

いで^イ[井堤]水をせきとめるところ。(あらひぜき・堰^イ)

いで-しお^{イシオ}[出汐]①月の出る頃にさして来る海水。(あげしほ・みちしほ・さししほ)②沿岸から沖合に向つて流れ、又は湾内から湾外に流れ出る潮。多くの場合干潮流であるが、干潮流とは限らない。

いで-ぶね[射手船]遣唐使船に乗組んだ護衛兵。

いど^イ[緯度]地球上赤道より南北に測る角距離。赤道を零度として南北各90度に至る。北へ測るを北緯、南へ測るを南緯といふ。或る地の緯度は赤道よりの距離で赤道とその地との間の子午線の弧によつて測知される。

いどう-きじゅうき^{イドウキジウキ}[移動起重機]起重機の装置全般を臺に載せ、その臺が移動し得るもの。

いどう-きよく[移動局]無線電信通信業務上から分類された局名。送信機も受信機も一地點に固定せず、移動し得るやうになつてゐるもの。船舶に装置されてゐる局などはその例。

いどう-ぎよく[移動漁具]運用漁具に同じ。→同項。

いどう-こうさく-ストッパー^{イドウコウサク}[移動鋼索抑止器]任意の場所に移動して使用される抑止器で、鋼索の走出を停止するのに用ひられる。

いどう-さん[移動門]河川の出水などにより、その位置形状の變化する門洲(びる)。

いどう-てんとう[移動電燈]持運びの出来る電燈。(輕便電燈)

いどう-ポンプ[移動ポンプ]船舶で隨時隨所に運搬移動し、防火に使用する小型のポンプ。海水・清水の汲上げ、或は排水にも使用する。

いどう-もくひょう^{イドウモクヒョウ}[移動目標]射撃又は魚雷發射の際曳行する標的。(移動標的)

いと-まき[絲巻]釣用小道具の一で梯子形・回轉式・絲枠などがある。

いなおり^{イナオリ}[居直]満潮又は干潮で、一時潮流が止つてから更に動きはじ

める時。

いなさ[東南風](方)東南の間から吹き来る風。また東風。東國の漁師の語。(いなさごち)

いな-ぶね[稻舟]河川に使用される稻などを積む小型の船。(田船)

いぬ-およぎ[犬泳]腹匍となり蹴足(フミ)にて水を蹴り、手で水を掻くやうにして泳ぐこと。

い-のう^{イノウ}[衣囊]海軍の兵員の被服類を納めて置く帆布製の囊。これを格納する棚を衣囊棚といふ。

いのち-ずな^{イノチズナ}[命索]①救命銃や救命風などで、難破船へ投げてやる長い索。②荒天の際、水夫等の保身安全のため桁(ヤ)の上に張り渡す索。又航海中、船體の動搖して歩行し難いのを助けるため、又は大浪に人のさらばれるを防ぐために、甲板上に縦横に張り渡す索。③救命艇の外側の周圍、若しくは救命浮標に附けて、水中で人がこれに取懸るための索。④舷外作業の際などに身體に縛つて墜落せぬやうにする索。

いふ^{イフ}[委付]①海上保険に於いて、船主若しくは荷主、即ち被保険者が實際上全損ではないが損害の甚しい場合、全損として、保険金全額の填補を受けんがため、保険の目的物(船舶又は積荷)につき有する一切の権利を被保険者に移轉すること。これを保険委付といふ。②その使用する船長その他の船員が、職務を行ふに當り、他人に加へたる損害については船主は海産即ちその航海の終りに於ける船舶・運賃及び船主がその船舶について有する損害賠償又は報酬の請求權の範圍を限り責任を負ふ。このやうにして被害者に対する損害賠償責任を、海産に制限するため、船主が被害者に上記の債權を譲渡することも亦委付で、特に免責委付と言ふ。⇒免責委付。

いぶき[息吹]鯨の體温は攝氏40度位といはれてゐる。冷い外氣との關係で、その息(呼氣)が水蒸氣になるため恰も潮を吹くやうに見えるもの。これを鯨の潮吹(ウミ)又は噴潮と普通呼んでゐるが潮水を吹き出すのではない。鯨の種類によつて息吹の形・時間・回数などが違ふので捕鯨船はこれで鯨の種類を見分ける。

いふく-ばこ[衣服箱]私室を有せざる候補生・准士官又は下士官などの被服を納めておく木製の大箱。(チェスト(chest))

イーブン-キール[even keel]前後の吃水の差の無いこと。艀脚・艀脚いづれにも屬しない船體平正のトリム。

- イーボート [E boat] 獨逸の發射管2門を有する高速魚雷艇。
- いまいぶね 船 [今井船] 昔、難波(大阪)から禁裡へ上る生魚を載せた早働きの船。今井道伴の創めたので此の名がある。後轉じて大阪伏見間往復の早船をいつた。
- いまず 船 [居厚] ポンプなどで汲んだ船中の水を船外へ流れさす樋。
- いみことば [忌言葉] 船夫の言ふを忌む語。
- いみんせん [移民船] ① 移民を運送する船舶。② 甲種特殊船検査證書を有し、日本の港に於いて、移民或は三等旅客50人以上、又は移民及び三等船客を併せ50人以上を搭載して近海區域外の港又は別に告示する地方に至る船舶。——けんさ [移民船検査] 特殊船検査の一。移民船が船舶安全法施行地に於ける最後の港、即ち日本の最後の港を發航しようとする時、その船の旅客室・衛生・救命及び消防の設備、その他人命の安全に関する設備についての検査。その検査證書を甲種特殊船検査證書といふ。
- いむきよく [醫務局] 海軍省の一局。醫務・衛生に関する事項を擔任する。
- いむたい [醫務隊] 海軍陸戰隊の醫務・衛生を擔當する附屬隊。
- いむぶ [醫務部] 船内の醫務・衛生に関することを管掌する部。船醫・看護手がこれに屬する。(衛生部)
- いやほ [彌帆] 大船の帆に張る小帆。
- いり [餌] 置漁業の一種。沿岸に籠を立て廻して魚を迷路に陥れ、最終點で漁獲する装置。内灣の極く穏なところ又は湖水に行はれる。
- いりあし [入足] 吃水。船脚。
- いりろみ [入海] 陸地に入り込んだ海。
- いりえ [入江] 海又は湖が陸地に長く入り込んだ部分。
- いりしお 潮 [入潮] ① 沖に引き去る潮。出潮(出)の對。(引潮) ② 満ちて来る潮。(満潮)
- いりど [入人] (方) 志摩地方で海へ潜る人をいふ。磯人(イッ)ともいふ。
- いりはま [入濱] 鹽田の一。地面を海面より低くし、満潮の時これに海水を流入させる鹽田。(入濱鹽田)
- いりぶち [入淵] (古) 海や河などが入江になつた淵。
- いりふね [入船] ① 船舶が入港すること。② 繫留船の船首を港内に向けてつないでおくこと。出船の對 ③ 米を積んで到着した船。
- いりゅうひんもくろく 目録 [遺留品目録] 船客又は乗組員が死亡し、又は行

- 方不明となつた時、船内に残してある遺産の明細を記したもので、官廳への届出用、又は遺族への引渡用として船長がこれを作成する。
- いりょう 衣糧 [衣糧] 海軍で被服・糧食の總稱。⇒海軍衣糧廠。
- いりょうつうしん 通信 [醫療通信] 航海中の船の船長より、船内の傷病人の手當につき、指定された病院又は醫師の乗つてある船に對して質問する電報・及びその返信又はこの種の通信をいふ。
- いりよくていさつ 偵察 [威力偵察] 味方の戦闘力を充實し、交戦を豫期し、又は敵に攻撃を加へつつ、敵情を偵察すること。
- イルミネーション [illumination] 多くの燈火を點じて艦・船舶を裝飾すること。(電燈艦飾)
- いれい 違令 [違令] 軍の法令や紀律に違反する行爲。
- いれかしら [入頭] 和船の釘の頭を隠す金具。
- いれぐい 喰 [入喰] 釣で鉤を投げ入れる度毎に直に魚がかかること。
- いれこ [入子] 船の橋脚(はし)をばめる槽の孔。——ぶね [入子船] 疊船(はら)に同じ。→同項。
- いろ [色] 魚群が水面近く群集して、海面が褐色を呈した場合これを色と呼ぶ。赤海(アカ)ともいふ。——み [色見] 魚群を見張る役。
- いろくざ 鱗 [鱗] (古) ① うろこ。こけ。いろこ。② 魚類。
- いわ 沈子・錘 [沈子・錘] ① 漁網の下縁に附ける鐵。② 鉛などでつくつたおもり。③ 石の錠。——ずな 沈子網 [沈子網] 網におもりを結び附ける網。(沈子網(はら) (はら)) ——ずれ 沈子擦 [沈子擦] 網漁具の沈子に近い部分にやや太い網糸を用ひた網地を入れて、沈子による網の損傷を防ぐ。その部分の網地の名稱。——なわ 沈子繩 [沈子繩] 網に沈子を結び附ける繩。(沈子繩(はら) (はら))
- いわくすぶね 岩樺船・磐楠船・磐巖樺船 [岩樺船・磐楠船・磐巖樺船] (古) 神代に用ひられた、樺で造つた堅固な船。(天の磐樺樺船(はら))
- いわしぐも [鱗雲] 卷積雲の俗稱。青空に白く點々と群がる小雲塊。地方により“鱗雲”又は“鱗雲”ともいふ。漁村では鰯の豊漁の兆とも又颱風の前兆ともいふ。(卷積雲)
- いわずれ 岩擦 [岩擦] 船を岩石の邊に寄せ、又は磯邊に引き上げる時、戸立の後部に出てゐる上棚材の下端の損傷を防ぐために戸立とちりとの間に打附ける船材で、その一端は艦敷の面に打つてあるすべりに連り他端はちり

- の下端に達す。
- いわふね** [岩船・磐船] 船の名。神代に神々の乗られたといふ船。(天の磐楳樟船(磐楳樟船))
- いんか** [陰火] 暗夜海上に遠くから燃火のやうに見える火。(しらぬひ)
- いんけんせんこう** [隠顕潜航] 潜水艦が或は隠れ、或は現はれつつ潜航すること。
- インサイド-マッチ** 艦船の内舷を淡水で清拭するに用ひる木綿の布片。食器を拭ふに用ひる布巾のこともいふ。
- いんせん** [陰船] ①昔、舟戦(舟戦)の時、輕快でない大船をいつた。②昔の水戦で陰陽の備をなした時、その陰の備に當る船。陽船の對。
- インディケーター** [indicator] 指壓器。→同項。
- インディヤマン** [Indiaman] 昔、東印度會社に屬した大型武裝貿易船。印度貿易に従事する船。イースト-インディヤマン(East Indiaman)ともいふ。
- インド-ぼうえきせん** [印度貿易船] インディヤマン(Indiaman)の譯。→同項。
- インボイス** [invoice] 送狀。→同項。
- インメルマン-はんでん** [インメルマン反轉] イルメルマン(Immelman)が案出した特殊飛行。先づ宿返りから始め頂點に達した時に半横轉を行つて元の方向に歸る。敵の追撃を脱するとともにその上方に出で有利の位置を占めることが出来る。

う

- ウインター-セール** [winter-sail] 夏帆(夏帆)より強靱で、強風の時に使用する帆。(冬帆)
- ウィンチ** [winch] 捲揚機・揚貨機。→各項。これを操縦する仲仕をウィンチ-マン(winch-man)といふ。
- ウィンド-スル** [wind-sail] ウィンド-セール(wind-sail)の訛。帆布製の風入。
- ウィンドラス** [windlass] 捲揚機・揚簞機。→各項。
- うえ** [筥・竒] 魚を捕へる竹器。(筥(竒)・竒(竒)) —やな [筥葉] うけ。

- うへに同じ。
- ウエザー-サイド** [weather-side] 風上舷(風上舷)→同項。略して“ウエザー”ともいふ。
- ウエザー-ワーキング-デース** [weather-working-days] 荷役期間を定めるのに、天候が良好で荷役の可能な日のみを數へること。
- ウエスト-デッキ** [waist-deck] 中部上甲板。略して“ウエスト”ともいふ。
- ウエストーン-テークル** [ウエストーン絞轆] 2個の鐵滑車と、1條の無端繩(無端繩)とより成る絞轆。(威氏絞轆)
- うえ-だな** [上棚] 船艇の乾舷部を構成する木板。
- ウエル-デッキ** [well-deck] 商船で船樓のない部分の上甲板をいふ。凹甲板に同じ。⇒凹甲板船。
- うお** [魚] さかな。
- あし [魚足] 魚の游泳する速度。
- うけあみ [魚受網] 鯉船のボースプリット(bowsprit)の下に張つてある網で、その上に割竹を敷き、船首に位置した漁夫の釣つた鯉をこの網の上に受ける。
- かす [魚滓] ①魚肉を取つた後の、頭・骨・鱗・鱗・内臓等の廢棄物。(魚滓・荒粕(魚滓)) ②鯉・鯉などを煮て魚油を採つた滓。(魚粕(魚滓)・搾粕(魚滓))
- しま [魚島] (方)4~5月頃産卵のため、内灣の淺所に押し寄せて來る鯛の群を、瀬戸内海地方で魚島といひ、又その時期を魚島季節といふ。
- じょうゆび [魚醬油] 魚肉を原料として製した調味料。玉筋魚(魚)醬油・鯉醬油の類。
- じらみ [魚虱] 淡水及び海水産の魚の皮膚に寄生して、鱗を剝落させ、貧血を起させる蝶といふ。甲殼類の細蟲。
- ずら [魚面] 魚群が水面に浮んで來て、海面が一種特異の状況を呈するものをいふ。“いなづら”ともいふ。魚見の監視人は魚群の水面に浮び來るのを發見すると“魚面が見えた”と知らせる。
- だな [魚棚] ①魚類を載せて置く棚。②魚類を賣る家。(さかなや・魚店) ③遠干場(遠干場)のこと。
- どり [魚捕・魚取] 漁網の一部の名。轉訛して“いなどり”といひ、又“奥網”ともいふ。網の中央部にあり袖・肩・裾等に對する稱。他の部より絲はやや太く、網目の密なる細地を用ひる。

〜にかわ 鱈 [魚膠] 魚類の骨・皮などから製した膠。

〜ひしお 鱈 [魚醬] しほからの魚肉。

ウォーターハンマー [water-hammer] 海水が舷側等を槌で叩くやうに激しく衝撃する作用。

ウォーターポロ [water-polo] 水球。→同項。

ウォーターライン [water-line] 吃水線(425)。→同項。

うおつき 鱈 [魚附] 魚の寄り集ること。——りん [魚附林] 保安林の一種。魚の寄り集る所を保護するため、伐採することを禁じた海岸の林。

ウォッチ [watch] 艦船で、交代して當直勤務に服すること。又その時間。——ベル [watch-bell] 船舶で30分毎に時を報ずる鐘。(425)

うおみ 鱈 [魚見] ①海邊の高い處に居て、魚の群り来る状況を見届け、漁夫に出漁を知らせること。又その人及びその場所。②出漁中、魚群を捜索し、発見すればこれを網船に通報し、投網その他の操作を指圖する人。(魚見役) ——ぶね [魚見船] 魚見の役を擔當する船。——やく [魚見役] 魚見の②に同じ。

うかい 鱈 [鶺鴒] 鶺鴒を飼ひならして鮎をとらせる漁業。船に篝火を焚き、川上から流して下りながら鶺鴒に活動させる。鶺鴒には紐をつけ、鶺鴒匠は紐の端を持ってこれを捌く。1人よく十數羽を操縦する。岐阜の長良川の鶺鴒は有名である。——び [鶺鴒火] 鶺鴒漁業の篝火。——ぶね [鶺鴒船] 鶺鴒に使用する舟。(鶺鴒船)

うかい 鱈 [迂回] 敵の側方に運動する作戦行爲。——こうかい 鱈 [迂回航海] 普通の航海路をとらずに、遠廻りして航海すること。戦時、海上の危険を避けるためなどになされる。

うかわ 鱈 [鶺鴒河] 鶺鴒を使つて魚をとること。(鶺鴒河)

うがん [右岸] 下流に向つて右手の岸。

うき [浮子・泛子] ①漁具の一部分。釣糸・網の綱につけて、釣鉤や網を水中の適当な深さに保たせるもので、木片又は硝子球を用ひる。普通浮子(ア)と呼ぶ。②水面に浮べて水流の速度・方向を測る具。③うきぶくろ。④浮標。——き [浮木・柁] ①水に浮かんである木片。②(古)いかだ。ふね。——つり [浮子釣] 浮木(イ)を用ひる釣方の總稱。東京の海釣では“ふかし釣”といふ。

うきあしば [浮足場] 水中工事の足場を、箱船の上に組み立てたもの。

うきいかり [浮錨] ①荒天の際、船首の方向を保つため海中に投ずる帆布製の錨。(ドラッグ-アンカー(drag-anchor)) ②進水の際、船足を停め又は方向を変化させるために用ひる錨。

うきうお 鱈 [浮魚] 常に河海の上層に生活する魚類。底魚(427)の對。

うききじゅうき 鱈 [浮起重機] 箱船の上に起重機を備へ、水上で荷役をするのに使用するもの。

うきぐ [浮具] 水泳などで、人體の浮力を補助する器具。

うきぐつ [浮沓] 木造漆塗の大筒1個と小筒2個を各布袋に入れ、大なるを背に、小なるを左右の乳に括りつける。未熟の者も、水に入り自由に立泳をすることが出来る。

うきさしあみ [浮刺網] 海の上層を游泳する魚類を捕獲するに用ひる刺網で、或る一定の場所に張るものと、流れに従つて流すものとある。

うきさんばし [浮棧橋] 河海の岸に箱船を浮かべて棧橋にしたもの。

うきしま [浮島] ①海上の静かな日に、大氣の密度の関係上、島が水面上に浮き上つて見えること。②植物或は植物の遺骸が固まつて湖上に浮び、島のやうに見えるもの。山形縣西村山郡大沼の類。

うきしろ [浮城] 軍艦の異稱。

うきす [浮巢] 鯛魚などが産卵期に、水の表面へ無数の水泡を出して作る巢。卵は水泡の間隙に入れて浮かばせ、雄が巢の下に居て卵を保護する。

うきす [浮洲] ①沼などに、浮木・木葉などが集まり、その上に自然と土を載せ、草木が生えて浮かんだ洲のやうに見えるもの。②汽船・乗合船などの中で働く拘摸(ウ)。

うきせんきょ [浮船渠] 渠底及び渠側の2部分より構造せられ、渠側は左右各1個の鋼函なるも渠底は數個の鋼函より成り、各函は數十個の隔壁によつて區別される。各區劃には排水管を有し、ポンプによつて自由に排水・注水を行ひ船渠を浮揚・沈下することが出来る。(浮ドック)

うきだから [浮寶] 船の異稱。

うきだすき [浮蓆] 昔の浮具の名稱。猪の膀胱や小囊草をつめた袋で、甲冑を着けて泳ぐ時に用ひたもの。

うきど [浮戸] 船渠又は開門の入口を閉鎖する戸。

うきとうだい [浮燈臺] 燈臺船に同じ。→同項。

うきとびら [浮扉] 船渠の閉鎖装置で氣室を備へ、水の出入によつて浮揚・

沈下を自由になし得るやうになつてゐる一種の浮函で、これを河口の扉あたりに密接させて、外の水を遮断するもの。原船ともいふ。

うきね-どり〔浮寝鳥〕水上の鳥。みづとり。うきとり。

うき-はえなわ〔浮延縄〕海の上・中層部に浮べ、又はおろして上・中層に游泳する鮪(マサ)・旗魚(ササ)などを捕るに用ひる延縄。幹繩の所々に浮子をつけ、浮子網の長さを加減して、幹繩を適当な水層に保つ。⇒延縄(22)。

うき-ばこ〔浮函〕①坐礁船を浮揚させるため、汲水してこれを坐礁船に縛着した上で排水して浮力を附與させる。②門洲上を通航するため、船側水面下にこれを附着して吃水を減するの用に用ひる。③上陸場等の船艇連絡用とする浮棧橋。

うき-はし〔浮橋〕(古)舟橋。舟筏等の上に板を渡し、踏んで渡るやうにしたもの。水面に浮べる橋。

うき-ひび〔浮篋〕海苔(マ)の養殖に用ひる篋で、水面に浮かして敷設するもの。篋の材料は割竹を編んだ簀や太い繩の網を用ひ、潮の干満に従つて上下に浮動し、海苔の附着層に合致するやうに敷設する。

うき-ぶくろ〔浮囊〕①水に濡れぬために身體につける具。(ブイ(buoy)) ②船舶に備へる救命具。③初心者や子供の使用する水泳用具。環状・袋状・水鳥を象るものなど種々ある。④陸上飛行機の着水用として應急浮泛装置に用ひるもの。

うき-ぶくろ〔魚鰓〕魚の體腔中にある瓦斯の入つた袋。主として體の比重を調節する器官。

うき-ぶくろ-ぶね〔浮囊船〕陸軍の渡河器材の一。ゴム引綿布製の囊で携行する際は疊み、使用にあたり輪(マ)で空気を入れる。機で漕ぎ人員の漕渡のみならずこの上に橋床を作り、人・馬・大砲等の漕渡にも使用する。

うき-ふね〔浮船〕水上に浮いてゐる舟。

うき-ぼうはてい〔浮防波堤〕防波のために、港内に繋いだ箱船又は筏。

うき-み〔浮身〕身體を軽くし、仰向になり手足で水を掻くことなく、水面に静かに浮く泳法。手足の疲勞、呼吸促進等をやすめるのに適する。

うけ〔筥〕筥(マ)・箆(マ)・筥(マ)に同じ。⇒同項。——はぜ〔筥羽瀨〕魼(マ)の如く水中の魚道に簀を建て、その魚取の部に筥を置き、魚をこの中に入らせて漁獲する装置。

うけ〔泛子・浮子〕(古)うき。

うけあ-い-せんどろ〔請合船頭〕他人の持船に乗つて商ひをするもの。亭主船の對。

うけとり-ふなに-しょうけん〔受取船荷證券〕積荷の引渡を受けただけで、實際船積をなす以前に發行される船荷證券。荷爲替を取組み、船積書類とともに積荷と同船便、郵送する等の必要から發行される。

うけ-なわ〔浮縄〕浮延縄(22)に同じ。⇒同項。

う-げん〔右舷〕船尾から船首を望んで、船體の中心線より右方。船(イ)とも書く。海軍では發音を正確にするため“ミギケン”といふ。その側方を右舷側と稱する。左舷の對。——ちよく〔右舷直〕みぎげんちよく。艦船内の全員を二つに分けた配置。合せて兩舷直といふ。左舷直の對。⇒兩舷直・左舷直(22)。——とろ〔右舷燈〕航海燈の一。綠燈1個で船橋附近の右舷に掲げるもの。光達距離は少くとも2海里。——びらき〔右舷開〕帆船の帆を右舷正横前に受け、風位に選航すること。船首より右舷へ6〜8點(67度30分〜90度)から風を受けて帆走すること。若し6點以内の所から風を受ける時は、極度まで風位に選らしめたもので、これを右舷一杯開又は右舷詰開といふ。左舷開の對。——ふひょう〔右舷浮標〕浮標の右舷にあるものは、紅色に塗られた圓錐形で、頭標は三角形をなし、白色の偶數番號が描かれてある。左舷浮標は黑色に塗られ、頭標は圓筒形をなし、白色の奇數番號が描かれてある。

う-ざお〔鶴竿〕長い竿の頭に鶴の片翼・鳥の羽・檣樓(マ)・樹の皮を剥いたものなどを縛りつけて、魚を追ひつめる器具。

うしお〔潮〕⇒潮汐(22)。

うし-はま〔丑濱〕遠江地方で、土用の丑の日に海水浴をすること。夏負けせぬといふ。

う-じょう〔鶴匠〕鶴飼の職名。⇒鶴飼。

うしろ-じき〔後敷〕和船の後方の船底にある船底板。“あとじき”・“ともじき”・“ともかばら”・“あとかばら”ともいふ。

うしろ-まわし-あみ〔後廻網〕地引網に附屬する網で、魚取の部分がまきに陸に揚がりかけた際、地引網より逃れ出た魚を捕へるため網の外方にかけて廻し、網の揚がるに従ひその後について引寄せ網。

うず〔渦〕螺旋形にめぐる水流。——しお〔渦潮〕潮流が渦を巻いてゐるところ。——まき〔渦巻〕渦流の強烈なるもの。うづまく水流。



うすら^{ウラ} [鵜] ① 棕櫚(ヤシ)の毛と、加賀草(カガクサ)とを合せてなつた船綱。② 越前船で、軸の形は鳥の羽突(ハネ)の如く、又鵜に似てゐるのでこの名がある。平底で川船の如く、且つ軸も鋭くなく、舷板を張つてない700~800石の船。

うせん-あんしゃ [右旋暗車] 船が前進する時、船尾の方から前に見て時計の針と同方向に廻る推進器。これに反するものを左旋暗車といふ。暗車は螺旋又は推進器と同義。

うた-かた [泡沫] (古) ① 水の上に浮ぶ泡。② はかないことに譬へる古語。

うた-せ [打瀬] 打瀬網の略稱。——あみ [打瀬網] 曳網の一種。船を帆によつて横に走らせる風打瀬(ウゼ), 船を潮流に横たへて流す潮打瀬(ウゼ)の2種がある。いづれも海底を曳き廻す網で、網口を広げるため、船の首尾から各1本宛の長桁(ウゼ)を突き出し、その先端に網の曳綱を結ぶ。すると網は船の長さの2倍位広げられて曳かれる。底魚や蝦(エビ)・蟹(カニ)の類を漁獲する。——あみ-ぎょせん [打瀬網漁船] 打瀬網漁業に使用する漁船。船の首尾から各1本宛の長桁(ウゼ)を突出してること、及び風上から風下に網を曳くため、先づ風上に開き上つて網を投ずる必要上、開き走りの利くことを特長とする。

うち-あみ [打網] ① 伊勢蝦(イセエビ)・遍羅(ハシ)・眼張(メ)等の魚類を漁獲する底刺網の方言。② 熊本縣天草地方でカマス・コムツ等を漁獲する八田網の方言。③ 投網の別稱。——ぶね [投網船] 投網(アミ)を打つ船。

うち-うみ [内海] 附屬海の一。一大陸の内部に奥深く浸入し、又は2~3の大陸間に囲まれてゐて外洋とは僅か1道か數道の海峡によつて通ずる海。遠海の對。(うつみ・湖永(ウミ)) ⇒ いりうみ。

うち-がい [打櫂] 前方に推す櫂。舟夫は兩舷にあつて舷を櫂床にし、後に向つて水をかき船を進める。

うち-かぎ [打鉤] 中古の海戦に敵船をひきかけるのに用ひた鐵の鉤に、長い柄をつけた武器。“手すまる・はつき”ともいふ。

うちくるま-きせん [暗輪汽船] 螺旋推進器を有する汽船のこと。外輪汽船(ウツルマ)の對。

うちに [打荷] 投荷に同じ。→同項。

うちぬき-き [打抜器] 鋼製の圓形鑿で、大・中・小の3種あり。帆布に鑿穴(ウツ)を作るため孔を打抜くのに用ひるもの。(ブリッカー(pricker))

うちはし [打橋] (古) かりばし。板を渡して通路として架け外しのできる橋のこと。

うちはり-いた [内張板] 船の肋骨の内面に張つた木板。

うちびしき-きかん [内火式機關] 内燃機關に同じ。→同項。

うちびてい [内火艇] 揮発油を燃料とする内火機械により推進する短艇。

うちみよし [内軸] 和船の船首材。外板の末端は船首に於いて内軸を挟みこれを固着す。内軸の前方に外軸あり、栓及び數本の釘で内軸に固着し、これを保護する。

うちゅう-にやく [雨中荷役] 船舶の荷役は晴天荷役を原則とするが、特別の事情により降雨雪の際になす例外の荷役。

うつ [打つ] ① 上げること。(例; 帆を打つ) ② 入れること。(例; 砲を打つ)

ウッド-ベッキング [wood backing] 通例チークで構成した装甲の存材で、装甲板とともにスキンプレーティング(skinplating)に固着せられるもの。装甲に受けた打撃をその全面に傳播して、局部の損害を軽減し、且つ木材の弾力によりその激動を減殺して、成るべく装甲取附装置に傷害を及ぼさないためのもの。

うつろ-ぶね [空舟] 大木をくりぬいて造つた舟。(うつおぶね・うつぼぶね・丸木舟)

うで [腕] ① 船腕。腕木(ウデ)ともいふ。② 錨の幹の下端兩側に張り出した腕。(アーム(arm))

うでぎしき-しんごうきび [腕木式信號器] セマホリ信號器(semaphore)に同じ。→同項。

うな-かみ [海上] (古) 海のほとり。海邊。

うなき-かき [鰻掻] 泥中に潜む鰻を引掻き捕へる一種の漁具。長い柄の先に“て”の字形の鉤を附けたもの。

うなき-ずか [鰻塚] 秋季鰻が河を下る頃、河川の浅く水流の流んだ所に石を積み鰻を潜伏させてこれを捕へるしかけの石塚をいふ。

うなき-ずつ [鰻筒] 3尺許の筒を抜いた竹筒を間隔をとつて繩に連れ、これを水中に沈置し、鰻の潜入したのを見計ひ引揚げて捕へる装置。

うなき-ばさみ [鰻鉄] 唐鉄のやうな形をなし、穂長く、刃に相當する部分は平でその面には短針を植ふ、これで鰻を挟めば針は鰻に刺さつて捕へられる装置。

- うな-さか〔海界〕(古) 海上のさかひ。海の果。
 うな-ず^ツ〔海水〕(古) 海の水。潮。
 うな-と〔海門〕(古) 港の入口。灣入した海の入口。
 うな-ばら〔海原〕ひろびろとした海。滄海。うのはら。
 う-なべ〔海邊〕(古) うみべ。(古) うなべた)
 う-なみ〔卯波〕卯月(陰曆四月)の頃海上に立つ波。
 う-なわ^ツ〔鞆繩〕鞆の羽又は襖袂(あは)など色々の色彩のものを波の間隔を以て繩につけ、魚群を獲るに適當な場所に追ひ込み、又は散在してある魚群を嚇して網の方に追ひ込むに用ひる驅集具。——あみ〔鞆繩網〕曳網又は袖網部に鞆繩をつけた曳網。又は鞆繩を併用する敷網。
 うね〔波〕波浪のうねり。——うね〔波〕波の續いてよせるさま。
 うね-ぐも〔壙雲〕層積雲の中、平行な雲の列をなして現はれるもの。
 うねり〔長濤〕うねり立つ大波。洋上の嵐によつて起り、波長が長くて消滅せず遠く四方に傳播する波。夏の土用の頃起るものを土用波といふ。
 うば-まる〔婆丸〕古船(ふるふね)と同じ。→同項。
 う-ぶね〔鵜舟〕鵜飼船と同じ。→同項。
 ウ-ボート〔(獨)U-boot〕ウンテルジーボート(Unterseeboot)の略。獨國の潜水艦。その最初のU字を冠して建造順に番號を附けた。
 うま-いかだ〔馬筏〕乗馬を多數ならべ繋いで川を渡すこと。
 うま-ぶね〔馬船〕昔、軍馬を載せた船。中に板仕切をして1頭立にし、大船では尻合せに2頭立にし、又は中道をあけ艇を兩側に作つたものもあつた。
 うみ〔海〕地球の表面で鹹水をもつて被はれた部分の稱。地球面積の約4分の3を占め、その面積約3億6千1百萬方軒。これを太平洋・大西洋・印度洋・北氷洋・南氷洋の5大獨立海(大洋)と大東亞海・日本海・地中海・北海等の附屬海に2大別する。平均深度は約3800米。
 う-うた〔海歌〕水上従業員・水上勞務者又は水産一般の作業唄。山歌の對。⇒船唄(ふねうた)。
 う-くさ〔海草〕⇒海藻。
 う-こく〔海石〕⇒海高(うみたか)。
 う-さち〔海幸〕①海の獲物の利得あること。②海産物。③神話の海幸。⇒海の幸。
 う-じ^ツ〔海路〕海上の船の通ふ路。(ふなぢ・(古)海つ路(うみぢ))

- う-ずら^ツ〔海面〕海の上。海面。海上。
 う-だか〔海高〕江戸時代の租税の一。漁獵ある海又は河川の邊にある村に石高(いしだか)を附け納税させたもの。
 う-なり〔海鳴〕ウネリが海岸へ來て碎ける時に發する鳴動で、遠雷のやうに強く響いてくる音。
 う-の-あらわし〔海の荒鷺〕①海軍飛行機の異名。②又その搭乗員をいふ。略して海鷺ともいふ。⇒荒鷺。
 う-の-き〔海の氣〕①海邊の空氣。②遠くの海上から吹いて來る鹽氣(しほ)を含んだ風。
 う-の-きねんび〔海の記念日〕國民に海事思想の普及を圖るために國民的行事として、昭和16年初めて7月20日を海の記念日と制定し、各種の催しをなすこととなる。この日は明治9年明治天皇が東北巡幸の初、明治丸に召されて海路横濱に還幸遊ばされた日である。
 う-の-くに〔海の國〕四面海で圍まれた國。
 う-の-こ〔海の子〕①魚介を捕るを業とする者。あま。②海國男子。
 う-の-さち〔海の幸〕海幸(うみさち)と同じ。→同項。
 う-のみやこ〔海の都〕龍宮と同じ。→同項。
 う-ぶくれ〔海脹〕つなみ。海嘯。
 う-ぼうず^ツ〔海坊主〕①海上に現はれるといふ妖怪。②正覺坊(しやうがくぼう)。
 う-ゆかば〔海行かば〕海軍將官に對する禮式に用ひる歌。“海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なぬ、顧みはせじ”衛兵隊整列捧銃し、軍樂隊はその樂譜を、信號兵はその喇叭譜を吹奏する。
 う-わし〔海鷺〕海の荒鷺の別稱。→同項。
 ウミアク〔umiak〕エスキモー婦人の操縦する海鹿(アム)の皮で張つた小さい木舟。
 うめ-たて〔埋立〕水中に土砂を堆積して、新たに陸地を造ること。その地面を埋立地といふ。
 うよく-かん〔右翼艦〕艦隊が横陣又は梯陣の場合、その右端にある軍艦。
 うら〔浦〕①海又は湖などが彎曲して陸地に入り込んだ所。②うみべ。海邊。
 う-あそび〔浦遊〕濱邊で魚貝などを採つて楽しむこと。
 う-いそ〔浦磯〕いそ。はま。
 う-かぜ〔浦風〕浦を吹く風、海邊を吹く風。

- 〜-ころさつこ [浦高札] 江戸時代、船者の浦々に建てられた高札。沿岸諸民の海難救助義務、救助者の報酬の仔細等を規定した布令が書いてある。(浦浦高札)
- 〜-こし [浦越] ①浦を越すこと。②浦から陸へ吹上げる風。
- 〜-じまいじ [浦仕舞] 江戸時代、投荷又は破船した場合の跡始末をしたこと。
- 〜-しょう [浦證] 江戸時代、貨物の海上運送中の船が難破して貨物を減損せる場合、その状態を浦役所で証明した書状。浦證文・浦手形・浦狀・浦切手ともいふ。
- 〜-す [浦洲・浦濱] (古) 浦邊の洲。海邊の洲。
- 〜-つけ [浦濱] 濱邊で魚類を鹽漬にすること。
- 〜-なぎ [浦風・浦和] (古) 浦によせ来る波の静かなこと。
- 〜-なり [浦鳴] 渚に打寄せる波の音。神鳴の對。
- 〜-にし [浦西] 北西風。
- 〜-のかみ [浦の神] 浦邊を守護する神。
- 〜-ま [浦廻] (古) 浦のめぐり。(浦回わ)
- 〜-ま [浦曲] (古) 海ばたの曲り入り込んだところ。(うらわ・うらみ)
- 〜-まつり [浦祭] 漁村の祭禮。
- 〜-やくせん [浦役錢] 室町時代の租税の一。海港に居住したものに賦課した臨時の税。
- 〜-やくにん [浦役人] 昔の浦役場の役人。
- 〜-やくば [浦役場] 明治9年、遭難船の救護などをするために、沿海船舶の輻輳する諸地に、町村役場と並び設けられた特殊役場。
- 〜-やすのくに [浦安の國] (古) 日本國の美稱。津々浦々の安らかな國の意。
- 〜-やまかぜ [浦山風] 海濱の山から吹いてくる風。
- 〜-わ [浦曲] 浦の曲つた處。(うらみ・うらま)
- うらがぶぎょうぶ [浦賀奉行] 江戸時代に浦賀に置いた役人。諸國より出入する商船を檢べ、外交の事並びに相模の公事訴訟をも掌つた。
- うらべ [卜部] 遣唐使船に乗組んで天候の觀測を掌つたもの。
- うらほ [裏帆] 逆風が帆に當つてこれを櫓に吹きつけた帆の状態。(道帆)
- うりょうけいけ [雨量計] 一定時間中の雨量を測定するのに用ひる計器。

- 漏斗状をなす圓筒で、ミリメートルを單位として計算する。
- うろろふね [賣る賣る船] 飲食物を積み、船の間を漕過つて賣りゆく小船。
- うろくずく [鱗] (古) ①魚。②うろこ。
- うろこ [鱗] 魚體の表面にある外部骨格。真皮中にあつて表面には薄い表皮を被る。鮫類の鱗を楯鱗か、鱈(か)の鱗を硬鱗(か)といふ。一般硬骨魚類の鱗は圓鱗(か)で往々櫛を具へてゐる。(いろこ・こけ) — ぐも [鱗雲] 巻積雲。夏や秋の夕方、綿のやうな白雲が鱗状をなして夜に潮引くもので雨の前兆。(鱗雲・水増雲(か))
- うろずかみか [虚鯛] 夏の水の少い頃、川岸の穴などに隠れてゐる魚をつかみ捕へること。“うろ”は洞穴の意。
- うわあしあ [上足] 上戸立に同じ。→同項。
- うわげたげ [上桁] 和船の上部に使用される帆桁。
- うわこべりべ [上小縁] 和船の小縁の上部を覆ふ板の稱。備後地方では“うはのせ”讃岐地方では“せすれ”といひ、多くは海船にのみ用ふ。
- うわずみず [上積] ①船内で他の荷物の上に積附けること。②上積荷物の略稱。(上荷)
- うわだないただ [上棚板] 和船の外板。
- うわさげさ [上下] 満潮の引き際に、極度に満ちた潮が漸次引いて行く暫しの間をいふ。(さげっ端(か))
- うわつわたつみのかみか [上津綿津見神] 海を掌る神。
- うわてて [上手] ①風上(か)。②川上。上流。 — かしし [上手舵] 帆走の際、舵柄を風上にとること。下手舵の對。 — まわしわ [上手廻] 風を一方の舷に受けて帆走する時、舵及び操帆で船首を風上に旋回させて風の吹き来る方向を過ぎ、他の舷に風を受けて走らせる操船法。
- うわどおりど [上通] 和船の上棚と加敷(下棚)とを接合せる合目の線。
- うわとたてた [上戸立] 和船の戸立の上部で上棚と接著する部分。(上足(か))
- うわにに [上荷] ①積附の都合により上積とされる荷物。②上積に適する荷物。普通は輕量嵩高品。③時には、甲板積荷物の別稱。(上積) — ぶね [上荷船] 江戸時代の川船の一種。上荷を本船に積込み、又は本船から積卸すに用ひた小荷船の總稱。

うわのり-にん^{ウワノリニン} [上乗人] 海路商品を積送する場合、荷主に代つてその商品とともに船舶に乗込み、航海中に於ける商品の管理、目的地に於ける賣買・引渡等の任に當る者。今日では商取引制度の發達により、殆んどその必要なく、僅かに生きた牛馬等を積送する場合に附することがある。單に上乗(ウワノリ)ともいふ。

うわはり-ずな^{ウワハリズナ} [上張索] 橋からブームの前端に導いた動索で、これを上下するためのもの。(トッピング-リフト(topping-lift))

うわふなばり^{ウワフナバリ} [上船梁] 和船の船梁の上部、即ち上棚の上部に嵌入せる梁木。

うわべり^{ウワベリ} [上縁] 橈艇の縁板の上部に貼着けてある薄い木材。(ケッピング(capping))

うわまき^{ウワマキ} [上巻] 静索類の被巻(ウワマキ)を施したものの上に二摺小索、若しくは三摺小索を摺り目と反對に捲きつけることで、摩擦を防ぎ且つ水の浸入するのを防ぐに用ひる。(サービング(serving)) ——つち [上巻槌] 索に上巻をするのに用ひる槌で、大小の兩種がある。頭部圓柱體の一部が弧状に彫けてある。

うわや^{ウワヤ} [上屋] 保税地域的一種で、外國貨物の數量・類別・整理又は税關検査を經るため、本船に積込前又は本船より積卸後、一時的藏置場として使用される建物。岸壁・埠頭又はそれに近接する位置に建てられ、貨物の保管設備の外、旅客待合室を有するものもある。

うん-が [運河] 陸地を掘り割つて船舶の通航が出来るやうにした水路。内水路運河・海路運河に區別する。(掘割(ウナガ)) ——うんそう [運河運送] 内地水路たる運河を利用して汽船又は帆船等で貨物・旅客などを運送すること。

——だ [運河舵] 運河を通航する際に、特に舵效を多くするために取附ける舵。(チャンネル-ラダー(canal-rudder)) ——ちたい [運河地帯] 運河の兩側の租借した特定地域。パナマ運河はその兩側各8軒を運河地帯と稱す。

うんか-せん^{ウンカセン} [運貨船] 海軍に於ける雜役船の一種で、貨物を艦船に輸送するもの。シヤラン船・ダルマ船・團平船などの總稱。

うんか-ほう^{ウンカホウ} [運河法] 一般運送の用に供する運河の開設、その經營者の權利・義務等に關し規定した法律。

うん-きゅう^{ウンキウ} [雲級] 雲をその形によつて分類することを、雲級に分つといふ。次の4段10種がある。①上層雲(平均最低高度 6000米): 卷雲・卷

積雲・卷層雲。②中層雲(平均最高々度 6000米, 最低高度 2000米): 高積雲・高層雲。③下層雲(平均最高々度 2000米, 最低高度は地面に近し): 層積雲・層雲・亂層雲。④垂直に發達する雲(平均最高々度は卷雲に達し最低高度は 500米): 積雲・積亂雲。——ず [雲級圖] 各雲級の寫眞又は圖畫を集め編輯したもので、雲形を觀測する標準とする。

うん-きょう^{ウンキョウ} [雲鏡] 雲の進行方向及びその速度を觀測する器械。(雲速計) うん-けい [雲形] 雲の形。圖示したものを雲形圖といひ、主な形に基き雲級を定めてある。

うん-こう^{ウンコウ} [運行] ①運轉しながら進行すること。②天體がその軌道を運動すること。(公轉)

うん-こう^{ウンコウ} [雲向] 氣象學上では雲の動き来る方向のことをいふが、文學の上では、時に去る方向を意味する場合もある。

うん-こう^{ウンコウ} [雲高] 海面から雲に至る高さ。雲高何メートルといふ。主に航空用語として用ひられる。

うんこう-じつむしや^{ウンコウジツムシヤ} [運航實務者] 昭和17年3月、戦時海運管理令により設立された船舶運管會から、その下部機構として同會に貸下げられた政府徴備船の實際の運航事務を委託せられたもの。原則として船舶運管會の構成員たる既存運航業者中、重量噸 50000噸以上(軍徴備船を含む)の船舶を運航し、且つこれに相應する運航設備を有するものを指定する。

うんこう-せん^{ウンコウセン} [運鐵船] 有用な金屬を含む鐵石を運ぶ船をいふ。鐵石運搬船の略。

うんこう-ひ^{ウンコウヒ} [運航費] 船舶の運航に要する費用の總稱で、船員給食料・船内雜費・燃料費・荷物費・船客費・備品及び消耗品代・修繕料・保険料・金利並びに船價償却等を含む。

うんじょう-しょ^{ウンジョウショ} [運上所] 江戸時代に、運漕除揚荷物に課する税金の事務を取扱ひ、不正の輸出入を監視するために港津に設置された役所。

うん-せん [運船] 船を漕ぐこと。又物を運ぶ船。

うん-そう [雲層] 重なり合つてある雲の階段状をなしてあるもの。

うん-そう [運送] 貨物及び旅客を船舶によつて送ること。

——かん [運送艦] 物品の運送に従事する特務艦で、給油艦・給炭艦・給糧艦などの種類がある。

——ぎょう [運送業] 旅客又は貨物の運送に従事する營業で、その營

業の地域により陸上運送業・海上(水上)運送業及び航空運送業に分ける。

～**けいやく**〔運送契約〕運送人たる當事者の一方が、他人のために人又は物品の運送をなすことを引受け、その相手方たる荷送人又は旅客がそれに対し報酬を支拂ふことを約する一種の請負契約をいふ。

～**じょう**〔運送状〕貨物運送契約の際、運送人の請求により荷送人の提出するもので、運送品の種類・数量・荷造の種類及び記號・到達地・荷受人の氏名又は商號・その作成地等託送上の要件を明記した書類。

～**とりあつかいにん**〔運送取扱人〕自己の名で他人のために物品運送の取次を引受ける者。俗に運送問屋・回漕問屋・船問屋等と呼ばれる。

～**にん**〔運送人〕旅客又は物品の運送及び通信の傳達をなすことを業とする者。現行商法上運送人とは、陸上又は湖川・港灣に於いて運送業に従事する者のみを指す。

～**ほけん**〔運送保険〕運送中の物品に対して発生すべき損害を填補することを目的とする損害保険で、原則として運送人が運送品を受取つた時から、荷受人に引渡すまでの全運送期間中の危険を擔保する。

うんそう-せん〔運送船〕①旅客又は貨物を運送する船舶。②戦時又は事變に於いて兵員・武器・彈藥・糧食等の輸送に従事する船舶の特稱。

～**き**〔運送船旗〕軍用輸送船たることを表示するため、該船舶の大橋頂に掲げる白地に紺色の山形2條を描いた旗章。

うんそく-けい〔雲速計〕雲鏡に同じ。→同項。

うんたん-せん〔運炭船〕石炭を運ぶ船。

うんちん〔運賃〕旅客又は荷物の運送行為に対して支拂はれる報酬。

～**あげだか-ばらい**〔運賃揚高拂〕船積貨物の揚荷の際に於ける引渡重量により運賃を計算する方法。

～**ごうどう-けいさん**〔運賃合同計算〕競争防止のため同盟又はこれに準ずる運賃協定を組織せる各船主が、特定航路・特定貨客に対する運賃の全部又は一部、或は積荷割當量を超過する運賃全部を積立金として繰出し、別に協定せる一定の割合に應じてこれを分割所得すること。

～**こめ-ねだん**〔運賃込値段〕荷造費及び積出地から到達地までの運賃を含めた商品の價格。(運賃賣主持値段)

～**しじょう**〔運賃市場〕海運市場に同じ。主として船腹の需要・供給によつて運賃及び備船料の取極め、變動調整の行はれる所をいひ、主

要商港は海運市場であり又運賃市場である。⇒海運市場。

～**ずみ-ようせん**〔運賃積備船〕特定港間1航海を単位として船腹の全部又は一部を、貸切つて運送することを引受ける備船契約。期間備船の對。(航海備船)

～**だて**〔運賃建〕積荷運賃率算定の単位をいひ、①貨物の價格によるもの(従價建)と②重量又は容積によるもの(重量建・容積建)とがある。前者は貨幣・有價證券その他の高價品に對して用ひられ、後者は重量貨物又は輕量貨物に對して用ひられ、普通噸を以てその単位とする。

～**ダンピング**〔運賃ダンピング〕①國際海運界に於ける競争對策の一。競争に打克ち利益を獨占せんとする目的から、一時損失を顧みず不當に低廉な運賃で貨物を輸送すること。②不況對策として過剩船腹消化のため、損益を度外視して非常に低廉な運賃で貨物を運搬すること。

～**つみだか-ばらい**〔運賃積高拂〕船積貨物の積込量により運賃を計算する方法。

～**てどりだか**〔運賃手取高〕収入運賃總額から、それを収めるために要した直接の費用、即ち蒐貨客費・歩金等を差引いた殘額。(手取運賃・純収入運賃)

～**どうめい**〔運賃同盟〕特定の1航路又は數航路に利害關係を有する2個以上の海運業者が、その利益を擁護するため運賃を協定し、更に進んでプール組織に及び、貨物積取比率・配給・寄港地等の協定を行ひ、以て相互に運送上の競争を抑壓又は制限するとともに、不當な競争をしようとする非加盟船業者に共同して對抗する等の目的で組織する營業上の結合體で、一般にコンフェレンス(confERENCE)と稱せられる。

～**とんすう**〔運賃噸數〕積載噸數(キャパシティー-トンネージ(capacity tonnage))に同じ。→同項。

～**ほけん**〔運賃保険〕委託された貨物の運送中、偶然の事故により滅失・毀損し或は運送を繼續出来ないために、運賃を請求することが出来なくなつた時、これに因つて生ずる損失を補填するためにその相當額に對して附する保險。

～**ほけんりょうこめ-ねだん**〔運賃保險料込値段〕商品の原價に到着地までの運賃及び保險料を加算した値段。(シー-アイ-エフ(C. I. F. cost insurance and freight)又は單にシフ値段)

〜もちねだん〔運賃持値段〕運賃込値段に同じ。→同項。

うんてん-し〔運轉士〕船舶の運用を掌る高等海員。——せいと〔運轉士生徒〕商船学校航海科生徒で、汽船に乗船実習中の者をいふ。見習運轉士の別稱。

うんどう-せい〔運動性〕飛行機の操縦の自在なことで、急速旋回・横轉・宙返りなどの特殊飛行をなるべく迅速軽快に行ひ、敵機に對し戦闘上最も有利な位置を占め、且つこれを保持し得る性質。

うんどう-ばん〔運動盤〕艦隊運動に於いて、占位運動を行ふ場合に簡單確實に自艦の採るべき針路・速力・航走時間を算出し得るもの。

うんどう-りょく〔運動力〕艦艇の速力即ち前進力・後進力・速力の大小及び變換、旋回力即ち轉向する能力及び航機力を合せていふ。

うんぱん-しゃ〔運搬車〕水上機や飛行艇を格納庫に入れる場合に、水中に浮かんでゐる間に載せて引揚げるもの。

うん-びょう 雲表〔雲表〕雲の上。(雲外)

うんゆ-きょうてい 運輸協定〔運輸協定〕海運同盟の一種で、加盟各社の運輸量を百分率を以て各社に割當て、或は使用船舶の噸數・航海回數又は活動範圍を制限する等、競争制限の目的で運輸に關して締結される協定。

うん-よう〔運用〕①はたらかし用ひること。活用。②⇒運用術。——か〔運用科〕防火・防水その他戦闘中に起るべき諸般の應急任務に従事し、又は船體・船具の保存整備及び出入港作業・備作業等に従事する艦内の一科で、運用長を科長としその下に運用士・掌運用長及び下士官・兵を配し、これを以て1個分隊を編成する。分隊長は運用長、分隊士は運用士。内務科の新設に伴ひ廢された。——きょく〔運用漁具〕魚類の移動に應じ自由に場所を變へて使用し得る漁具。網具中抄網類・掩網類・刺網類・敷網類・引網類・旋網類はこれに屬し、その他一般の釣具及び雜漁具中鈎鎌類・突刺類・狭振類・爬貝類・籠壺類の5種は悉くこれに屬する。定設漁具の對。——し〔運用士〕運用長の命を承け、その職務を分擔補助する乗組兵科士官。⇒運用科。——じゅつ〔運用術〕船舶を操縦する技術。——じゅつ-れんしゅうかん 運術練習艦〔運術練習艦〕海軍航海學校の前身。——ちょう 運用長〔運用長〕運用科員を統率指揮し、艦内の防火防水及び諸般の應急作業を掌る兵科士官。⇒運用科。

うん-りょう 雲量〔雲量〕天空の雲に蔽はれてゐる割合。天空清澄で一點の雲

のないのを零、滿天雲に覆はれた時を10とし、0~10に至る數でこれを表はす。

え

え〔江〕川尻の海に入る所。河海・湖水などの陸に入込んだ所。いりえ。

え〔柄〕短艇の櫂の丸い部分全體をいふ。(ルーム(loom))

え〔餌〕魚などを飼育し、又はこれを捕へるために用ひる食物。

えい-えん-だん 曳煙彈〔曳煙彈〕彈道を明示するため、彈腔に納めた發煙劑の發する煙を放射しながら飛行する彈丸。⇒曳痕彈。

えい-か-しん-かん 曳火信管〔曳火信管〕彈丸を空中の任意の點で炸裂させるための信管。

えい-か-だん 曳火彈〔曳火彈〕空中の任意の點で炸裂させるために曳火信管を備へた彈丸。

えい-こう 曳航〔曳航〕汽船や航空機が、曳索(5)で他の船舶やグライダー等を曳きながら航行すること。——さく〔曳航索〕グライダーを曳航するの用に用ひる索。——すいらい 曳航水雷〔曳航水雷〕驅逐艦などが曳いて走り、潜航中の敵潜水艦に當てて爆發させる特種の機械水雷。——そくていき 曳航測程儀〔曳航測程儀〕4翼を有する旋回子(一種のプロペラー)を曳索の先端に取付けて流し、曳索の他端は船尾のレールの上に裝着した指示器に結びつけたもの。船の進航により旋回子は回轉し、その回轉は曳索を介して指示器内の齒車を回轉させ、指針を作働して速力をあらはす。——ばくらい 曳航爆雷〔曳航爆雷〕爆雷を曳航して潜水艦に衝突させ、これを爆破するもの。

えい-こう-だん 曳光彈〔曳光彈〕彈道を明示し射撃を規正するための特殊彈で、彈腔に納めた發光劑の發する光を、糸のやうに放射しながら飛行する彈丸。

えい-こん-だん 曳痕彈〔曳痕彈〕對空射撃の際、彈道と目標との關係を觀測し、次の射撃を修正する材料を得るため、發射する曳光彈又は曳煙彈。⇒曳煙彈。

えい-こう-はん 曳行帆〔曳行帆〕大洋横斷用飛行艇を、カタパルト船上に收納するのに用ひるもの。飛行艇が海上に卸したこの帆の上に上ると、帆を巻い

- て船に近づけ、船尾のカタパルト上に吊り揚げる。
- えいさく [曳索] 曳船をする際に用ひる索。
- えいしょ [衛所] 敷設水雷面を監視してその水雷の發火を掌る所。
- えいせい [衛星] 惑星の周圍を廻りながら、その惑星とともに太陽をめぐる星。月は地球の衛星である。
- えいせいしゅ [衛生酒] 艦船で、非常の勞働若しくは雨天の特別作業をなした後に、兵員に支給する火酒。
- えいせいへい [衛生兵] 海軍兵の一種で、負傷者や病兵の治療・看護に當り、調劑・手術の助手となり、又衛生に關する事務に従事するもの。新兵は海兵團で3ヶ月教育を受け、更に海軍病院練習部で教育を受ける。
- えいせいポンプ [衛生ポンプ] 船内の浴室や便所などに、海水を送るポンプ。(サニタリーポンプ(sanitary pump))
- えいそう [泳層] 魚類の游泳する習性上の深度。
- えいたい [衛帶] 汽密・水密を要する器械の諸部に用ひられる填座で木綿・麻・石棉・金屬・革等の各種類のものがある。(パッキング(packings))
- えいたん [英炭] 英國産の無煙炭で主にカーサフ(Cardiff)炭のこと。
- えいてき [曳的] 標的を曳航すること。——かん [曳的艦] 艦砲射撃の際、標的曳航の任務を有する軍艦。
- えい-ton [英噸] ロングトン(long-ton), 重噸の別稱。主として英國及び歐洲大陸に用ひられるためこの稱がある。2240封度、我が國の約271貫、1680斤にあたる。米噸又は輕噸(short-ton)の對。
- えいへい [衛兵] 艦内の守衛・警察及び傳令等に從事する下士官・兵で、下士官は衛兵伍長、その前任のものを前任衛兵伍長といふ。衛兵の種類には、前甲板番兵(碇泊中)・舷門番兵(碇泊中)・時鐘番兵・中甲板番兵・彈火藥庫番兵・禁烟室番兵・救難浮標番兵等がある。——ごちよう [衛兵伍長] 衛兵司令及び衛兵副司令の命をうけ、當直衛兵を指揮し、碇泊中は主として舷門の出入を監視する。衛兵隊員中最も前任の者を前任衛兵伍長と稱す。⇒前任衛兵伍長。——しれい [衛兵司令] 艦長の命をうけ、衛兵副司令以下衛兵を指揮し、艦内警察・軍紀・風紀の維持に任ずる兵科士官。各軍港にある海兵團の衛兵司令は海兵團内の外、軍港陸上の警察・軍紀・風紀の維持にも任ずる。——ふくしれい [衛兵副司令] 衛兵司令の命をうけ、その職務を分擔補助する乗組兵科士官・特務士官又は准士官。

- れいしき [衛兵禮式] 衛兵を立附けて行ふ軍艦の敬禮。
- えいよう-えんるい [榮養鹽類] 海水中に含まれてある磷酸・硝酸・亞硝酸・珪酸等の鹽類で、植物性のプランクトンにとつて、直接榮養となり、繁殖成長する必要なもの。
- えうち [餌打] 一定の間隔に餌を撒いて置いて、その箇所に網を打つ投網の打ち方。
- えかい [餌飼] 鯉船で、鯉を船に近く誘致するため、餌を海上に撒いて鯉を餌ひつける役。
- えき-せん [駁船] 昔、港(水驛)に備へておいて、官使の往來に用ひた船。
- えきたい-ねんりょう [液體燃料] 液状をなす燃料の總稱。天然液體燃料には石油・原油、人工のものには石油製品、その他コールタール・アルコール・ナットラリン等がある。貯蔵の便利、燃焼方法の簡單、灰を残さぬ便があり、且つ熱効率が高い。
- えきたい-らしんぎ [液體羅針儀] 磁氣羅針儀の磁針を裝備した羅牌を、酒精と蒸溜水との混合液を充滿した羅盆内に浮かせ、震動等のため羅牌の中心と、これを支持する軸針との間に生ずる摩擦を減じ、磁針をして自由に指北作用を發揮するやうに装置したもの。
- えきむ [役務] 上司より命ぜられた行動をなすべき任務。
- えきり [江切] 内灣の入込みで、満潮の際に網を張り切つて置き、干潮になつて魚を捕ること。建千(釣)に同じ。→同項。——あみ [江切網] 立千網・建千網(釣)に同じ。→同項。
- エージェント [agent] 代理人。代理店。
- エース [ace] 多數の敵機を撃ち落した飛行士。優秀な飛行士。
- エス-オー-エス [S. O. S.] 國際無線電信協會制定の萬國共通の遭難信號符。save our souls(又はships)の略と解するのは偶然の文字の配合に過ぎず、單に一種の記號である。“直ちに救助を求む”の意。
- エスカレーター-じょうこう [エスカレーター(escalator)條項] 倫敦海軍制限條約に於いて、佛・伊兩國は補助艦に關する協定に加はらなかつたので、その増艦が英國を脅威する場合には、英國は協定以上に建艦の自由を保留し、日・米兩國に對して同律の建艦を許すことにした伸縮條項。
- エスジ-こうか [エス(S)字降下] 飛行機が空中に、S字狀を描きつつ降下すること。

- えすき エサキ [餌附] ①養魚池に入れた魚が、馴れて餌を食ふ程度になること。みづくこと。②釣漁業の場合魚類が撒餌(マツ)に集つて来ること。
- えぞろふ エゾロフ [柄雑布] 甲板洗の後に残つた水を拭ふための柄のついた雑布。
- えだがわ エダガワ [枝川・支河] 本流から分れ出た水流。又、本流に流れ込む水流。(支流)
- えだぶね [枝船・支船] 大船に附属する小舟。
- エーデッキ [A deck] プロムナードデッキ。ポートデッキの下、ビーデッキの上の甲板。
- エート [eight-oars-boat] 8挺櫂艇の略。8人の漕手が乗込み、8本のオールをもつて漕ぐボートの總稱。
- えどこ エドコ [餌床] 鰻などが鯉・鮎等の大魚に追ひ込まれて密集し、海面に盛り上つたもの。
- えとろ エトロ 鯉の大群が鰻などの群を勢ひ込んで、追廻してゐるさま。
- えなが [柄長] 漁船の船底に溜つた海水又は活魚船内の水を汲み出す長柄の柄杓。
- えびす エビス [恵比須] 漁村に最も普及した漁業神。七福神の一。鯛を釣る状態をなす。——あば [恵比須浮子] 網の中央部の一際大きい浮子。一網の漁神として祀られてゐるもの。
- エフオービー [F.O.B.] 賣買用語。本船積込渡値段 (Free on Board) の略。貨物を船に積込むまでに要する一切の費用(荷造費・鐵道運賃・船賃・本船への積込費等)は賣手に於いて負擔する約定の値段。
- エプロン [apron] ①港灣用語。埠頭縁(碇)。→同項。②水叩。落水又は潜流のため水門・堰堤等の下流部の洗刷されるのを防ぐ工作物。
- エアーパイプ [air-pipe] 水船或は淡水水槽などに水を満たす際に空気の出る管。
- エアーポケット [air-pocket] 航空用語。湖・河川・山岳地帯等の上空で局部的な上昇氣流・下降氣流又は空気の渦動に因つて生ずる現象。航空機がこの惡氣流の中に入ると、急に或る高度だけ落ちたり上つたりして機體の安定を妨げる。
- エアーポート [air-port] 航空港・空港。→同項。
- エアーポンプ [air-pump] 抽氣ポンプ。→同項。
- エアーロッカー [air-locker] ①潜航中遭難の場合に潜水艇乗員は、艇内の

- 補強した区劃内に集合し、壓縮空氣で内部壓力を外部壓力と平均させ、透出口を開き救命具を著けて、ここから出て浮揚がる設備。この上部に蛇管接合口を設け、壓縮空氣・液體食料を外部から注入する装置がある。②救命艇内に備へてある空氣箱。③通風装置の風堰(袋)。
- えら [鰓] 魚類・甲殻類等のやうな水棲動物の呼吸器。魚は急速に運動する時を除いて絶えず口を閉閉して水を吸ひ、それを鰓蓋口から排出し、その時鰓で呼吸をする。(おぎと)——あらい アライ [鰓洗] 鉤にかかつた魚が、水面に出て激しく頭を振ること。鱸類の特性。
- えり [餌] 定置漁具の一種。水中に木又は管を袋状に建て廻し、中に陷穿を設けた漁獲装置。
- えりやなぎぎょう エリヤナギギョウ [餌業漁業] 定置漁業の一。水面に支柱を立て、管或は網を張り、又は竹・木・石堤等を建設して陷穿の装置又は魚堰(袋)を設ける。
- エルツだ [エルツ(Oertx) 舵] 流線型の舵で、全體は固定した先導舵の部分と、通常舵と同様に舵心材によつて動かされる部分とから成り、先導舵は推進器が回轉して斜め後へねぢるやうな方向に蹴出す水の流を順調に整へるので、その反動を増し、従つて船を推進する力を増加し、舵の作働をするついでに推進器の働を助ける。
- エーワン [A 1] 第一級。英國ロイド船級協會の船舶等級格附記號。Aは船體、1は屬具について第一級なるを示す。
- えんかい [縁海] 大陸の外邊にあつて半島や島などで圍まれ、その閉鎖が不完全で外海との流通が自由な海。日本海はその例。(縁洋)
- えんかい [沿海] ①海に沿つた陸の部分。②陸に沿つた海の部分。
- ぎぎょう ギギョウ [沿海漁業] 陸地に近い海で行ふ漁業。
- くいぎ クイギ [沿海區域] 船舶安全法施行規則に規定せられるもので、北海道本島・本州・四國・九州・臺灣本島及び特定の附屬諸島の各海岸から20哩以内の區域、並びにこれに準ずる海上の區域。
- こう コウ [沿海港] 海に接近してゐる所にある港。
- こうかい コウカイ [沿海航海] 沿海區域を航行すること。
- こうせん コウセン [沿海航船] ①沿海區域内の航路に従事する船舶。②外國貿易船以外の外國に航行し得ない船舶で、開港・不開港を問はず出入して所謂沿岸貿易に従事することが出来る。(沿海通航船)

- ～-ころろ ころろ [沿海航路] 沿海区域内の航路。(沿岸航路)
 - ～-しょうぎょう しょうぎょう [沿海商業] 沿岸貿易・沿海貿易に同じ。→同項。
 - ～-ちんてんぶつ ちんてんぶつ [沿海沈積物] 陸棚に、その附近陸地の崩れたものが河から流れ込んだり、波や潮流で運ばれて沈積した土砂や、貝殻又は底棲生物の死骸など。
 - ～-つうこうせん つうこうせん [沿海通航船] 外国貿易船にあらざる船舶。自國沿海を通航し開港・不開港何れにも出入し得るが、保税外国貨物を積載する場合は外国貿易船に準じて取扱はれる。⇒外国貿易船。
 - ～-ふうさ ふうさ [沿海封鎖] 沿岸封鎖に同じ。→同項。
 - ～-ほうえき ほうえき [沿海貿易] 沿岸貿易に同じ。→同項。海外貿易の對。
- えんがい [鹽害] 鹽分が異常に多くなったため陸上植物の被むる害。海岸の耕地の暴風や津浪のために、鹹水が侵入して耕作に適しないやうになること。又、鹽分を多量に含み乾燥した強風のために果樹園などの害を被むること。
- えんかいぎょ えんかいぎょ [遠海魚] 常に遠海に棲息する魚類。
- えんかん [鹽乾] 魚類などを一度鹽漬にして後乾燥すること。鹽漬の方法には撒鹽(まきしお)と立鹽(たてしお)とある。しほぼし。⇒鹽藏。
- えんがん [沿岸] ①海又は河川・湖に沿った岸。②海又は河川・湖の岸に近い水面。
- ～-かい [沿岸海] 海洋の陸地に沿った部分で、その範圍は普通最低干潮時に於ける水陸分界の點より3哩まで。(領海)
 - ～-かんしせん [沿岸監視船] その國の主權に屬する沿岸海面を巡航して、不法行爲を取締る船。
 - ～-ぎょぎょう ぎょぎょう [沿岸漁業] 沿岸又は領海内程度の近海で行ふ漁業。漁船も小型で概ね1晝夜以内に歸港するもの。
 - ～-ぎょせん [沿岸漁船] 沿岸漁業に従事する概ね20噸未満で、主に和船型の漁船。
 - ～-けいびたい [沿岸警備隊] ①英國にて、元、密輸防止のため沿岸に設置した見張。今は一般水上警察。②米國の密輸監視及び水難救助隊。(陸・海・空軍とともに4軍部の一で、平時は大藏省に屬し、戦時は海軍省の麾下に入る)
 - ～-こう こう [沿岸港] 海洋の沿岸にある港。沿海港ともいふ。

- ～-こうかい こうかい [沿岸航海] 沿岸を航行すること。(沿海航海)
 - ～-こうほう こうほう [沿岸航法] 艦・船舶・航空機が海岸に接近して航海(航空)する方法をいひ、位置の決定は山・川・島・岬・燈臺等の地物によるを特徴とする。
 - ～-ころろ ころろ [沿岸航路] 船舶安全法施行規則に定むる我が國の沿岸20哩以内の區域、又はこの規則で特に定められた區域即ち沿海區域の航路。(沿海航路)
 - ～-しゅう しゅう [沿岸洲] 海岸線から少し離れた海中に、海底から盛り上つた砂が海面上に現れ、海岸と平行に長く延びた砂洲。遠淺の海岸の沖合で、波浪が崩れる折の作用で出来たもの。
 - ～-しょうかいてい しょうかいてい [沿岸哨戒艇] 沿岸警備並びに哨戒に従事する特務艇。
 - ～-すい すい [沿岸水] 河水などの注入水を多く受けて、鹽分の淡い陸地に近い所の海水。
 - ～-たい [沿岸帯] ①湖沼の場合には、湖岸から沈水植物の生ずる限界までの湖底をいひ、湖によつて異なるが約20米位までの範圍である。②海の場合は海岸に近い所をさし、凡そ200米附近までの區域をいふ。
 - ～-ちょうりゅう ちょうりゅう [沿岸潮流] 海岸近く沿つて流れる海潮流。船舶の操縦、漂砂或は港内の埋没等に影響する所が大きい。(沿岸漂流・沿岸流・海岸流)
 - ～-にやく [沿岸荷役] 本船から棧橋又は舢舨等に卸された貨物を上屋又は倉庫に運搬し、若しくは上屋・倉庫等から棧橋上又は舢舨内に貨物を運搬すること。
 - ～-にんぷ [沿岸人夫] 沿岸荷役に従事する港湾勞務者。
 - ～-ひょうりゅう ひょうりゅう [沿岸漂流] 沿岸潮流に同じ。→同項。
 - ～-ふうさ [沿岸封鎖] 交戦國の一方が艦船その他の實力を以て、敵國又は敵國占領地の港湾・河口及び沿岸を封鎖すること。
 - ～-りゅう りゅう [沿岸流] 沿岸潮流に同じ。→同項。
- えんかんがま えんかんがま [煙管罐] 爐上に裝備した細管の中に火焰を通過させるもので、初め爐筒の中で半ば燃焼した石炭瓦斯が燃室に入つて充分な燃焼をなし、その火焰は煙管を通過して罐水に熱を傳へた後前方に出て煙筒から煙路を通り、煤煙は煙突から空中に逃げる装置になつた圓罐(筒)をいふ。

(煙管汽罐)

えんかん-きかん [煙管汽罐] 煙管罐(汽罐)と同じ。→同項。

えんかんしき-かさい-けいほうそうち [煙管式火災警報装置] 火災警報装置と同じ。→同項。

えんかん-ふく [煙罐服] 機械室や罐室で作業する際に用ひる海軍の事業服の通稱。

えんがん-ほうえき [沿岸貿易] 自國沿岸港間に於ける船舶による商取引。(沿海貿易・沿海商業) ——せん [沿岸貿易船] 自國沿岸港間に於いて旅客及び貨物を輸送する船舶。(沿岸航路船)

えんがん-ぼうぎょ [沿岸防禦] 一國の海岸の防禦で全域防禦・管區防禦・局地防禦などの種別がある。——せんすいかん [沿岸防禦潜水艦] 専ら沿岸防禦用の小型で輕快な潜水艦。

えんきょり-しんごう [遠距離信號] 距離遠隔のため又は天候不良のため、信號旗を見分け難い場合、又は使用し難い場合に、特に定めてある形象によつて行ふ信號。

えんきょり-せんとうき [遠距離戦闘機] 遠く爆撃機についてこれを援護推進せしむる海軍戦闘機の種類。

エングレービング-ドック [engraving-dock] 潮の干満の著しい場所で船臺に適する地質を選んで設けたもので、満潮に船を乗せ揚げ支柱を置いて固定し、干潮を待つて船體を修理するもの。

えんけい-の-そなえ [圓形の備] 中古水軍の陣形。兵船を圓に配置し、實數よりも小勢に見せかけて敵を誘致した後、適當の陣形に立てるもの。

えんげき [掩撃] 我が衆を以て、敵の寡を壓倒する攻撃。

えんご [掩護] 敵に對し、我が他の兵軍の行動を護衛する作戰行爲。——しゃげき [掩護射撃] 或る任務のために行動する艦艇の目的を、安全に達成させるやうに敵を射撃すること。

えんこう [遠航] 遠洋航海の略稱。→同項。

えんざい [縁材] 昇降口等を圍む小高い仕切りで、海水の流下するのを防止するもの。(コーミング(coamings))

えんざい [圓材] 橋桁等の如き長い木材又は鐵材の總稱。(スパー(spar))

えんしつ [煙室] 煙管の出口に裝備した箱形のもので煙が集る所。溜つた煤を掃除するために煙室戸を設けてある。煙室は、普通これを二重に造つ

て熱氣が外方に發散するのを防止する。(スモーク-ボックス(smoke-box))
えんじつてん [遠日點] 地球の軌道上に於いて太陽に最も遠い點。地球は7月初め此の點を通過する。近日點の對。

えん-しゅう [演習] 平時に在つて實兵を以て兵術を練磨し、一般作戰能力を練成し、且つ戦闘器材を整備し、將兵の練度を向上せしめんがために行はれるもので、參加艦艇及び構成規模の大小により基本演習・小演習・大演習の如く區分される。

えん-じょ [援助] 敵に對し、我が他の兵軍の行動に助力する作戰行爲。
えん-しよく [煙燭] 鐵製圓筒の中にベンガル(Bengal)發煙劑を入れ、上部の口に點火して煙を發出するもの。⇒藍光。

エンジン [engine] 機關。機械。汽機。蒸氣機關及び自動車・飛行機等の發動機の如く一般にピストンを有する熱機關をいふ。——ルーム [engine-room] 機械室と同じ。→同項。

えんすいめん [沿水面] 岸壁・棧橋、或はその他運輸交通の設備を有する港岸。

えん-せん [遠戦] 遠距離を隔てて作戰行動をとり、又は戦闘すること。
えん-そう [遠漕] 遠距離の機漕。その能技で特にコースを定められてなく、風向・風力・潮流・航路などを研究し、目的地の決勝線に先著を争ふこと。

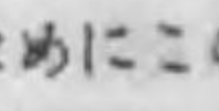
えん-そう [鹽藏] 水産食料品貯藏法の一。水産物を鹽漬にすること。鹽を水に溶いて漬ける立鹽漬(漬)と、鹽をそのまま魚類に撒布する撒鹽漬(漬)の2法がある。——こ [鹽藏庫] 漁獲した魚類を鹽漬にして貯藏する倉庫。——せん [鹽藏船] 漁獲した魚を鹽漬にし、これを貯藏する設備をもつ船。

えんそく-こ [堰塞湖] 山崩れ・氷河の堆石・河流の堆積物・沿岸流などで谷が堰止められて出來た湖。又治水工事・水道用水のために築造された人工湖もこれに屬する。中禪寺湖・檜原湖はその例。

えん-たい [掩體] 銃砲火の威力を發揮することを主とし、なほなし得る限り掩護を良好ならしめるやうに構築した壕。

えん-たく [鹽澤] ① 海水の浸潤する沼澤地。② 支那新疆省の東南部にある湖羅布諾爾の別名。

えんたつ-せい [遠達性] 主砲の彈丸がどの位遠く飛んで行くかといふ

性能。
えん-だん 〔遠弾〕艦砲射撃に於いて、目標を越えて落下する弾丸。近弾の對。
えん-ち 〔鹽池〕鹽田に同じ。→同項。
えんち-てん 〔遠地點〕本陸がその軌道上に於いて地球と最も遠く距る點。近地點の對。
えん-ちやく 〔延著〕船舶又は積荷の到着が豫定より遅延すること。
えん-てん 〔鹽田〕海水を蒸發し製鹽原料を採收する場所。⇒製鹽。
えん-とう 〔圓筒〕シリンダー(cylinder)。→同項。
えん-とつ 〔煙突〕空氣を罐に導き、煙を外部に排出して、よく燃焼させるために燃焼室に聯絡して裝置した筒。普通1本の煙突に數罐から煙路を接続させこれを共同にする。(けむりだし・ファンネル(funnel)) — **あまよけ** 〔煙突雨除〕碇泊中雨雪等の落下を防ぐため煙突の上部に覆ふもの。(煙突雨覆) — **がこい** 〔煙突圍〕煙突の熱氣を防ぐため、その甲板に接する附近の部を圍繞する隔壁。新艦艇では罐室通風筒を兼ねるものがある。(ファンネル-ケーシング(funnel-casing)) — **はりずな** 〔煙突張索〕煙突の動搖するのを防ぐために、その上部から四方に張つた鐵索。煙突の伸縮に應ずるやうに調整螺旋を裝備してある。(ファンネル-ガイ(funnel-guy)・ファンネル-ステー(funnel-stay))
エンバルゴ 〔embargo〕船舶の出港停止。停船命令。外國船に對する入港禁止。
えんび-き 〔燕尾旗〕國際通信に用ひる文字旗 A~Z の 26 旗中 A 及び B の 2 旗をいふ。その形  状をなすためにこの名がある。
えん-べい 〔掩蔽〕天體が月面の背後に隠れて見えなくなる現象。
えん-べん 〔鉛片〕鐵枷(かぎ)等の留栓の孔を塞ぐために打込む鉛の小片。止釘の脱出を防ぐ用をなす。(ペレット(pellet))
えん-まく 〔煙幕〕軍艦又は飛行機が自己の行動を隠蔽する目的で、重油又は藥品を用ひて海上又は空中に放出させる煙霧。(スモーク-スクリーン(smoke-screen))
えん-よう 〔遠洋〕陸地を遠く離れた海洋。 — **ぎょ-せん** 〔遠洋漁船〕外洋の荒天高波に耐へて航行し、長期間繼續漁業に従事し、漁獲物を船中で處理し保藏し得る漁船。 — **くい-き** 〔遠洋區域〕船舶安全法施行規則

第29條に規定される處で平水・沿海及び近海の各區域は勿論總ての水面を包含する區域。 — **こう-かい** 〔遠洋航海〕①海軍各科少尉候補生及び初級軍醫官の實務練習のため、練習艦隊を編成して、海外を巡航すること。②商船學校で卒業前に實施する航海。 — **こう-せん** 〔遠洋航船〕堅固な船體で、機關その他すべてが遠洋航海に適する大型船。 — **せい-ちんてん-ぶつ** 〔遠洋性沈澱物〕遠洋の深海底に存在する沈澱物で、主成分は陸地と直接關係のないものである。赤粘土以外は主として遠洋性のプランクトンの遺骸よりなり、火山噴出物・水山・水河によつて運ばれた細砂・隕石・宇宙塵等を含む。
えん-よう-ぎょ-ぎょう 〔遠洋漁業〕遠洋漁船によつて、漁獲物を滿船するか、食糧・燃油その他事情の許す限り豫定した期間遠洋に止まつて、漁獲に従事する漁業。⇒遠洋漁船。 — **しょう-れい-ほう** 〔遠洋漁業獎勵法〕遠洋漁船を新造し、又は遠洋漁船に諸設備をなしたる時、漁船獎勵金を交付し、又特定の漁獲者に若しくは漁獲物處理運搬業を營む者等に對し、漁業獎勵金を交付する制度を規定した法律。明治38年3月公布。
えん-よう-こう-ろ 〔遠洋航路〕遠洋區域に亘る航路。⇒遠洋區域。 — **せん** 〔遠洋航路船〕遠洋航路に就航する船舶。 — **ほ-じょ-ほう** 〔遠洋航路補助法〕所定の補助金を交付して、國家的對外航路擴張維持のため船主を保護するとともに、我が國造船業の保護をも目的とする明治42年3月制定の法令。
えん-ろ 〔煙路〕煙突と煙室間の煙の通路。(アップ-テーク(up-take))

お

おい-かぜ 〔追風〕進航中の船の正横(まがひ)後方から吹く風。順風。
おい-かわ 〔追川〕河水中に杭を立てて網を張り、棒で水を打ち鮭を追ひこむ漁法。
おい-こ-され-ぶね 〔被追越船〕他船に追越された船。又は追越されんとする船。

おいこし-ぶね おいこしぶね [追越船] 後から進んで来て前の船を追いぬく船。海上衝突豫防法では正横後2点以上の後方から追越さうとする船。

おいこみあみ-ぎょぎょう おいこみあみぎょぎょう [追込網漁業] 兩翼及び囊から成る網を設置し、数人の漁夫が裸體で海中に潜り、岩礁の裂け目や洞穴等を、携へた竹又は棒で突き各種の魚類を追出し、網の中に追ひ込んで漁獲する漁業。沖縄及び南方各地の沿岸に行はれる。

おい-しお おいしお [追潮] 後方から流れて来る潮。舟を押し進める潮。

おいて おいて [追手・追風] 追風に同じ。→同項。

おい-なみ おいなみ [追浪] 船の後方から寄せて来る浪。

オイル-タンカー [oil tanker] タンカーともいふ。重油その他の油類を積む船で、船艙が殆んど油槽(びん)になつてゐる。(油槽船・油輪送船)

おう-あみ おうあみ [大網] 各地の漁村によく用ひられる言葉であるが、別に定つた網ではない。その地方に行はれる一番大きな網の意。又同種の網の内で規模の一番大きなもの。

おう-うなばら おううなばら [大海原] 廣々とした海。大海。

おう-うみ おううみ [大洋] 大きな海。青海原。

おうらうみ-のかみ おうらうみのかみ [大海神] 攝州住吉明神の攝社で、海上守護の御神。

おうぎ-の-いた おうぎのいた [扇の板] 和船の船首甲板より上部に取附けてある扇形の内張板。

おうきゅう-いん おうきゅういん [應急員] 戦闘中船體の損傷を受けた時又は不慮の災害等に際し應急修理作業に従事する者。

おうきゅう-くんれん おうきゅうくんれん [應急訓練] 戦闘に際し被害のあつた場合、これに即應して當面の修覆を行ひ、艦艇の戦闘力持續發揮のため行ふ業務で、防火・防水・防毒・破壊物處理など、事前の準備や事後の處置をする訓練。

おうきゅう-た おうきゅうた [應急舵] 艦艇坐礁その他の事故のため、舵若しくは舵軸・舵頭等を破損し、又はこれを亡失してその用をなさないやうになつた時に、應急的に作つてこれにより船を操縦する舵。これには棧舵(たか)を使用する法、大きな麻索を船東したもの2條を艦(艇)尾水中に裝備し、應急舵索を使用する法、兩舷側にドラク(舵體)を裝備し、又は木材で角形舵を作りこれを艦(艇)尾に裝備し、應急舵索を使用する法などがある。——さく [應急舵索] 人力操舵を要する場合に舵體に取附ける絞繩。(リリーフing-タックル(relieving-tackle))

おうきゅう-ちゃくすい-そうち おうきゅうちゃくすいそうち [應急著水装置] 應急浮泛装置に同じ。→同項。

おうきゅう-ふはん-そうち おうきゅうふはんそうち [應急浮泛装置] 急場のまにあはせに著水するときに施す陸上機の装置で、空氣で脹らませる浮囊を備へる。(應急著水装置)

おうきゅう-ぼうすいせき おうきゅうぼうすいせき [應急防水席] 防水席が不足の場合などに、艦内で臨機作成する假製防水席で、通常縦横に組み合せた太い麻索に、天幕類を利用した帆布及び毛布を重ねたものを縫ひつけ、防水席と同様に使用する。

おう-げき おうげき [横撃] 敵の側面又は一翼から攻撃すること。(側面攻撃)

おう-けつ おうけつ [罅穴] 水の浸蝕作用によつて岩石中にできた罅(ひ)状の穴。

おう-こう おうこう [横航] 帆を水面にすれすれに張つて、船を横に水面上に流すこと。

おう-こう おうこう [往航] 船舶が目的地へ向かつて行く時の航海。復航の對。

おう-こうはんせん おうこうはんせん [四甲板船] 船橋樓と船尾樓とを接續し、船首樓だけが離れてゐる船。船首樓と船尾樓との間をウエル(昔は四甲板)といひ、この型の船をウエル甲板船とも稱する。

おう-ごらあみ おうごらあみ [大五智網] 規模の大きな五智網。網の構造は殆んど手繰網に同じ。

おうさか-ふなてかしら おうさかふなてかしら [大阪船手頭] 徳川幕府の職名。略して船手ともいふ。老中の管下で大阪に在住し、公私の船舶貨物等を監査することを掌つた者の長官。⇒船手頭。

おう-しお おうしお [大潮] 干満の差の最も著しい潮汐。⇒潮汐。

おう-しきあみ おうしきあみ [大敷網] 定置漁業臺網類の一。垣網部と敷網(囊)ともいふ)部とから成る。魚類の入り易いのが特長とするが、脱出し易い缺點がある。

おう-しゃ おうしゃ [應射] 敵の射撃に應じて發砲すること。

おう-じん おうじん [横陣] 艦隊の各艦が横に相並んだ陣形。

おう-せん おうせん [應戦] 敵の挑戦に應ずること。

おう-せんどう おうせんどう [大船頭] 中古水軍の船長で、船内一切の事と海上の事を掌つた者の職名。

おう-そうじ おうそうじ [大掃除] 海軍で土曜の日課として行ふ特に念入りの大掃

除のこと。

おう-だ ヲウダ [横舵] 魚雷の尾部に取付け、所要の深度に進行させるためのもの。——**き** [横舵機] 魚雷機構の一。深度機の働きを傳へて横舵を動かす魚雷の進行中上下に舵を取る機械。——**せいし** [横舵制止] 魚雷の發射直後暫らくの間、横舵を固定しておくこと。——**て** [横舵手] 潜水艦の横舵を採縦する配置にある兵員。——**へい** [横舵柄] 短艇の舵頭に横たへて附著する舵柄で、これに附けてある舵縦索(ヨークライン=yoke-line)を引いて採舵する。(ヨーク(yoke))

おう-だま [網靈] 船の神。船だまを漁船に祀つて大漁を願ふと同様の意味で漁網に大漁の願をかけて祀る漁神をいふ。“あみだま”ともいふ。

おうだん-かんそく オウダンカンソク [横断観測] 海洋調査の一方法。甲乙2點間を適當な間隔に区分し、その各點間に於ける海洋の状況を表面から下層まで観測してその海區の状態を調査する。多數の調査船が聯合して或る間隔を保ち、同時にこれを行ひその結果を集めて連絡圖を作ると、その海區の海洋状況が明瞭になる。數年間連続してこれを行へばその海區の海洋の變化する状況がわかる。

おうだん-ひこう オウダンヒコウ [横断飛行] 海灣・山河を飛びこえて長距離飛行をすること。

おうち-きかい オウチキカイ [横置機械] 横置機(ヲウチキカイ)と同じ。→同項。

おうち-こ オウチコ [凹地湖] 湖水面が海面より低い湖。

おう-てん オウテン [横轉] 宙返飛行の一形式。急激に機體を左右に回轉すること。

おう-どう オウドウ [横動] 船の左右に搖れる動き方。(ローリング(rolling)・よこゆれ)

おうな-ぶね オウナブネ [大魚船] ①鮎・旗魚(ササギ)などの大型魚類を遠洋に出て漁獲する漁船。②(方)比較的小さな魚を漁する船を小魚船(コイサネ)といふに對する。(上總地方の語)

おう-にし オウニシ [大西風] (方) 陰曆11~12月の頃吹く西風。(畿内・中國などの船人の語) ——**かぜ** [大西風] 冬の北太平洋に特有な西の強風。

おう-はん オウハン [横帆] ヤードに展する帆で、その面は船に對して横向きである。——**せん** [横帆船] 帆桁を有し横帆を設備した船。

おうはん-じょう-かいひょう オウハンジョウカイヒョウ [凹板状海水] 蓮葉状木板の大形な、周囲の厚い海水。

おうふく-うんちん オウフクウンチン [往復運賃] 廣く旅客が或る區間を往復するに要する運賃をいふが、普通は往復に要する運賃額で往途出發前に支拂はれるものをいふ。

おうふく-きかい オウフクキカイ [往復機械] 氣筒(クワン)の中を上下に往復の運動をする吸鈎(クワン)があり、その上下へ交互に罐で發生した蒸氣を入れるとその壓力で吸鈎が上下に運動するもの。船舶ではその往復運動を吸鈎棒・接續棒を経て推進器軸の中途にある曲肘(クワン)に傳へ、回轉運動にかへて推進器を回す。商船の過半数は推進機關としてこの種のものを採用してゐる。往復動汽機ともいふ。

おうふく-ちょうりゅう オウフクチョウリウ [往復潮流] 潮汐と同じ週期で或る定まつた範圍内を往復運動する潮流。回轉潮流の對。

おうふく-どう-きき オウフクドウキキ [往復動汽機] 往復機械と同じ。→同項。

おう-べや オウベヤ [大部屋] 商船の甲板員(水夫)や機關員(火夫)等が、多人數1室に同居してゐる部屋。芝居の大部屋から轉化した船員語。

おう-へんかい オウヘンカイ [横邊海] その附近の地殼の主要斷層線に直角な海灣。北海・英吉利邊海・バス海峽・セントローレンス灣など。(横走縁洋)

おう-まき オウマキ [大巻] 淺網(オウマキ)・蛤などを採捕する漁具の大型のもの。竹を篋狀に編んだ籠の下部の口に砂泥を掻き起すため鐵製熊手狀の齒を附し、曳綱も附いてゐる。船を漕いでこれを曳くか、又は船は錨を投じ漁具に附いてゐる曳綱を棒に巻き附けて、漁具を曳き寄せる。小型のものを單に巻(オウマキ)又は腰巻(オウマキ)といふ。

おう-まわし オウマワシ [大廻] ①船を大きくまはして操船すること。②船で遠地へ荷物を送ること。

おう-みふね オウミフネ [大御船] ①天皇又は皇后の召させられる御船。②(古)尊の御方のお乗り遊ばした船。

おうめん-しんろ オウメンシンロ [横面進路] 魚雷の水中雷道の水平投影をいふ。縦面進路の對。

おう-よう オウヨウ [横搖] 船の横に搖れる動き方。(横動)

おうよう-きょうれん オウヨウキョウレン [應用教練] 各艦基本教練に習熟した後、これを應用演練するため首席指揮官の計畫指導により2艦以上聯合して施行するもの。

おうよう-へいじゆつ オウヨウヘイジユツ [應用兵術] 有形及び無形的要素を以て地形・情勢等の變異に應じ、兵術實際の活用を攻究するものをいふ。⇒基本兵術。

- おう-りょう [押領] 家屋・物件等を略取して、これを保有する作戦行為。
- おう-ろ [大櫓] 櫓狀(ろ)の間の2尺8寸あるもの。一人がかりである。
- おう-わだ [大曲] (古) 河・湖などの水の大きく入り込んで流れた所。入江。
- おう-わたし [大渡] 船の帆足をとる綱。大廻繩。
- おおい [覆・被] 舵輪・羅針儀その他甲板上の種々の器具をおほふ布。(カバー(cover))
- おおつ [南風] 南風(なむかぜ)。
- お-かじ [小棍] (古) 舟の棍。
- お-かづり [陸釣] 陸にゐて魚を釣ること。沖釣の對。
- お-かっばり [岡張] 陸から釣ること。(陸釣(お-かづり))
- お-かど [陸人] 漁業に従事しない農家の人々。その陸人は漁業者たちを魚屋方(うい)——魚屋とそれに關與する方々——と呼ぶ。上總の九十九里濱の漁夫は大漁の時農村人を招集して網曳又は漁獲物運搬の手傳をさせる。この村人を“陸人”と呼ぶ。
- お-かみ [龍神・龍] (古) 水中に棲み、雨雪を掌るといふ神。一説に龍又は龍神ともいふ。
- オ-カム [oakum] 横架(よこか) → 同項。
- お-かやく-しろ [陸役代] 静岡縣焼津地方に行はれてゐる制度。將來漁夫となりその漁船に乗り組むべき幼少者、及び曾てその船の漁夫であつた年寄、兵役その他止むを得ない事故で従漁することの出来ない壯者等に對して、一定の割合で利益を分配すること。“しろ”とは分け前又は配當高の意。
- お-き [沖・澳] ①海岸若しくは港灣の岸から遙かに離れた所。②(古) 海・湖・池・川の陸から遙かに遠い處をいふ。(奥(おく)) —— なり [沖鳴] 嵐の時などに海の遙か沖合から海岸の方へ傳はつてくる音響。浦鳴の對。
- お-き-あい [沖合] ①地曳網漁船や罾巾著網漁船に乗つて漁撈を指揮監督する者。これを輔佐し、又事故ある場合これに代る者を副沖合といふ。②海の沖の方。—— きよきょう [沖合漁業] 沖合に出て操業する漁業で、遠洋漁業と沿岸漁業との中間のもの。沿岸漁業の對。“内地沖合の遠洋漁業”と呼ぶこともある。
- お-き-あみ [置網] 敷網の一種。底は囊狀をなし竹の縁をつけ、これを水中に

- 沈めておいてその中に入つて来る魚又はいか・かになどを捕へる仕掛の網。提燈網(ていとう)ともいふ。(待網)
- お-き-い-かり [沖錨] ①荒天の際、洋中に漂泊するとき船首を風浪に向けるため、海底に達せしめることなく船首から海中に吊り下げて置く錨。“たらし”ともいふ。(シー-アンカー(sea-anchor)) ②雙錨泊中沖の方へ投げ入れる錨。
- お-き-い-かり [起錨] 錨鎖を捲き上げるに際して、錨が海底を離れた時。
- お-き-う-お [沖魚] ①沿岸でも捕れる魚であるが沖へ出て漁獲したもの。②沖合又は深海に棲息する魚。
- お-き-が-かり [沖繫] 船舶が沖に碇泊すること。—— ぶね [沖繫船] 沖繫をしてゐる船。
- お-き-か-こ [沖水主] 釣漁師その他沖合に出漁する漁師。
- お-き-ざ [置座] 櫓枕を植ふる木片。
- お-き-しゅ-り [沖修理] 船渠に入らず、碇泊中又は運航中に船舶の修理を行ふこと。
- お-き-す [沖洲] 沖にある砂ばま。
- お-き-ず-り [置釣] 釣竿を手に持たず、竿掛などに置いて釣ること。
- お-き-せ-ん-ど-う [沖船頭] 船頭(船夫)に同じ。→ 同項。
- お-き-そ [沖] (古) 沖。
- お-き-ち-ゃ-く-ね [沖著値] 運賃保険料込値段。→ 同項。俗に著値といふ。
- お-き-つ-あ-り-そ [沖津荒磯] (古) 沖の岩礁。“ありそ”は荒磯にて、浪の荒い岩場。
- お-き-つ-う-み [沖津海] (古) 海の沖合。遙かに陸を離れた海。
- お-き-つ-か-い [沖津櫃] (古) 沖を漕ぐ船の櫃。邊つ櫃の對。
- お-き-つ-か-じ [沖津掛] (古) ①沖にゐる船。②沖津櫃。沖を漕ぐ船の櫃。
- お-き-つ-か-ぜ [沖津風] (古) 沖を吹く風。沖から吹く風。
- お-き-つ-し-お [沖津潮] (古) 沖の潮。—— あい [沖津潮會] (古) 沖で潮流の出會ふところ。—— さい [沖津潮騒] (古) 沖合で潮のさす時波の騒ぐこと。—— じ [沖津潮路] (古) 沖の潮の流れる路。
- お-き-つ-し-ま [沖津島] (古) 沖の島。海中の島。—— ね [沖津島城] (古) 沖合にある島。—— もり [沖津島守] (古) 沖の島の番人。—— やま [沖津島山] (古) 海中にある島。“しまやま”は島が山のやうに高地である故

にいふ。

- おきつしらなみ** [沖津白波] (古) 沖に立つ白なみ。
- おきつす** [沖津洲] (古) 沖の洲。海の沖にある砂洲。
- おきつどり** [沖津鳥] (古) ①沖にすむ鳥。②沖の小鳥なる“味免”・“鴨”といふ意で、“味免の原(原)”・“鴨とふ船”の枕詞。
- おきつなみ** [沖津波] (古) ①沖に立つ波。②“しきて”・“君をおきて”・“諍ひ傍”・“搦む眉引”の枕詞。
- おきつふね** [沖津船] (古) 沖を漕ぎ行く船。
- おきつみかみ** [沖津御神] (古) ①うみ。わたつみ。②沖つ國を領し給ふ神。
- おきつみや** [沖津宮] (古) 龍宮。遠瀛(遠洋)。海神の住む宮。
- おきつも** [沖津藻] (古) 海底の藻。“おきつもの”は隠(か)る・靡くの枕語。
- おきつり** [沖釣] 海又は海灣のつり。沿岸を離れて舟で釣ること。陸釣(陸釣)の對。
- おきどめ** [沖止] ①沖に出て漁獲を行ふことを禁止すること。②漁業者間で大晦日とか元旦又は総員で行ふ行事の日に申合せて漁に出ないこと。
- おきとりぎょぎょう** [沖取漁業] ①沖合に出て漁業に従事すること。②母船式漁業(鮭・鯉)の別稱。
- おきなかし** [沖仲仕] 沖荷役たると岸壁荷役たるとを問はず、船内の荷役作業に従事する港灣勞務者をいふ。(船内人夫・沖人夫)
- おきなます** [沖膾] 沖で漁獲した魚を、その船中で直に料理して膾に作ったもの。
- おきなわ** [沖繩] 沖合で使用する延繩。沿岸で使用する地繩の對。
- おきにやく** [沖荷役] 荷役の一種で、沖繫り船舶の積荷の船積及び積卸作業をいふ。⇒荷役。
- おきにんぶ** [沖人夫] 沖仲仕・船内人夫に同じ。→同項。
- おきのす** [沖の洲] 門洲(門洲)に同じ。→同項。
- おきのやま** [沖の山] ①海底から山のやうに高くなつて水深の浅い所。②房總半島の南にある浅瀬の名。
- おきのり** [沖乗] 船で沖へ乗り出すこと。遠出(遠出)すること。——しょうれいきん [沖乗奨励金] 静岡縣焼津地方に行はれてゐる勞資分配制度で、漁獲物水揚高の中から乗組漁夫に分配する金子(キンス)。
- おきばこ** [沖箱] 漁夫が沖に出る際、各自の私有品を入れ携へて行く箱。枕

箱又は“とんこつ”ともいふ。

- おきばり** [置釣] 餌をつけた仕掛を竿に結んで岸に立て、その釣を水中に沈めて置き、翌朝又は数時間の後に取る。鰻・鯉などを釣る。
- おきまち** [沖待] 船舶が船混みその他のため入港が出来ず、港外に碇泊し、入港の機を待つ状態をいふ。
- おきわたし** [沖渡] 輸入の際貨物引渡条件の一。貨物が碇泊中の本船の索具を離れる時に引渡しが決まると見做し、賣主の責任が終了するとなすもの。
- おくあみ** [奥網] 曳網の囊の前部に當り、袖網によつて入り込んで来た魚を集めて、更にこれを囊網の中に入らせるやうにする構造で、網を上下に開くために上部に浮子(フキ)をつけ下部に沈子(シ)を附ける。
- オクタンか** [オクタン價] イソオクタン(iso-octane)を標準としてノッキング(knocking)の起りにくさの度合を定め、それをオクタン價と名附ける。オクタン價100のガソリンはイソオクタンと同程度にノッキングが起りにくいといふことになる。イソオクタンはガソリンに似た燃料の中で特にノッキングを起し難いもの。
- おくりこみせん** [送込船] 露領漁業などの遠洋漁業で、漁期の初めに漁場へ燃料・食料・漁業鹽その他の必需品を運搬する船。
- おくりじょう** [送状] 荷主が發送貨物の品名・種類・數量・等級・荷印・價格・發送方法・諸掛・代金の支拂方法・發送人及び荷受人の住所・商號・氏名等を詳細に記入して荷受人に送附する明細書。(インボイス(invoice))
- おくりふね** [送船] 去る人を乗せて行く船。
- おくりまぜ** [送眞風] (方) 陰曆7月末に吹く風。(畿内・中國の船人の語)
- おくれまじ** [後眞風] (方) 夏の末に吹く南風。(伊豆・志摩の鳥羽の船人の語)
- おこしがね** [起金] 磯金(磯金)に同じ。→同項。
- おこしふね** [起船] 網起(網起)をする船。⇒あみおこし。
- おこす** [起す] 帆船が、その船首の方向を現在より風下に換へること。“おとす”(落す)ともいひ、“開く”又は“切上ぐ”の逆。
- おさえ** [抑] ①和船を漕行する際、櫂の操作によつて船首を右方に轉向させるをいふ。ひかへの對。②櫂を前方へ押すこと。
- おざし** [飯] 魚を竹串に刺し通して乾したもの。魚刺(魚刺)のこと。
- おし** [押] 船積貨物の重量又は容積を秤量する際、故意に實際より幾分か減

- らして測定すること。この押をした結果、船荷証券面の数量よりも、実際の数量の超過した差を押し又は押噸等といふ。
- おしいた** [押板] 和船の取外しの出来る舷板。往々藁と竹で作られることもある。
- おしおくり** [押送] 風向にかまはず、帆を使はないで一途に櫓を押して船を漕ぎやること。——**ぶね** [押送船] 押送でやる船。
- おしきり** [押切] (方) 鮮魚を載せ、帆を用はず又風の順逆にも関係なく数挺の櫓だけで押送る船。(中國地方の方言)
- おしこく** [押し] 船舶に貨物を積載するに當り、その実際積石数よりも少く積高を計算して、運賃支拂高を少くしようとする荷主の不正方法。
- おしとん** [押噸] 船舶に貨物を積載するに當り、その実際重量よりも少く計算して運賃支拂高を少くしようとする荷主の不正手段。(押目・押し)
- おしまわし** [押し廻・推廻] 和船の一種。千石積以上の運送船をいふ。
- おしめ** [押し目] 運賃を計算すべき船舶貨物の検量に當り、故意に重量又は容積を實際よりも幾分減少して測定する變則の方法。(押噸・押し)
- おしゃな** (方) 東南の風。(西國の方言) (おしゃばへ)
- おしゃばえ** (方) 前條に同じ。(おしゃな)
- オーシャン・グレーハウンド** [ocean-grayhound] 外洋快速船(旅客用定期船)。
- オーシャン・ビー・エル** [Ocean B/L.] 海外向積荷に對して發行される船荷証券をいひ、組船荷証券なるを普通とする。國內又は近海積荷に對するローカル・ビー・エルの對。
- オーシャン・フライト** [ocean-flight] 大洋横斷飛行。
- おしょう-いお** [和尚魚] ①海坊主。②青海魚の異名。
- おすい-ポンプ** [汚水ポンプ] 浚水ポンプ(詰り)に同じ。→同項。
- おち-あい** [落合] 2條の川の流れて一つに合ふ所。(合流)
- おち-あし** [落足] 水のひききは。
- おち-あゆ** [落鮎] ①秋の頃に産卵して後、流れに従つて下る鮎。②下り鮎。
- おち-うお** [落魚] ①上流に上つてゐた魚が初冬の頃、河川の深い暖い所へ下ること。②死んだ魚。死魚。
- おち-うなぎ** [落鰻] 秋の頃に川の流れに従つて海に下る鰻。下り又は下り鰻ともいふ。
- おち-こみ** [落込] ①釣魚で、餌がまだ地底につかぬ中に、魚が食ひ込むこと。

- ②魚が深所(ワキ)へ移ること。③瀬が淵に流れ込む所。——**ザリ-ツツ** [落込釣] 魚類が秋に川を下つて来るのを釣ること。
- おち-しお** [落潮] 引潮(引) ⇒ 潮流。
- おちる** [落ちる] 帆船の船首が風下へ廻ること。
- おつきゅう-じゅんようかん** [乙級巡洋艦] 口径 15.5 糎以下の大砲を裝備する巡洋艦。乙巡と略稱する。又、B級巡洋艦ともいふ。
- おつじ-せんぱう** [乙字戦法] 主力戦隊と助攻戦隊とが連繫を保持しつつ、敵の單戦隊の前後から夾撃して、乙の字を畫くやうな對勢をとり、砲火の最大威力を發揮する戦法。
- おつしゅ-にんぶ** [乙種人夫] 一定の備主なく人夫請負業者の手を経て臨時に傭はれる港灣勞務者で、その鑑札は人夫請負業組合の認可を得た願書により、水上警察署に下附を申請する。甲種人夫の對。
- おつしゅ-ひこうへい** [乙種飛行兵] 次條に同じ。
- おつしゅ-ひこう-よかれんしゅうせい** [乙種飛行豫科練習生] 海軍少年飛行兵の本名。→同項。
- オッター-カヌー** [otter-canoe] アラスカ地方で獵虎(オカ)捕獲に使用される細い先の尖つた皮船。
- オッター-ボード** [otter-board] トロール漁業や掃海測量などに用ひられるもので、風の絲目のやうに、綱をつけた2枚の風板は船に曳かれると水の抵抗によつて左右に開く。トロールには囊網の口を各板につけて囊をひるげ、又上下に張り開くために沈子・浮子をつけてある。掃海測量を行ふ際には各板に垂直の風を1個づつ取付け、その間に掃海網を水平に張るやうにしてある。
- おとし-あみ-ぎよぎょう** [落網漁業] 定置漁業の一。網は垣網(垣)と圍網(圍)と上網(上)と落網との4部分から成り、沿岸に沿つて游泳して來た魚類を先づ垣網によつて沖の圍網内に導き、更に上網によりこの魚類を海の中層又は上層近くまで導き上げて後、狭い入口を通つて落網といふ囊網の中へ陥し入れて捕る漁業。囊網(囊)・小臺網(臺)・落網など15種類ほどの種の漁業がある。鱈(鱈)などを目的とする大規模の落網でも、大謀網(謀)などに比し小人数で操業し得て利便が多い。⇒定置漁業。
- おどしいた** [威板] 網漁業などに用ひる葛繩につける細長い木片。(振木)
- おどし-なわ** [威繩] 桂繩に同じ。→同項。

オートジロ [auto-gyro] 竹蜻蛉式の特種飛行機で、上翼の代りに大きなプロペラのやうな回轉翼を有し、離翔・降着とも極めて短距離の滑走で足り、上昇・降下の角度が大きく低速力でも空中に留まり得る性能を持つてゐる。

おとりずり 釣ツリ [囮釣] 活鮎を囮にして鮎を釣る方法。(なとり・友釣)

おとりぶね 船フネ [囮船] 大砲や發射管を裝備した貨物船が普通の商船のやうに見せかけて航海し、敵の潜水艦を誘ひ寄せ、その艦體を水上に現はすに及んで不意に舷牆を倒し、隠してあつた大砲を引出して發砲し、若しくは魚雷を發射してこれを撃沈する目的に使用する船。キューボート(Q boat)ともいふ。

オーナーズ・バッジ [owner's badge] 船舶の煙突につける船主の徽章(マーク)のこと。

おなみ 波ナミ [雄波・男波] 打ち寄せる波の高いうねりをいふ。雌波・女波(メ)の對。

オーニング [awning] 天幕(テ) → 同項。——**スタンション** [awning-stanchion] 天幕支柱(テ) → 同項。——**デッキ** [awning-deck] 商船の上甲板の上方、船樓と船樓との間に於いて、完全に日光を覆ふ甲板。覆甲板と同義。⇒ 覆甲板船。

おばいけ 鯨クジラ [鯨肉・尾羽毛] 鯨の尾や鰭の食用にするもの。肥前では“なばけ”，豊後では“なばやき”といふ。

オーバータイム [over-time] 時間外労働賃金。

オーバーラップ [over-lap] ヨット競技用語。2艇の航走と直角な方向から前走艇の艇尾なりアーム端なりが、後走艇の艇首なりホースブリットなりと多少に拘はらず重なつて見える場合をいふ。

オーバーロード [over-load] 過積(フ)・過載(フ) → 各項。

おびいた [帯板] 甲板に鋼甲板を張らない場合、甲板に縦張力を與へ且つ梁の位置を保持するため、甲板梁を連結するために梁上に取り付けられる細長い鋼板。梁上に斜めに取り付けられるものを斜帯板といふ。(タイプレート(tie-plate))

オフアー [offer] 契約をなす目的で、他人に對してなす意思表示。即ち契約の申込。海運市場では主として船主から荷主又は傭船者に對してなす船腹の申込をいふ。

オフィサー [officer] 高級船員・士官の意なるも主として甲板部士官をいふ。

おふなうた [御船歌] 江戸時代に御船手組に屬する人々の間で、大名が乗船して船を操る時に唱つた儀式的の歌で、普通の船唄とは區別される。又神社の御船祭などで、神輿を船中に奉じて海や川を渡御するやうな時に唱はれた神事歌。

おふなたいしょう 御船ミフネ [御船大將] 江戸時代の各藩御船手組の頭(カ)。(御船奉行)

おふなてぐみ [御船手組] 江戸時代に幕府及び諸藩に置かれ、船の事を取締つた役人の團體。

おふなぶぎょう 御船ミフネ [御船奉行] 御船大將に同じ。→ 同項。

おふねまつり [御船祭] 神輿を船中に奉じて水上に執行される祭。代表的なものは、官幣大社鹿島神宮御船祭神幸祭(9月1日～3日)。官幣大社諏訪神社御船祭(8月1日)。官幣大社熊野速玉神社御船祭(10月16日)等。

オフ・ハイヤー [off-hire] 休航期間。→ 同項。

オープン・ポリシー [open policy] 豫定保険契約。→ 同項。

オペレーター [operator] ①自らは船舶を所有せず、他人の船舶を傭船してこれを運用し海運業を經營する者。②無線通信士の俗稱。

おぼせ [南風] (方) 初夏の頃、快晴の日に吹く南風。(志摩の鳥羽・伊豆・淡路島などの船人の語)

おぼれだに [溺谷] 嘗て陸地であつたところに河川などの浸蝕作用によつて作られてゐた谷が、陸地の沈降により、海面下に没し、海底に著しい溝を作つてゐる部分。(海谷・沈溺谷)

おまな [御肴・御眞魚] ①くひもの魚。②(古)魚の女房詞。

おめしかん [御召艦] 天皇陛下のお乗りになる軍艦。

おめしてい [御召艇] 天皇陛下のお乗りになる短艇。

おもかじ 舵カジ [面舵] ①船の前進中、體(マ)を右へ向ける時の舵のとりかた。取舵(カ)の對。②右側のふなばた。(右舵)

おもて [表] ①船首に近い所。②一番前にある櫓を漕ぐ役。③船員語。普通海員のこと。その居室が多く船首にあるから“おもての者”と呼ばれる。

おもてかじ 船首カシ [船首舵] 船を後退させる際臨時に船首に取り付ける補助舵。

おもてかまえ 艇首カシ [艇首構] 短艇連着の際の號令で、前機手は櫓を立て水掻(カ)を艇尾に向けて收め防舷物を出し、機座栓(カ)を挿し爪竿(カ)を取り柄を下にし艇首座に立つ。離す時の號令は“艇首(カ)離せ”。

おもてし [表司・表仕] 船首の配置にあつて、操舵の指揮をするものをいふ。⇒表の間。

おもてしお [表潮] 満潮の一種。地球の月に面する側に起る満潮。裏潮の對。

おもてなみ [船首波] 船舶が進航中、船首に立つ波。

おもてのま [表の間] 和船に於ける表仕(表)の居室。表仕とは船頭(船長)の次位の者で現今の水夫長に相當する。

おもり [錘] 沈子(おもり)と同じ。→同項。

おやじ [親仁・親父] ①大和船時代の船長の次位にある船員。②船員語。一等料理人の俗稱。

おやしお [親潮] 千島海流・寒流に同じ。→各項。——せんりゅう [親潮潜流] 黒潮の海水の下方に潜入して流れる親潮。⇒極前線。

おやどけい [親時計] 艦・船舶に備へ附けてあるすべての電氣時計を動かす原動時計。

おやぶね [親船] 多数の漁舟を積み込んだ帆船又は汽船。大きい和船。もつぶね。

おやらしんぎ [親羅針儀] 艦・船舶に備へ附けてあるすべての轉輪羅針儀を動かす原動轉輪羅針儀。主羅針儀(master-compass)ともいふ。

オランダぶね [和蘭船・阿蘭陀船] 江戸時代に、外國人の渡來は嚴禁せられオランダ國のみ特に許されて、二百数十年間長崎に來航して貿易に従事した。その貿易船をいふ。

おりいす [折椅子] 上甲板などで士官休憩用の小さな折疊式の、帆布を張つた椅子。

オリオンざ [(羅)オリオン(Orion)座] 見事な四邊形と、三つ星から成り、赤味がかつた橙色のベテルギウス及び青白色のリゲルはいづれも一等星で、天測には好適の目標となる。

おりたたみしき-たんてい [折疊式短艇] 折疊むことが出来るやうになつてゐる輕便なボート。

おりたたみよく [折疊翼] 航空母艦又は潜水艦に搭載する飛行機を收容する場合に、場所を塞がぬやうに折疊み得る主翼。

オール [oar] 短艇用の櫂。

オールド-ラング-サイン [Auld Lang Syne] ロバート-バーンズの詩の題名

で、その曲は“螢の光”などに取入れられ、海軍では“こんど此の度國のために”といふ歌詞を用ひ出港の音楽に用ひられた。

おろし-あみ [卸網] 拖網(おろし)類に屬する一種の投網。河漁網の最大なもので、数隻の小舟で沈子網を引擴げて網を卸す。

おろし-とい [卸樋] 岸壁に沿ふて移動する櫓式塔の頂上から、斜に設けてある漏斗狀の載炭装置。石炭が揚貨機によつて卸樋の口に引上げられ、その中に落されると、船舶の載炭用船口から炭庫に收められる。(シュート(shoot))

おろす [下す] ①船を陸より水に浮べる。(進水) ②錨を投下する。(投錨) **オーロラ** [aurora] 南北兩極に近い所で、空氣の層の關係で、夜間空中高く半圓狀又は種々の形に見える美しい薄光。(極光)

おわい-ぶね [汚穢船] 汚物を運搬する船。

おわり-だし [尾張出] 伊勢灣及び遠州灘附近で冬季陸岸の方から吹き荒む北西の強風。

おんきょう-きらい [音響機雷] 艦船推進機關の音響によつて爆發するやうな仕掛になつてゐる機雷。推進機關の響が機雷の表面に取附けられた音響探知器に傳はり、その振動は振動器に導かれ、それに接続してゐるマイクロフォンは蓄電池の作用で振動を擴大する。これに連結されてゐる雷管は一定の振動状態に達すると火薬を爆發させる。この機雷は觸角も持つてゐるから、船が觸れれば直ちに爆發する。

おんきょう-しんごう [音響信號] 海上の衝突を防ぐために船舶が汽笛・汽角・霧中號角・號鐘、若しくはその他の發音装置によりモールス符號を送信する方法。

おんきょう-そくしんぎ [音響測深儀] 船内に於いて音響を發し、その音波が海底に達して再び上昇し來り、船に達したとき迄の時間によつて水深を測定する精巧な機械。

おん-たい [温帯] ①熱帯と寒帯との間の地帯で、氣候が溫和な地帯。即ち南北兩半球で23度30分の緯線と66度30分の緯線との間。②氣温を以て氣候帯を分けた場合には、月平均攝氏10～20度の地帯を指す。——ぎょ [温帯魚] 温帯の海に棲息する魚類。——ていきあつ [温帯低氣壓] 颱風に同じ。→同項。

おんど-けい [溫度計] 溫度を計る計器。(寒暖計)

おんなくび 女首 [女首] 日本型帆船の船首。官船・渡海船はこれに罫(か)と名附けた縄(な)で作った流蘇(りゅうそ)をかけた。

おんば 温波 [温波] 寒さと暖かさが波のやうに交替して押寄せる際の現象。寒波の對。

おんみつせい 隠密性 [隠密性] 敵の目をくらし、敵に覺られないやうに隠れて密かに行動し得る性能。特に潜水艦にとつては主要な性能である。

か

かい 楫・櫂 [楫・櫂] 船を漕ぐのに用ひられる木製棒で、和船のものは一端を幅廣にして水掻きとし、上端に楫木(か)形の柄を付け、舷側に縄又は葎で造つた環を附し、この中に挿入して使用する。短艇用のものはオール(櫂)といふ。

ガイ [guy] 次條の略。張索(がい)。→同項。——**ロープ** [guy-rope] 張索(がい)。→同項。

カイアク [kaiak・kayak] グリーンランドで、エスキモー人の用ひる一種の皮張船。海豹の皮で丸木船に造り、長さ普通16呎、1~2人の座席を設ける。(エスキモー語)

がいあんしゃせん 外暗車船 [外暗車船] 船體の、兩舷又は船尾に水車式の推進器を装置し、機械力によつてこの水車を回轉して推進するもの。⇒暗車。

がい [概位] 概略の位置。

かいいん 海員 [海員] 船長を除く船員、即ち船員手帳を有する船舶乗組員をいひ、海技免狀を有する高等海員と、これを有せざる普通海員とに區別され、又その職務によつて甲板部員・機関部員及び事務部員・衛生部員に分れる。——**えきさいえんごかい** [海員救済援後會] 日本海員救済援後會の略稱。→同項。——**くみあい** [海員組合] 日本海員組合の略稱。→同項。——**しんぱんしょ** [海員審判所] 海員懲戒法により、海技免狀を有する者の職務上の過失・懈怠或は義務違背等について事件の審判を行ひ、裁決を以て免狀の禁止・停止、又は譴責等の懲戒を加へる役所。高等海員審判所及び地方海員審判所の二審制である。⇒次條。——**ちょう**

かいほう 海員懲戒法 [海員懲戒法] 海技免狀を有する者、即ち高級船員が職務上の義務を十分に果さざる場合、海員審判所の裁決を以てする懲戒並びにその手續を規定した法律。——**ホーム** [海員ホーム] 普通海員のために娯樂の設備をした宿泊所。——**めいぼ** [海員名簿] 海員の氏名及びその雇入・雇止並びに雇入契約變更等に關する事項を記載する帳簿で、船舶内に必ず備附けて置かなければならない法定書類。

かいいんれい 解員令 [解員令] 戦時又は事變に際し、充員令を以て召集せられた海軍軍人の召集を解除する命令。充員令の對。

かいろん 海運 [海運] 營業として、又は商人が自己の營業の目的を達せんがため、海上に於いて船舶を以て人・物及び郵便物の運送を行ふこと。(海上運送)

——**かもつ** [海運貨物] 海上運送の目的としての貨物、即ち海商法上の船舶に積載運送される貨物の總稱。陸運貨物の對。

——**きょうどう** [海運協同] 2個以上の獨立せる海運業者が、無益の競争を避け、又は共同の利益を保全増進するため、特定期間、特定の航路に於いて協同一致の行動をとる事を約する同盟。(海運同盟)

——**くみあいほう** [海運組合法] 海運界の機構を統制し、海運國策の遂行に圓滑を期するとともに、海運業の健全な發達を図るため、總ての海運業者をして組合を結成せしめ、その機能を擴大強化することを目的とする。具體的の目標は日本船主協會と近海汽船同盟會の改組で、日本船主協會は日本海運協會となり、近海汽船同盟會も改組された。

——**ごうどう** [海運合同] 競争の弊害を避け、大規模經營の利便を得るため、海運業者が名實ともに又は名義はともかく實質上その獨立を捨てて一企業體に合同すること。

——**しじょう** [海運市場] 船腹・運送契約・運賃・備船料等海運に關する一切の取引の行はれる所をいひ、主要港はそれぞれの海運市場である。その運賃・備船料等の相場は船腹に對する需要供給によつて定まるもので變動が多い。⇒運賃市場。

——**しょうらいかんぜい** [海運獎勵關稅] 一國の輸出入貨物中、海路港灣經由のものに對して課する關稅で、自國の海運及び港灣を繁榮させる目的で、陸路貨物に對するより特に低率とした差別關稅の一種。

——**じょせいきん** [海運助成金] 政府がその國の海運の保護・發展助長を図るため、自國海運業者に支給する種々の補助金。例へば航海補助金・

航海奨励金・優秀船建造助成金・船質改善助成金等の總稱。(海運補助金)
 ～-せいさく [海運政策] 經濟上・軍事上等の關係で海運の保護助長を
 目的とする國家の施設政策。

～-そうきょく [海運總局] 運輸通信省に置かれ次の事務を掌る。①船
 舶・造船・船員・航路標識その他の水運。②港灣の運営。③航路標識附
 屬の設備による氣象觀測。④臨港倉庫に係る倉庫營業。長官官房・總務
 局・海運局・船舶局・船員局を置く。

～-どうめい [海運同盟] 海運協同に同じ。→同項。

～-とりひきじょ [海運取引所] 不定期船主・船舶仲立人・船舶代理人・
 運送取扱業者・回漕問屋・海上保險業・荷主等の海運關係者が毎日一定
 の時刻に集つて船腹に關する取引をなす所。神戸の日本海運集會所の例。

～-なかだちにん [海運仲立人] 公認の仲立業者で、一定の手數料を受
 け、船舶運管會(運航實務者)と荷主との間に運送契約の仲介をなすこと
 を業とし甲乙2種がある。甲種(略稱甲仲)は、主として不定期船による
 大口重要物資を取扱ひ、圓滑なる海上輸送遂行に協力し、乙種(略稱乙仲)
 は、主として定期船による小口重要物資・雜貨を取扱ふ。

～-ほうこくだん [海運報國團] 正しくは日本海運報國團。→同項。

～-ほごせいさく [海運保護政策] 國家が自國海運業の保護助成のため
 にとる種々の方策。遠洋航海奨励金及び航路補助金の下附・船質改善施
 設その他種々の施策がある。

～-りゅうちけん [海運留置權] 船長が運送契約、又は船荷證券に定
 められてある運送貨、及びその他の法定の金額の支拂を受けるまで、運
 送品を留置することが出来る權利。

かいりんぎょ [海運業] ⇨次條。 —-しゃ [海運業者] 船舶により
 人又は物を運送する事業、船舶の貸渡(期間備船を含む)をなす事業、船舶
 により人若しくは物の運送に關する仲立業又は船舶の貸渡(期間備船を含
 む)若しくは賣買に關する仲立を業とするもの。

かいえき [解役] 役務を解くこと。

かいえん [海鹽] 海水から採つた鹽。

かいえん [海淵] 大洋中の凹處中で、輪廓の明かな最深區域。

かいえん [海堰] 潮や波をせきとめる目的で造つた堤。(なみよけ・防波堤)

かいおうせい [海王星] 太陽より最も遠い太陽系の遊星で、光度弱く肉

眼では認められない。(ネプチューン(Neptune))

かいおりくぎ [皆折釘] 和船を造る時に用ひる釘の一種。

かいおんけい [海溫計] 水溫計に同じ。→同項。

かいが [橋架] 短艇の橋をかける金屬性又狀架で、漕ぐ時に楫杆作用の支點
 となるもの。(クラッチ(crutch))

かいがい [海崖] 浪が岩石の海岸を浸蝕して造つた急な海岸の崖。

かいがい [海外] 海を隔てた外國。(とつくに・外國) —-いみん [海外

移民] 海外へ移住又は出稼する人民。 —-ぎょぎょ [海外漁業] 外
 國の領海内、又はその附近公海で行ふ漁業。例へばメキシコ灣とか濠洲近
 海などで操業する場合をいふ。 —-ところ [海外渡航] 船で海を渡り

外國へ赴くこと。 —-ほうえき [海外貿易] 外國貿易・國際貿易ともい
 ふ。 —-りょこうけん [海外旅行券] 海外渡航者の所持すべき旅行券。

一國の政府が本人の外國旅行中に於ける便宜及び保護を外國官憲に依頼す
 るための公の紹介状ともいふべきもので、本人の國籍・身分・旅行目的等
 を證明する唯一の證據書類である。渡航者の身分又は渡航目的により公用
 旅券・普通旅券・往復旅券等の別があり、我が國では本人の願出でにより、
 外務省がこれを發給する。

がいかい [外海] ①國土の外國にある海。内海の對。②陸地から遠く離
 れた海。近海の對。

がいかく [外殼] 二重船殼の潜水艦の外側の殼。主に海水タンク(メー
 ン・タンク)・燃料タンクその他に利用せられ、又内殼を保護する。

かいかん [海關] 中華民國稅關の一種で、海港に設けたもの。

かいがん [海岸] 陸地が海に接した部分のこと。海邊の波浪の上部限界よ
 り上の部分をいふ。その位置により外洋海岸・内海海岸、地形により陸起
 海岸・沈降海岸・平衡海岸に分れる。

～-きょく [海岸局] 無線電信通信業務上から分類された局名で、船舶
 局を相手とする陸上局をいふ。

～-ざ [海岸圖] 海圖の一。主として沿岸の航行に使用するもので、
 沿岸の地形を部分的に局限した區域を細部にわたり描いた海圖。

～-せいそう [海岸成層] 海岸で沈積して生じた地層。

～-せん [海岸線] ①海水と陸地の相接する處。水陸の境界線。②平穩
 な日の満潮汀線以上の地面でも、荒天の際海水をかぶるその區域の上端。



～-そくりょう ㄉㄨㄥˋ [海岸測量] 一般沿岸の水路測量で、測量原圖及び水路記事の調製を主眼とする測量。⇒測量原圖・水路記事。

～-だんきゅう ㄉㄢˋ [海岸段丘] 海岸線に沿つて、階段状に配列されてゐる土地。地盤の間歇的隆起、又は海面の間歇的低下により、波浪の浸蝕面又は堆積面が残つたものをいふ。

～-ちんでんぶつ [海岸沈澱物] 満潮線と干潮線との間にある海底の沈澱物。石塊・礫・砂利・砂・土など、附近の陸地から出たもので、その性質は附近の陸地の地質によつてほぼ定められる。

～-ていぼう ㄊㄟˋ [海岸堤防] 満潮時の浸水、荒天の際の波浪の浸入又は海嘯の襲來を防ぐために、石工の護岸工事を施された堤防。

～-とう ㄊㄡˋ [海岸島] 大陸の一部が分離して島となつたもの。

～-ほあんりん [海岸保安林] 風害・潮害などの防備又は航行目標のために海岸に設け、公共の危害を防止し又は公安維持のために、一定の制限を加へられた森林。

～-ようさい ㄩㄥˋ [海岸要塞] 兵略上必要な海岸に設けた要塞。

～-りゅう ㄌㄩㄥˋ [海岸流] 沿岸流に同じ。→同項。

かいかんぜい ㄎㄞˋ [海關稅] ①關稅に同じ。一定の貨物が國境を越えて輸送される時に課する租稅で、普通輸入稅・輸出稅・通過稅の3種に大別される。②中華民國で海關によつて賦課される關稅をいふ。時に我が國でも關稅を海關稅と稱することがある。

かいかんぱう ㄎㄞˋ [海岸砲] 海岸要塞に備へ附け、敵の軍艦や航空機などを射撃する各種の大砲。 — だい [海岸砲臺] 海岸防禦のために設けた砲臺。

かいき [海氣] うみへの空氣。海の氣。

かいき [海機] 海軍機關學校の略稱。機校ともいふ。

かいぎ [海技] 海員として必要な技術。 — めんじょう ㄇㄣˋ [海技免狀] 運輸通信大臣所定の、高級船員として必要な學科に對する試験に合格した船舶職員に交付される免狀で、船長・運轉士・機關長・機關士免狀をいふ。

かいき-しょく [皆既蝕] 皆既日蝕と皆既月蝕との總稱。皆既日蝕は太陽の光がすつかり月に遮られた時に、皆既月蝕は月が地球に遮られて太陽の光を覆はれた時に生ずる。分蝕の對。

かいき-せい ㄎㄞˋ [回歸性] 鮭・鱒などが生れた河川又はその附近の河川に歸

る性質。

かいき-せん ㄎㄞˋ [回歸線] 赤道の南北約 23.5 度にある緯線。北のを北回歸線、南のを南回歸線といふ。夏至には太陽は北回歸線の頂上に、冬至には南回歸線の頂上に來る。回歸線は太陽の直射を受ける地域の南北の限界線で、南北兩回歸線の間を熱帯といふ。(回歸圈)

かいき-ちょう ㄎㄞˋ [回歸潮] 月が赤道から最も遠ざかつた時分の、日潮不等が最も不規則な潮汐。春秋の上弦・下弦の頃及び夏冬の朔望の頃に起る。

かいき-むふうたい ㄎㄞˋ [回歸無風帶] 回歸線の地方に於いては貿易風と反對貿易風と相對して無風となる。北半球では北回歸無風帶、南半球では南回歸無風帶といふ。

かい-きよ [海渠] 陸棚又は島棚の中まで割り込み、海岸線にやや直角に走る裂溝。

かい-きよ [開渠] 切取或は盛土で築造し、上部を開放した水路。

がい-きよ ㄍㄞˋ [外渠] 開船渠前面の水面で、入渠準備又は出渠後始末のため船舶が一時的に船溜をする所。

かい-きょう ㄎㄞˋ [海況] 海洋の狀況。海上の様様。

かい-きょう ㄎㄞˋ [海峡] 二つの海を連絡する狭い海で、その走向が兩岸地域に大體並行するものを縦海峡といひ、直交するものを横海峡といふ。その成因により、陥没海峡・浸蝕海峡・氾濫海峡などがある。(水道・航門)

— こう ㄎㄡˋ [海峡港] 海峡に面する港。例へば昭南港・門司港等。 — せん [海峡船] 海峡の相對する港の間を往復する連絡船。(海峡横斷船)

かいき-よく [海氣浴] 海邊の新鮮な空氣に身體をさらす氣候療法。

かい-きよく [海曲] ①うみのくま。海隅。②しま。島嶼。

かい-きん [解禁] 禁止命令を解くこと。禁漁などの解除されること。

かい-きん [海禁] 中華民國政府が、自國の沿岸の航海・貿易・漁業等を禁止すること。

かい-ぐう [海隅] いりこんだ海の隅。うみのさかひ。うみのぼて。(海曲)

かい-くう-せん [海空戰] 海軍艦船と航空機との参加する海戰をいふ。

かい-ぐん [海軍] 海上國防軍備の總稱。官衛と艦船部隊とより成り、平時にあつては、戰時に備へる教育訓練の外、沿海の警戒、漁業・通商・交通・居留民の保護・植民地及び海外特殊權益の警護等に任じ、以て國威を宣揚し、戰時に際しては海上の攻守に當り、制海權・制空權を獲得し、陸軍と

- 協同して國土の防衛・敵國の擊滅に任ずる。
- ～**いりょうしょう** [海軍衣糧廠] 鎮守府又は警備府に屬し、海軍所要の被服・糧食その材料、原料の生産・加工・購買・保管・研究・實驗・調査に關することを掌る。
 - ～**かしかんへいしゅうかいじょ** [海軍下士官兵集會所] 海軍會集會所の舊稱。→同項。
 - ～**かやくしょう** [海軍火藥廠] 火藥類及びその原料の製造・修理・審査・購買及び研究に關することを掌る。
 - ～**かん** [海軍館] 海軍軍事思想の普及・海國精神の涵養を目的とし、海軍に關する記念物・参考品・圖書・繪畫を蒐集し又それを公開して、その目的の遂行に關する映寫及び同資料の刊行等に從事する財團法人で、海軍大臣を總裁に、海軍次官を館長とする。東京都澁谷區原宿三丁目に在る。
 - ～**かんどく** [海軍監獄] 海軍刑務所の舊稱。→同項。
 - ～**かんせいほんぶ** [海軍艦政本部] 海軍大臣に隸し、艦船の船體・機關・兵器(航空兵器を除く)の計畫・審査・造修・研究及び實驗、艦船裝備、兵器の準備・保管・供給、海軍工作廳及び海軍軍需部の兵器關係の設備・計畫・審査、艦船兵器造修に關する軍需品工場等の軍需工業動員、技術科士官(燃料及び航空兵器に關するものを除く)の教育及び本務に關する事等を掌る中央機關。
 - ～**かんせん** [海軍艦船] 海軍に所屬する艦艇。即ち各種軍艦・驅逐艦・潜水艦・海防艦・水雷艇・掃海艇・驅潜艇及び特務艦艇たる運送艦・工作艦・碎氷艦・測量艦・標的艦・練習特務艦並びに敷設艇・哨戒艇等。
 - ～**かんせんぶ** [海軍艦船部] 當該鎮守府に屬し、鎮守府所屬艦船の保存及び整備に關することを掌る。
 - ～**きかんがっこう** [海軍機關學校] 機關及び工作を主務とする兵科將校となるべき生徒及び機關及び工作を専修する選修學生を教育する學校。略して海機又は機校ともいふ。
 - ～**きさいかい** [海軍義濟會] 海軍士官(特務士官を除く)及び候補生を會員とし、相互の親睦を教うし、且つ義濟をなすことを目的とする財團法人。會員死亡したる時、所定の金額及び弔慰金を遺族に贈與し、又救濟の必要ある時會員に所定の金額を貸與する等の事業を行ふ。

- ～**きじゅつかいぎ** [海軍技術會議] 兵器等の技術に關する事項を調査審議する機關。海軍高等技術會議・海軍艦政本部技術會議・海軍技術本部技術會議の總稱。
- ～**きじゅつけんきゅうじょ** [海軍技術研究所] 海軍大臣に隸し、海軍技術の研究・調査、及び各種の技術的試驗等を行ひ、必要に應じ兵器及び材料の製造修理を掌る。
- ～**きじゅつゆうこうしょう** [海軍技術有功章] 海軍に關する技術上の顯著な研究・發明又は考案を爲した場合に、海軍大臣から授與される徽章。
- ～**きしょう** [海軍旗章] 海軍旗章令で定められた旗。艦船の橋頂や旗竿に掲揚し、乗艦者の身分、或は艦船の任務を表示するもの。
- ～**きせいきょく** [海軍儀制曲] 海軍の諸儀式を行ふ際に用ひられる樂典で、その主要なものは君が代・海行かば・祝聲・軍艦行進曲・國の鎮め・水漬く屍・哀の極み・命を捨てて・葬送行進曲・勝利歌。
- ～**きてよろせいじょ** [海軍技手養成所] 海軍工員に造船・造機及び造兵に關する學術・技能を教授し海軍技手の養成を掌る。
- ～**きねんび** [海軍記念日] 5月27日。明治33年のこの日、我が聯合艦隊が對馬沖で露國バルチック艦隊を擊滅した日本海海戦を記念するとともに、父祖の偉勳を偲ぶ日。
- ～**きゅうじつ** [海軍休日] 海軍軍備縮少條約の有効期間をいふ。1921年ワシントン會議で、日・英・米・佛・伊は主力艦の保有比率を英米各5、日3、佛・伊1.6に協定し、以降10年間主力艦及びその代艦の建造を休止することを協定した。
- ～**きょう** [海軍卿] 今の海軍大臣。明治18年内閣官制改革前の海軍省の長官。
- ～**きょうかい** [海軍協會] 國民一般に海國精神を鼓吹し海防及び海事思想の普及を圖り、以て海軍の整備並びに海洋發展に貢獻するを目的とする財團法人。機關紙“海之日本”。本部は東京都澁谷區原宿に在る。
- ～**きらいがっこう** [海軍機雷學校] 兵科將校・特務士官・准士官及び特修兵たるべき下士官・兵に對し、これに必要な機雷術を教授し、又機雷術の研究及びその教育に關する研究調査を行ふ學校。
- ～**く** [海軍區] 海軍行政上の區劃。我が國の陸上及び海上を第一海軍

區(横須賀鎮守府管區)・第二海軍區(吳鎮守府管區)・第三海軍區(佐世保鎮守府管區)・第四海軍區(舞鶴鎮守府管區)に分ち、各海軍區に軍港を設け、各軍港に鎮守府を置き、その海軍區を管轄させる。關東州海軍區は佐世保鎮守府、南洋海軍區は横須賀鎮守府の所管に屬する。

～**ぐんい-がっこう** 海軍軍醫學校] 軍醫科士官・藥劑科士官・及び衛生兵曹長・上等衛生兵曹に對し必要な教育を施す學校。

～**ぐんがくたい** [海軍軍樂隊] 海軍に屬する軍樂隊。海上・陸上の兩勤務及び吹奏樂・管絃樂の2種に分れ、その編制により甲種(44名)・乙種(32名)の別がある。

～**ぐんじきょうしゅう** [海軍軍事教習] 海軍部外の大學・専門學校・師範學校等に海軍將校を派遣して行ふ海軍軍事講義と、部外諸學校の學生・生徒を海軍艦船部隊・學校・航空隊に宿泊せしめて行ふ海軍軍事講習とがある。

～**ぐんじゆぶ** [海軍軍需部] 各軍港にあり、當該鎮守府に屬し、軍需品の準備・保管・供給並びに艦營需品・被服及び糧食の研究を掌る。

～**ぐんびせいけん-じょうやく** [海軍軍備制限條約] 大正12年2月6日締結の華府條約と、昭和5年4月22日締結の倫敦海軍條約をいふ。

～**ぐんぼろかいぎ** [海軍軍法會議] 海軍軍法會議法に従つて、海軍刑法に抵觸する罪を犯した者を審判する特別裁判。これを海軍高等軍法會議・東京軍法會議・鎮守府軍法會議・警備府軍法會議・艦隊軍法會議等に分け判士長・判士及び法務官をして裁判を行はせる。

～**ぐんれいぶ** [海軍軍令部] 軍令部の舊稱。→同項。

～**けいさ** [海軍警査] 海軍軍法會議の首席法務科士官の監督に屬する判任待遇の職員で、被告人の看視護送などに當る。

～**けいびたい** [海軍警備隊] 鎮守府又は警備府に屬し、その所管の防禦及び警備に任じ、必要に應じ港務・通信に關することを掌る。

～**けいほう** [海軍刑法] 海軍軍人・軍屬の犯罪及びその刑に對し規定した特別刑法。

～**けいむしょ** [海軍刑務所] 懲役・禁錮・拘留の執行を受ける海軍軍人・軍屬を拘留する所で各軍港にある。

～**けいりがっこう** [海軍經理學校] 主計科士官となるべき生徒の外、主計科選修學生を教育し又主計科士官並びに主計科特修兵たるべき

下士官・兵に必要な學術を教授し、又海軍に必要な會計經理の研究及び教育の規畫に關する研究調査を行ふ學校。

～**けいりふ** [海軍經理部] 鎮守府又は警備府に屬し、會計經理・物件の購買・會計事務の監督に關する事を掌る。

～**けんえつ** [海軍檢閱] 艦船部隊・官衙及び學校に就き、軍紀・教育・勤務・作戰準備その他の軍事事項を檢査閱覽すること。艦隊・鎮守府・警備府の司令長官が恒例の檢閱を行ふ外、特命檢閱使は大命を奉じて檢閱し、終了の後その實績を復奏する。

～**けんちくぶ** [海軍建築部] 鎮守府又は警備府に屬し、建築・土木工事の實施並びに國有財産に關する事を掌る。海軍施設部と改稱。

～**こうかい-がっこう** [海軍航海學校] 兵科將校・准士官並びに特修兵たるべき下士官・兵及び海軍豫備員に對し、これに必要な航海術・運用術・信號術及び見張術を教授する學校。

～**こうき-がっこう** [海軍工機學校] 兵科將校・特務士官・機關科准士官並びに特修兵たるべき機關科下士官・兵に對し機關術を教授する學校で、准士官以上を學生、下士官・兵を練習生と稱し、學生は高等科・特修科・専攻科學生の3種に、練習生は機關術・電氣術練習生の2種に區別されてゐる。

～**こうくろ-ぎじゆつしょう** [海軍航空技術廠] 横須賀鎮守府に屬し、航空兵器の設計及び實驗・研究・調査並びに審査等に關することを掌る。

～**こうくろ-しょう** [海軍航空廠] 鎮守府又は警備府に屬し、航空兵器並びにその材料の造修・購買・準備・保管及び供給に關することを掌る。

～**こうくろ-たい** [海軍航空隊] 飛行機を主用する海軍の軍隊。

～**こうくろ-へいりょく** [海軍航空兵力] 海上航空兵力と基地航空兵力とに大別され、前者は航空母艦搭載の艦上機、及び主力艦その他の軍艦・潜水艦等に搭載の艦載機、後者は陸上戰略地點を基地とする陸上攻撃機・飛行艇・偵察機及び防衛戦闘機。

～**こうくろ-ほんぶ** [海軍航空本部] 海軍大臣に隸し、航空兵器の計畫・審査・造修・研究・實驗、航空術の教育に關する事項、航空技術士官以下の教育及び本務に關する事項、その他航空に關する全般事を掌る。

- ～-こうさい [海軍公債] 海軍軍備の費用に當てる目的で、明治19年起債された1700萬圓の國債をいふ。
- ～-こうさく-がっこう [海軍工作學校] 兵科將校・特務士官・准士官及び特修兵たるべき下士官・兵に對しこれに必要な工作術を教授し、又工作術の研究及びその教育に關する研究調査を行ふ學校。
- ～-こうさく-ちよう [海軍工作廳] 海軍工廠・海軍航空技術廠・海軍火藥廠(本・支)・海軍技術研究所・要港部工作部等の總稱。
- ～-こうしょう [海軍工廠] 艦船・兵器・機關の製造・修理及び裝設並びに兵器の購買・實驗等を掌る所。
- ～-こうとう-ぐんぽう-かいぎ [海軍高等軍法會議] 海軍大臣を長官とし、將官・勅任官の被告事件又は上告事件を取扱ふもの。⇒海軍軍法會議。
- ～-こうほう [海軍公報] 海軍大臣官房より發行せられ令達・辭令・通牒・雜款等、部内及び關係部外に公示すべき諸項を掲載したもの。鎮守府・警備府ではそれぞれ鎮守府公報・警備府公報を日刊(日曜・祭日を除く)する。
- ～-こうむぶ [海軍港務部] 鎮守府又は警備府に屬し、軍港・要港水域の警備、艦船の繋留・出入渠、淺瀬船の使用、海標・運輸・救護・檢疫及び海上防火を掌る。
- ～-こんきょち [海軍根據地] 戦時に海軍作戰遂行上の足場となる所で、艦船の修理・休養及び軍需品の補給等をなす。
- ～-さもんかい [海軍査問會] 艦艇の坐礁・衝突・火災等の損害を生じた時、當事者を査問しその原因を明瞭ならしめるために開く調査會。
- ～-しかん [海軍士官] 海軍將校・同相當官全部の總稱。
- ～-しがんへい [海軍志願兵] 海軍志願兵令により、最初から志願兵を志願し徵募採用せられた者、及び徵兵から再服役をした者、並びに海軍特修兵令により義務服役に入つた者。
- ～-しがんへい-ちようほく [海軍志願兵徵募區] 志願兵徵募に關し、全國道都府縣を各鎮守府管下に區域分けしたもので、各海軍人事部がこれを管掌する。又主要都市に設けられた地方海軍人事部が、海軍人事部に屬してその事務を分掌する。
- ～-しせい-かん [海軍司政官] 海軍が軍政を施行する占領地の行政事

- 務を分掌する委任官。勅任官は司政長官といふ。
- ～-しせつ-ぶ [海軍施設部] 鎮守府又は警備府に屬し、築城及び一般施設に關する土木建築の實施・實驗並びに國有財産に關することを掌る。
- ～-しせつ-ほんぶ [海軍施設本部] 海軍大臣に屬し、海軍關係の築城施設及び一般施設に關する建築・土木工事の計畫審査に關する事項及び官有財産等を掌る中央機關。従來の海軍建築局を擴大したもの。
- ～-じゅん-しかん [海軍准士官] 士官と下士官との間にある階級、即ち各科の兵曹長。
- ～-しょう [海軍省] 内閣の1省。海軍軍政を掌る最高機關。海軍大臣を主班とし、大臣官房及び軍務・兵備・人事・教育・軍需・醫務・經理・法務の各局がある。
- ～-しょう-かん-かいぎ [海軍將官會議] 海軍大臣を議長、海軍將官若干名を議員とし、海軍に關する重要な事項を審議する機關。
- ～-しょう-こう [海軍將校] 海軍大將以下海軍少尉までの兵科士官。軍醫・藥劑・主計・技術・齒科醫・法務・軍樂・看護各科の士官は將校相當官。
- ～-しょう-しゅう [海軍召集] 海軍在郷軍人の召集には充員召集・勤務演習召集・教育召集及び補缺召集がある。⇒各項。
- ～-しょう-ねん-こう-くわ-へい [海軍少年航空兵] 乙種飛行豫科練習生の別稱。滿15歳～18歳未滿の志願者より採用され、海軍練習航空隊に入隊して特別の教育を受け、入隊すると二等飛行兵になり果進して飛行兵曹長から、實力次第で佐官に昇進することが出来る。
- ～-しんぎ-かい [海軍信義會] 特務士官及び准士官を會員とし、海軍義濟會と同様の目的を以て事業を行ふ財團法人。⇒海軍義濟會。
- ～-しん-ごう [海軍信號] 通信聯絡に用ひるもので、旗旗・手旗・發光・掲燈による視覺信號と、發音・發砲による聽覺信號とがある。
- ～-じん-じぶ [海軍人事部] 各鎮守府・警備府に置かれてある機關の一。配員・任免・召集・徵募・簡閱點呼並びに軍事思想の啓發普及等を掌る。又主要都市に地方海軍人事部がある。
- ～-すいらい-がっこう [海軍水雷學校] 兵科將校・特務士官・准士官及び特修兵たるべき下士官・兵に水雷術を教授し、又海軍に必要な水雷術の研究、並びにその教育の規畫に關する研究調査を行ふ學校。

- ～**せいと** [海軍生徒] 海軍兵學校・海軍機關學校・海軍經理學校の生徒は入校の日から海軍軍籍に編入せられ、海軍生徒と稱しその身分は准士官の下位、上等下士官の上位とする。
- ～**せんすい-がっこう** [海軍潜水學校] 兵科士官・特務士官・准士官及び下士官・兵に潜水艦に関する學術を教授し、且つ實務を練習させる學校で、又潜水艦に関する研究、教育の規畫に関する研究調査を行ふ。
- ～**そう** [海軍葬] 海軍現役軍人、及び召集中の海軍豫備役・後備役の軍人の死亡した時、海軍葬喪令によつて行ふ儀式。
- ～**そうさい** [海軍總裁] 江戸時代の末、及び明治初年一時的に設けられた職名で、海軍奉行の上に位したものの。
- ～**そうそうれい** [海軍葬喪令] 現役及び召集中の海軍軍人の葬喪、及び海軍艦船の表喪に關して定められた勅令。
- ～**そうへいしょう** [海軍造兵廠] 明治5年海軍省創設後、武庫司・造兵司・造兵所・兵器局・海軍兵器製造所等の各名稱を経て海軍造兵廠と改稱され、大正12年を以て廢止され海軍技術研究所となつた。
- ～**そうれんじょ** [海軍操練所] 明治2年、東京の築地に設置された海軍の學校。海軍に關する諸技術を教授した所で、その翌年海軍兵學寮と改められた。現在の海軍兵學校の前身。⇒海軍兵學寮。
- ～**だいがっこう** [海軍大學校] 海軍士官に高等な學術を教授し、且つ研究を行ふ學校。
- ～**だいじん** [海軍大臣] 天皇に直隸する海軍省の首班。海軍軍政を管理し、海軍軍人・軍屬を統督し、所轄諸部を監督する海軍大將又は中將。
- ～**だいじんき** [海軍大臣旗] 海軍大臣が公式に、艦船又は短艇に乗つた時掲揚する旗。
- ～**ちょうばつれい** [海軍懲罰令] 刑法・海軍刑法等により取扱はれる場合でなく、海軍部内に於いて分隊長・驅逐艦長・艇長・海軍用船監督官並びに所轄長・長官及び海軍大臣の科する罰を定めたもの。謹慎・拘禁・禁足の3種がある。
- ～**ちょうへい** [海軍徴兵] 志願兵以外の現役兵の外第一補充兵・海軍に召集され海軍の兵籍に編入された第二補充兵及び第二國民兵をいふ。
- ～**つうしん-がっこう** [海軍通信學校] 兵科將校・特務士官・准士官及び特修兵たるべき下士官・兵に通信術(主として無線電信術)を教授

- する學校。
- ～**つうしんたい** [海軍通信隊] 軍港・要港その他の軍事上の要地に設置し、無線・有線通信に關する事を掌り、本隊及び分遣隊に區分し、司令は所屬の司令長官又は司令官に隸屬する。
- ～**てんしゅうじょ** [海軍傳習所] 安政2年に幕府が長崎に創設し、和蘭海軍軍人を聘して傳習生の海軍教育を施した所で、近代帝國海軍の搖籃となつた。
- ～**とくぎしょう** [海軍特技章] 下士官・兵で各種の練習生教程を修了した特修兵に附與される臂章で、これを左臂の上部に附ける。
- ～**とくしゅうへい** [海軍特修兵] 下士官・兵の中、志願により、各學校の特科技術教程を卒へたもの。
- ～**とくべつ-りくせんたい** [海軍特別陸戰隊] 海外居留民の保護又は敵地に上陸して戰鬪に従事するため、或る地方に常駐、若しくは臨時に特設された陸戰を主目的とする海軍部隊。
- ～**とくむしかん** [海軍特務士官] 兵から進級した海軍大尉・中尉・少尉の總稱。
- ～**ねんりょうしょう** [海軍燃料廠] 海軍に要する燃料・潤滑油及びその副生物の生産・加工・研究・調査等に關することを掌る所。
- ～**びょういん** [海軍病院] 鎮守府又は警備府に屬し患者の診療、諸般の衛生的検査、及び傳染病消毒に關することを掌る。又軍港所在の病院は治療品の準備供給を掌り、なほ練習部を置き、海軍看護科下士官・兵で特修兵となすべきもの、及び海軍二等衛生兵を教育する。
- ～**ぶかん** [海軍武官] 海軍士官・特務士官・准士官・下士官の總稱。高等文官に對し大將より少尉までを高等武官といふ。
- ～**ぶぎょう** [海軍奉行] 江戸幕府の職名。海軍を統率管理し、事實上現時の海軍大臣に相當するもの。⇒海軍總裁。
- ～**ふくせい** [海軍服制] 海軍の服裝について規定された制度で次の種類がある。①士官・特務士官=正裝・禮裝・通常禮裝・軍裝、②准士官=禮裝・通常禮裝・軍裝、③候補生・生徒=通常禮裝・軍裝、④下士官・兵=禮裝・軍裝。
- ～**ぶんかん** [海軍文官] 海軍の軍務に服する文官をいひ、高等文官と列任文官に大別する。

- ～**へい** [海軍兵] 兵長・上等兵・一等兵・二等兵の總稱。兵科・軍樂科・看護科・主計科・技術科の5科別があり、兵科の内に水兵・飛行兵・整備兵・機關兵・工作兵の5兵種がある。看護科のものを衛生兵といひ、その他は軍樂兵・主計兵・技術兵と稱す。これに志願兵と徴兵の2種がある。1～2等水兵を略して一水・二水、1～2等機關兵を一機兵・二機兵といふ。
- ～**へいえき** [海軍兵役] 海軍に服役する義務。兵は現役(徴兵3年、志願兵5年)・豫備役(徴兵12年、志願兵11年)・第一國民兵役に分れる。下士官は現役6年、豫備役7年で豫備役を終つた日に40歳未満であれば、満40歳となる日迄引續き第一國民兵役に服する。徴兵で再服役したものは志願兵となる。
- ～**へいがくりょう** [海軍兵學寮] 明治3年に海軍操練所が改稱されたもので、同9年に海軍兵學校と改められ、同21年に築地から江田島へ移轉した。⇒海軍操練所。
- ～**へいがっこう** [海軍兵學校] 兵科將校となるべき生徒及び選修學生たる兵曹長及び上等兵曹を教育する學校。略して海兵ともいふ。
- ～**へいき** [海軍兵器] 海軍で使用される兵器。各種の海軍砲(大砲・高角砲・機銃)、水雷(魚雷・機雷・爆雷)、航空兵器、光學電氣兵器(望遠鏡・測距儀・潜望鏡・探照燈・電波探信機)、爆彈・發煙劑等。
- ～**へいしよくかい** [海軍兵職階] 海軍兵の等級は兵長・上等兵・一等兵・二等兵の4等に分れ、職科は8種あり、二等兵は新兵と稱され、艦船その他の勤務には一等兵以上がこれに任ずる。海軍兵。⇒巻末附録の海軍兵職階表。
- ～**へいびひん** [海軍兵備品] 艦船部隊で使用する物品で兵器・彈藥・祕密圖書・測器・海圖・艦營需品・被服・糧食・治療品等があり、これを出師準備品及び通常準備品の2種に分け、又、備品・消耗品・材料品・貸與品の4種に分つ。
- ～**へいりよく** [海軍兵力] 移動兵力として水上兵力・水中兵力・航空兵力、及び固定兵力として防禦的兵力の4要素から構成されるもの。
- ～**ほう** [海軍砲] 艦船に備ふる砲の總稱。同一艦の備砲中最も主要なものを主砲、その次に主要なものを副砲といひ、又航空機射撃用に高角砲を裝備する。

- ～**ほうじゅつがっこう** [海軍砲術學校] 兵科將校・特務士官・准士官、及び特修兵たるべき下士官・兵に對しこれに必要な砲術を教授する學校。又海軍に必要な砲術の研究、及びその教育の規畫に關する研究調査並びに體育の研究を行ひ、且つ必要に應じ海軍豫備員を教育する。
- ～**ほうどろはんいん** [海軍報道班員] 海軍部隊に従ひ戦況や戦地の事情などを内地へ報道する報道部軍屬のこと。作家・新聞記者・畫家・寫眞撮影技師・映畫撮影技師等より成る。昭和16年大東亞戰爭勃發の後始めてこの職員制が實施された。
- ～**ほうどろぶいん** [海軍報道部員] 大本營海軍報道部及び海軍省報道部の部員であつて、海軍の戦果を發表したり敵の悪宣傳を粉碎したりする任務に従事する。
- ～**ほうびたい** [海軍防備隊] 各軍港・要港に屬し、附近海面の防禦を掌る部隊。
- ～**ゆうしゅうかい** [海軍有終會] 海軍豫備役・退役の海軍士官を會員とし、相互の親睦を敦うするとともに、海防及び海事に關する諸問題を研究し、海事思想の普及・涵養に努め、思想問題を研究し、又必要に應じ、時事問題をも考察し、軍人精神の鍛鍊に資することを目的とする財團法人。機關誌“有終”。東京都芝區榮町東京水交社構内に在る。
- ～**ゆうとうきしょう** [海軍優等徽章] 下士官・兵が艦砲射撃・魚雷發射・機雷敷設・航空術・通信術・機關運轉・操舵等に從事し優秀な成績を得た者には優等章を附與せられ、三ヶ年連続してこれを得た者には優等徽章(小銃射撃を除く)を授けられ、又潜水學校練習生教程を修了した者にも徽章を附與される。
- ～**よびいん** [海軍豫備員] 海軍豫備學生・豫備生徒・豫備練習生・豫備補習生が海軍に於ける所定の軍事教育を受け修業の後、それぞれ海軍少尉・少尉候補生・豫備上等兵曹・豫備上等機關兵曹・豫備一(二)等飛行兵曹・豫備一(二)等整備兵曹に任用、又は海軍豫備一等水兵・豫備一等機關兵・豫備一等工作兵に採用せられ、いづれも累進の途が開かれてゐる。⇒海軍豫備學生・海軍豫備生徒・海軍豫備補習生。
- ～**よびがくせい** [海軍豫備學生] 兵科・飛行科は大學令による大學の學部卒業生、又は大學令による大學の豫科・高等學校高等科・專門學校又はこれと同等以上の學校卒業生、整備科・機關科は大學令による大學

- の工學部卒業生、又は工業専門學校卒業生より採用し、海軍諸學校又は航空隊で軍事教育を施し、修業の後、海軍少尉に任用されるもの。
- ～よび-こうくろだん 〔海軍豫備航空團〕海軍航空豫備學生並びに練習生志願者の準備教育、及び航空關係海軍豫備員の補習教育を行ふとともに海軍航空思想の普及を圖ることを目的とする財團法人であつた。
- ～よび-せいと 〔海軍豫備生徒〕高等商船學校生徒・水産講習所遠洋漁業科生徒・函館高等水産學校遠洋漁業科生徒は入校の日より兵籍に入り海軍豫備生徒となる。又、大學・専門學校に在學した者よりも採用す。
- ～よび-ほしゅうせい 〔海軍豫備補習生〕兵科・機關科は船員として1年以上の乗船履歴を有する者(水産學校・海員養成所卒業生で海上實歴1年の者を含む)より採用、海兵團にて軍事教育を施し修業者を海軍豫備一等水兵・一等機關兵に、工作科は海軍工作廳に技術従事者として2年以上勤務した者を海兵團で教育後海軍豫備一等工作兵に採用する。
- ～よび-れんしゅうせい 〔海軍豫備練習生〕商船學校生徒は入校の日から海軍兵籍に入り、海軍豫備練習生となる。海兵團で軍事教育を受け修了後海軍豫備上等下士官に任用される。航空機に關する免狀を有する者、又は中學校卒業生は志願により海軍豫備練習生となり、航空隊で軍事教育を受け修了後豫備一等又は二等下士官に任用される。
- ～りく-せんたい 〔海軍陸戰隊〕①陸上に於いて戰闘をなし、又は海外居留民を保護するために軍艦の乗組員中から編成された部隊。②各鎮守府に於いて特別に編成され戰地又は事變地に派遣される陸上海軍部隊。
- ～りじ-かん 〔海軍理事官〕海軍高等文官の一種で海軍省などの事務を分掌する。
- ～りょう-ひんしょう 〔海軍療品廠〕海軍所要の治療品、その材料及び原料の生産・加工・購買、並びに研究・實驗・調査を掌る所。
- ～れい-しき 〔海軍禮式〕海軍の軍人及び艦船部隊で行ふ敬禮及び定規の儀式的總稱。軍人相互間の敬禮及び禮砲を始め、軍艦の敬禮・短艇の敬禮・觀艦式・遊拜式等。
- ～れい-ほう 〔海軍禮砲〕軍艦及び陸上部隊で敬意を表するため海軍禮砲令に従つて行ふ公式儀禮の一で空砲を放つ。皇禮砲及び帝國文武官又は外國の國旗・外國の祝日・外國文武官に對する禮砲の類。外國の軍艦のわが國旗及び司令長官・司令官に對する禮砲にはそれと同數の答

- 砲を行ふ。
- ～れん-ごう-こうくろ-そうたい 〔海軍聯合航空總隊〕海軍聯合航空隊2隊以上を以て編制し、これが統一的指揮を圖るもの。總隊司令官がこれを統率する。
- ～れん-ごう-こうくろ-たい 〔海軍聯合航空隊〕海軍航空隊2隊以上を以て編成し、必要に應じ艦船部隊を附屬せしめられ、司令官は所屬の聯合航空總隊司令官に隸屬する。
- ～れん-ごう-りく-せんたい 〔海軍聯合陸戰隊〕艦隊の諸艦若しくは2隻以上の軍艦から編制して聯合作戦をする場合に、その陸戰隊を第〇艦隊聯合陸戰隊、若しくは第〇〇聯合陸戰隊と呼稱する。
- ～れん-しゅう-こうくろ-たい 〔海軍練習航空隊〕兵科將校・特務士官・准士官並びに特修兵たるべき下士官・兵に對し航空術を教授し且つ航空に關する研究・實驗、及びその教育の規畫に關する研究調査を行ひ、又必要に應じ飛行科及び整備科の准士官及び上等下士官に對し、將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す。
- ～れん-しゅう-れん-ごう-こうくろ-そうたい 〔海軍練習聯合航空總隊〕總隊司令官の統率下に海軍飛行將校・特務士官・准士官・下士官・兵を一貫的に教育するため練習聯合航空隊2隊以上を以て編制したもの。
- かい-けん 〔海權〕海洋を支配管制し、これを自由に使用する力で、平時に於いては海運・貿易・漁業などに海洋を利用發展し、有事の際には海軍力によつて制海權を獲得するといふこと。(海洋權・海上權) ——こく 〔海權國〕海權を所有してゐる國。
- がい-げん 〔外舷〕船體の外側。(アウトサイド(outside)) ——がかり 〔外舷掛〕軍艦の外側の汚れを清めるための手入をする艦内役員。 ——てい 〔外舷艇〕外舷掛がその周圍を巡回して手入れをするための小舟。
- かい-こう 〔海寇〕海上から侵入する寇賊。
- かい-こう 〔海溝〕大洋中の細長い凹處でその側面は急斜するもの。
- かい-こう 〔海港〕航海船の平常出入し且つ外國貿易のため使用せられる港の總稱。
- かい-こう 〔開港〕外國貿易取締上、條約又は法令によつて外國貿易のために開かれた港。不開港の對。 ——こう-そく 〔開港港則〕開港の境界を規定し、その港に於いて船舶の執るべき措置に關して規定する規則。 ——

じょう 開港場 [開港場] 開港に同じ。→同項。(かいかうば)

かいこう 海光 [海光] 船の航進又は魚類の泳ぐ刺戟によつて発光性浮游生物(プランクトン=plankton)の発する青い光。(ひき)

かいこう 回航 [回航] 積荷その他の目的を以て一地より他の地へ回船すること。——いん 回航委員 [回航委員] 外國へ駐文して竣工した軍艦を、我が國に回航するために任命派遣せられる人。——にかしょうしょ 回航認可證書 [回航認可證書] 船舶検査證書を受有してゐない船舶が、①外國人に日本船舶譲渡の目的で安全法施行地外に回航する時、②船舶を修繕し又は検査を受けるため、工場所在地に回航する時、③試運転・積量の測定を受けるため、その他正當の理由で航行する時、④繫船の繫船地変更のため回航する時。最寄管海官廳の認可を受けた場合交付される證書で、目的地に到達すれば無効となる。

かいこう 會合 [會合] 隔離せる兵軍が相會して合同する行動。——てん 會合點 [會合點] 2隻以上の艦艇が豫め打合せておいた場所に、定められた時刻に會合する、その地點。(集合地點)

がいこう 外港 [外港] ①港灣の一部で船舶が内港に入る前に、一時碇泊する所。内港の對。②巨船の出入不可能な河港に對して、その河口又は海岸にある天然或は人工の港。③主要税關又は商業地より離れた遠い港。

かいこう-けんえき 海港檢疫 [海港檢疫] 傳染病豫防のため、海外諸港から來る船舶に對し、厚生大臣の指定する海港に於いて行はれる檢疫。——ほう 海港檢疫法 [海港檢疫法] 海港檢疫及びその手續を規定する法律。

かいこう-こう 開口港 [開口港] 潮汐干満の差が大きくないため、港口を自然のままに開放し得る港。(潮港)

がいこう-せん 外航船 [外航船] 税關の發行する外國貿易船資格證書を有し、外國貿易に従事する船舶。不開港地に出入出來ず若しその必要ある時は特許を要する。内航船の對。

かい-こく 海谷 [海谷] 陸上谷の續きが陸棚又は島棚中に、或は是等を越えて海底に延長したもの。“ほり・ふかり・ふけ・たに”などとも呼ばれてゐる。(沈溺谷)

かい-こく 海國 [海國] 陸地の割合に比し、海岸線の長い國で、海に面する部分の多い國。

がい-こく 外國 [外國] よその國。——おくりじょう 外國送狀 [外國送狀] 外國向發

送貨物について荷主から荷受人に送附する送狀。⇒船積送狀。——ころろ 外國航路 [外國航路] ①内地と外國とを結ぶ航路。遠洋航路と同様の意味でも用ひられる。②外國と外國との間の航路。(國際貿易航路)——ぶぎょう 外國奉行 [外國奉行] 諸外國との通商貿易事務、及び使節の應接などを掌る徳川幕府の職名。——ほうえき 外國貿易 [外國貿易] 自國と外國との間に行はれる通商で、その政策に自由貿易と保護貿易との2種がある。内國貿易の對。外國貿易の貨物を取扱ふ港を外國貿易港と稱す。内國貿易港の對。——ほうえきせん 外國貿易船 [外國貿易船] 外國貿易のために外國を往來する船舶で、原則として不開港に出入することが出來ない。——りょうかい-すいさんくみあい 外國領海水産組合 [外國領海水産組合] 外國領海に於ける水産物の採捕及びその製造又は販賣を業とする帝國臣民が、外國領海水産組合法の規定によつて設置する組合。露領水産組合の類。

がい-こく-せん 外國船 [外國船] 日本の國籍を持たない船舶の總稱。外國船は不開港への入港が出來ず、沿岸貿易に従事することも出來ない。——ついでしょうけん 外國船追跡權 [外國船追跡權] 領海内で密獵その他違法行爲をなした外國船が、領海外に逃去しようとする際、その國の軍艦が追ひかけて領海外に至り該船を差押へることを得る權利。

かい-こく-みん-きしつ 海國民氣質 [海國民氣質] 海上の職務に従事する人々に必要な資質即ち迅速機敏、整頓清潔、準備周到、適時斷行、和衷協力、忍苦耐乏、明朗潤達等。

かい-ざ 櫂座 [櫂座] 雙座艇に於いて櫂漕に際し、櫂を架けて支點とする縁板(?)を切り抜き、内部に金物を貼つた所。(ローロック(rowlock)) ——せん 櫂座栓 [櫂座栓] 櫂座を蓋ふ木片。(ポペット(poppet))

かい-さん 海産 [海産] ①海の産物。②船舶所有者がその負擔する特定の債務に對しそれを委付して責任を免れ得る海上財産で、普通航海終了の時に於ける船舶・總運賃・損害賠償請求權・報酬請求權からなる。——いふ 海産委付 [海産委付] 船主の責任制限制度で、船主は船長の法定權限内の行爲、及び船員が職務執行に際してなした不法行爲につき責任を負ふが、船主に過失なき限り航海の終りに於ける海産即ちその債務を生ぜしめた船舶・その運賃・その船舶につき有する報酬、及び損害賠償請求權等を被害者に委付し、その責任を免除されること。⇒委付・免責委付。——ひりょう 海産肥料 [海産肥料] 海産物で製した肥料。植物性と動物性のものがある。——ぶつ 海産

物]海からとれる産物。水産物と海鹽。

かいさん [解散] 兵軍を離散させる行動。

かいざん [海塹] 大陸縁邊又は島嶼に接近して、これに沿うて走る海底が、長く狭く急斜する凹所。

かいじ [海事] 海と関係ある事柄。軍艦・商船・海軍・海運・漁業など。

〜ぎょうせい [海事行政] 海事に関する行政の總稱で、主務省は運輸通信省であるが、内務省・大蔵省・農商省・海軍省又は地方自治團體に属するものもある。その主要なものは船舶行政と港湾行政とである。

〜きんゆう [海事金融] 我が國海運業及び造船業の發達を計るための海運業の經營に對する助成政策で、本邦船主又は造船業者に對し、船舶・建造中の船舶・造船資材若しくは船舶屬具を擔保として長期融資をなすこと。主として日本興業銀行がこれに當る。(船舶金融)

〜こう [海事港] 海洋航行船が河川を通航して旅客・貨物の積卸をする港で、地理的には河港であるが、海港の性質を有するもの。

〜こうほう [海事公法] 海事に関する國內公法及び國際公法の總稱。船舶法・船舶安全法・船員法・船舶職員法・水先法・海員懲戒法・航路統制法等の如く國內的公法關係を規定するものは前者で、領海・公海に關する規定・航海自由の規定・封鎖・捕獲に關する規定等の如く國際的公法關係を規定するものが後者である。海事私法の對。

〜さいばん [海事裁判] 海員懲戒法の規定により海員審判所に於いて行はれる審判の俗稱。⇒海員審判所。

〜しほう [海事私法] 海事に關し私的法律關係を規律する法規の總稱。その主幹は海商法である。海事公法の對。

〜しょうほう [海事商法] 海商法及び海上運送に關する慣習法等、海上商業の私的法律關係を規律する法規の總稱。⇒海事私法。

〜しんぎかい [海事審議會] 昭和16年臨時船舶管理法の改正によつて設けられ、運輸通信大臣の監督に屬し、その諮問に應じて海事に關する重要事項を調査審議する機關で、委員は關係各省官吏・貴衆兩院議員・海運業者・造船業者等より任命される。會長は運輸通信大臣。

〜しんばん [海事審判] 船長・海員又は水先人の職務上の行爲につき、行政懲罰を課すべきや否やを審議判定すること。船舶衝突の場合に於いて船長に過失ありたるやを審判するが如きは其の例。⇒海員審判所。

〜ほうき [海事法規] 海事に關する法律規則の總稱。(海法)

がいしゃかこい [外車圍] 外車汽船の兩舷側に張出し、外車を覆ひ圍む蒲鉾形のもの。

かいじゃく [海若] 海の神。(綿津見)

かいじゃく-こう [解獨鉤] 鎖鎖の獨みを解く際に用ひるもので、2〜3個の環より成り、その一端に“スリツブ”を有し、他端には索を通すための轉子を有する鐵枷を備へてあるもの。

かいしゃくてき-ぜんそん [解釋的全損] 推定全損に同じ。→同項。

かいじゃく-てつが [解獨鐵枷] 少し曲つてある長い鐵枷で、雙鎖泊の際、鎖鎖の獨んであるのを解く場合に用ひる。

がいしゃ-せん [外車船] 外車(車輪推進器)を中央の兩舷外に取附けた汽船で、外車の過半は水上に露出する。(外輪船・雙輪船)

かい-しゅう [改修] 河川港湾などをあらためなほすこと。

かい-じゅう [海獸] 海に棲む哺乳動物の總稱。肢は鰭狀、體は紡錘狀をなして游泳に適する。鯨・鼠海豚の類。——りょうせん [海獸獵船] 獵虎・鼠海豚獵船及び捕鯨船など。

かい-じょ [海女] 海中に入つて鮑(アホ)・海藻などを採るのを業とする女。(蟹)

かい-しょう [海商] ①海上貿易をする商人。②海上に於ける商行為、航海業・海上保險業などをいふ。——せん [海商船] 商船に同じ。→同項。

——ほう [海商法] 商法の第4編に規定され海法の一部で、主として航海・船舶を中心として海運業者を對象とする法律關係を規定する私法。

かい-しょう [海象] 海洋に關する現象の總稱。例へば波の高さ・方向・海水の色・水平線の見え工合等。天象(天空に關する現象の總稱)の對。

かい-しょう [海嘯] 潮汐が漏斗狀の河口や水道へ侵入する時、前部の抵抗により海水の壁を作り響をたてて突進するもの。満潮時に週期的に襲來する。⇒津浪。

かい-じょう [海上] 海のおもて。海面。

〜がん [海上眼] 肉眼又は器具を以て、四圍に起るあらゆる海上の出來事を瞬間的確に判斷する眼識。

〜きけん [海上危険] ①海上生活を營む場合に、直接又は間接に蒙るべき危険。②海上保險に於いては、海上保險業者が擔保すべき危険をい

- ひ、海難その他航海に関する事故の總稱。
- ～**きしょう-ほうこく** [海上氣象報告] 船舶より航海中の氣象状況を毎月中央氣象臺に報告するもの。
- ～**きんむ** [海上勤務] 海軍軍人が艦船に乗組んで海上の職務に服すること。陸上勤務の對。船員に就いても亦同じ。
- ～**けいさつ** [海上警察] 自國海面に於ける安寧秩序を維持し、非違を取締るための警察。
- ～**けん** [海上權] 海上を制御する權力。海軍力を以て軍事・通商・航海などに關して國家が海上に有する實力。(制海權)
- ～**ごえい-そうしらいふ** [海上護衛總司令部] 大東亞戰爭中、東京都に置かれ、海上交通保護に關することを掌る。
- ～**さいほけん** [海上再保險] 海上保險者が、その損害填補責任の一部、又は全部を他の保險者に轉嫁するために、その保險目的につき自ら被保險者となり豫定保險の形式を以て他の保險者となす保險契約。
- ～**さくせん** [海上作戰] 海上で戰爭する場合の對敵策。
- ～**しゅうてい-きどうぶたい** [海上舟艇機動部隊] 陸軍が海軍の協力なしに、船舶や發動機艇で海や河を疾驅し前進する特別の部隊。
- ～**せんとうりょく** [海上戰鬥力] 艦船と人とから成り、海上に於いて國家の戰鬥力を代表するもの。
- ～**トラック** [海上トラック (truck)] 普通40～50噸位の小型機帆船の俗稱。又1000噸内外の小型貨物船で、近海又は沿岸各港間に於いて恰も陸上に於けるトラック(貨物自動車)の如く、物品運送上重要な役割をなしてゐるものの別稱。
- ～**ふうさ** [海上封鎖] 交戦國の一方が艦船その他の實力を以て敵國、又は敵國占領地への、海上よりの交通を遮斷すること。(封鎖)
- ～**ぶたい** [海上部隊] 海上に勤務する海軍の軍隊。
- ～**ぼうえき** [海上貿易] 海路により行はれる貿易で、我が國の外國貿易は總て海上貿易である。
- ～**ほかく** [海上捕獲] 交戦國の一方が交戦主體の權利により、公海又は領海に於いて、敵國の艦船及びその載貨、若しくは中立國の艦船及びその載貨の中立違犯の實績又は嫌疑あるものなどを捕獲すること。
- ～**ほきゅう-せん** [海上補給線] 一國が特に交戦時に於いて、その必

- 需物資を獲得するに必要な海上輸送路。
- ～**ゆそう** [海上輸送] 船舶で旅客又は貨物を運搬すること。(海上運送)
- ～**れいしき** [海上禮式] 一國の海軍が、他國の海岸砲臺のある所に行き、又は海上に於いて他國の海軍に遭遇した時、禮砲又は旗章を以て行ふ禮式。
- かい-じょう** [海城] 軍艦又は海邊の砲臺をいふ。
- かいじょう-うんそう** [海上運送] 海上に於いて船舶を以てする人、及び物の運送。(海運) — **けいやく** [海上運送契約] 當事者の一方が、海上に於いて船舶を以て、人又は物の運送をなす事を約し、相手方はこれに對し報酬を支拂ふことを約する契約。 — **にん** [海上運送人] 海上運送を業とする者。必ずしも船舶所有者たるを要せず、海上運送を業とする限り船舶賃借人・傭船者なども海上運送人である。
- かいじょう-しょうとつ** [海上衝突] 船舶の衝突のこと。 — **よほうほう** [海上衝突豫防法] 海上交通警察の目的のために船舶航行の方式を規定した法律。
- かいじょう-ほけん** [海上保險] 損害保險の一種。航海に關する一切の危険を擔保する保險制度で、契約の條件により、暴風雨・坐礁・衝突等海上固有の危険に因る損害はもちろん、海賊・船員の悪行爲、又は戰爭等の人為的危険に因る損害をも填補する。 — **けいやく** [海上保險契約] 海上保險を附することに關し、保險者と保險契約者となす契約。普通、海上保險證券を以てする。⇒海上保險。 — **しょうけん** [海上保險證券] 海上保險者から保險契約者に交付する契約書。船舶保險證券と積荷保險證券、確定保險證券と豫定保險證券等がある。 — **なかだちにん** [海上保險仲立人] 契約當時者の雙方又は一方から一定の手數料を受けて、荷主・船主又は傭船者と保險會社との間に立つて、海上保險契約締結の斡旋をなすを業とする者。 — **りょう** [海上保險料] 海上保險業者が危険負擔の報償として受取る金額。
- かい-しょうめん** [海正面] 海岸要塞に於いて陸正面に對する語。
- かいじょう-うんちん** [解除運賃] 運送契約又は傭船契約の解除に伴ひ、荷主又は傭船者が船主に支拂ふ運賃で、商法第745條以下の規定による。
- かい-しよく** [海蝕] 潮流又は海波などが、陸地を浸蝕する作用。 — **だいち**

〔海蝕臺地〕海岸線附近に働く海水の浸蝕作用により陸地が削られて出来た海岸の急崖下に形成された平坦面。——**だんきゅう**〔海蝕段丘〕海の浸蝕力によつて生成した段丘。——**どう**〔海蝕洞〕海波の浸蝕によつて汀線附近に生ずる洞穴。——**りんね**〔海蝕輪廻〕波浪・海流・潮汐等の力で陸岸が削り剥がされたり、その物質が運搬されて海底に堆積したりするやうな、破壊及び建設の兩作用による地形の變化。

かいしん〔海浸〕地質時代に地盤の沈降又は海水準面の上昇により海水が陸地面に氾濫すること。

かいしん〔解信〕信號を理解すること。

かいしん〔海震〕海底に震央を有する地震が発生した場合、その附近を通過する船舶が異様な振動を受けるもので、海底地震により起された縦波によつて惹起されるものである。

かいしん〔海神〕海を司る神。(わたつみ・わたつみのかみ)

かいじん〔海人〕①魚を捕るのを業とする人。②海の妖怪。海坊主。

かいじんかい〔海仁會〕海軍軍人を援護しその後顧の憂を除き、一意軍務に精勵せしむることを目的とする財団法人。軍港・要港その他必要ある地に於ける海軍軍人の修養・慰安及び休養に関する設備をなし、家族の扶助及び保健並びに物品調達上の便宜を供與する等の事業を行ふ。——**しゅうかいじょ**〔海仁會集會所〕軍港・要港等の所在地に設けられた下士官・兵の集會所。上陸時間を最も効果的に過ごすやうに食堂・浴室・寢室・娛樂室・賣店等の施設が完備し、更にその家族もこれを利用するやうになつてゐて、診療のためには海仁會病院がある。

かいしんず〔海深圖〕等深線が海底の起伏を表した海底地形圖。

かいず〔海圖〕海洋及び港灣の深淺・海底の性質・岩礁の位置その他の障害物・潮流の方向・船舶から望み得る沿岸の地形などを縮寫した圖で、航海者の用ひるもの。圖法によつて平面圖式・漸長圖式、記載區域の廣狹によつて總圖・航洋圖・航海圖・海岸圖・港泊圖の別がある。——**しつ**

〔海圖室〕海圖・諸測器具・時計などを備へ、當直日誌の記入などする部屋。

——**たく**〔海圖卓〕船橋で海圖をひろげて置く卓。明るい光を前方に出さのやうに遮光装置が施してある。(チャートテーブル(chart-table))

だな〔海圖棚〕海圖室内にある、海圖を整頓區分して格納する棚。——

ぶんちん〔海圖文鎮〕海圖の翻り散らないやうに置くおもし。

かいすい〔海水〕海洋を充してゐる水で、鹽辛く苦味がある。鹽分は所によつて違ふ。河口附近で淡水の流れ込む近くの水は淡鹹水又は汽水と呼んで沖合の水に較べて鹽分が薄く、極地の水は赤道附近の水に較べて鹽分が薄い。沖合の海水中には通常1000グラム中に35グラムの鹽分を含む。鹽分は食鹽(鹽化ナトリウム)・鹽化マグネシウム・硫化マグネシウムその他硫酸カルシウム・硫酸カリウム・炭酸カルシウム・臭化マグネシウムを含む。鹽分の外に微量のアンモニヤ・硝酸・磷酸・珪酸が溶けてゐる。これ等の物質は海産生物の生産力の源ともいふべき貴重な養分で、内灣や河口のやうな陸上から絶えず水の流れ込む區域には特に多い。空氣も溶けてゐて海産生物はそれを呼吸してゐる。沖合の海水の比重は大體1.02600で沿岸水は1.00930とか1.025。これらの比重の呼び方は1.0までは省略しその残りを1000倍して例へば1.02600ならこれを26.00と呼ぶ。海水の温度は熱帯地方の表面では一年中凡そ攝氏28度を示し、時に30度を示す。併し赤道附近でも2000米も深いところでは2度位の低温である。海水の温度は陸地の温度の如く急激に變化しないから陸上気温の急變を緩和する。海水の運動に波と潮流と海流とがある。鹽分・水温・比重・潮流・海流等は水産生物の分布・移動・洄游などを支配する。——**コック**〔海水嘴〕船底と外部の水とを連絡するの弁の開閉をなすもの。——**せっけん**〔海水石鹼〕椰子油又は棕櫚核油で造つた石鹼。海水にもよく溶解するのでこの名がある。——**よく**〔海水浴〕衛生・鍛鍊又は遊戯・競技等のため、海水に浴し、又泳ぐこと。

かいずな〔橈索〕橈を繫止する細索。(オールラニヤード(oar-lanyard))

かいずみぶね〔買積船〕江戸時代に、自然に定まつた慣習的航路により各地を巡航して賣買をなした船。北國船・赤穂船・伊勢船・尾張船の類。

かいせいそう〔海成層〕海洋に沈積して出来た地層。

かいせいだんきゅう〔海成段丘〕海の浸蝕作用又は建設作用により出来た平坦面が、土地の上昇又は水位の低下により現在の水準面より高い位置に階段状を成して發達する平坦な場所。

かいせいど〔海成土〕岩石の風化物が海水に運搬淘汰されて、堆積した泥土。(海積土)

かいせきこ〔海跡湖〕海の一部が、河流・潮流・波浪その他の堆積物又は土地の隆起などのために他と分離して出来た湖沼。濱名湖の類。

かいせん [海戦] 海上の戦。——ほうき [海戦法規] 海戦に関する国際法上の命令又は規定。

かいせん [海船] 海を航行する船舶。動力の種類により櫓船・帆船・汽船に、又目的により公船と私船とに分ける。

かいせん [解船] ①船舶を解体すること。"ときふれ"に同じ。→同項。②解体船に同じ。→同項。

かいせん [廻船] ①船舶を回航すること。②船舶を定期に配船すること。

③江戸時代の定期運送船。その主なものは江戸大阪間の菱垣廻船・樽廻船。

——きじつ [廻船期日] 貨物の船積又は積卸のため、船舶を積地港又は積卸港に回航すべき豫定期日。——しきもく [廻船式目] わが國最古の海法。北條義時の制定ともいひ、足利時代の慣習法とも傳へられる。

——どいや [廻船問屋] 船の取扱を委任せられたもので、現在の船舶代理店ともいふべきもの。

かいせんきよ [開船渠] 泊船渠の一種。渠口が全く開放されて、潮汐の出入の自由な船渠。

がいせんぶたい [外戦部隊] 本國を離れ敵地に近い方面に在つて作戦に従事する部隊。内戦部隊の對。

かいそ [解装] ①船舶から艦装を解くこと。②艦船の兵装を解除すること。

かいそ [海藻] 海中に産する隠花植物。紅藻類・褐藻類・綠藻類の3種に分ける。水深凡そ200米を限度とし大體40米までの範囲が多い。陸上植物に於ける根・莖・葉の如き分業器官なく、外觀上根の如き部分で岩などに附着し、養分の吸収や同化作用は體の表面全體で行はれる。——ばい [海藻灰] 海藻を燻焼して得る灰。沃素及び加里採集の原料となる。

かいそ [海草] 海産植物。海藻と同義に用ひることもある。普通には海産隠花植物に對して海藻の文字を用ひ、海産顯花植物(すがも・あまも)に對して海草の文字を用ひて區別する。(うみくさ)

かいそ [改装] 艦船の艦装を改めて、船體・兵器・機關などに新しく要求されるものを取入れること。

かいそ [回漕] 海上旅客或は貨物の運送又はその取扱をなすこと。——ぎょう [回漕業] 海運業者と荷主との間に立ち自己の責任を以て

海上貨物運送の取扱ひをなす營業。(運送問屋・回漕問屋) ——てん [回漕店] 回漕問屋に同じ。→同項。——どいや [回漕問屋] 海運業者と荷主との間に立ち、自己の責任を以て海上貨物運送の取扱ひをなすことを營業とする者。(回漕店・回漕業者) ——なかだちにん [回漕仲立人] 荷主の名を以て、回漕業者と荷主の間に介在して貨物運送の取次をなすことを營業とするもの。積荷仲立人又は周旋人ともいふ。

がいそうすらい [外装水雷] 艦首に長い棒を取付け、その前端にある爆薬を敵艦の舷側に接著して爆発させるもの。極めて初期の水雷。

かいそうせん [快走船] 速力の早い船。(快速船)

かいそく [改測] 以前既に測量した所を改めて測量すること。

かいぞく [海賊] ①海上に横行して、航海に従事する船舶に對し危害を加へ、掠奪を行ひ、通商を害する無頼の民。②我が國近古に於ける水軍の異稱。(盜賊の意味でなく、海軍と同義に用ひられた) ③海上保険に於いては暴動をなす船客及び海岸から船舶を攻撃する暴徒を包含するもの。——

かんしてい [海賊監視艇] 武裝し無線装置をもつてゐる快速モーターボートで沿海に出没する海賊を監視するもの。——しゅう [海賊衆] 室町時代に於ける水軍の將士の別稱。⇒海賊の②。——せん [海賊船] ①海賊の乗組んでゐる船舶。②室町時代、水軍に屬する艦船の稱。舟師。③海賊行爲をなす私船。——たいしょう [海賊大將] 室町時代の水軍の統率者。——りゅう [海賊流] 水軍の海戦上に於ける兵法。

かいそん [海損] 船舶が天災若しくは不可抗力等航海に関する事故若しくは海上危険によつて、船舶及び積荷に蒙るべき損害は海損と全損とに區別される。全損とは損害甚だしく船舶又は積荷が全然滅失し、又は滅失したと同一程度の大損害があつた場合をいひ、海損とは全損を除いた場合に於ける海上の事故により生じた損害、即ち船舶又は積荷の一部の損害でこれを又單獨海損と共同海損の二つに分つ。——きょうたくきん [海損供託金] 共同海損發生の場合に船主が積荷の荷渡しに先だち、荷受人をして海損契約書に署名させ、精算の際その積荷が負擔すべき、共同海損分擔額に充當する目的を以て供託させる金額。——けいやくしょ [海損契約書] 共同海損發生の場合、海損事故の概要・精算地・精算人の氏名・供託金の割合等を記載し、利害関係人の署名を求め分擔額の支拂を約束する契約書。

(アベレージボンド(average bond)) ——せいさんしょ [海損精算書] 共同

海損の精算に當り、共同海損たるべき損害又は費用並びに船主・荷主・保険者各自の受拂金額を明細に記載した書類で、海損精算人がこれを作成する。

かいたい [海退] 地質時代に地盤の隆起又は海水準の低下によつて、海におぼはれてゐた部分が陸地になつたこと。

かいたい [海堆] 洲又は礁に比しやや深處に伏在する海洋中の凸處。

かいたい [海臺] 大洋中多少平頂の凸所で、その側面は急斜するもの。

かいたいせん [解體船] ①古くなつて使用に堪へぬため、又は採算上非常に不利なため、廢船として船籍を抹消し解體される船舶。②船質改善助成施設により建造せられる優秀新造船の代替として解體せらるべき中古船等の不經濟船。(解船(船))

かいたて [櫂立] 號令詞。短艇の櫂漕中に行ふ敬禮。停止間の敬禮も短艇が櫂を出してある時はこれを立てる。

かいちゅう [海中] 海の中。——**こうろんき** [海中耕耘機] 水産物の發育成長を促進するため、内灣の干潟などを耕す機械。陸地から流れ込む有機物や無機物は、水産生物の大切な養分であるが、次から次に沈澱して埋もれ腐敗し硫化水素その他の有害ガスを發生し、却つて水産生物の生産を減退させる。これを掘返して地盤を軟かくし空氣・日光・新鮮な水にさらし分解作用を促進すると漁場は更生し生物の發育・成長を促すことになる。(海中トラクター(tractor)) ——**ちんできだに** [海中沈溺谷] 陸地沈降又は海水準面上昇のため、元の溪谷が海底に細長く残つたもの。——**ふんか** [海中噴火] 海底に於ける火山噴火。噴出物が火山島を形成し、又は珊瑚礁の發達基底となることがある。

かいちょう [海鳥] 海岸又は島嶼に棲息し海上に飛翔又は游泳し、魚類を常食とする習性の鳥。(うみどり) ——**ふん** [海鳥糞] 主として喰魚海鳥類の糞をいひ、窒素・磷酸を多量に含み肥料となる。

かいちょうりゅう [海潮流] 海流・潮流の總稱。實際の海の流は純粹の潮流や海流だけでなく兩者の混つたものであるから、嚴格な意味で海の流をさす場合には海潮流である。

カイク [(土) kaik] ホスフォラスの海上で見かけるトルコの輕舟。

かいつけ [飼附] 釣場に寄餌を撒いておいて、魚が餌に慣れてから釣ること。——**ぎょぎょう** [飼附漁業] 免許漁業中特別漁業の一。鱒飼附漁業・鯛飼附漁業の如く、一定の場所に撒餌をして魚を飼附けて漁獲

(手釣) すること。鱒・鯛・鯉等を目的とする。撒餌釣(釣)漁業ともいふ。例へば鱒撒餌漁業の類。

かいてい [海底] 海のそこ。

——**かいりゅうびん** [海底海流瓶] 底層の流れを測る目的で、水底を流動するやうに針金・錘・金屬板などをつけた海流瓶。トロール漁業のさかんな北海に用ひられ、日本では若狭灣などで好結果を得てゐる。

——**かざん** [海底火山] 海底に噴出した火山。

——**さんみやく** [海底山脈] 海底で山脈のやうに高く連つてゐる所。

——**すいらい** [海底水雷] 防禦水雷の一種。海底の淺い地點に沈設するもの。主として視發法による。

——**だいち** [海底臺地] 深海底から隆起したもので、上部が廣く平坦若しくは緩徐に傾斜しその邊縁の急斜する所。

——**だんきゅう** [海底段丘] 海底が海岸より緩い傾斜に漸次低下し急に傾斜の度を加へて、一段階をなしたものの。

——**ちんせきぶつ** [海底沈積物] 海底に沈積した物質。

——**てんしん** [海底電信] 海底電線による電信。

——**てんらん** [海底電纜] 海底電線に同じ。→同項。

——**てんわせん** [海底電話線] 海底に敷設する電話線。淺海用・中間用・深海用等の區別があつて、絶縁物の被包回數や鎧裝鋼線の太さが異なる。

——**ふしょくど** [海底腐植土] 腐植物の多量に含まれてゐる海底堆積物。

——**りゅうきたい** [海底隆起帶] 大洋底の廣い隆起部で周圍が緩やかに傾斜するもの。

かいてい [海程] 海上のみちのり。(水程)

かいてい [海堤] 海水を堰止める海岸の堤防。

かいてい [快艇] 速力の非常に速い小船。(快速艇)

かいてい [海泥] 鹽分を含む海濱の泥土。

かいてい [外底] 船舶の二重底の外側で、船の底部を形成する外板。

かいていでんせん [海底電線] 電信・電話等の目的に使用するため海底に敷設された電線。(海底電纜) ——**ふせつせん** [海底電線敷設船] 海中に海底電線を敷設し、また故障を生じた時に修理のため引揚げの用に使ふ特別の設備を有する船。船首には電信線を出し入れするための“ローラー”や、捲揚機械で海底から引揚げた太い電線を収納する特別な艙があり、洋上作

業に便利な推進機関を備へてゐる。

かいてんけん [回轉圈] 舵を一杯にとり所定の速力で船が旋回するとき
に描かれる圓形。それを直徑でいひ表はす。(旋回圈)

かいてんしんごう [回轉信號] 軍艦の編隊航行中は自艦の推進器の回轉
数を僚艦に知らせるために、左右兩舷前橋桁端に數字信號旗を上下してそ
の数を標示する。

かいてんすう [回轉數] 推進器の1分間に回轉する度数。

かいてんちょうりゅう [回轉潮流] 流れがやまないでぐるぐる方向が變
る潮流。往復潮流の對。

かいてんとう [回轉燈] 燈臺用語。漸次光力を増し、その頂點に達する
と又漸次光力を減じ終に暗黒に至るもの。

かいてんにれんこうとう [回轉二連光燈] 燈臺用語。回轉燈で2連光
を發するもの。

かいとう [回頭] 船首をめぐるすこと。——だりょく [回頭惰力] 船舶
の運航中、その針路を變換するために操舵した際、船首が回り始めたとき
の惰力。これを制御するためには抵舵(ていさ)を行ふ。

かいどう [海道] ①海上の航路。うみち。②沿海の地方を通ずる街道。

かいたうき [回答旗] 船舶に於いて、他船の信號を了解した時、或は信
號の終了を通知する時に掲げる長方形の旗。軍艦に信號旗の外に回答旗が
掲げてある場合はその信號は商船に對してなされたもので、國際通信書に
よる信號であることが看取出来る。回答旗はその舊稱。

がいたうほう [外膛砲] 砲身の上に小銃位のものを取附けて射撃訓練
の際に用ひるもの。

かいとり [舵取] かちとり(舵取)の音便。

かいなん [海難] 船舶の衝突・坐礁・火災・浸水・顛覆・沈没等、海上並びに航
海に固有な危険をいふ。——しょうめいしょ [海難證明書] 航海の途中、船
舶及び積荷が海難によつて損傷を蒙つた場合に、船長の申請により管海官
廳が、船長の提出した海難報告に基づき下附する海難事實の證明書。これ
は海難事實の證明書たるとともに船舶又は搭載貨物の損害が保險者・船主
の何れに歸すべきかを決定する重要な参考資料である。——ほうこくしょ
[海難報告書] 船舶が遭難した時、その後最初に寄港する港の管海官廳
に船長が提出すべき遭難事實の報告書。

かいなんきゅうじょう [海難救助] 船舶又は積荷の全部或は一部が海難に遭
遇した場合、これを救助すること。海上保險の目的物が海難に遭遇する場
合に行はれる保存行爲。(サルベージ (salvage)) ——せん [海難救助船]
海難に遭遇した船舶又は積荷の救助に従事する船舶。——りょう [海
難救助料] 海難救助の結果につき救助者に對し支拂はれる報酬。その額は
契約・協定又は裁判所の決定により當時の一切の事情を斟酌して定められ、
救助に従事した各船舶に對し船主・船長・海員に法定の割合で分配される。

かいなんふう [海軟風] ⇒ 海陸風。

かいばしら [貝柱] 二枚貝(瓣鳃類)の貝殻中にあつてその兩殼をつな
ぎとめる筋肉。食用とする。

かいばつ [海拔] 海面を基準として測つた陸地の高さ。

かいはん [解帆] ①縛索を以て壘んである帆を解くこと。縛索を解く者を
解帆手といふ。②船出(ふなで)。〔解纜・出帆〕

がいはん [外板・外板] 船體骨組の外側に沿つて張り回らした板。(飯は
鐵板)

かいひせんじゆつ [回避戰術] 巧みに相手の攻撃をそらす戰術。

かいひょう [海水] 海水の凍結して出來た氷。海水の結氷點は鹹度によつて
異なるが、通常零下2~3度である。

かいひょう [海標] ①航海目標。航路標識。②遣唐使船の海難保護のた
め、聖武天皇・孝謙天皇の御代から南方諸島に海標の設備が始まり、爾來
島嶼港灣の名稱、水路の遠近深淺等を標木に記して海岸に立てて航船の通
航に便せられた。

かいびょう [海錨] 航海中、荒天の際、風浪のために進退の自由を得ぬ
時、その位置に漂泊する目的で船首から吊り下げておく錨。(シーアン
カー (sea-anchor))

かいひんしよくぶつ [海濱植物] 海濱が生育に適する植物。根は長く砂中に
伸び、葉は硬質又は多肉・多葉のものが多い。“はまぼうふう”“はまひ
るがほ”の類。

かいふ [海釜] 多少圓形・楕圓形又は卵形を呈する小海淵。

かいふう [海風] 海軟風に同じ。→同項。⇒海陸風。

かいふう [回風] つむじかぜ。旋風。

がいぶこしいた [外部腰板] 木船の吃水線上下に互り取附けられる數條

- の船體補強外板の總稱。
- かいへい** [海兵] ①海軍の下士官・兵。水兵。②海軍兵學校の略稱。③英米兩國の海軍では、陸上戦闘に従事し且つ衛兵勤務に服せしむるものを軍艦に乗組ませてゐる。これを海兵(兵)と呼稱する。
- かいへい-だん** [海兵團] 各軍港にある海軍の陸上部隊で、當該鎮守府に屬し、航空機によらざる軍港の空中防禦・警備及び陸上の防火を掌り、又艦船部隊その他から補缺員(海軍航空隊及び海軍練習航空隊に收容されるものを除く)として入團する下士官・兵を收容してこれを統轄し、必要に応じて艦船部隊その他各部定員の補缺に充てる。その練習部は二等兵の教育を掌り、又特修兵たるべき下士官・兵及び豫備員候補者を教育する。
- かい-ほう** [海峯] 海底で凸處の頂部を成してゐる狭い突起部で、その縦断面は不規則なもの。
- かい-ほう** [海堡] 海岸防備のため海中に築造した堅固な砲臺。
- かい-ほう** [海澎] 大洋中の長く且つ廣い凸處で、側面が緩斜するもの。
- かい-ほう** [海法] 海事に関する特別な法規の總稱。公海法は國家と個人、私海法は個人と個人、國際海法は國家と國家の間の關係を規定する。
- かい-ぼう** [海防] 自國の沿岸・近海及び附近の島嶼要點などを防禦すること。——**かん** [海防艦] 戦争の時自國の港灣・海峽・沿岸などの守備を主要な任務とする艦種で、海防隊を編成されるもの。——**ぎかい** [海防義會] 帝國の海防に貢獻する目的を以て、軍用に供し得べき船舶・飛行機その他の機器を製造又は購入してこれを管理處分し、又造船・造兵・造機・航海・航空・潜航及び海防に関する特殊事項の研究調査を助成し、且つ海防思想普及の施設等を行ふ義勇財團。機關誌“海防”。東京都麹町區日比谷公園市政會館内に在る。——**たい** [海防隊] 海防艦2隻以上を以て編制し司令がこれを指揮する。
- かい-ぼう** [海棚] 陸の傾斜と同じ勾配の緩やかな約200米の深さまでの海で、深海に對して棚形になつてゐる所。——**しゃめん** [海棚斜面] 海底地形の名稱。海棚(陸棚)は概して緩傾斜をしてゐるが、その邊縁200米前後から急に深度を増して、2000~3000米位迄は急傾斜をするので、この斜面部を海棚斜面又は陸棚崖といふ。嶋の場合は嶋棚斜面といふ。
- かいほう-こう** [開放港] 開口港に同じ。→同項。
- かいほう-びょうち** [開放鑛地] 風浪又は敵の攻撃に對し暴露してゐる砲

- 泊場所。
- かい-ぼつ** [海没] 荷役中入夫の過失或はスリングの破損等により、貨物又は手荷物が海中に轉落沈下すること。
- かい-ぼり** [掘堀] 池や溝などを深(+)つて水を汲みつくし、その潤れた所で魚をとること。
- かい-ぼん** [海盆] 大洋中の多少圓形・楕圓形又は卵形を呈する大凹所。
- かい-む** [海霧] 温暖な海面から吹く空氣が、寒冷な海面に來たとき海上に發生する霧。(ガス)
- かいむ-いん** [海務院] 元の逓信省の外局の一。船舶の建造・運營、船員の教育・監督、並びに港灣・航路・税關等海事に関する諸般の行政(但し海軍及び水産關係を除く)を司つた官廳。昭和18年11月運輸通信省の創設に伴ひ海運總局に改められた。
- かいむ-かん** [海務官] 海務局に所屬し、港灣業務の指導・統制並びに配船・荷役の合理化を圖り船舶運航能率の増進を期するために全國主要港に配置された官吏。⇒海務局。
- かいむ-きよく** [海務局] 船舶・船員・港灣等海事に関する行政を司る地方官廳で、横濱・名古屋・神戸・門司及び函館に置かれた。昭和18年11月税關事務をも統合し海運局と改稱、大阪・新潟・塩竈にも新設、函館は小樽に移轉された。(地方海務局)
- かい-めん** [海面] 海のおもて。うみづら。——**こうせい** [海面更正] 異つた各地點で觀測した氣壓・氣温等を海面に於ける値に改め直す計算。
- かい-もん** [海門] 瀬戸(+)。海峽(+)。
- かい-やぐら** [蜃樓] 蜃氣樓(+)に同じ。→同項。
- カイヤー-ロープ** [coir-rope] 椰子樹の纖維で製し、濕氣に強く且つ輕いので曳索として使はれる。
- かいゆう-きせん** [快遊汽船] ヨット。快遊艇。
- かいゆう-ぎょ** [洄游魚] 季節により體温に適する水温を追ひ、産卵に適當な場所を選び、或は食物を求めため、又成魚になる際に時期を定め群をなして移動する魚。かつな・まぐろ・さけ・ます・ぶり・さんま・にしん等の類。
- かいゆう-しゃ** [海友社] 准士官の俱樂部で軍港・要港等の所在地に設けられ、食堂・浴室・寢室・娛樂室等の設備がある。

かいゆう-せん(てい) 遊船 [快遊船(艇)] 周遊又は競争等に用ひられ、輕快優美にして乗心地よく、耐波性に富む、汽走又は帆走の西洋型巡航船で、大型のものは大洋の航海にも適する。(ヨット(yacht))

かいゆう-せん 回遊船 [回遊船] 周遊觀光の目的に供する旅客船で、航海を愉快にするため種々の娯樂に特別の注意を拂つてある。

かい-よう 海洋 [海洋] ①地球の表面上、水で充たされた部分。その面積は地球表面の70.8%を占めてゐる。平均水深3800米、既知の最も深い所の水深は9700米を超えといふ。⇒海。②大海。廣い海。

〜いかだ [海洋筏] 大量の木材を海路輸送するために木材を筏に組み、曳船に曳航されるもの。

〜がく [海洋學] 地球科學の一分科。海洋の分布・海底の状態・海水の成分・運動・溫度及び生物等を研究する一種の綜合科學。水圏學の一部をなし陸水學と並立する。(オーシャングラフィ(ceanography))

〜きしろうがく 海洋氣象學 [海洋氣象學] 海洋に關する物理的現象を研究して、その應用を計るを目的とする自然科學。

〜きしろうだい 海洋氣象臺 [海洋氣象臺] 文部省の管轄に屬し、海洋氣象・地球磁力の觀測及び調査、海流潮汐などの觀測及び調査、天氣圖及び磁氣偏角圖の發行、氣象機械・航海測器の研究・調整及び檢定、洋上船舶に對する暴風雨警戒などの事務を掌る所。

〜きょうぎ 海洋競技 [海洋競技] 海上で行ふ各種の競技。橈漕・櫓漕・帆走・水泳等の競技の總稱。

〜くんれん 海洋訓練 [海洋訓練] 海軍より指導者を派遣し、海洋道場等に於いて海軍部外の諸學校の學生・生徒・兒童に對し行ふ實踐を主とする訓練。

〜こうくう 海洋航空 [海洋航空] 海洋の上空を航空機で飛行すること。

〜しょうねんだん 海洋少年團 [海洋少年團] 大日本海洋少年團。→同項。

〜せい-きこう 海洋性氣候 [海洋性氣候] 氣溫の變化・寒暑の差の少い海洋・島嶼又は沿岸の氣候で、濕度が大で雨天・降水量が多い。大陸性氣候の對。(海洋氣候)

〜せいしん 海洋精神 [海洋精神] 海洋奉公精神と海國民氣質。⇒各項。

〜せいぶつがく 海洋生物學 [海洋生物學] 海の動植物の分布、洄游の状態、環境の關係などを科學的に研究するもの。

〜そくりょう 海洋測量 [海洋測量] 海岸測量を除く海の測量。⇒海岸測量。

〜-ちりがく [海洋地理學] 海洋の形態に關する事柄即ち海底の凹凸、地形の變遷、海面の高低や廣袤などを調査研究する學問。

〜-どうじょう 海洋道場 [海洋道場] 青少年に對する海洋精神の錬成、海洋知識の普及等を目的とし、嚴正な團體訓練を實地に施し心身並びに技能の陶冶をなす道場。海軍が主として指導に當り文部・運輸通信・農商・厚生各省が協力し關係都廳府縣又は市立として運営せらる。海洋道場建設委員會本部は東京都澁谷區原宿に在る。

〜-はん [海洋班] 海軍部外の大學・高等專門學校・中等學校・青年學校學校報國團又は修練組織の中の海洋訓練を受ける班。⇒大日本學徒海洋教練振興會。

〜-ふうさ [海洋封鎖] 海洋を陸地と均しく國家主權の下に置き、必要に応じてこれを封鎖すること。

〜-ぶつりがく [海洋物理學] 海洋に起る諸現象中、生活に密接な關係をもつものを物理的に研究する學問。海洋觀測法・海洋物性論・海洋運動學等に大別される。

〜-ぶんがく [海洋文學] 海洋を主題となし、或は海洋を舞臺とし、又は海洋を背景として海洋精神を振作する文學。

〜-ほうこう-せいしん [海洋奉公精神] 帝國の自存自衛・使命達成上、海軍力及び海洋勢力の必須性に鑑み、海國民本來の雄渾なる氣魄を涵養し海軍職を挺身修得する精神。

がい-よう 外洋 [外洋] 大洋。そとうみ。内海の對。

かい-よう-ちょうさ 海洋調査 [海洋調査] 海水の溫度・比重・鹽分・ガス・水色・透明度・海流・潮流・水深・底質、海底の狀況、浮游生物その他一般水族の狀況等海洋に關する種々の事項を調査すること。これを行ふには、採水器・寒暖計・比重計・鹽分檢定器・ガス定量器具・透明度板・水色計・流速板・潮流計・鉛垂・測深器・採泥器・浮游生物採集網・底曳網等を用ひる。調査の方法としては潮間觀測・定地觀測・橫斷觀測等がある。——せん [海洋調査船] 専ら海洋調査を行ふ船。これを行ふに必要な諸設備を有し音響測深儀・自記寒暖計などを備へ、或る程度自動的に調査し得る斬新な設備を施してある。

かい-よせ 貝寄 [貝寄] ①貝を濱邊に吹き寄せる程に風力の強い意。攝津の住吉浦などで陰曆2月20日前後に吹く強風。②風の名。2月頃に吹く大風。

志摩の鳥羽，又伊豆方面の船人の語。——**じお** [貝寄潮] 赤潮(赤潮)に同じ。→同項。

かいらん [解纜] 船のともづなを解いて港を出ること。(解帆・出帆)

かいり [海里・漚] 海上の距離をあらはす単位で約1852米(約16町間)に當る。緯度1度の60分の1の長さ。1時間1漚の船の速さを1節(ノット)といふ。

かいりく-ふう [海陸風] 太陽の熱を受けて温まり又は冷えるのは土地の方が水より早い，それで晝間の気温は陸上が海上より高く，夜間の気温は陸上が海上より低い。空気が寒冷の部から高温の方へ流れるのを常とするから，晝は海から陸へ海風(海軟風)が吹き，夜は陸から海へ陸風(陸軟風)が吹く。この兩者を合せて海陸風(海陸軟風)といふ。この風の交代する際の無風状態が朝風(朝風)及び夕風である。風の後，風の吹出す時刻は毎日ほぼ一定してゐるので，この風を古くは“時つ風”といつた。

かいりく-れんらく [海陸連絡] 港灣と鐵道との關係により，海上の運輸と陸上の運輸とが直接に連絡して不便・故障のないこと。

かいりゅう [海流] 海水が絶えずほぼ一定の方向へ或る速度を以て移動する現象。——**ばん** [海流板] 長い棒の下端に縦十字に組合せてつけた板の棒で，これに浮木と錘をつけて海中に直立させ，海流を測るのに用ひる。——**びん** [海流瓶] 海流の方向と速度とを知るために，海上からその地點の経緯度とその日時とを記した紙片を入れ密閉して流す瓶。その漂着した地點で瓶中の紙片について計算すれば，その間に於ける海流の方向及び速度の概略を知ることが出来る。

かいりょう [海綾] 大洋底の大隆起帯で一方に延長したもの。

かいりん [介鱗] 貝類と魚類。

がいりん-せん [外輪船] 外車船に同じ。→同項。

かい-るい [貝類] いか・たこの類(頭足類)とともに軟體動物に屬し，貝殻を有し，二枚貝類(瓣鳃類)と巻貝類(腹足類)とある。全世界に棲息し，その種類が多い。

かい-れい [海嶺] 大洋中の細長い凸處で，その側面は海嶺の側面に比し急斜なするもの。

かい-れい [海靈] 海の神。

かい-ろ [海路] うみの上の船の行くみち。ふなぢ。航路。——**うんが** [海

路運河] 海洋航行船を通航させることが出来る人工的水路。連海運河と接海運河に分つ。内水運河の對。——**うんそう-しんこくしょ** [海路運送申告書] 外國貨物を海路又は陸路により開港間・保税地域間又は開港と保税地域間を轉送する時，又は内國貨物を外國貿易船に積載し開港間にこれを運送する場合，その免許を受けるため税關にこれを申告する書類。⇒海路運送免狀。——**うんそう-めんじょう** [海路運送免狀] 外國貨物を外國貿易船に積載し開港間を運送し，又は外國貨物を開港間を轉送する場合に必要な，税關から請ひ受ける免許證。回漕免狀ともいふ。⇒海路運送申告書。——**しよはつと** [海路諸法度] 豊臣秀吉が從來慣行された海法を統一して制定した19箇條の法典。

かいろう-せん [開浪船] 船首の尖つた水軍に用ひた快速の戰船。鳥船とも稱した。

かい-わん [海灣] 陸地に深く彎入しその入口の廣い大水面。英語の gulf の譯語。海・灣・灘など古くより呼び慣らされて確然とした區別がないが，海圖には多く“海灣”の語を用ひる。東京海灣・朝鮮海灣・メキシコ海灣などはその例。

かい-わん [開灣] 海岸の緩入部。長い海岸線の漸次彎入する部の名稱とすることがあり，又港灣の入口が開放せられ，やや風浪に暴露するときこれを露港若しくは開灣と稱することがある。

ガウス-せんたい [カウス(gauss)船帶] 船體の外側を水線附近に沿うて巻いた電線で，これに電流を通じその強弱又は流通方向の轉換などによつて，船體の磁性を打消し磁氣機雷を防禦するもの。

カウンター [counter] 水線部より船尾に於いて船體の次第に彎曲してある所で，甲板後端に接する迄の部分。船尾突出部。

カエブ パラオ島土人の帆走用カヌー。船體の反(カ)が大きく，船底が尖つて吃水深く船首尾には鸚鵡貝を鏤め美麗に裝飾したもの。浮木は風上舷のみ附ける。

かえり [返] 漕艇用語。ひと漕ぎ中に上體が前に伏きつて行く期間，即ち水掻が水面上にある時をいふ。

かえり-どめ [返留] 捕鯨船の發射した銃が鯨に命中し，銃の先端に裝填してある爆薬が衝動を受け爆發するや，“返り留”が開いて銃は鯨の體から抜けぬやうになる。

- かえる-およぎ [蛙泳] 蛙が水を泳ぐやうに手足を使ひ泳ぎ方。
- かえろ [換櫓] 船を急に漕戻さうとする時、本櫓を納めて櫓床の上に用意してある換櫓で逆櫓をすること。本櫓の對。
- かえん-しんごう [火煙信號] 一般船舶には救難の必要及び場所を報ずる特殊信號であるが、海軍では作戦上の合圖などに屢々利用されるもの。
- かかく-せん [貨客船] 旅客・郵便物の外に、相當多量の貨物をも搭載し得るやうに造られた船舶で貨客混合船ともいふ。
- かがく-へいき [化學兵器] 毒瓦斯・發煙劑及び燒夷劑等を應用した兵器の總稱。
- かがしら [蚊頭] 蚊鉤(か)の一名。⇒擬餌鉤(か)。
- かがみ-いた [鏡板] 圓錐(か)の胴板の兩端に取附けられた、平坦な板金の蓋(か)。
- かがみ-の-ふね [蘿藤船] 日本神話に現はれた水上運搬具の名稱。蘿藤(か)の莢の裂けたものが舟の形をなしてゐるので、この名をつけたと説かれる。少彦名命がこの船で渡來されたといふ。
- かかり 釣針の曲つた末の部分で、内側に突き出たところ。(逆鉤(か))
- かかり [懸] 水中の障礙物で鉤や絲のかかり易いもの。——はずし [懸外] 鉤が水底の障礙物に懸つた時にははずす道具で、海に用ひるものを“根はずし”といふ。
- かがり-あな [膝穴] 帆を桁又は斜桁に取附けるため、帆の上縁に沿うて穿つてある小孔。(アイレット(eyelet)・アイレット-ホール(eyelet-hole))
- かがり-ずな [膝索] 天幕・釣床・覆類をかける紐。
- かかり-ずり [繫釣] 船を繫留して魚を釣ること。“かかり”ともいふ。
- かがり-ひも [膝紐] 帆又は天幕を桁・斜桁その他に結止する小索。
- かかり-ぶね [掛船] 船がかかりしてゐる船。(かけぶね・繫船)
- かがり-ぶね [簞船] 簞をたいてすなどりする船。(火船(か))
- かか-る [泊る] 碇泊すること。錨をおろすこと。
- かかれ [掛れ] 號令詞。一定の作業に“著手せよ”との意味に用ひられる。
- かかん [火管] 大砲の發火装置につけるもので、引金を引くと發火し、傳火薬に火が移り裝薬に點火する用をなす。電氣火管と擊發火管の2種がある。
- かかんたい [蚊艦隊] 高速魚雷艇の編隊。米國海軍の俗稱。

- かき-あみ [垣網] 定置網の一部分で、沿岸から沖に張り出し、沿岸に沿うて來游した魚を沖に導き籠網の中に陥し入れる。⇒袖網(か)。
- かきがた-しゃし [鉤形沙嘴] 潮流の作用によつて彎曲した砂嘴。岬角又は半島の尖端に生ずる砂嘴に多い。
- かき-きず [鉤傷] 船内人夫又は貨物運送取扱人が使用する熊手又は手鉤によつて生じた貨物の損傷。
- かき-ざお [鉤竿] 短艇の發着に使用する棒の先端に鉤の附いたもの。(ボート-フック(boat-hook)・爪竿)
- かき-ずな [鉤索] 一端に鉤を有する索で、錨鎖を錨鎖庫から引出し、又は錨鎖端をつる作業などに使用するもの。
- かき-たつ [垣立] 和船の左右兩舷上に櫓のやうに立てる垣。又和船の窓。
- かき-どこ [牡蠣床] 牡蠣を養殖する場所。
- かきどめ-せいどう [鉤止制動] 艦上機が航空母艦の甲板に著艦する際、胴體の下方に鉤のついた長い棒を下し、甲板上に張られたゴム索に引掛け、滑走距離を短縮し、海中に突入するのを防ぐ装置。⇒拘捉装置。
- かき-ぶね [牡蠣船] 船中で牡蠣料理を食べさせる船。
- かき-まんさい-きつすい-せん [夏期滿載吃水線] 夏季に航海する船舶の滿載吃水を表はす線。この水線から上甲板までの高さを夏期乾舷といふ。
- かきゆう-き [過給器] 飛行機が高空を飛行する際、發動機の發生力量は氣壓減少に従ひ遞減するので、この影響を防ぐために排氣のエネルギーを利用し、或は發動機の回轉を齒車に傳へて小タービンを働かせ、吸氣を氣管内に壓入し空氣を壓縮して、氣壓の下るのを補ひ、高空でも充分強い力を出させる器械。(スーパーチャージャー(supercharger))
- かきよう [河況] 河水の狀況。
- かきよう [河峽] 河川の兩岸に山がきり立つて水流を狭み、著しく狭くなつてゐる所。幼年期、河に見られる一般的特相である。
- かく [河區] 河川の海潮の干満を感じない地點より上流の區域。
- かく [角] 陸地の海洋へ突出してゐる突角部。(崎・鼻)
- かく-あみ [角網] 定置漁業の一種。鰾・鮭などの漁獲に用ひる建網。
- かく-あみ [額網] 定置漁業大敷網の一種。鹿兒島縣で多く行はれる、輕便で、新漁場の適否を調べるに便利な網。
- かく-がん [擱岸] 船舶が陸岸に乗りあがること。

- かく-がん [擱岩] 船舶が岩礁に乗りあげること。
- かく-ざ [擱坐] 船舶が岩礁又は淺瀬に乗り上げて居坐ること。
- かく-ざい [骨材] 船舶の肋骨。(フレーム(frame)・リブ(rib)・肋材)
- かく-しつ [隔室] 艦・船舶の區劃された室。(コンパートメント(compartment))
- かくじゆつ-せん [學術船] 學術研究の目的で航海する船舶。
- かくすい-へき [隔水壁] 防水隔壁に同じ。→同項。
- かくてい-ほけん-けいやく [確定保險契約] 契約締結の時、保險証券面に記載すべき事項全部を明記してなす海上保險契約。豫定保險契約の對。
- かくど-ほう [擱土法] 淺海に於ける貝類養殖場の底質を改良する一つの方法。例へば軟泥に失すところには砂を加へて硬くし、石灰分の補給に貝殻を細かく碎いて混するなど。
- かくのう-かんばん [格納甲板] 航空母艦の飛行機を格納する甲板。
- かく-の-ふね [樂の船] 樂人が乗つて樂を奏した船。管絃の船。
- かく-のり [角乗] 水上に角材を浮べこれに乗つて働き、又はその上で種々の技をすること。
- かく-はん [隔板] 船舶に石炭或は散穀を搭載する際、船體の動搖につれ移動せぬやう、船内の中央に縦に仕切をする板。
- かく-へき [隔壁] 船體内の各階、即ち上下の二甲板或は艦底と甲板との間を、鋼板で縦横に仕切つたもので、水密になつてゐるものを特に防水隔壁といふ。⇒防水隔壁。
- かく-もり [角鋸] 捕鯨用の鋸。穂先は角形で尖鉤を有し、鐵軸を附す。これに長さ1丈位の柄を附け鯨に近附いて投入する。
- かくよく-の-そなえ [鶴翼の備] 左右の翼を張つて敵の中に取りこめようとする陣形。(凸梯陣・鋒矢の備)
- かぐら-いた [神樂板] 攝州の灘船でいふ歩み板のこと。
- かぐら-さん [神樂棧] (方) 轆轤(ろくろ)。(鹿兒島縣・和歌山縣の語)
- かくれ-いわ [隠岩] 水中にあつて水波に隠れて見えない岩石。(暗礁)
- かけ-あがり [傾斜面] 釣用語。河や海の底の深みから淺場に向ふ斜面になつたところ。
- かけ-あみ [懸網] 刺網の異稱。→同項。
- かけい [河系] 川の本流と支流とを含む全體の稱。その地域を河域といふ。
- かけ-ずり [掛釣] 掛鉤で引掛けて釣る方法。(引掛釣)

- かけ-ばり [懸針] 帆縫の要具で、釣針状をなしてゐるもの。これに紐をつけて固定物に止めおき、鉤(かぎ)を以て帆布を引きかけ布を引張りつつ縫ふ。
- かけひ-あみ [笊網] 敷網類の一種。魚捕部に魚群が入つたとき、網の口に附けてある袖網部を以て魚群を取巻き、その中に刺網などを入れ魚を網目に纏絡させて捕る。ぼら・せいご等の漁獲を目的とする。
- かけ-ぶね [掛船] 船がかりしてゐる船。(かかりぶね・繫船)
- かけん-べん [加減弁] 汽笛と主蒸氣管との間に裝備した大形の弁で、その開く度合ひによつて蒸氣の量を加減し、汽機の回轉數を定めるもの。
- か-こ [舵子・舟子・水夫] 船をあやつるもの。(かんどり・かちとり)
- カ-ゴ- [cargo] 船荷。積荷。
- かこい [圍] 垣立(かき)の別稱。→同項。——ぶね [圍船] ①港内に繫留し、若しくは陸上に曳き上げて一時航海に使用しない船。(繫船)②舷側を板などで圍つた船。③北前船(きたまへぶね)で北國から秋の北風に乗つて南航中、大阪の方へ歸ることが出来なくなつて、冬を海を隠岐で過ごし舊正月の下旬に船出して歸航した帆船。(隠岐地方の語)⇒北前船。
- かご-いけす [籠籠] 大きな球狀竹籠の口の周圍に木枠を附けて海面に浮べ、鯉釣餌として餌をいけておくものや、小さな竹籠の口に重ね蓋を有する遠州菜を水面に浮べ、養魚池などで鯉・鰻等をいけておくものがある。
- か-こう [河工] 天然の河川に工事をして、これを交通・工業・農業などの目的に利用し、又はその被害を除去するために行ふ仕事。
- か-こう [河口] 河川の、海又は湖に注ぐ口。——こう [河口港] 河口にある港。——しゅう [河口洲] 河川が湖海に注ぐ所では湖海の水に阻まれて急に流速を減ずるので、土砂が河口に沈澱堆積し三角狀の平地となつて水面上に現はれた所。(三角洲)
- か-こう [下航] 河川を下つて航行すること。遡航の對。
- か-こう [下桁] 下橋に横架する桁。(ローヤード(lower-yard))
- か-こう [河港] ①航洋船舶が奥地へ遡つて到達する所にある港。②河口又は河岸にある港。(河口港)
- かこう-かせん [可航河川] 船で航行出来る大河。
- かこう-こ [火口湖] 火山の爆裂によつて生じた火口に出來た湖水。
- かこう-こう [火口港] 火山噴火口が半ば水面下に没したために、自然に出來た灣内の港。

- かこう-すいどう** 可航水道 [可航水道] 浅瀬などの多くある所を、船舶が安全に通行することが出来る航路。
- かこう-ねんりょう** 加工燃料 [加工燃料] 天然物に人工を加へて製造した燃料。煉炭の類。
- かこう-はんえん** 可航半圓 [可航半圓] 北半球で颱風が旋回しながら進む時、その区域内を進行方向線で二分した左半圓で、右半圓に比し天候がさほど悪くなく航海も幾分安全な所。南半球では右半圓が可航半圓となる。危険半圓の對。
- かこう-わん** 火口灣 [火口灣] 火口港に同じ。→同項。
- か-こく** [河谷] 雨などが地表の傾斜に従つて流下し、土壌を洗ひ流して溝を形成し、これが次第に成長し河流の浸蝕を加へて出来た河道を含む谷地。(浸蝕谷)
- カーゴ-ケーヤ-** [cargo-care] 凝結・徴・臭氣などのために搭載貨物が損傷されることを防止する船内通風、及び湿度の調節をするため貨物船に施してある設備。
- かご-ずけ** 籠漬 [籠漬] 海・河底に籠を下し魚の入るのを待つて曳上げる漁法。
- かご-どうしん** [水主同心] 船手組のこと。
- かご-ぶね** [籠船] 祭に曳きだす飾つた船。車で陸を曳く。(飾船)
- カーゴ-ボ-ト** [cargo-boat] 貨物船。→同項。
- かご-マ-スト** [籠マ-スト] 米國軍艦で採用した橋の型式で、籠状を呈したものの。現今はこれを廢止して三脚又は樞(マ-スト)式に改めた。
- カーゴ-マ-スト** [cargo-mast] 繫船岸に沿つてこれに近く平行する上屋外壁の直上に橋を立て、その頂上に桁を渡し滑車を附けて本船又は舳などから荷揚げするに用ひるもの。
- カーゴ-ワイヤ** [cargo-wire] 荷役用の鋼索。
- かさ** [傘] 大氣中に微細な水粒の浮遊してある時に、光線の屈折によつて太陽又は月の周圍に見える輪狀の光。日傘又は月傘といふ。
- かざ-あし** [風脚] 風の吹くはやさ。風の吹いて行く力。
- かさい** [過載] 過積(マ-スト)に同じ。→同項。
- かさい-けいほう-そうち** 火災警報装置 [火災警報装置] 船内の人の近寄れない場所で自動的に火災の起つたこと、或は温度が加はり危険になつたことを知る装置。空氣管式と煙管式とある。前者には熱による空氣の膨脹を利用するも

- のと、金屬板が熱を受けて反る性質を利用するものとあつて、いずれもそれ迄切れてゐた電路をつなぎ警報電鈴を鳴らす。後者に就いては次項に解説す。⇒火災探知器。
- かさい-たんちき** 火災探知器 [火災探知器] 船橋に備へ附けられ多數の煙管が器内に竝んでゐて、管の口にはそれぞれ船艙の番號が記され、煙管の他端は船艙と小さな管で連絡し、その先に吸煙器がついてゐて、そこから吸ひ出した空気に煙が混つてゐれば、どこが燃えてゐるかといふことがすぐ判る仕掛けになつてゐる。この外に空氣管式の装置のものもある。(火災検出器) ⇒火災警報装置。
- かざ-おもて** [風面] 風の吹き来る方面。かざおもて。
- かさが-たいかり** [傘形錨] 蕈か傘のやうな形をしてゐる錨。(マッシュルーム-アンカー(mushroom-anchor))
- かざ-きり** [舵・風切] 船上に立てて、風向や風力を見るもの。
- か-さく** [下索] 防水蓆を艦底に引下げるのに用ひる索條で、蓆の下隅心鎖に二重接(マ-スト)で取附ける。
- かさ-ぐも** [笠雲] 山の上や島の上に恰も笠のやうに懸つた雲。
- かざ-ぐも** [風雲] 風の前兆となる雲。かざぐも。
- かざ-さき** [風前] 風の吹き向く先。風下。かざさき。
- かざ-しお** [風潮] 強風により海水が岸に押し上げられ、水位の高まる現象。
- かざ-じり** [風後] かざしも(風下)。
- かざ-じるし** [風標] 風見・風切に同じ。→各項。
- かざ-なき** [風和] ①風の吹きやんで波の鎮まつたこと。(風) ②風の止んだこと。
- かざ-なみ** [風竝] 風の吹く方向。
- かざ-ま** [風間] ①風の吹き止んだ間。②(方)風が吹き海が荒れて沖へ漁獵に出られぬ時。
- かざ-まち** [風待] 船が碇泊して航海に都合のよい風の吹き出すのを待つてゐること。(かざまち)
- かざ-まもり** [風守] 船で、順風の吹いて来るのを待つてゐること。
- かざ-み** [風見] 風力により自由に旋回するやうにして風の方向を知る具。艦船では避雷針に旗布が取附けてある。(かざきり)
- かざ-みち** [風路] 通風筒に連結して所々に開口し、船内各部に通風を行ふ

もの。風路の中途にサーモタンクを備へ、氣候寒冷の際には空気を暖め、これを居住甲板・公私室などに送り、又酷暑の際には空気を冷却して弾火薬庫へ送氣する装置を有するものが多い。

かさもり [風守] 風向に注意すること。又、その人。

かさよけまく [風除幕] 風を遮るため船橋などに張る幕。

かざりいた [飾板] 和船の上棚の後部に取り附けた木板で、その上部は小縁(こべり)に、下部は障泥(あつ)に接續し舷側の後方を強固にするもの。

かざりずな [滿船飾索] 滿船飾を行ふ際、多数の旗を連掲するための艦首・檣頭・艦尾にわたる長い索で、強みのため鋼索が添附してある。
(ドレッシングライン(dressing-line))

かざりずな [飾綱] 祝祭日などに、艦内上甲板にある綱類を奇麗に渦状に巻いたり波型に整へること。

かざりぶね [飾船] ①祭禮に曳きだす飾つた船。(籠船) ②滿船飾をすること。又その船。

かざりわがね [飾箱] 索具を平に奇麗にきけて輪にすること。

かざわき [風脇] 風の吹き向ふ方(わ)をよけてその傍のこと。

かざんてい [火山泥] 亞洋性沈澱物の一種。火山噴出物よりなる堆積物で、軽石(浮石(うきいし))や火山灰・粘土などから成る灰褐色、又は灰黒色の泥。主として火山島の周縁の海底に沈澱する。

かざんとう [火山島] 海中火山の活動の結果、噴出物の堆積によつて出来た島。

かし [河岸] 川のふち。——あげ [河岸揚] 船中の荷物を河岸から揚げること。(にあげ・陸揚)

かし [戕河] 舟をつなぐ木。(もやひぐひ・楸(か))

かじ [楫・櫂] ①船を漕ぐかい。②(古)昔、船を漕ぐに用いた具で、今の櫂・楫の類。——お [楫緒] 櫂をつなぐ繩。——こ [楫子] 舟子。船頭。——ずくめ [楫づくめ] (古)多くの楫(かい)を用ひて船を漕ぐこと。一説に楫を船にかけて、あちらこちらに引動かすこと。——まくら [楫枕]

①(古)楫を枕に船中に寝ること。船中に宿泊すること。②船路の旅。

③海岸に近き漁家などに宿ること。——み [楫候] 謙信流の水軍で戦船の上に立ち、天候を觀測する役目の稱。

かじ [舵] 航行中船舶を回頭させるもので、船尾材に維持せられ、その軸

幹を中心として左右に自由に轉向する。

—あな [舵穴] 舵床についてある穴で舵を挿込む所。順走の場合と、逆走の場合との2種の舵穴を舵床にそなへてあるものもある。

—うけ [舵承] 短艇の舵を保持する壺金。舵を保持する壺金を軸針といふ。

—お [舵緒] 舵を船につなぐ繩。

—かいてんどめ [舵回轉止] 舵の左右に回る限度をつける装置。

—がら [舵柄・楫柄・櫂柄] 舵柄(か)と同じ。→同項。

—きき [舵能] 舵のきき工合。(舵効)

—ずか [舵柄・楫柄・櫂柄] 舵の頭部に取りつけた把手(いっ)。楫即ち櫂の柄。(かちがら)

—ちゅうおう [舵中央] 操舵命令用語。船首の回轉如何に關はらず、舵柄を中央に据ゑたままにしておくこと。

—どこ [舵床] 和船の船尾の上に、木をよこたへ、舵を舵穴にはめ入れるやうにつくつた所。

—とり [舵取・舵手] 操舵手の舊稱。→同項。

—とりき [舵取機] 人力・汽力・電力を動力とし、舵を左右に動かして船舶を操縦する装置。(舵取機關・舵取機械・操舵機)

—ばしら [舵柱] 大船の舵の材の名。

—ほう [舵棒] 舵の取木。舵柄。

*カシオペイヤ・ざ [(羅)カシオペイヤ(Cassiopeia)座] 北極星を中心として北斗七星と反對側に、それと同じ位の距離にW字形に排列した星。

かしかん [下士官] 准士官の下に位する武官。海軍では各科の上等・一等・二等兵曹をいふ。——しつ [下士官室] 各分隊の首席下士官、及びこれに準ずる下士官の居室又は居住甲板。

かしき [炊] 船中の炊事人。

がしふう [飢死風] 暖かい南風が吹いて來なければならぬ真夏になつても、海からの冷たい北東風が吹くこと。寒流が暖流を押し返し高氣壓が動かない場合に發生する。

かしぶね [貸船] ①使用料をとつて貸す船。②備船。

かしまだち [鹿島立] 遠航に出で立つこと。(かどで・出立)

かしめ 船體又は罐等の鐵板の接目に水密又は汽密を要する場合に、その接

- 目或は鋸の周囲の漏りを防ぐため、鏝を當て手縫にて打ち締めること。
- かしゃとせん^{ワツ} [貨車渡船] 貨物列車をそのまま搭載して、海峡などを渡す特殊の渡船。
- か-しゆ^{ワツ} [火酒] 蒸溜してつくつた酒。酒精分の多い焼酎(焼酎)の類で、艦船ではこれに水を割つて衛生酒として兵員に給與する。
- か-じゆう^{ワツ} [荷重] ①飛行機にかかる力の大きさ。戦闘機とか輸送機とか各機種が行ふ行動を考慮してその強度を決める。それを保安荷重といひ、これに安全率(普通1.8)を乗じたものを設計荷重といふ。②搭乗員・燃料及び落下傘・手荷物・乗客などを搭載し得べき最大搭載量を有効荷重といふ。
- か-しゆう-うんが^{ワツ} [河舟運河] 専ら内地航行用の約1000噸級未満の小船舶の通行に供する運河。内水路運河又は内地運河ともいふ。海航運河の對。
- か-しょう^{ワツ} [下橋] 大橋若しくは前橋等の最下の橋で、その屬する所に從ひこれをメーン-ロー-マスト、若しくはフォア-ロー-マストといふ。(ロー-マスト(lower-mast))
- か-しょう^{ワツ} [河床] 河水の底の地盤。(河道)
- か-しょう^{ワツ} [假橋] 應急に造つた橋。應急橋ともいふ。
- か-じょう^{ワツ} [過剩] 故意又は過失により、或る港に實際陸揚げせられた積荷の數量がその港に陸揚げせらるべき数量よりも多い事。又はその多い數量。不足の對。——かぶつ^{ワツ} [過剩貨物] 過剩となつた貨物。又、過剩となつて荷受人及び荷送人不明の貨物。
- か-しよく [河蝕] 河流が地表を浸蝕する作用。
- か-しよ-ぶね^{ワツ} [過書船・過所船] ①關所又は船番所通行の手形を持つた船。②徳川幕府から關所通行の切手を授けられ、京阪間を交通して淀川の通航を特許された船。略して過書又は過所ともいふ。
- か-しわら-ぶね^{ワツ} [柏原船] 浅い川に浮べる船で、劍先船に似てゐるもの。河内の柏原で多く用ひられる。
- か-しん [河津] 河に沿つた港。(河港)
- か-しん [河身] 河水の流れてゐる部分。——かいしゆう^{ワツ} [河身改修] 甚だしく河の屈曲した部分を緩い曲線部に直し、河水を一定の方向に流れさすやうに導き、浅い部分は浚深して深くするなどの工事。
- ガス [gas] 海霧。→同項。
- かすき^{ワツ} [潜] 潜(かく)こと。水中にもぐること。又その人。志摩の諸島

- では“かつぎ”といふ。——め [潜女] 水にくぐつて海藻・魚介などを取る女。(かづきひめ) ——ぶね [潜舟] 潜水艦に同じ。→同項。
- ガスケット [gasket] 括帆索。碇泊用括帆索(碇泊用括帆索)と航海用括帆索(航海用括帆索)とある。
- カスコ [casco] 比律賓諸島の船で、首尾方形で平底な運貨船。
- カストル [(羅)Castor] ①天測常用星の一。ボルクスと相隔たること僅かに4度半の所に、同じ橙色に同程度の明るさに輝いてゐるので雙生児座の名がある。②ひましゆに同じ。→同項。
- カスプ [cusp] 波浪の作用により、礫・粗砂等の粗粒な堆積物のある海岸の波打際に凸面を陸地に向けた弦状の模様の凹みから出来て、弦と弦との接觸部は鋭鋭な峯状を成して海の方へ突出し、それが波打際に長く連つて鋸齒状に見える様子をいふ。
- かすみ [霞] 微細な水滴が空氣中に浮遊して、虚空の薄暗く模糊となる現象。春にも秋にも立ち、また朝霞・夕霞などといふ。——の-ろみ [霞の海] ①霞のかかつてゐる海原。②霞の立ちこめたのを海に譬へていふ。
- か-ずみ [過積] 船舶の載貨能力以上に貨物を積載すること。船舶の載貨能力には重量によるものと、容積によるものとの2種がある。(オーバー-ロード(over-load)・過載)
- かせ [枷] 舟をつなぐ木。(もやひぐひ・戕河(せ))
- かせ [総] 紡績絲120碼(ヤ-ヤ)のものを7個合せた840碼のもの10個を以て1総といふ。
- かせい-だんきゆう^{ワツ} [河成段丘] 土地の上昇又は水量の變化等の原因により、河床が低下し、もとの河床が段状を成して河の兩岸に細長い平地となつて残つてゐる處をいふ。
- かせい-ど [河成土] 河水が上流の岩石風化物を運搬し、河岸・河口などに集積した土壤で、三角洲・砂洲・河段丘をなすもの。
- かせき-こ [河跡湖] 舊い河道の遺跡に水が溜つて出来た湖水。概ね狭長で彎曲する。印旛沼・手賀沼は利根川の河跡湖と認められる。
- かせきる-ひれ [切風比禮・風切領巾] 天日矛の持來れる神代寶物の名。風の吹くのを止めさせるもの。振風比禮(比禮)の對。
- かせ-さだめ [風定] 水夫・漁夫などが、毎年10月10日に吹く風でその年の冬及び來年の夏の風を卜すること。

かせつなみ [風津浪] 暴風の時に生ずる津浪で、關西ではこれを高潮(高潮)といふ。

かせつとうし [通風] 上端に風受がある帆布製大型圓筒で、必要に應じ、新鮮な空気を船内所要の場所に送るのに用ひられる。(ウインド-スル(wind-sail))

かせつとり [風取] 金属製半圓筒形の風受で、夏期舷側にある諸室の暑熱を緩和するため舷窓に嵌め込んで使用し、取外し又は風に應じて方向を自由に轉換させることが出来るもの。

かせつのおし [風の脚] 風の吹いてゆく筋。

かせつのおいき [風の息] 風が週期的に呼吸のやうに強くなり又弱くなること。

かせつのおいかく [風の傾角] 風向と氣壓傾度の方向とのなす角。傾角の餘角、即ち風向と等壓線とのなす角を勾配又は傾斜といふ。

かせつのおじゅんてん [風の順轉] 一地の風向が時計の針と同方向に変化すること。これと反對に変化することを逆轉といふ。

かせん [河川] かは。流水と河道とを合せたもの。

〜**ろんが** [河川運河] 河川を利用して作られた運河。

〜**ろんそう** [河川運送] 河川で船を以て貨物及び旅客を運送すること。

〜**かいりょう** [河川改良] 河川をして地上の排水を十分ならしめ、又船舶の航行に支障なからしめるやうに施す工事で、河身改修・河川渠化・平行運河は普通行はれる方法である。

〜**かんぜい** [河川關稅] 内地關稅の一種で、國內に於いて河川によつて貨物を或る特定の地域に移送する場合に課せられる通過稅。最近迄(昭和5年)支那にあつた釐金稅の一種。

〜**こうさくぶつ** [河川工作物] 河川又はその隣接地に於いて河川のために施設する工作物。

〜**こうろ** [河川航路] 河川に於ける船舶の通路。

〜**せんとう** [河川戰鬪] 徒歩又は騎馬で渡り得る程度の川をばさんでの戰鬪。(河戰)

〜**だいちょう** [河川臺帳] 地方行政廳が、その管理に屬する河川法施行の河川について調製する臺帳・帳簿及び實測圖。

〜**つうこうりょう** [河川通航料] 舟筏の便を圖るために特に工事を施した河川で、ここを通航する舟筏から徴収する料金。

〜**ほう** [河川法] 主務大臣に於いて、公共の利益に重大な關係ありと認定した河川の管理・使用制限・監督などに關する法規。

〜**ほうえき** [河川貿易] 河川によつて行はれる貿易。

かせん [河船] 河川を航行するに用ひる吃水の浅い船。

かせん [河戰] 河川戰鬪の古兵法の語。河中にて船に乗らずして行ふ戰鬪で、多くは浅い河の徒涉中に起つた。⇒河川戰鬪。

かせん [火船] 藁・薪などを積載し敵船に近づき、これを焼打する任務の船。

かせん [火箭] 厚紙製の圓筒に收めた火薬に點火すると、燃焼ガス噴出の反動により、その先端につけてある薬筒は高く中天に昇騰し、彩火・彩煙・音響などを放つ装置になつてゐる。又導索を放ち送るのに用ひることがある。(のろし・ロケット(rocket)・信號火箭) —— **しんごう** [火箭信號] 火箭を高く空中に打上げてする信號。

かせん-じょうたい [可潜状態] 潜水艦が標準状態にて、總てのメンテナンスに満水し船體の一部を露出して停止中の状態。

かそう-うん [下層雲] 層積雲・層雲又は亂層雲の如く、平均高さ2000米以下にある雲。

かそう-じゅんようかん [假裝巡洋艦] 特設巡洋艦に同じ。→同項。

かそう-はん [加裝帆] スタン-スル(studding-sail)に同じ。→同項。

かそう-ふせつかん [假裝敷設艦] 戦時に商船を改裝して、敷設艦としての任務に従事させるもの。

かそう-ほうかん [假裝砲艦] 戦時又は事變に際し、民間から徴借して、直接に海軍力を補足する特設船舶。

かそう-りゅう [下層流] 海中に於ける下層の海流。

かぞく-わたし [家族渡] 海軍軍人若しくは海員の航海の留守中、俸給の全部若しくはその一部を直接本人に交付せずその家族の者に支給すること。

ガソリン-ほじゅう-タンク [ガソリン補重タンク] 潜水艦に於いて消費したガソリン燃料の重量を補足するためのタンク。複殼の潜水艦では燃料タンクに直接に海水を導く装置のものもあつて、この補重タンクを設ける必要がない。

かた [潟] ①海の中の砂が水よりも高くもりあがつた所。遠淺で潮が来ると隠れ、去ると現はれる所。ひがた。②浦又は灣・湖及び沼の稱。西國の松

浦湯・東北の八郎湯はその例。砂嘴や沿岸洲が海の一部を断ち切つて中の海を浅い湖沼にしてしまつたもので、海岸に近く砂洲により閉塞され狭い水路を以て海に通ずるもの。

かた〔肩〕①舟の上棚の上縁で最も幅のひろい部分の左右指渡しのこと。②戸立の上幅。③上口の幅。④船腹の出っ張。〔ショルダー(shoulder)〕

かた〔形〕魚の大きさをいひ表はす釣師の語。羽(う)ともいふ。釣の場合などには“大きいのが釣れた”といはずに“形のよいのが出た”“よい形が出た”といひ又“釣れた”といふことを“形があつた”“形を見た”といふ。

かたひ〔下帯〕艇座の両端を載せるため上帯の下方に於いて内舷を周繞する木材。(ローアレストバンド(lower-breast-band))

かたいた〔型板〕材料加工に當り罫書するために使用する現尺の型。普通木板又はボール紙で作られる。⇒罫書・けいがき。

かたおなみ〔片男波〕ななみ。

かたげん〔片舷〕右舷か左舷かどちらか一方の舷。——こうこう〔片舷航行〕雙螺旋推進器を有する船舶が、その一方の舷の推進器のみを回轉させて航行すること。——せいぱつ〔片舷齊發〕左右何れかの舷で大砲を一齊に發射すること。——つなぎ〔片舷繋〕雙錨繋鎖上方一脚に片舷錨鎖のみを接續して繋泊すること。雙錨繋鎖上方兩脚に各兩舷錨鎖を接續して繋泊することを兩舷繋といふ。

かたしお〔片潮〕潮が一方にばかり數日間打ち續いて上げ、若しくは引くこと。——おし〔片潮押〕船の櫓の漕ぎ方の一。櫓を漕ぐに押すには力を入れず引くにのみ力を入れて漕ぐが如きこと。

かたて〔片手〕漁業者常用の長さの單位。片脇ともいふ。片手の先より腋下までの長さ。——ぬき〔片手抜〕神傳流の速泳法。——まわし〔片手廻〕旋網(まわし)の一端を留めて置き、1隻の船で一方から廻つて魚群を圍む法。一般旋きともいふ。“諸手(もろて)廻し”又は“二艘旋”の對。

かたてんびん〔片天秤〕手釣又は竿釣で針金・鯨の鬚又は細い竹などの弾力を利用して鉤を合せるのに使用する釣具で、天秤の一端に錘を結びつけ他の一端に釣絲を結び、他端に鉤索(かぎ)と鉤とを1~2本結んだもの。錘と釣絲を中にし兩端に鉤を附けた兩天秤の對。

かたに〔片荷〕往航か復航か何れかの一方の航海に積荷があり、他の一方の航海に積荷のない場合をいふ。(片荷航海)

かたぬきて〔片拔手〕水府流の泳法の一。

かたはば〔型幅〕船體の最も廣い所で肋骨の外面から外面まで計つた幅。

カタパルト〔catapult〕射出機。→同項。——せん〔カタパルト船〕洋上に在つて大洋横断航空路に就航する飛行艇の中繼船。カタパルトを裝備し飛行艇を出發させ、又船尾から卸した曳行帆を用ひてカタパルト上への吊揚げを容易に出来るやうにしてある。

かたふね〔片船〕僚船。相棒の船。

かたほ〔片帆〕帆を一方かたよせて、風をふくませること。眞帆(まほ)の對。

かたみおよぎ〔片身泳〕急流を遡るに用ひる觀海流の泳ぎ方。

かためんがま〔片面罐〕罐の一面にのみ焚口を有するもの。片前罐(かためんがま)ともいふ。

かたゆれ〔偏搖〕飛行中機首を一方向にのみ搖り動かすこと。

カーダンパー〔car-dumper〕船に石炭を積込む際に轉倒して石炭を卸す装置を設けた貨車。

かちうち〔徒打〕徒歩で投網を打つこと。船打の對。

かちくせん〔家畜船〕馬や山羊などの家畜を運搬するに適するやう構造された貨物船。

かちょう〔渦潮〕うづなまく海水。うづしほ。

かちわたり〔徒渡〕徒歩で川を渡ること。徒涉。

かつおぎりょう〔鰹木漁〕内灣で行ふ漁法の名。潮汐の干満により上下往來する魚類の習性を利用して、これを捕獲するため、魚道に2本の木を立て満潮には網尻を陸に、干潮には沖合に向はせ、その網口をこの兩木に繋ぎ、船はその傍に留め置き流に従つて自然に網の中に入る魚を捕へる。(鰹木張網(かつおぎりょう))

かつおつりぎよせん〔鰹釣漁船〕20~200噸、乗組20~80人で、竿釣に要する鯛などの活餌を收容する活魚船(かつお)を有し、舷側外に釣臺を設け、大型船は冷蔵又は氷藏設備を具へ、遠く南洋方面にまで出漁する堅牢な發動機附漁船。かつをぶね。

かつかしきべつしょう〔各科識別章〕下士官・兵の臂章中の櫻花で、次の如く色によつて識別される。①兵科…黄。②飛行科…青。③整備科…緑。④機關科…紫。⑤工作科…紫。⑥軍樂科…藍。⑦看護科…赤。⑧主計科…白。

- かつぎょ-そう** 活魚船 [活魚船] 活魚運搬船等の船内でいきた魚を入れる所。鯉釣漁船その他の釣漁船で活餌を蓄養するにも用ひる。多数の通水孔によつて海水は常に新陳代謝する。餌魚を使ひ盡せば栓をして海水を排除し普通の魚船として漁獲物を積む。(いけす)
- かつくろ** 滑空 [滑空] ①飛行機が、空中に滑るやうに進むこと。(空中滑走) ②滑空機を以てする航空。——**き** [滑空機] 發動機もプロペラも無い軽い飛行機。滑走飛行と滑翔飛行とある。(グライダー(glider))
- かっこう-わたし** 滑網渡 [滑網渡] 渡船法の一。河川の兩岸に高く引渡した強い綱に滑車を装し、繫籠を以て滑車と舟とを連れ水勢を利用して往復渡河するもの。
- かっこ-しゃげき** 各個射撃 [各個射撃] 各自が随意に行ふ射撃法。
- かっこ-ぶね** 割割船 [割割船] 割船(割船)の一種で多くは3枚板の漁船。かんこぶね。
- かつしや** 滑車 [滑車] これに索を通して力の方向を轉じ、力の倍力を得るために用ひるもので、鼓のうちに金属又は木製の車を装して、索を通すやうにしたもの。(ブロック(block))
- がっしょう-およぎ** 合掌泳 [合掌泳] 游泳術の一。両手を合せて水上に出し、立つて泳ぐこと。
- がっしょう-きじゅうき** 合掌起重機 [合掌起重機] 圓材を交叉して組合せた起重機。(シヤス(sheers))
- がっしょう-とびら** 合掌扉 [合掌扉] 2枚の扉を用ひる船渠の閉塞装置。
- かっしょう-ひこう** 滑翔飛行 [滑翔飛行] 滑走飛行に使用するものよりは大型で、機體の構造も精密に、翼面積も廣く、風壓や上昇氣流を應用して飛ぶもの。
- かっせき-てい** 滑席艇 [滑席艇] 漕手が腰をかける尻の下の板が、櫂を漕ぐ運動に伴つて前後に滑動するやうに出来てゐる鼓漕用短艇。スライジングともいふ。スカル・ヘア(2人乗)・フォア(4人乗)・エイト(8人乗 舵手附)などの種類がある。固定席艇(固定席艇)の對。
- かっせん** [合戦] 交戦に同じ。→同項。——**じゅんび** [合戦準備] 會戦時機の近接を豫期せる時、若しくは突然敵と遭遇せる際、急速軍艦の戦備を完成する作業で、前者は臨戦準備に於いて盡くさざる部分の戦備を完成し、又臨戦準備施行の後一時復舊せし部分を處分するもので、後者は特別の場合に於いて何等の臨戦準備をしてゐない時直に戦闘準備をなし、急速戦闘に參與する時に施行するもの。

- かつ-そう** 滑走 [滑走] ①すべりはしること。水上飛行機が水面を走ること。②進水する船が進水臺を滑り下りること。——**だい** [滑走臺] 飛行機の離着のため設備した臺。艦載飛行機は甲板上に特設した滑走臺上に置き、射出機(射出機)で射出す。——**てい** [滑走艇] 水面を滑るやうに進むモーターボート(モーターボート)の一種。(グライディングボート(gliding-boat)) ——**ひこう** [滑走飛行] 地球の引力を唯一の原動力とし、高所から低所へ飛び下り、滑空距離を延長せんとするもの。
- かつ-そう-るい** 褐藻類 [褐藻類] 海藻類中最も普通なもので、種類も量も多い。ヒジキ・コンブ・ワカメ・アラメ・モヅクは食料として重要、就中コンブは種類多く品質が各違ふ。アカモク・ホンダハらは肥料又は家畜の飼料とし、カジメ・アラメは焼いて灰にしアルギン酸・マンニット・加里・沃皮などを採る。
- かつ-そく** 活塞 [活塞] 蒸氣機關又はポンプ等に設け圓筒内に緊密に嵌入し、且つ出入自在に装置してある栓。(ピストン(piston))
- カッター** [cutter] ①帆走艇の艦装束上の名稱。帆走艇カッターはヨット。②主として艦船に搭載され、上陸・需品運搬・艀作業に用ひられる。艇座に2人坐して各櫂で漕ぎ8~12挺の櫂を使用し、又1~2本の櫂を立てて帆走することも出来る。③米國だけにある艦種で、平時は大蔵省がもつ沿岸警備隊に屬し、中型汽船に砲を装備し、税關の取締りや難破船救助に使はれるが、戦時には海軍省に移り沿岸の警備・監視及び潜水艦驅りに使用される。
- かつ-ちやく** 括著 [括著] 綱と綱とを括(括)り合せること。編締(編締)・十字締・巻締などの方法がある。(シージング(seizing))
- かっとう-ほう** 滑膛砲 [滑膛砲] 砲腔の内面に施條のない舊式の大砲。(滑膛砲(滑膛砲))
- かつ-ば** [合羽] ①雨天の時などに用ひる防水外套。(雨合羽) ②和船の前後に固着した甲板。又投網舟の軸で中央部に水の來ぬやうにした仕切装置。
- かっぱん-さく** 括帆索 [括帆索] 捲き上げた帆を桁に縛着するための索條。(ガasket(gasket))
- かつら-あみ** [桂網・葛網] 鯛を捕る網の一種。大體四角な形の網を漁場に敷いて置き、別に葛繩といふ綱を驅り集める道具を船2艘で長い間引廻して、この網の上に鯛を集めて捕る漁網。網の形には變つた形もある。
- かつら-かじ** [桂掛] 桂の木でつくつた掛。

- かつら-なわ** [桂繩・葛繩] 鯛網などで魚を集める罟漁具。振木(ワキ)と呼ぶ木片又は板切を長い1本の繩に深山結びつけ、これを2艘の船で海底を曳廻す。鯛は木片の織るのに恐れて網の中又は沿岸に驅り集められる。(振繩(ワキ)・威繩(ワキ)) ⇒ 罟網。
- かつら-ぶね** [桂船・葛船] 鯛漁などに使用する桂繩を曳く船。⇒ 柱繩。
- かてい-たい** [蚊艇隊] 米國海軍力擴充計畫の下に1938年新に考案された高速力を持ち、乗組員7~8名・魚雷發射管2門と小口徑砲を裝備する小艇で編成された艇隊。
- カーテル-シップ** [cartel-ship] 俘虜交換船。敵の公信輸送・軍使搭乘又は兩交戦國間の準平和的交通に關する船舶で、外交官交換船にもこの語を用ひ、國際法上不可侵で攻撃・拿捕又は沈没することが出来ない。
- かてん** [課電] 二次電池、即ち蓄電池に電氣がなくなつた場合にこれを補充すること。潜水艦ではディーゼル機關を運轉して電動機を動かし、發動機によつて二次電池に課電する。潜航中は出来ないが水上航行中でも或は停止していても出来る。放電の對。(充電)
- か-どう** [河道] 河水の流れる道。流水の通路となる細長い凹地。(河床)
- か-どう-えん** [可動堰] 河川又は運河に設ける堰で、所要に応じてその全部又は一部を取拂ふことが出来るやうになつてゐる。
- か-どう-き-ょう** [可動橋] 船舶の通航に際して橋桁が、上方或は左右に開くことの出来る橋。旋回橋・跳開橋・昇開橋などの諸種類がある。
- か-どう-り-ゅう** [渦動流] 螺旋狀回流をなして運動する水の流動型式。渦卷はこの例。
- かながわ-ぶ-ぎ-ょう** [神奈川奉行] 徳川幕府の職名。神奈川開港場の内外人民を管理し、貿易稅收納の事務を掌つた。
- かな-ず-な** [金綱] 大綱を通すやうに作つた銅の管。昔水戰の際大船から小船に乗り移る時、この管を両手に持つて滑り降りた。
- カナダ** [canada] 原始的な形で、獨木舟によく似てゐる所謂カナティアン・カヌー。現今カヌー・競漕に使用され1人漕・2人漕のものがあつて、漕者は立膝をして1本の櫂で片舷のみを漕ぐ。
- かなとこ-ぐも** [鐵床雲] 東方に白く築地のやうに立つ雲。この雲が退けば西風強く吹き、立ち上れば雨となるといふ。
- かなもの-みがき** [金物磨] 艦船の日課として、上甲板の眞鍮製の金物を磨

- いて光澤が出るやうにすること。
- かにこ-う-せん** [蟹工船] 樺太・カムチャッカ近海で蟹漁業に従事する2000~6000噸の船。船内には罐詰その他漁獲物を處理する設備を有し、適當な漁場に沖掛りし、所屬船に漁獲させた蟹を處理し罐詰に造る。工場であるとともに所屬船の根據地となり、従業員の休養場ともなる。
- かに-めがね** [蟹眼鏡] 蟹形をなす彈著觀測鏡の俗稱。
- かに-わ-ぶ-ね** [楓皮船] 白樺の皮を剥き取り、その兩端を綴つて舟形となし、兩舷に桿又は綱を張つて横張力を保つた舟。バーチ(birch)もこの種の舟。
- カヌー** [canoe] 幅狭く、前後兩端は高く、船内に坐して杓子形の櫂で漕ぐ小艇。櫂のみをもつて船を進めるもの、櫂を主とし帆を備へたもの、帆走が主で櫂を補助に用ひるものなど種々の型式がある。元來獨木舟から發達したものであるが、現今は競漕や舟遊などに多く用ひられる。(カヌー・丸木舟・獨木舟)
- かね** [鐘] 船舶が碇泊中、霧がかかつた時に鳴らす號鐘。又火災の場合には警報として打ち、平常は時の鐘としてこれを鳴らす。時報として打つ時は正午・午後4時・8時・正子・午前4時・8時に八點鐘といつて八つ、その30分後には一つ。爾後30分毎に一つづつ増して數を打鳴らす。——ばんべい [鐘番兵] 時鐘番兵に同じ。→ 同項。
- かねつ-き** [過熱器] 罐で造つた蒸氣に、その上熱を加へて過熱蒸氣とするもの。
- かねつ-し-き-き-ら-い** [加熱式魚雷] 到達距離及び速力増進の目的を以て壓縮空氣で油を燃焼し、その燃えつつある焰の中に淨水を霧にして吹き込み、蒸氣を作り、この蒸氣で發動機械を動かし駛走させる裝置の魚雷。
- かねつ-そ-う-ち** [加熱裝置] 氣室の中の限られた壓縮空氣を使つて、魚雷を出来るだけ速い速力で長距離を走らせるために、燃料を燃焼させ壓縮空氣に加熱する裝置。
- カノプス** [(羅)Canopus] 天測常用恒星の一。シリウスに次ぐ全天第2位の輝星でシリウスから南5度西へ距離約36度の所にあり容易に識別される。
- かはく** [假泊] 潮待ちその他のために、船舶が定繫場に繫留せず、一時港内又は港外に錨泊すること。
- かはり** [蚊鉤] 羽毛などで蚊の形態に作つた擬餌鉤(誘餌)。鮎・鰻(ハ)等を釣

るに用ひる。(けばり)

カピタン [(葡) capitão・甲比] 江戸時代、長崎港に渡来して貿易に従事した西洋船の船長。

かひょう [河水] 河の水が凍り海へ流れ出て浮遊するもの。

かふ ㊦ [火夫] 機関員の舊稱。→同項。——**ちょう** ㊦ [火夫長] 操機長の舊稱。→同項。

ガーフ [garf] 斜桁(㊦)。→同項。

かぶせ-あみ [掩網・被網] 漁網の一種。魚を上から掩蔽して捕へる網の總稱。投網(㊦)・卸網等の類。

かぶつ-せん ㊦ [果物船] 果物類を運ぶために、船内の空気の流通を極めてよくし、又は冷蔵装置によつて船内の温度を調節することが出来るやうに構造された船。

かぶと [兜] 潜水夫の被る鋼製兜で、前面及び左右に採光用の厚硝子窓、後部には空気を入れるゴム空気管孔と排除用の弁がある。潜水冠ともいふ。

かぶ-はつれいじょ [下部發令所] 橋上の射撃指揮所に於ける砲術長の命令を、中繼して各砲に傳令する所で、水線下の甲板の防護された室。

かぶらや-の-そなえ ㊦ [鋒矢の備] 中古水軍の陣形。凸横陣數個を縦に置いたもので、これを甲矢・乙矢・丙矢等と稱し、甲矢から順に敵に當つて行く備へ方。

かぶる 風波のため荒天に船體が非常に揺れること。

カベクル パラオ島土人の戦闘用カヌー。10數米の長大な舷の一方にのみ浮木をとりつけたもので、昔、部落の勇士達が他の部落を攻略する時に乗つて行つたもの。

カペラ [(羅) Capella] 天測常用恒星の一。カシオペア座のピター星から中央のガンマ星を貫いて、更に29度半延長した所にある北天第二の輝星。

カーベル [cayvel] 平張(㊦)。→同項。

カーペンター [carpenter] 船舶乗組の大工。船匠の舊稱。→同項。

かほう ㊦ [畫舫] 美しくゑがき飾つた遊覧船。

かま [罐] 汽罐に同じ。→同項。——**ちょう** ㊦ [罐長] 軍艦乗組の兵科特務士官・機關科准士官で、罐に關する業務に服し分隊長を補佐する。

かましつ [罐室] 艦・船舶の罐を据附けてある區劃で、多くは中央部に設け、主機械室の前方にある。(ボイラー-ルーム(boiler-room)・汽罐室)——て

いはく-とうちよく ㊦ [罐室碇泊當直] 艦内諸當直員の一で罐室に勤務し、碇泊中使用する罐の汽釀及び罐室の整頓に従事する機關兵曹及び機關兵。

がま-つな [蒲綱] 蒲の葉で編(㊦)つた綱。

がま-ぼ [蒲帆] 蒲葉でつくつた帆。

かみ-つせ [上つ瀬] (古) 川の上流の瀬。下つ瀬の對。

かみ-て [上手] 魚網の左方の綱。

かみ-とけ [霹靂] 雷の落ちること。雷解の義。落雷。かんどけ。かみとき。かんとき。

かみ-の-と [神の門] ①(古) 海神の崇をなす恐ろしい海峡。門は迫門(㊦)・海峡のこと。②海上の波荒くて恐ろしい所。

かみ-の-みふね [神の御船] ①神代の船、②祭禮の時、御輿をのせる船。

カム [cam] 歪輪。固定軸の周圍にこれを回轉せしむることにより、圓運動を往復運動に變換させる機構。

カムフラージ [camouflage] 迷彩(㊦)。→同項。

かむる [冠る] 針路が島嶼又は岬端の内方に向ふこと“かぶる”ともいふ。

かめ [魚槽] 釣船の胴の間又はしょうげんの板子下に設けた活洲(㊦)で、外部の水が通ふやうになつてゐる所。

かもう ㊦ [火網] 防者が攻撃し來る敵を陣地前に殲滅するため、その有する小銃・機銃等の十字火を以て正面前一帯の地域をすこしも間隔を生じないやうに網狀に蔽ふこと。

かもじ [髻] 官船・渡海船などの船首に垂れてゐる繩(㊦)の流蘇(㊦)。繩髻は、つく繩・蕨繩・棕櫚繩等で作つた。⇒女首。

かもつ ㊦ [貨物] 物品運送の目的物をいひ、普通、賣買の目的物たる商品である。海上運送に於いては積荷ともいふ。——**こう** ㊦ [貨物港] 貨物を主として取扱ふ港。その内で特殊の貨物を多量に扱ふ場合には、その貨物によつて石炭港・石油港などと呼ぶ。——**せん** [貨物船] 専ら貨物の運搬をなす船舶で、郵便物及び旅客は普通これを搭載しない。旅客設備を有する場合もその定員は12人以下である。或る種類の貨物のみを運ぶ船を特殊貨物船といひ、それぞれの目的のために特別の構造と設備とを有し、油槽船・運炭船・運鐵船・木材運搬船・貨車運搬船・家畜船・冷蔵船などがある。——**せんようせん** [貨物専用船] 貨物船に同じ。→同項。——**ひきかえしょう**

㊦ [貨物引換證] 運送契約に際し、荷造人の請求により運送人が發行し荷

送人に交付する有價證券で、その目的はその證券を以て貨物と見做し賣買・質入等荷送人又は荷受人が運送中の貨物の處分をなすの用に供するにある。貨物引換證に記載すべき事項は法律によつて一定されてゐる。——
ほけん [貨物保險] 貨物の海上並びに陸上運送に随伴する各種の危険に因つて生じた損害を填補する保險。貨物保險の目的となり得るものは貨物自體の他、これに附帯する諸掛・利益命・増値段・輸入税・戻税・運賃等である。保險者の責任はその契約條件の如何により異なる。

かやくこ [火薬庫] 多數の火薬類を貯蔵する倉庫で、軍艦では水線以下の獨立した水密區劃内にあつて、火薬の變質を豫防するための通風装置・冷却装置等を、又火災の際海水を庫内に入れるための注水装置を設けてある。

カヤック [kayak] カイアックに同じ。→同項。

かやぶね [荳船・茅船] 荳草を積んだ船。戦闘の際焼打に用ひる焼草を積んだ船。

かゆうせい [下遊星] 地球の軌道の内方にある遊星即ち水星・金星。

から [殼] 堅質の木又は金屬(鐵若しくは鋼)製の滑車の外殼。滑車の大きさは殼の上端より下端までの長さで測る。

からあし [空足] 積載貨物がないか又は非常に少ない時の軽い船脚。

からかさあみ [傘網] 定置漁業落網(おしり)の一種。鮎・鰯等の捕獲に用ひる。

からかじ [柄楯・柄櫓] (古)柄のある楯。唐楯(外國風の楯)ともいふ。

カラコラ [caracora] ホルネオ及び馬來地方の快速艇。

からずり [空釣] 餌を用ひずに魚を鉤にかけて捕へる釣具。幾本かの鉤(い)を1本の緒(い)に取附けるものが多い。——**はえなわ** [空釣延繩] 餌をつけた空鉤を取附けて海底に沈めて置き、鉤にかかつた魚を捕る延繩。禁止するか又は制限してある地方が多い。

カラック [carrack] 昔の葡萄牙又は西班牙の大型商船で、通例砲を装備し東印度及び亞米利加貿易に用ひた。

ガラナット 炸裂箭。捕鯨砲(鎗砲)で發射する箭の前方に裝着するもので、約1疋の黒色鑛山火薬が充填され定時發火するやうになつてゐる。

からに-うんちん [空荷運賃] 不積の荷物に對して支拂はれる運賃で、不積運送賃に同じ。→同項。

からぶぎょう [唐奉行] 唐船奉行に同じ。→同項。

からふと-かいりゅう [樺太海流] オホーツク(Okhotsk)海の西岸を流れ

る寒流が、樺太の北角に衝突しその東岸に沿つて流れ、宗谷海峡に入つて形跡を没する、鹽分の少い温度の低い海流。東樺太海流ともいふ。

から-ぶね [唐船] 主として朝鮮・支那又は諸外國の船。又、その様式を模倣して造つた船。(もろこしぶね・たうせん) ——**ぶぎょう** [唐船奉行] 室町幕府の職名。支那・琉球など外國との通商修交の事及び五山の僧の明に使用する時の事などを掌つたもの。(唐奉行)

から-まわり [空廻] 船舶の積荷が軽いため推進器の一部が水面に露出をうつつ回轉すること。

からみ-いかり [摺籠] 籠又は籠鎖が互に絡みつくこと。

からもの-つかい [唐物使] 平安朝時代、唐その他外國の商船が筑紫に到着の時、その船荷雜貨を検査するため京都から出張した使者。

から-やかたぶね [唐屋形船] 構造や飾を唐風に模倣して造つた川舟。(唐屋形)

から-ろ [唐船] 唐船造の船尾。

から-ろ [空槽] 槽を水中に浅く入れて滑ぐこと。

から-わたし [空渡] 船荷證券・貨物引換證その他正規の證券と引換でなく運送品を引渡すこと。普通はこれ等證券と引換でなければ運送品を引渡すことを要しないが、實際取引には空渡をすることがある。(假渡)

カラン [(蘭) kraan] 起重機(クレーン)の蘭語訛りが、幕末時代から用ひられた語。

ガリー [galley] ガレー。→同項。

ガリオット [galliot] 中世トキコの艦隊にあつた艦種。單槽で“ガレー”と似てゐた。

かり-かじ [假舵] 航海中暴風波等のために舵を破損した場合に用ひる假の舵。應急舵に同じ。→同項。

かり-りょう [借區料] 漁區を借りる料金。

かりこみ-あみ [狩込網] 有囊旋網類の一種で、魚群をこの網中に驅り込んで捕獲するもの。

かり-せんぱく-こくせきしょうしょ [假船舶國籍證書] 假に交付される船舶國籍證書。船舶取得地の管轄區域内に船舶港を定めない場合、外國港灣に碇泊中若しくは外國に航行中船舶國籍證書を滅失・毀損若しくは記載事項に変更を生じた場合等に、管海官廳又は領事に申請して交付を受ける。

かり-とう [假燈] 燈臺修繕或は改築工事中などに、假に設置する航路標識

燈。(かとう)

かりなわ [羈繩] 鵜繩・葛繩・振繩のやうな、魚を漁網に追ひ込むのに使用する繩。

カリブディス [Charybdis] メッシナ(Messina)海峡に起る旋渦で、最も航海し難い危路として知られ、希臘神話には大海の渦を起して人を取り食ふ人魚の如き怪物とされてゐる。

かりふね [羈船] 羈繩・羈具を使用して魚を追ひ詰めるのに用ひる船。

かりぼう [狩棒] 網漁に用ひる4尺餘の樑丸太棒で、その一端に長い手綱がつけてある。網船の手前は索のみで綱がなく、魚が船に近づくとここから逸出する虞があるから、この棒を投げ込み、魚を網の奥に追込んで引上げる。ツキツボ又はテンボウともいふ。→前羈舟。

かりゅう [假流] 流行風等の影響を受けて、一時或る海面に起る海流の皮流。

かりゅう [下流] 川下(註2)・水下(註1)と同じ。⇒同項。

かりゅう [渦流] 渦巻いて流れ落ちる強烈な潮流。——くいき [渦流區域] 海流が陸岸に衝突してゐる場合又は暖流と寒流とが衝突してゐる所に自然に形成される渦流の區域で、魚群はこの區域内に捲き込められて密集し、好漁場が成立する。

かりよく [火力] ①火の力。火の勢。②砲火の勢力。

かりわたし [假渡] 空渡(註1)と同じ。→同項。

カーリング [carling] セーリング・スオールト(sailing-thwart)を強固にするため艇座の間に縦行する木材。

かりんせん [火輪船] 汽船の異稱。→同項。

かるふね [輕船] 走りを早くするため櫂を多くした通常の荷船などないふ。

かるに [輕荷] 底荷に同じ。→同項。

ガレー [galley] ①16世紀頃の古希臘・羅馬の數府の櫓を有する戦艦。櫓走を主としたが帆が、發達して2~3櫓のものもあつて、三角帆を展張し、船首には數門の大砲が備へてあつた。②單甲板の平底船で、奴隸や罪人に漕がせた櫓帆船。(ガリー) ③ガレー艇。將官や艦長の乗用短艇。——

スレーブ [galley-slave] ガレーを漕ぐ奴隸。

かれうお [枯魚] ほしうな。ひもの。

ガレオン [galleon] 16世紀末より戦艦隊の主要勢力となつた大型帆船。元來

商船として造られたものに大口徑の砲を搭載し戦列艦として用ひられた。

ガレーズ [galleass] 16世紀頃の戦艦。帆走を主とし、舷が高く船首と船尾とは更に高くなつて、前後にきく砲臺を備へ舷側には重砲を列ねた。ガレーよりは航洋性が優り砲力が大であつたが速力に於いて劣つてゐた。

かろ [火爐] 罐の燃料を燃やす所。(ファーネース(furnace))

ガロース [gallows] トロール船の櫓と帆に装置し、これに曳綱をかけ網の入れ揚げの際に使用する。

かわ [河・川] 自然作用により傾斜ある陸地の凹んだ處に沿つて流れる地表水。大陸河(湖沼に注ぐ河川)と海洋河(海洋に注ぐ河川)とに大別する。

——あい [川合] 川と川とが流れあふ所。(おちあひ)

——あかり [川明] 川どめが解けて通行の舊に復すること。

——あげ [川揚] 河川に碇泊中の船舶から荷物を陸揚げすること。

——いり [川入] 海船の川に乗り入ること。

——おくり [川送] 船積川送書ともいひ、一種の貨物送達狀。倉庫を有する船會社又は運送問屋と出荷主との間の貨物受渡に關する受取證又は證據書類の性質を有し、船積港に於いて荷送人から荷受け倉入又は舁取りした貨物を本船へ仕向ける際、揚地・荷印・品名・數量その他必要な事項を記載し、正副2通を貨物とともに持ち來る書類で、船積指圖書とは關係がない。本船では積込後數量・船積番號等を記入し取扱者が捺印し、積込んだことの證として副通を返還する。

——おさ [川長] 船人。船頭。川を守る人。

——がら [川柄] (古)川の様子。川の性質。

——ぎしやく [川岸役] 江戸時代河船を繫留する岸に關して船主に課した税。

——くま [河隈] (古)河流の曲つた所。又入り込んだところ。(かほわた)

——ござふね [川御座船] 河川用の屋形船。略して川御座ともいふ。

——ごり [川垢離] 神佛を念ずるため、川水を浴びて身體の穢を取去ること。

——さらえ [川浚] 川底に埋まつた塵芥・泥土を浚へ取ること。

——ずかえ [川支] 出水のため川の通行を禁止すること。(川止(註2))

——すがき [川管垣] 流水を塞ぐためにかけた竹のしがらみ。

——すじ [川筋] 川水の流れる道。

- ～せ[川瀬] 川底の浅くなつてゐるところ。川のなかの浅瀬。
- ～せがき[川施餓鬼] 水死人の冥福を祈るため、川邊又は川の上で法會を修め、その供物を川水に流すこと。
- ～つ[川津] 川の渡るべきところ。河の船つき場。
- ～と[川門・河門] ①川と川との流れ合ふ所。②(古)河門は河の兩岸の迫つてゐるところ。“と”は兩方の岸の迫つてゐる狭い處のこと。
- ～と[川音] (古)川の水音。川の流れる音。
- ～どこ[川床] 河水の流れる地面。川敷(註)。
- ～どめ[川止] 出水のため、川の通行を禁止すること。
- ～なりびき[川成引] 江戸時代に、大雨洪水等のため田畑が押流されてその跡が川となり、或は堤防が決潰して沼や水溜が出来て、容易に復舊の見込がない場合に行つた免租。現今の荒地免租に相當する。
- ～ひきあみ[川引網] 河川で使用する地引網の一種。
- ～びらき[川開] 川の納涼の開始を祝して、花火を打ち揚げること。
- ～ぶぎょう[川奉行] 川に關する事を處理した役人。
- ～ふねあらためやく[川船改役] 江戸時代徳川幕府の勘定奉行に屬し、江戸及び關八州の川船を管してその徴税のことを掌つた者の職名。
- ～ふねぶぎょう[川船奉行] 川船改役(註)と同じ。→同項。
- ～また[川股] 河水の分れて流れる所。
- ～も[川藻] 淡水産の藻類。水前寺苔(註)・大谷苔(註)・芦著苔(註)など。
- ～もり[川守] ①川の渡守(註)。②川の番人。
- ～やく[川役] 川の運上。川の税。
- ～りょう[川獵] 川狩(註)。
- ～わ[川曲] (古)川隈(註)・川曲(註)と同じ。→同項。
- ～わた[川曲] (古)川の曲り流れる部分で、入り込んだところ。(かはわ・かはくま)
- がわあみ[側網] 定置網の一部分の網。單に垣根のやうに建て廻して取り圍んだ側網(註)。
- かわごし[川越] 河を徒歩でわたること。——にんそく[川越人足] 人を肩又は轎臺にのせて、川を徒歩(註)で渡れることを職とした者。略して川越(註)といふ。

- かわさきぶね[川崎船] ①東北地方及び北海道地方で漁業に使用する4～5人乗の和船。②蟹工船に附屬する長さ13～14米の發動機を備へた木造船で、漁夫が5～6人乗組んで底刺網の沈設並びに引揚に從事する船。
- がわびらきぶね[側開船] 兩側を開くやうに作つた、土砂を運搬するのに用ひる船。
- かわぶね[皮船・革船] 木の枝を格めて圓形又は橢圓形の骨組を作り、その上に動物質又は植物質の皮を張つたもの。
- かわやばん[厨番] 軍艦役員の名。厠内を清潔に保つことに従事し、尻掛板の石鹼洗ひ・内舷拭き・便器掃除・甲板拭き・木金具磨き等をする。又、ケヒテンヘッドと稱す。
- かわら[航] ①(古)和船の軸(註)から艫(註)までの船底の縦通材。西洋型船の龍骨に相當するもの。(龍骨) ②船の底板。
- かわる[替る] 通り過ぎること。某岬をかわると何々があるなどといふ。
- かわん[河灣] 大河の河口が開いて喇叭状をなし、潮汐の影響の著しいところ。(江灣)
- かん[鑰] 鎖の幹の上端に取附けた大きな鑰(註)で、鎖鎖を連結するのに用ひる。(リング(ring))
- かんい[艦位] 軍艦の所在する位置。
- かんいき[灌域] 河水の灌漑する區域。
- ガンウエイ[gangway] 舷門(註)。→同項。
- かんえい[艦影] 軍艦の形状。
- かんえいじゅひん[艦營需品] 艦船に必要な軍需品。
- かんえつてんこ[簡閱點呼] 豫備役の下士官・兵を集めて點呼・査閲・教導をすること。海軍の點呼は所管の鎮守府司令長官がこれを掌る。
- かんかい[間海] 深く陸地内に入り込んだ海で、外洋とは一つ又は數個の海峡で連なり、二つ以上の大陸の間に在るもの。
- かんかい[環海] 四方をとりまく海。四方海をめぐらしてあること。
- かんがい[灌漑] 水を注いで土地をうるほすこと。
- かんかいかんちょう[管海官廳] 運輸通信大臣に屬し航路・船舶・船員等に対する海事行政を管掌する地方官廳。現制では地方海運局及び同支局・出張所等を指す。
- かんかく[間隔] 艦船又は飛行機の編隊で進行する際その横方向の距離。

- かんかせん** 〔感化船〕感化を必要とする者を乗込ませて、陸上との交通を遮断し感化を施すを目的とする船舶。
- かんかん** 船員用語。錯落しのこと。
- かんかん** 〔看貫〕船用用品などを積込の際、立會の上検査検閲すること。
- かんかん** 〔眼鏡・眼鉾〕甲板・舷側などに取付け、これに鉤或は鋼索などを引つかける鋼鐵製の輪。(アイボルト(eye-bolt))
- かんかんしき** 〔観艦式〕國家の大典又は大演習等の場合に海軍の軍容を視閲せられる儀式。即位の場合に舉行せられるものを大禮観艦式、海軍大演習参加艦艇を以て行はれるものを大演習観艦式、戦時事變等に於いて出征艦隊が凱旋した場合に行はれるものを凱旋観艦式といふ。
- かんかんちょうふく** 〔艦艦重複〕艦と艦とが横列に重なり合ふこと。味方がこの隊形になると砲力發揮の上に損失を來たす。
- かんかんむし** 鐵船・鐵・煙突などの錯落しをなす人夫の通稱。
- かんき** 〔乾季〕數ヶ月間雨の降らぬ季節。熱帯地方では晴雨が各半年にわたつて續くことがあつて、1年を雨季(濕季)と乾季とに分ける。
- かんき** 〔換氣〕空氣を入れかへること。
- かんぎ** 〔雁木〕船つきのあがり場の階段。——**ぐるま**〔雁木車〕積荷の揚卸、帆や舵を巻く際など、高所に物を引き上げるときに用ひる小滑車。(絞輪(せり))
- かんきょ** 〔瞰距〕海面上高度が大きくなるに従つて展望の範圍が廣くなる。その限界の距離。
- かんぎょ** 〔鹹魚〕しほざかな。しほもの。鹽魚。
- かんきょう** 〔艦橋〕艦内或は艦隊指揮の中樞で通常橋に沿ひ一段高い所にある。前後に艦橋があるときは前部のものを前艦橋、後部のものを後艦橋といふ。又羅針儀を具へ且つ通常航海に主として使用せられる艦橋を羅針艦橋、戦闘中主として使用する艦橋を戦闘艦橋といふ。(ブリッジ(bridge))
- かい** 〔艦橋會〕海軍短期現役兵(師範學校卒業生)出身者で横須賀鎮守府管内に在る者を以て組織し、修養親睦を目的とする團體。
- かんばん** 〔艦橋甲板〕艦橋と最上甲板との中間に在る甲板。2以上を有する場合には上部艦橋甲板・中部艦橋甲板・下部艦橋甲板といふ。——**そくまく** 〔艦橋側幕〕風除(かぜどけ)のために艦橋の兩側に張りまはしてある帆布製幕。——**つろろ** 〔艦橋通路〕前後艦橋或は最上甲板間の通路として設

- けられた細長い甲板。——**とうばん** 〔艦橋當番〕艦橋・見張所又は信號所にあつて勤務し、信號・見張及び喇叭傳令に従事する信號兵。
- かんけい** 〔艦型〕軍艦のかた。軍艦の外形を表はしたものを艦型圖といふ。
- かんけいほうい** 〔關係方位〕船首尾線を基準とした右舷艦首何點と稱する如き方位。絶對方位の對。——**せん** 〔關係方位線〕相對方位線に同じ。→同項。
- かんげき** 〔環撃〕我が兵力を循環交代して攻撃すること。
- かんけつりゅう** 〔間歌流〕雨が降る毎に流水を有するが、平常はこれがない河のながれ。恒久流の對。
- かんげん** 〔乾舷〕船の中央部に於いて水面より上甲板の舷側までの高さをいふ。(フリーボード(free-board)) ——**かんばん** 〔乾舷甲板〕商船に於いて規程により浪除けをよくし完全に水密になる水面以上の甲板。——**ひょう** 〔乾舷標〕船積極印に同じ。→同項。
- かんこ** (方) 漁船の中にある生洲(なま)。(紀伊・伊勢・三河地方の語)
- かんこ** 〔杆子〕和船で脇櫓の櫓杭を有し、その内方は横梁に取付け、不用の場合は船内に反轉させるやうに装置してある木材。
- かんこ** 〔鹹湖〕鹹水湖に同じ。→同項。
- かんこう** 〔艦攻〕艦上攻撃機の略語。
- かんこう** 〔艦甲〕和船の釘かくし。
- かんこう** 〔雁航〕艦・船舶が斜交(せう)に並んで航行すること。
- かんこういん** 〔勘合印〕室町時代、明との貿易船の往來手形として交付した勘合符に捺した印章。これを證印として海賊船と區別した。⇒勘合符・勘合船。
- かんこうさ** 〔眼高差〕觀測者の眼と視地平とを結ぶ方向が、居所地平又は眞地平の平面となす角。海面上の眼の高さによつて定まる。
- かんこうせん** 〔觀光船〕他國を見物するための旅客を乗せた船。
- かんこうせん** 〔勘合船〕海賊船と區別するため、足利時代に勘合符を得て、貿易のために支那に渡航した船。⇒勘合印・勘合符。
- かんこうのそなえ** 〔雁行の備〕左右いづれかの一翼を嚮導船とし斜後に並んで航行する陣形。
- かんこうひょう** 〔艦號標〕機動艇・短艇の艇首に立てる所屬艦を標示する記號を、金屬板に書いたもの。

かんごう-ふざ [勘合符] 室町時代、貿易船と海賊船とを区別するため、日本から明に赴く正式の貿易船に明から交付した割符。符の一半を明に留め、残り半分をわが幕府に交付した。⇒勘合印・勘合船。

かんごか-しかん [看護科士官] 海軍士官として海軍衛生少佐の一官階のみ存し、海軍衛生少尉～海軍衛生大尉は特務士官として海軍高等武官。

かんこ-ぶね [かんこ船] ①鳴門海峡を中心とする附近の漁村に見られる船で、各種の一本釣・延縄・網漁に用ひられる外、採貝・採藻に適す。②船内に生洲(イヌ)を備へた船。

かんご-へい [看護兵] 衛生兵の舊稱。→同項。

かん-さ [鹹砂] 鹽の附著せる撒砂。

かん-さい [艦載] 軍艦につまのせること。——き [艦載機] 戦艦・巡洋艦などに装備し、射出機によつて離艦する飛行機。——すいらいてい [艦載水雷艇] 艦船搭載の機動艇中、魚雷落射機を装置するもの。機雷沈置作業その他交通用にも使はれる。(ベテット(vedette))

かん-ざい [艦材] 軍艦製造の材料。

がんさい-せん [岩砕船] 砕岩機を装備した雑役船。

かん-さく [間索] 連掲する信號の各纜を区別するため、纜の間に入れる短い索。

かんざし-ぶね [替船] 多数の帆桁をもつた船でシブ型等の俗船。橋に品よく竝んだ拵(てら)が替のやうに見えることから名付けられた。

ガン-サポート [gun-support] 砲臺直下の支へで、鋼板を以て通例圓筒形に構成したもの。その内部は物品格納所等に利用されるものもある。

かん-し [監視] 敵の出没動靜に注目する行動。——せん [監視船] 海上に浮ぶ危険物又は漁業・燈臺等を監視し、密偵・密貿易などを取締る船。多く快速で軍艦のやうな型をしてゐる。——てい [監視艇] ①魚雷發射訓練中、發射された魚雷の進行を監視するために使用する内火艇・小蒸氣艇等で、位置浮標・探収要具・旗・羅針盤・測潮器等を搭載するもの。(監視艇)②危険水面を監視し、その水域内を航海する船舶に航路を指定する船艇。③→次項。——ぶたい [監視部隊] 我が國土を襲はんとする敵に對しこれを監視するための、海軍の監視艇を以て編成されたもの。この監視艇は機銃・無電機・信號旗などを装備し、遠く外洋に出動する。

かん-じ [監事] 海軍兵學校等に於いて生徒の訓育を擔任する將校。監事長

は監事の長で、各分隊に分隊監事が配されてゐる。

かんしつ-けい [乾濕計] 空氣の濕度を測る器械。乾球と濕球との2本の寒暖計より成り、その示度の差を見て濕度を知るもの。

かん-しゃ [緩射] 砲臺毎に指名發射又はその他の手段を以て、緩徐に發射する射撃法。

かん-しゅ [艦種] 艦船の種類。

かん-しゅ [艦首] 艦の前端部。帝國軍艦・練習特務艦及び標的艦の艦首には、金色の御紋章が附けてある。——き [艦首旗] 碇泊中、軍艦の艦首旗竿に掲げる旗。——ていはくとう [艦首碇泊燈] 白燈1個で艦の前部の見え易い所に掲げるもの。光達距離は少くとも1海里以上。——は [艦首波] 進航中艦首に立つ波。——ばんべい [艦首番兵] 碇泊中前甲板に在つて、錨・錨鎖の状態に注意し又その附近の警戒・監視に任ずる者。航海中は舷門番兵と交代で救命浮標番兵となる。——ほう [艦首砲] 軍艦の備砲中艦首に備へられた大砲。——みずよけ [艦首水除] 錨鎖孔等から甲板へ流れ込んだ水を後方に流さめための甲板の區切板。商船で船首に上つた波を出来るだけ喰止め、その後部一番艙口等に大波の來るのを防ぐ波除(はし)に相當する。(メンジャー-ボード(manger-board))

かん-じゅ [干珠] 傳説により、海中に投ずると潮の干(ひ)るといふたま。(潮干環(はし))

かん-しゅう [官舟] 本來は官の舟の義。①官有の船。⇒官船。②江戸時代に海國の太守より諸士に至るまで、知行相當の舟を造りもつことを許された舟。

かん-しゅつ [干出] 岩石淺礁などの低潮に露出すること。——がん [干出岩] 低潮に露出する岩。——ち [干出地] 高潮に潜没し低潮に干出する土地。——ひん [干出濱] 海の縁を形成する高潮と低潮との間の地域で、低潮には干出する。——

かん-しょう [竿橋] 戦機を設けず、簡単な見張臺や探照燈を装置する軍艦の橋。

かん-しょう [干涉] ①權限外の物事に強ひて口出しすること。②電波の振幅の大小なるものが重なつて、無線電信の混信すること。

かん-しょう [觀象] 氣象を觀測すること。

かん-しょう [環礁] 大洋中に發達する珊瑚礁の一種。礁は環狀を呈し、

内に浅い礁湖を抱き外側は深い海洋に臨み、海岸と礁湖との間は狭い水道で連絡される。礁湖の中に屢々低い洲又は島の存在することがある。

かんじょう 賞状 [感状] 賞状の一種で、戦場に於いて拔群の勲功を顕した個人又は部隊に對し、司令長官又は獨立司令官その他大本營に直屬する指揮官がこれを授與してその功績を表彰するもの。又その都度全軍に布告し更に海軍大臣を経て上奏せられる。

がんしょう [岩礁] ① 水中に浸された岩。② 堡礁(***の②)と同じ。→同項。

かんじょうき [艦上機] 脚部に車輪を有し、航空母艦の甲板上から發着する軍用機の總稱。艦上戦闘機・攻撃機・偵察機・爆撃機など。

かんしょうぎょ [觀賞魚] 人に飼育され、観て楽しめる魚類。熱帯魚・金魚・鯉魚など。

かんじょうしゃしゅう [環状沙洲] 潮流の作用で彎曲した砂嘴の鉤形のものゝ延長して遂に環状をなし、内部に潟を擁するやうになつたもの。

かんじょうそうしゃ [艦上掃射] 戦闘機が急降下して来て、艦上にある乗員を機銃で薙ぎ倒すやうに射撃すること。

かんじょうばくげきき [艦上爆撃機] 航空母艦に搭載の急降下爆撃を専門にやる飛行機。

かんしよく [艦飾] 各橋頭に軍艦旗を掲げる。軍艦・驅逐艦等が滿艦飾を行ふ場合には、潜水艦・特務艦等は艦飾を行ふ。暴風雨の時など滿艦飾の代りにこれを行ふことがある。⇒滿艦飾。

かんじんぶね [勸進船] 昔、大阪の川口で比丘尼(ヒコニ)を乗せ、廻船の泊れるを勸進する船。その他に山伏或は淨瑠璃・歌祭文の類を語る者を乗せた船もあつた。(比丘尼船(ヒコニ))

かんすい [浚水] あか(浚)と同じ。→同項。——**かん** [浚水管] 汚水を機械室のポンプで排除するに用ひる鐵管。——**きゅうすいかん** [浚水吸水管] 船底に於いて浚水溝・浚水溜等に集まる汚水を浚水ポンプにまで導く管。(ビルジ・サクシヨン・パイプ(bilge-suction-pipe)) ——**ポンプ** [浚水ポンプ] 浚水を船外に排水するに用ひるポンプ。 ——**みぞ** [浚水溝] 船艙内で船底に溜つた汚水を流すための溝。單底船は中央に二重底船は兩側にある。(浚水路・浚水道) ——**りゅう** [浚水溜] 船内の浚水を集める一區劃。ビルジ溜。 ——**ろ** [浚水路] 浚水溝と同じ。→同項。

かんすい [鹹水] ①しほからい水。②うしほ。海水。③鹽田又は天然に産出し、食鹽を多量に含有する水溶液。——**ぎょ** [鹹水魚] 鹽分の多い所に棲息する魚類。淡水魚の對。多くの鹹水魚は生涯鹹水に棲むが、鮎・鮭・鰻のやうに或る期間淡水に入るものもある。淡鹹兩水の混合水域に棲む鱒(***・鱒(***))のやうな魚を、半鹹水魚或は汽水魚(***))といふ。 ——**ぎょぎょう** [鹹水漁業] 海の漁業。淡水漁業の對。 ——**こ** [鹹水湖] 鹽分をその水に多量(湖水1リットル中に鹽類500mg以上)に含む湖。多くは大陸の内部に在つて、地殻中に可溶物を溶解した水が出口の無い湖中に流れ入り、その水分が蒸發して湖中に鹽分の停滯したもの。(鹹湖) ——**つぼ** [鹹水溜] 鹽田で採集された鹹水を收容貯蔵する場所。“つぼ”とも略稱する。 ——**ポンプ** [鹹水ポンプ] 海水・鹽水等を取扱ふポンプで、鹽分に冒されないやうに主要部は耐蝕材質で作るか又は被覆されたもの。 ——**よろしよく** [鹹水養殖] 鹹水中に棲息する魚貝藻類等を養殖すること。淡水養殖の對。

かんすい [罐水] 蒸氣汽罐に使用する淡水。 ——**じゅんかんき** [罐水循環器] 罐に點火した初から蒸氣が發生して氣壓が20～30kgを以てするまで、罐の温度の等一を計るために、罐の底部から蒸氣を噴入さして罐水を循環させる器械。

かんすいしき [灌水式] タイ國海軍で進水式するとき、元首が艦外に設けた壇上に立ち、艦首の飾に水をそそぎかけ武運長久を祈る儀式。

かんすいたい [灌水帯] 海水の満潮線附近及びその上部で、波浪の“しぶき”の達する地帯。

がんずめ [爪爪] 罐内の燃料などを攪きまはすのに用ひる鐵製の熊手。(コール・トリミング・レーキ(coal-trimming-rake))

かんせい [陥穿] 漁法の名稱。入るに易く出るに難い装置を設けて、目的物とその内に陥し入れる方法で定置的のもの(各種の定置漁業)と移動的のもの(簗(***・罎(***))等)とがある。 ——**るい** [陥穿類] 漁具の類別名。⇒陥穿。

かんせい [艦政] 艦船の建造・修繕・計畫等に就いての行政事項。

かんせいていりつほう [關稅定率法] 輸入品に對して課する關稅率を商品の性質・用途又は材料の種類等によつて體系的に表示し、又報復關稅・特惠關稅・輸出若しくは製造の戻稅・加工輸入等に關し規定する法律。

かんせい-ふせつすいらい 〔管制敷設水雷〕 陸岸より電機をとつて、味方の艦船には自由に通航を許し、敵艦が水雷の上にかかれば爆発する仕掛になつてゐる機雷。

かんぜい-ぼろ 〔關稅法〕 外國貿易船の出入港、貨物の輸出入、關稅の賦課及び徵收並びに旅客の出入國等に關する、關稅行政の組織・運営を規定する法律。

かん-せき 〔艦籍〕 海軍艦船の所屬籍。所定の鎮守府に屬す。

かん-せき 〔礁石〕 礁の傳熱面・水積側に附著する湯垢。

がんせき-かいはん 〔岩石海岸〕 半島・岬角・崖等すべて岩石から成る海岸。砂質海岸の對。

かん-せつ 〔嵌接〕 數材を結合して木船の長い龍骨を作る場合などに、これを結合する方法。

かんせつ-ごえい 〔間接護衛〕 商船の集團護衛法のうち、商船の航路附近に有力部隊があつてその航行を安全ならしめるやうに間接に警備すること。直接護衛の對。またこれを併せて行ふことがある。

かんせつ-しゃげき 〔間接射撃〕 大砲・小銃・機關銃などで射撃する場合に、中間にこれを妨げる物體ある時、そのさきにある目標を射撃すること。

かんせつ-ぼろえき 〔間接貿易〕 第三國を介してなされる貿易。直接貿易の對。

かん-せん 〔艦船〕 海軍の艦船は艦艇と特務艦艇とに分たれる。艦艇は軍艦・驅逐艦・潜水艦・海防艦・水雷艇・掃海艇・驅潜艇に分れ、軍艦は更に戦艦・航空母艦・巡洋艦・水上機母艦・潜水母艦・敷設艦・砲艦等の各艦種に分れてゐる。特務艦艇は特務艦及び特務艇に區別し、特務艦は工作艦・運送艦・砕氷艦・測量艦・標的艦・練習特務艦に分れ、特務艇には敷設艇・掃海特務艇・潜水母艇等がある。——**ぶたい** 〔艦船部隊〕 海軍に所屬する軍艦・驅逐艦・潜水艦・特務艦及び航空隊・海兵團・防備隊などの陸上部隊を總稱していふ語。

かん-せん 〔冠船〕 昔、支那から琉球に遣はした册封使(冊封)の船。

かん-せん 〔官船〕 官廳に所屬する船。“官船便による”などのやうに用ひられる。⇒官舟。

かん-せん 〔觀戰〕 戦争の状況を視察すること。

かんせん-き 〔酣戰期〕 戰闘酣なる時期。

かん-せんきよ 〔乾船渠〕 軍船の一種。土地を掘鑿し、底面及び周邊を木・石・

コンクリート等で築造した乾潤・満水ともに自由な船渠。修理船舶を入渠せしむれば渠口を閉塞し、渠内の水を排水して、船體を露出させ、修理完了したる時、再度渠内に満水し船舶を出渠させる。(かんドック)

かんせん-きよく 〔管船局〕 昭和16年12月まで逓信省の一局で、船舶・航路・航路標識・海員・水運保護・海事會社の監督事務を管理した。後に海務院となり、現今はこれを擴張して運輸逓信省海運總局が設けられた。

かんせん-こうろ 〔幹線航路〕 支線航路の對。國際的通商交通上最も重要な航路。従來わが國の幹線航路としては歐洲航路・濠洲航路・北米航路・南米航路等があつた。支線航路の對。

かん-そう 〔換裝〕 裝填すべき彈丸・藥囊を彈火藥庫から引揚げ、一旦換裝室に止め、別の揚彈藥機械で更に砲側に運ぶこと。

かん-そく 〔艦速〕 軍艦の航行速力。

かんそく-き 〔觀測機〕 海戰に於ける友軍艦艇の彈着を上空から觀測修正する偵察機の一種。

ガンター 〔gunter〕 スライディングガンターと稱へる帆式。頂樞(楯によつて下樞から上下し得るもの)の帆。頂帆。

かん-たい 〔寒帶〕 地球の南北緯各66度30分から兩極までの地帶。晝夜の長短が著しい。

かん-たい 〔艦隊〕 軍艦2隻以上を以て編成せられた部隊で、一方面の戦争を遂行し得る戰略單位。その状況に應じ驅逐隊・潜水隊・海防隊・水雷隊・掃海隊・驅潜隊・航空隊又は驅逐艦・潜水艦・海防艦・水雷艇・掃海艇・驅潜艇・哨戒艇を編入し、港務部・防備隊・航空隊・特務艦を附屬させる。——**うんどう** 〔艦隊運動〕 陣形運動。→同項。——**くぶん** 〔艦隊區分〕 艦隊所屬の各艦に艦船番號を與へ、これを各隊に區別して分けること。戰隊で各艦を各小隊に分けることもいふ。——**さぎょうち** 〔艦隊作業地〕 艦隊の艦砲射撃・魚雷發射その他の訓練を実施する海面。——

しれいかん 〔艦隊司令官〕 艦隊の指揮統率をつかさどる官。——**しれいちょうかん** 〔艦隊司令長官〕 艦隊の統率者。天皇に直隸し、防務を處理し、軍政・人事に關しては海軍大臣の指揮を受く。——**じんけい** 〔艦隊陣形〕 縱陣・横陣・梯陣を基本的陣形とし、これを組合せて種々の陣形をつくる。その目的によつて警戒陣形・航行陣形・碇泊陣形・戰闘陣形・搜索陣形等がある。陣形を變換する運動を陣形運動又は艦隊運動といふ。

- ふ。——ばんごう [艦隊番號] 艦隊所屬各艦につける順番。“一番艦何々”“二番艦何々”といふ。
- かんだくち [干拓地] 遠浅な沿岸海面に堤防を築いて堰き止め干出させた土地。湖沼岸では築堤し、その中の水を排除して陸地せしめる場合もある。
- かんだら 同心坊(ごんご)に同じ。初穂を船だま様の神棚(かみ)に供進したことから轉化して、遂に不正行爲の隠語に墮落した。“あかまざらへ”ともいふ。
- かんだんけい [寒暖計] 空氣及び海水の温度を計る器。種類が多い。
- かんちゅう [鎮柱] 鎮鐵の中央に取付け支柱となる鐵片。鎮の纏れるのを防ぎ且つこれを強めるもの。(スタッフ(stud))
- かんちょう [艦長] 軍艦の首領者で、部下を統率訓練し軍紀・風紀を維持し、艦を整備し、且つ艦の保安に任じ艦務を總理する。又國際上の事件に関しては條約の範圍内に於いて處断し得る權能を有してゐる。——きゅうけいしつ [艦長休憩室] 前艦橋附近に設けた艦長室で、航海中艦長は不意の出來事を緊急處理するために殆んど自室に起臥せずこの室を使用する。——こうしつ [艦長公室] 艦長の公室で、艦長主宰の會議・公式訪問者との面會その他の公式行事に使用される。——ずき [艦長附] 艦長の命を承け服務する乗組兵科士官・特務士官又は准士官。——てんけん [艦長點檢] 艦長によつて行はれる點檢。
- かんちょう [干潮] 潮がひて最低に達すること。(低潮・そこり) ⇒ 湖汐。——せん [干潮線] 海中に潮の最も降下した時の線。——ていせん [干潮汀線] 干潮時に於ける海面と陸地との交線。或る地方の汀線とは、特別の場合の外、干潮汀線のこと。満潮汀線の對。
- かんちょう [観潮] 瀬戸で潮の落差の最も激しい時刻にその壯絶な光景を觀覽すること。阿波の鳴門の年中行事になつてゐる。
- カンチレバーせん [カンチレバー(cantilever)船] 船内の隅に生ずる三角形の空所を傾斜した壁を以て圍み、その部分を水槽として使用するもので、これを舷縁水槽といひ、空船航海の際吃水を調節するために役立つ。
- かんてい [艦底] 軍艦の底部。——がかり [艦底掛] 機關科所屬以外の艦底の保存手入に従事する水兵部役員。——さく [艦底索] 防水蓆を損所に裝着するとき下索を艦底に通すために用ひる鋼索。艦首に於いて艦底索を艦底に通し損所附近に導き、これに蓆の下索を反對舷に於いて取附ける。
- かんてい [艦艇] 軍艦・水雷艇・掃海艇などの總稱。

- かんていさくせん [戡定作戰] 戦に勝つてその占領地を安定させること。敵性を有するものを掃蕩し一般民衆はこれを敵視しない。
- かんていしき [観艇式] 指揮官が短艇の整備、艇具の整頓及び艇員訓練の程度を査閲する式で、閱艇式と列艇式とがある。
- かんてき [監的] 標的の近くにゐて、發射された彈丸若しくは魚雷の命中せしや否やを看守すること。又、その人。——かん [監的艇] 射撃演習の際、彈着觀測の任務を行ふ軍艦。——てい [監的艇] 魚雷發射訓練中、發射された魚雷の標的に、命中若しくはその附近通過の状況を調査するために用ひる短艇又は通船。旗・羅針盤・測潮器等を搭載す。監視艇の①と同義。→同項。
- かんとくかん [監督官] 戦時徵用船に乗組んで、監督の職權を有する海軍將校。
- ガントライン [gantline] 橋を裝設するため橋頂の滑車に通す索條。
- かんどり [拵取] (古) かちどりの靴。——かしら [拵取頭] 中古水軍の小船頭の中から選ばれ軍艦の後部櫓(か)の上一切の責任を持ち、帆の操縦を掌つた者の職名。
- ガントリークレーン [gantry-crane] 船舶建造臺上に立てられた高大な鋼材の跨狀骨組で、これを利用してその上に起重機を動かし造船材料を運搬する。
- かんない [艦内] 軍艦の内部。——こうさく [艦内工作] 戦闘その他の事由により船體・兵器・機關等に故障缺損を生じた場合に、戦地を離れずして戦闘力を回復させることを目的とするもの。——しんぶん [艦内新聞] 出動中の軍艦が報道・訓話・天氣豫報、巡航地の地理・歴史や乗員の作品などを掲載して、艦内で發行する謄寫版刷の新聞。——てんけん [艦内點檢] 艦内の甲板・諸室及び食卓の清潔整頓等の状況を檢べるもので、艦長點檢及び分隊長點檢の2種がある。——ぼう [艦内帽] 艦内で事業服を著用する時に被る白の戦闘帽に似た形の帽子。
- かんぬき [扞拔・杆貫] 船首を横に貫いた堅材で、これに環をつけ、舳索(か)を取りつけるもの。
- かんぬきす [閘洲] 港灣・河川の入口に沙礫などが閘のやうに横に堆積した洲。(閘洲(ご)・バー(bar))
- ガンネル [gunwale; gunnel] 舷側上部。椽板(ご)。

- かんのんびらき [観音開] 蝶々開又は両翼開に同じ。→各項。
- かんば [寒波] 氣象語。寒冷な空氣が急激に進行して來て急風を伴ひ又は吹雪を見ることが多く、著しい氣温の低落を來す。冬季に多いが春秋にもある。溫波の對。
- カンバー [camber] 梁矢(梁)。→同項。
- かんぱく [艦爆] 艦上爆撃機の略稱。
- かんばん [甲板] 建築物の各階に相當するもので、甲板梁の上に鋼板又は木板を張り船内を上下數階に分つものをいふ。その上下により上甲板・中甲板・下甲板或は第一・二・三甲板などと呼び、客船ではA・B・C甲板とも稱し、又端艇甲板・遊歩甲板等とも稱する。(かふばん・デッキ(deck))
- 【注】 船舶關係の法規等に関しては凡て“かふばん”と一般に讀まれてゐるが、海軍・商船等では“かんばん”と呼ぶのが通例である。本書では編纂上“かんばん”として統一することとした。以下甲板の合成語も同じ。
- ～-あらいおけ [甲板洗桶] 甲板洗ひの時に注ぐ水を入れる小桶。普通消防手桶(fire-bucket)を使用する。甲板桶(デッキ・タブ(deck-tub))はその用水を溜める大桶。(デッキ・バケツ(deck-bucket))
- ～-あらいはけ [甲板洗刷毛] 甲板洗淨用の植物性纖維を束ねてその端を切り揃へたもの。
- ～-あらいよう-ホース [甲板洗用ホース] 甲板洗方用のホースで、長さ50~70呎位。(ウォッシュ・デッキ・ホース(washing-deck-hose))
- ～-いん [甲板員] 甲板長の指圖に従ひ船内甲板部の作業に従事する普通船員で1~3等まである。舊稱水夫。この見習を甲板員見習と稱す。
- ～-か-とんすう [甲板下噸數] 船舶の積量測度の際に用ふるもので、測度甲板下の容積を1000/353 立方米を1噸として表はしたるもの。測度甲板とは、甲板1層又は2層を備ふる船舶に在りては、上甲板を、3層以上を備ふる船舶にありては、最下層甲板より第2層にある甲板をいふ。甲板下積量に甲板上蔽圍したる場所の積量を加へたるものが總積量にして、これを1000/353 立方米を單位として表はしたるものを總噸數といふ。1000/353 立方米は約2.83立方米。
- ～-きかい [甲板機械] 甲板上に装置される機械類の總稱。揚錨機・揚貨機・車地等。
- ～-こ-しゅ [甲板車手] 甲板部船用品の保管、塗具の調合等をなし、且

- つ甲板長を輔佐して甲板員の作業を指圖する甲板部普通船員。舊稱は甲板倉庫番。
- ～-しかん [甲板士官] 副長を輔佐し、諸定則・命令の勵行を監督して紀律の振肅を計り、艦内の清潔・整頓・保存を擔任し、警察・防火・防水などにつき主務者に協力する初級將校。大艦に於いては、上甲板士官・中下甲板士官の別があつて各受持甲板に於いて職務を執行する。
- ～-しつ [甲板室] 船體最上の全通甲板以上の構造物を船樓と稱し、その中、船側より船側に達し居らざるものを甲板室といふ。(デッキ・ハウス(deck-house))
- ～-すいかん [甲板水管] 甲板洗ひに用ひる水の通る管。
- ～-ちよう [甲板長] 普通船員の一。船舶乗組甲板部普通船員の長で運轉士の指揮のもとに甲板部普通船員を指揮監督し、甲板作業に従事する。舊稱水夫長。
- ～-つみに [甲板積荷] 甲板積荷物に同じ。→同項。
- ～-どけい [甲板時計] 船舶に於いて天測の際に用ひられ、標準經緯儀と比較して緯度平時を知ることが出来る優良で携帯に便なる懐中時計。
- ～-にっし [甲板日誌] 艦船で當直中に起つた事柄を記録する日誌で、航泊日誌記註の資料となるもの。
- ～-ばしご [甲板梯子] 上甲板と船橋樓甲板間の昇降用鋼製梯子及び船橋樓から更にその上の甲板への木製梯子。
- ～-ばり [甲板梁] 甲板梁(梁)に同じ。→同項。
- ～-りよう [甲板梁] 船體の兩側1對の肋材を數個所に於いて水平に連結する鋼材を梁といひ、その上に甲板を張るものを甲板梁といふ。わが國では梁と甲板梁は同意義に用ひられる。(デッキ・ビーム(deck-beam))
- ～-りよきやく [甲板旅客] 客室を與へず上甲板の一隅に起臥せしめ、寢具及び食事自辨にて特別低廉なる運賃で輸送する船客。移民・勞働者等の比較的短距離移動の場合に行はれる。(デッキ・パッセンジャー(deck-passenger))
- ～-わたし [甲板渡] 本船積込渡・本船渡に同じ。→各項。
- かんばん-ずみ [甲板積] 船舶内積附けに不適當な貨物を船舶の肋材を以て作られない部分の甲板上に船積すること。——にもつ [甲板積荷(貨物)] 船舶の肋材を以て作られない部分の甲板上に積込まれた積荷で、船内

積荷物の對。他の荷物と積合はすればそれを汚損又は傷害する虞ある油類・酸類・臭氣を發する荷物・危険品若しくは高品等で船内積附に不適當な荷物を普通甲板上に積込む。(デッキ・カーゴ (deck-cargo))

かんばん-そうじ [甲板掃除] 上甲板をはき清めること。艦内日課として作業後屢々行ふもの。——**ばん** [甲板掃除番] 居住甲板を清潔に保ち且つ整頓に従事する軍艦内の役員。

かんばん-ぶ [甲板部] 海員職務制の一。船長・運轉士・甲板長(舊稱水夫長)・船匠(大工)・操舵手(舵取)・甲板車手(甲板車番)・甲板員(水夫)・甲板員見習(水夫見習)がこれに屬し、主として積荷・航海作業及び船内規律等に關することを掌る。——**せんようひんこ** [甲板部船用品庫] 廣義には、甲板部に屬する船用諸器具・塗具などを貯へて置く所。狹義には、甲板用諸器具・覆布・滑車類・短艇用附屬具・救命具などを設置する甲板長倉庫と稱する場所、總噸數に算入されざる部分。——**とうちよくにし** [甲板部當直日誌] 商船で當直運轉士が、當直中の速力・氣象・通過時間・船内作業等の各事項を記入する日誌で、船用航海日誌を記載するための日誌。單に“當直日誌”ともいふ。

かんばん-ようぐ [甲板要具] 甲板桶・甲板刷毛・雑布・等などのやうな、甲板掃除又はその手入用器具。——**がかり** [甲板要具掛] 艦内の役員。所屬分隊の用具を受持ち、その保存手入に任ずる者。ギヤ當番。——**かくのうじょ** [甲板要具格納所] 甲板要具をいれて置く所。——**てんけん** [甲板要具點檢] 掃除具並びに索具等の良否を檢するもので、艦船では毎土曜日の午後に施行せられるもの。——**はこ** [甲板要具函] 艦船の各分隊の甲板掃除要具などを收納しておく長方形の大函。

かんび [艦尾] 軍艦の後端部の稱。形状は一定せぬが、舵及び推進器を保護するため、水面の部分は水中の部分より突出してゐる。軍艦旗を掲げ、外部に艦名を記す。——**ざい** [艦尾材] 龍骨の後端に接ぎ艦尾中央より上甲板に達する艦尾の基幹を構成する材。——**つげき** [艦尾追撃] 敵艦のまうしろに向つて追撃すること。(正尾追撃) ——**ていはくとう** [艦尾碇泊燈] 白燈1個で艦尾附近に掲げるもの。光達距離を少くとも1海里以上であるが、これは長さ150尺以上の艦船に限る。——**とう** [艦尾燈] 航海燈の一。白燈1個で艦尾に掲げるもの。——**ほう** [艦尾砲] 軍艦の備砲中艦尾に裝置してあるもの。——**ろうか** [艦尾廊下] 長官

(司令官) 公室の外側艦尾にある廊下で、新造艦船にはこれを裝備しない。(スターン・ウォーク (stern-walk))

かんぶ-のりくみいん [幹部乗組員] 高級船員中、船長・機關長・一等運轉士・一等機關士・事務長・無線電信技士・船醫をいふ。

かんべい-しき [觀兵式] 海軍の觀兵式は特命檢閲の際又は司令長官若しくは司令官が指定する時機に行ふを例とし、これに關する將校を觀閱官と稱す。

かんべき [岸壁] 大型船舶を接岸繫留し、安全且つ迅速に貨物の積込・積卸・船客の乗降をなし得る設備を有する比較的水深大なる埠頭で水底から殆ど垂直に築設された巨大且つ堅牢な壁の形狀を呈するもの。設備としては船體と岸壁との激衝を緩和する緩衝材(フェンダー=fender)・昇降用の梯子又は階段・大型船舶を繋ぐ繫船柱・小舟の繫留用繫船環・船の纜を捲く車地(ケプスタン=capstan)・給水又は消火用の給水栓、その他夜間の照明設備・電話等がある。——**りょう** [岸壁料] 埠頭料(埠頭料)と同じ。→同項。

かんぼう [艦砲] 海軍砲の別稱。→同項。

かんぼつ-かい [陥沒海] 斷層等によつて局部的に陥沒して、そこに海水が入りこんで海になつたもの。

かんぼん-ごう-がま [艦本・號爐] 我が海軍獨特の計畫になる艦政本部式水管式汽爐で、始めは石炭専燒であつたが重油を使用することの出来る混燒式に進歩し、現今では重油専燒の汽爐となつた。…はイロハ取號名を添入れる。

かんまん [干満] 潮のみちひ。干潮と満潮。——**さ** [干満差] 干満兩潮の高さの差。(潮差)

かんめん-そうはき [岩面搔破機] 岩面に附着してゐる有害無益の雜藻を削り取つて岩肌を露出させ、又は岩面に凸凹の粗面を與へて有用海藻類の胞子附着面を増大し且つその附着を容易ならしめる機械。

かんもん [管門] 舷側又は前後部に設けた魚雷發射管の出口にあたるまどころ。

かんらく-こ [陥落湖] 地盤の陥落して生じた凹地に、水を湛へて出來た湖。琵琶湖・十和田湖の類。

かんらん-せん [觀覽船] 見物のために乗る船。(物見船)

かんりゅう [寒流] 海流の一。南・北兩極地方から赤道地方へ向つて流

れる低温の海流。東樺太海流の類。暖流の對。(親潮)

ガンルーム [gun-room] 軍艦の士官次室。

かんれい [艦齡] 軍艦の有効に使用し得る期限をいふ。船齡の如くに艦齡何年とはいはぬ。條約上の概別は主力艦及び航空母艦は26年、3000~10000噸の水上艦艇は23年、3000噸以下は16年、潜水艦は13年。

かんれつ [艦列] 艦隊が編隊で航行又は碇泊してある時の、軍艦と軍艦とのならび。

き
きあつ [汽壓] ①現に罐内に醸成されてある蒸氣の壓力。②罐の壓力。即ちその罐の保持し得る蒸氣の最大壓力。

きあつ [氣壓] ①氣體壓力の單位。1氣壓の標準は北緯45度の海面上で、攝氏零度の水銀を眞空管内で760耗まで押し上げる力に相當する壓力。重量にして1米平方約1萬耗にあたる。②大氣の壓力、即ち大氣の重さのために生ずる壓力の略稱。——けい [氣壓計] 大氣の壓力によつて晴雨を豫知する計器。(晴雨計) ——けいど [氣壓傾度] ①高氣壓部と低氣壓部との氣壓の差をいふ。②2點間の氣壓差をその距離で除したも。普通距離60哩(111軒)につき氣壓の差1耗を單位とする。——は [氣壓波] 時間とともに變化する氣壓の中で週期的のもの。——りゅう [氣壓流] 高低の氣壓の差によつて海水に回みと盛り上りを生じ、海面に傾斜が出来る結果として起る海流。

きい [機位] 空中に於ける航空機の位置。

ぎい [疑位] 海圖上に記された暗礁などの實際の位置が疑はしいこと。

きいかだ [木筏] 木材を絡めた筏で、多くは奇數を縦に並び、材端に孔を穿ち、藤蔓をそれに貫ぬいて綴り合はす。木材を縦に並び綴つたものを單層筏、その上に横に更に1列を綴つたものを重層筏といふ。

きいかり [木碇] 曲つた木の枝を一つの爪とし、それに石をくくつつけな錨。

きおんぎゃくてん [氣温逆轉] 氣温が高空にて上る現象。

きか [起火] 機關用語。埋火及び繼火の状態にある罐の火力を、舊に復し燃焼させること。

きかいあみ [機械網] 一定漁業に屬する落網の一種。鮭などの捕獲に使用される。

きかいしつ [機械室] 主機械を据附けてある所。その位置により右舷機械室・前部機械室・前部右舷機械室等の如く呼稱する。(エンジンルーム(engine-room)) ——てんれいき [機械室傳令器] 機械室の傳令器。機關の發停及び速度等に関する命令を、船橋の操舵室から機械室に傳達するの用に用ひられる。(エンジン-テレグラフ(engine-telegraph))

きかいすいらい [機械水雷] 機雷の舊稱。→同項。

きかいちょう [機械長] 軍艦乗組の兵科特務士官・機關科准士官で、主に機械に関する業務に服し分隊長を輔佐する。

きかいてきせいだそうち [機械的制舵装置] 舵取機の運轉を所要量だけに管制する機械的装置。水壓制舵装置の對。⇒水壓制舵装置。

きがいはんけい [毀害半径] 機雷や爆雷などが水中で爆發した場合に、それから目標物に對し有效な毀害を與へ得る圓周までの距離。

きかいゆ [機械油] 機械の運轉を滑かにし摩擦熱の發生を防ぐため、摩擦部に塗る油。

きかき [氣化器] 内火機械の氣箱内でガソリンを工合よく燃焼させるために、ガソリンを霧状にして空氣と混和させる器械。揮發器ともいふ。(カーブレッター(carburetter))

きかく [汽角・氣角] 霧中、艦・船舶の位置を他に知らすために装置した音響信號の具。汽笛より強勢な異様な響を出し、遠くまで聞える。蒸氣の作用によらず壓搾空氣の作用によるものは氣角といふ。(サイレン(siren))

きかん [旗竿] 船艙の旗を掲げる竿。(フラッグ-スタッフ(flag-staff))

きかん [旗艦] 艦隊の司令長官又は司令官が坐乗して指揮をする軍艦。旗艦には將旗(大・中・少將)を掲揚する。

きかん [汽管] 蒸氣を通す管(管)の總稱。

きかん [汽罐] 海軍では罐(罐)。鋼鐵の板又は管で作つた堅牢な密閉器。中に水を半ば充たし、外部より強熱を加へて高壓水蒸氣を醸成する装置で、種類は多いが据附・船用・移動及び煙管罐(煙管罐)・水管罐(水管罐)に大別する。(ボイラー-boiler・罐(罐)・蒸氣汽罐・蒸氣罐(蒸氣罐)) ⇒煙管罐・水管罐。

—しつ [汽機室] 機室(汽)に同じ。→同項。
きかん [機関] 或る勢力を機械力に変更する装置の器械。蒸氣・電力・水圧・油圧・内火・壓縮空氣などの諸機関がある。—いん [機関員] 普通船員の一。操機士・操機手の下にて機関部作業に従事する。舊稱は火火。その見習を機関員見習と稱す。—こしゅ [機関車手] 機関部船用品・器具の保管・手入等をなし、且つ操機長を輔佐して機関員の作業を指図する機関部普通船員。舊稱は機関倉庫番。—にっし [機関日誌] 航海中の機関の状態を記録する日誌。—ぶ [機関部] ①海員職務制の一。機関長・機関士・操機長・操機手・機関車手・副機手・機関員・機関員見習がこれに屬し、機関の運轉及び保存、燃料・發電機・冷凍機その他機械に関する事を掌る。②船の各部分と呼ぶ場合には、機関を装置した船體内の一區劃。—へい [機関兵] 兵科の兵のうち機・機械・電氣機械取扱・機関工業等の専門的な諸作業に従事するもの。機関科の名稱もある。
きかんか [機関科] 機械・機・補機・電氣等機関に関する諸般の事項並びに諸物件を擔當する艦内の一科で、機関長を科長とし各種別によつて分隊を編成し、各分隊長・分隊士・機関長附・掌機長及び下士官・兵が機関長の下に配屬される。—とうちやく-しょうこう [機関科當直將校] 艦長・機関長の命を承け、機関の操縦を掌り機関科に関する日常事項を處理し、又艦の保安操縦その他艦務遂行上に必要な事項に關し、當直將校の指揮を承けるために交番に服務する將校(兵科分隊長の中、内務科又は飛行科に配屬せられたる者にして艦長指定のもの及び機関科に配屬せられたる者並びに艦長の指定する乗組少佐及び大尉)。—とくむ-かしかん [機関科特務下士官] 機関科員のことに関し先任務兵伍長の職務を分擔補助し、又機関長・内務長その他の命を承け機関科下士官・兵全般に関する事務を掌るもので上級機関兵曹を以てこれに充てる。—ふくちやく-しょうこう [機関科副直將校] 機関科當直將校の命を承け交番に服務するもの。乗組中・少尉の中、内務科又は砲術科に配屬せられたる者にして艦長指定のもの及び機関科に配屬せられたる者並びに機関兵曹長及び工作兵曹長がこの勤務に服す。
きかんし [機関士] 船舶船員の一。一等機関士以下の者で、機関長の下で操機長以下の機関部普通船員を指揮監督して機関の運轉操作をなす技術者をいひ、試験の上その資格を與へられる。—せいと [機関士生徒]

商船學校機関科生徒にして、汽船に乗船實習中の者をいふ。
きかんしつ [機関室] 艦・船舶推適用の機械室・機室の總稱。⇒機械室・機室(汽)。—てんれいき [機関室傳令器] 船橋に備へられ機関室へ機関の運轉について傳令の役をするもので、その文字盤には運轉の仕方の種類が書いてある。(機械室通信器・エンジン-テレグラフ(engine telegraph))
きかんちょう [機関長] ①機械・機・補機を總括する兵科士官。②商船機関部の長としてすべての指揮及び監督をする。(チーフ-エンジニア(chief engineer)) —つき [機関長附] 機関長の命を承けその業務を補助する乗組兵科士官。
きかんほけん [期間保険] 船舶保険の一種で、特定期間の危険に對して船舶を保険に附すること。
きかんようせん [期間備船] 一定の期間を定めて備船すること。普通6ヶ月・9ヶ月・1ヶ年等の契約が多い。備船期間中更に轉貸することを俗にサブ-チャーター(sub-charter)といふ。航海備船の對。⇒定期備船契約。
きき [奇鯨] 魚類の背鰭・臀鰭・尾鰭のことで胸鰭・腹鰭のやうに對なさないもの。
きき [汽機] 蒸氣機関の略語。→同項。—しつ [汽機室] 機械室に同じ。→同項。
きぎやく [起逆] 横帆船の順走中舵手の不注意により船首風下に落ちて風の下側より逆帆となること。船首風上に廻りて逆帆となることを開逆といふ。
きぎやくるい [鯨脚類] 海獸の一種。前肢短く扁平で、後方に向つて鰭状なし、後肢も亦鰭状をしてゐる。豚脚獸(豚)・海豹(海)・章魚(章)等がこれに屬する。
ききゅうへい [歸休兵] 現役服役期間中、成績優秀なものに歸休を命ぜられ、郷に在つて殘餘の現役期間を服役するもの。
ききよく [鯨棘] 魚類の鰭を支持する骨質物。棘(棘)。⇒鯨棘類(鯨)。
ギグ [gig] 艦・船舶に搭載される幅狭く競漕用短艇に類する輕快な形状のもので、長さ11~32呎位、陸岸との交通用に使用すべく裝備せられる短艇。近時あまり用ひられない。
きけい [奇計] 戦争に際し、敵を錯誤に陥らしめて戦闘上の利益を收むるために行ふ手段。

き-けん [危険] 海上危険に同じ。→同項。——かく-ほう [危険角法] 沿岸航行中附近にある二つの物標の水平夾角又は一つの物標の垂直角度を測ることによつて、危険を避ける航海の方法。——かもつ [危険貨物] 人體・船舶又は積合貨物を毀傷・汚損する危険ある、可燃性・爆發性・有毒性若しくは腐蝕性の貨物の總稱。——き [危険旗] 軍艦で水薬等の危険物を搭載又は搬出作業に従事中、危険を表示する赤色の方旗、即ち國際信號旗のB旗。商船では碇泊中常にこれを掲揚する。——こうろ [危険航路] 戦時その他の場合に、航海又は海運取引の慣習上危険であるとされてゐる航路。安全航路の對。——しんごう [危険信號] 危険であることを表示する信號。——しんど [危険深度] 潜水艇の外殻が海水の水壓のため壓し潰されるか否かの界の深度。(臨界深度) ——すいいき [危険水域] 交戦國附近の海上で機雷その他のため船舶の航行危険なる水域。——はんえん [危険半圓] 北半球で颱風が旋回しながら進む時、その区域内を進行方向の線で二分した右半圓で、天候が非常に不良で航海に困難を感ずる所。南半球では左半圓が危険半圓となる。可航半圓の對。——ひょうかい [危険水界] 流水などのために船舶の航行に危険な區域。

ぎけん-うん [偽巻雲] 積亂雲の頂附近にたなびく巻雲狀の雲。

き-こう [寄港] 船舶が仕出港より仕向港に到る途中で、他の港に立寄ること。その寄港した港を寄航地といふ。⇒寄航地。

き-こう [氣候] ①温度・濕度・風速・水量・雲量等によつて起る大氣の平均狀態、即ち平均の天候。②長期間に於ける天氣の平均狀態。——ふう [氣候風] 季節風に同じ。→同項。

き-こう [歸航] 船舶の歸りの航海。(復航)

き-こう [機航] 機械力により航行すること。

きごう-さもん [旗號査問] 軍艦が公海に於いて、海賊・密輸・禁制品輸送等の嫌疑ある船舶に遭遇した時、これに停船を命じて、その船名・國籍及び航海の目的等を査問すること。

きこう-しき [起工式] 新しく船を造らうとする時は、造船所で船臺上に祭壇を設け、神官が祓ひ清め、その船臺の上に船のキールの一部を据ゑ附け船主が自ら鎚をとつてキールの鋼板(2)に最初の鉄を打つ。この起工式終了後造船工事を進める。

きこう-せん [機巧船] 組立又は取外しの出来るやうに作った兵船。

きこう-ち [寄航地] 發航港と到達港の中間にあり、船舶が客貨・石炭・食糧品等の乗下船・積込又は積卸等のために立寄る港。⇒寄港。

きこう-ふう [季候風] 季節風に同じ。→同項。

きこく-ほう [旗國法] 船舶がその國籍を有する國の法律。船舶はその所屬國の國旗を掲揚する權利・義務をもつてゐるので、その本國法は掲揚國旗によつて判斷する事が出来る。

きこく-りゅう [歸國旗] 遠洋航海を終へて母港に歸る軍艦が、入港に際し後橋頂に掲げる長い吹流しの旗。現今はこれを行はない。

き-さ [氣差] 大氣による光線の屈折のために天體の視位置を變ずる量で、視高度が眞高度よりも大きくなる。(大氣差・稜氣差)

き-さ [器差] 計器の示度が眞正の示度に比較して有する若干の誤差。

きざみ-ひうち [刺燧・刺火打] 舟中で用ひる一種の燧。諸種の藥材を煉り固めて乾し、小刀で割ると火の出るやうにしたもの。

ぎ-じ [擬餌] 骨・角・羽毛・金屬・木片などで、魚の好む蟲類・蝦又は小魚などの形を作り餌に擬したるもの。——こう [擬餌鉤] 擬餌を附けた釣鉤。鯉・鮎・鯖・鰻(イワ)・柔魚、淡水魚では鮎・鮠(ハ)などのやうに活潑で餌と見れば飛附いて來る魚に對して用ひる。——ずり [擬餌釣] 擬餌を用ひる釣方の總稱。(だまし釣)

き-しつ [氣室] 魚雷を進行させる原動力となる壓縮空氣を容れる所。

きしつな [岸索] 艇を岸に繫留するため短艇に備へる索。(ショア-ライン (shore-line))

きしめ-の-やかた [黄染の屋形] (古) 黄色に染つた屋形船。

きしゃ-こう-そう-がん-べき [汽車航送岸壁] 海峽その他の水面によつて中斷される所で、列車をその儀船上に引入れ、先方の港へ航走させた上、更にその他の線路に移して奥地へ向はせるため特殊の埠頭を設けて連絡を圖るもの。

き-しゆ [機首] 飛行機の頭。

き-しゅう [奇襲] 兵戦に於いて我が實を以て敵の處に對しその備へなきを攻撃すること。——かんたい [奇襲艦隊] 奇襲作戰を實施する艦隊。

き-じゅう [機銃] 小銃に等しい口径の機關砲。機關銃。——かんばん [機銃甲板] 艦橋下の機銃を裝備してある甲板。

きじゅう-き [起重機] 重量の大きな荷物を揚げ卸し、又は水平に移動す

るに用ひる機械。用途により多くの型式がある。——ぶね〔起重機船〕浮力の大きな浮臺に起重機を装置し、他船の舷側に横附けして重量物の揚卸をなし得る特殊なもの。曳船により移動するものと自航するものがある。浮起重機又は浮船起重機ともいふ。

きじゅう-さちゅう 〔起重支柱〕2圓材を組合せて起立させたもので重量物の揚卸しに用ひる。又(3)起重機又はシーヤ-レッグス(shear-leg)若しくはシャース(sheers)ともいふ。

きじゅう-か 〔技術科〕海軍でいふ技術科とは艦船の建造を主とする造船科、艦船の機關に關することを主とする造機科、兵器に關することを主とする造兵科、水路測量に關することを主とする水路科、土木建築に關することを主とする建築科の總稱で、その士官を技術科士官と稱し中將〜少尉、下士官は上等技術兵曹・一等技術兵曹・二等技術兵曹の3階級に、兵は技術兵長・上等技術兵・一等技術兵・二等技術兵の4階級に分たれる。

しかん 〔技術科士官〕海軍技術少尉〜海軍技術中將。従前は造船・造機・造兵・水路の四つに分れてゐたのを單一化され、更に氣象・土木・建築等の技術出身の者も技術科士官として海軍高等武官となる。特務士官としての海軍技術少尉〜海軍技術大尉がある。

きじゅう-かん 〔技術監〕海軍艦政本部長及び海軍航空本部長を佐け技術を掌理する者。

きじゅう-へい 〔技術兵〕造船・造機・造兵・水路・氣象・土木・建築等の技術科士官の下に作業する海軍の兵種。

きじゅう-かん 〔基準艦〕艦隊運動中又は投錨に際し、他の運動艦の基準となる軍艦。

きじゅう-しんろ 〔基準針路〕之字運動の基準となる針路。

きじゅう-だかく 〔基準舵角〕普通航行中、變針の際の基準となる舵角。例へば面舵を令せられたとき、操舵員は令なくして15度の轉舵をする。(常用舵角)

きじゅう-はいすいりょう 〔基準排水量〕常備状態に於ける艦船が、水上に浮んで排除し得る水の重さ。排水量即ち艦船全体の重量から燃料及び補給水量を除いた噸數である。標準排水量又は條約排水量ともいふ。⇒排水量・計畫排水量。

きじゅう-めん 〔基準面〕海圖記載の水深高程の基準となる一定面で、山の高

さは平均水面(略最高々潮面と略最低々潮面との平均)を、海の深さは略最底々潮面を基準として表はす。この略最低々潮面を基本水準面ともいふ。

き-しょう 〔氣象〕寒・暑・晴・曇・風・雨など、凡て大氣中に起る物理的變化の現象をいふ。——く〔氣象區〕天氣豫報及び警報を發するための區劃。我が内地は10個の氣象區に分け、更に各氣象區は數個の小氣象區に細分する。——しんごう 〔氣象信號〕氣象の状態を表示する信號。

——ちよう 〔氣象潮〕天文潮の外に風の方向・強さの變化とか、氣壓の高低・降雨などのやうな氣象的現象が加はつて起す海面の昇降。——つうほう 〔氣象通報〕ラジオ、即ち放送無線電話による氣象の通報。

——てんほう 〔氣象電報〕氣象報告に關する電報。運輸通信大臣の承認を経て中央氣象臺・測候所・鎮守府・海軍望樓等の間に發受するもので、定期・臨時・警報・豫報の4種に分ける。——とくほう 〔氣象特報〕暴風警報よりは軽い警戒すべき天候の豫報。——ほうそう 〔氣象放送〕①航行中の船舶に對して中央氣象臺その他よりラジオを以て放送される氣象通報・氣象特報及び暴風警報等をいふ。②航海中の各船が毎日午後8時(真時)になると自船の位置・目的地・針路・速力・天候・風位・風力・氣壓等を無線で發信し相互の航海上に多大の便益を與へる。規則を以て強制するものではないが各船が道義的にこれを實行してゐる。——むせん-つうほう 〔氣象無線通報〕無線電信を以てする氣象通報。⇒氣象放送。

——ようそ 〔氣象要素〕氣壓・氣温・濕度・風向・日照・降水等の、大氣中に生ずる物理的變化の主要な性質。

き-しょう 〔起床〕釣床又は寢臺から起き出ること。艦内日課の總員起床には“總員起し”の號令がかかる。

き-しょう 〔徽章〕身分・名譽などを表はすために衣服・帽子などにつけるしるし。又船の煙突に持主の會社を表示するしるし。

き-しょう 〔旗章〕商船の掲げる旗。船尾に國旗、橋頭に船主又は所屬會社の旗。郵便物搭載の場合は郵便旗、外國向け出帆の場合は行先を示すために仕向地の國旗を橋頭に掲揚する。

き-じょう 〔汽脹〕蒸氣の壓力を高めること。

き-しょう 〔擬橋〕敵をして艦型の認識を誤らしめるために取附けた橋。

き-しょう 〔疑礁〕存否・位置ともに疑はしき岩礁。

き-しょう-かんそく 〔氣象觀測〕氣象要素即ち氣壓・氣温・濕度・蒸發・

雲・風・降水・日射などの状態を観察し測定すること。——せん[氣象観測船]海洋に出て氣象の観測を目的とする船。
 きしん[起信] 信號を先に発信すること。起信艦・起信符・起信者などを用ひる。
 きしん[旗信] 旗艦から發せられる信號。
 きず[載す] 船出の用意をする。載装する。
 きすい[汽水] 河口・入江などの鹽水と淡水とが混合した水。(牛鹹水)
 ——こ[汽水湖] 汽水を湛へてゐる湖水。濱名湖の類。
 きすいらい[擬水雷] 火薬を有せざる水雷罐で、敵を威嚇しその動作を妨害せんがために用ひる。
 きずき[木附] 海上で流木に密集して游動する魚群。(きつき)
 きせいせん[既製船] 出来合ひの船。
 きせつふう[季節風] 夏は大陸から海洋に、冬は海洋から大陸に向つて吹き、約半年を周期としてその方向を変更する風系。(信風・氣節風・氣候風・モンスーン(monsoon))
 きせまき[被巻] 大索の上巻をする準備として、填巻(74)を施した上に索の捲り目に従ひ細長く裁つた帆布片の類を巻くこと。(パーセルング(parceling))
 きせん[汽船] ①原動力として蒸氣の壓力を利用する推進機關を装置した船。即ち往復動汽機・蒸汽タービン、それらの混成機關によつて推進器を回轉する船の總稱。②法規上では機關の種類即ち蒸汽を用ふると否とを問はず、主として機械力を以て運航する裝備を有する船舶を汽船といふ。
 ——トロール-ぎょぎょう [汽船トロール漁業] 曳網の一種。螺旋推進器を以て船舶を運航し、“オッター-トロール”又は“ビーム-トロール”を使用してなす漁業(汽船トロール漁業取締規則第1條)。許可漁業中農商大臣の許可する漁業で、海底の魚族を目的とする優秀な漁法。オッター-ガードといふ2枚の風板を兩袖網の先の方に附し、これで兩袖網が引ひるげられる。蕃殖保護及び沿岸漁業者の協調のため、禁止區域が定められてゐる。明治36~41年頃英國から渡來した漁法であるが、今日では却つて日本の方が進んだ點をもつてゐる。略してトロール又はトロール漁業ともいふ。
 きせん[機船] 發動機船の略語。→同項。汽船の對。——そこひきあみ-ぎょぎょう [機船底曳網漁業] 汽船トロール漁業及び農商大臣の指定

する漁業を除くの外、螺旋推進器を備ふる船舶により手繰網(77)・打漁網(78)その他の底曳網を使用してなす漁業。(機船底曳網漁業取締規則第1條)許可漁業中農商大臣の許可する漁業で、底魚類を目的とする。沿岸漁業者との協調及び蕃殖保護のため禁止區域が定められてゐる。トロール漁業に似てゐるが小規模である。大正5~6年頃の考案で俄に勃興し、漁業界に一大衝動を與へ漸次制限されたため船數を減じた。
 きせん[奇船] 中古水軍で用ひた50挺立以下の無防禦な快速船。
 きせん[奇戦] 普通とかばつた方法で行ふ戦。正戦の對。
 きせん[基線] 基點(79)と同じ。→同項。
 きそう[汽走] 補助機關附帆船の出入港のとき、又は航行中無風・逆風等に遭遇した場合、帆走を止め、若しくは帆を展したまま蒸氣機關を運轉し、推進器を回轉して航走すること。内燃機關を備へる船舶(發動機船又は機船)では“機走”といふ。
 きそう[機走] ⇒汽走。
 きそう[載装] ①既に進水した艦船に施す航海運航に必要な諸設備。②航海に適せしむるために、必需品を整へ出船の用意をすること。(ふなまそひ) ——いん [載装員] 新造艦船の載装に従事する海軍士官。——せんきょ [載装船渠] 載装中船舶を繋泊しておく場所。——ていすう [載装定數] 商船を建造する時、船の大きさに應じ構造規則に従つて、設備すべき主要載装品即ち錨・錨鎖・繋船索等の寸法及び數等の最低限度を規定したもの。
 きそう [擬裝] ①迷彩(80)と同じ。→同項。②眞物に類似した物で他人をして錯誤に陥らしめるやうに工夫すること。——えんとつ [擬裝煙突] 外見上煙突の數でその船の速力を想像した時代に、見かけだけの煙突を立てて速く走るやうに見せかけ、又敵の眼を欺くために擬裝した煙突でその數を増して艦型を變へたもの。——せんぼろきょう [擬裝潜望鏡] 敵を畏怖させるために、水面に浮べて潜水艦の潜望鏡なるかの如くに思はせる管狀・棒狀の擬態物。
 きそん [疑存] 海圖上に記された暗礁などの、果して存在するか否か疑はしいこと。
 きたい [機體] 飛行機の主要・副體・降着装置・動力装置・操縱装置・安全全装置から構成されるもの。

- きたたいせいよう-かいりゅう 〔北大西洋海流〕メキシコ湾流の一派で、北東に流れ、英國諸島諸威國附近の海岸を洗ふ暖流性の海流。
- きたちしま-ぎよぎょう 〔北千嶋漁業〕北千嶋を根據地として行ふ漁業。従来は鮭・鱒の定置漁業・流網漁業及び蟹刺網漁業を主とした。
- きたまえ-ぶね 〔北前船〕江戸時代中頃から明治20年頃まで、瀬戸内海と北國松前あたりへ貨物運送に往復した帆船の名稱。梅雨あけの南風で北航し、秋の北風に乗つて歸航した。(北國船・北國廻船)
- き-ち 〔基地〕作戦の基として據る場所。根據地よりも前進して規模もやや小なるもの。
- きちやく-かんばん 〔歸著甲板〕航空母艦の上甲板で、飛行機が滑り下りると滑走を止めるやうな仕掛のしてある所。⇒發著甲板。
- きちょう-ひん 〔貴重品〕容積及び重量に比して、價格の大なる貨物で、例へば貨幣・金銀塊・貴金屬・有價證券・美術品・生絲及び絹織物等をいふ。
——こ 〔貴重品庫〕貴重品扱貨物を格納・保管するため、特別の設備をした船内の一區劃。(トレジューアールーム treasure-room)
- きちょう-りょく 〔起潮力〕天體が地球上の海水に及ぼす引力から、地球全體に及ぼす引力を差引いた残りの水平分力。
- きつえん-しつ 〔喫煙室〕航海中又は碇泊中、船客が喫煙したり、談笑したりする室。一種の社交室で、普通隣接して酒場がある。
- きつ-き 〔木附〕木附(わづ)に同じ。⇒同項。
- キック 〔kick〕轉舵した直後、船尾が回頭と反對の側へ振れ出る現象。
- きっこう-せん 〔龜甲船〕もと朝鮮の兵船。中古水軍の戰船。大きさ140石位の船で、上部は龜の甲形の厚板を張り、鐵網がかけてあつて、軸體に舵を備へ、進退には帆や櫓を用ひず船底中央部を切抜いた穴に車を入れ、人力でこれを回轉して推進力としたもの。
- きつ-すい 〔吃水〕船舶が水上に浮ぶに當つて、水面以下に沈んである船體の深さで、水面より船體の最下端たる龍骨の底面に達する垂直線の長さを以てその大小を表はすものである。吃水は排水量の増減により昇降するから、吃水の大小によつて船舶の載貨重量を測定し得る。——せん 〔吃水線〕船脚の水中に入る分界線。(水面線・ウォーターライン(water-line)) ⇒吃水。 ——ひょう 〔吃水標〕船舶の吃水を標示するため、船首と船尾とに設けた數字標識。船首材及び船尾材に沿ひ、水線に垂直に龍

- 骨の底面より満載吃水線上60糎の所まで、高さ10糎のアラビヤ數字を以て20糎毎に標記する。又舵或は推進器などが龍骨下面の延長線より深い場合には、上記2ヶ所のほか該垂下物についても、その下端よりの吃水を標記する。
- き-てい 〔汽艇〕蒸氣機關を以て推進する短艇。
- きてい 〔機艇〕①機關により推進する短艇の總稱。②發動機艇の略稱。
- きてい-しんろ 〔起程針路〕ある航海の最初の針路。著達針路の對。
- きてい-ち 〔起程地〕ある航海の出發地。航海の計算に用ひられる語。著達地の對。
- き-てき 〔汽笛〕蒸氣によつて吹鳴する音響信號裝置の一種。これにより霧中信號・航路信號その他を行ふ。壓搾空氣で鳴らすものは氣笛。
- き-てん 〔輝點〕スズメダヒ・マダヒ・ウミタナゴ等の魚類に見られる、體の横側又は片側についてある水中の光を強く反射するもの。多くは白色で、稀に綠色又は青色に光り、同種間の仲間を認識するに役立つ。
- き-てん 〔基點〕船首を示すため羅盆の内面前部に垂直に畫いた黒線。基線ともいふ。(ラバース-ポイント(lubber's point))
- き-とう 〔汽筒〕シリンダー(cylinder)に同じ。⇒同項。
- き-とう 〔歸投〕航空機が出發點へ歸來することの海軍用語。
- き-どう 〔機動〕①戰闘目的達成のために行ふ兵力の移動及び部署變更等のためにする運動。②戰捷を獲得するために好機に乗じて兵力を移動すること。③機械によつて動作すること。——ほう 〔機動砲〕各種動力を用ひ操作する大砲の總稱。
- きとうしき-ほばしら 〔起倒式橋〕必要に應じ、起したり倒したりすることが出来るやうになつてゐる橋。純帆船たる漁船の橋は固定のものでなければならぬが、動力漁船に於いては、起倒し得る構造の橋を用ひても差支へない。潜水艦の橋は起倒式になつてゐる。
- きどう-そうち 〔起動裝置〕汽機が回轉を始める時、リンクを前遊又は後遊の位置に移す裝置。
- きどう-てい 〔機動艇〕機關を以て推進する短艇の總稱。内火艇・艦載水雷艇・電動艇・汽艇などがある。(モーター-ボート(motor-boat)又はパワー-ボート(power-boat)) ——とうちよく 〔機動艇當直〕軍艦乗組諸當直員の一で、機動艇に勤務して艇の操縦運轉に従事し、又短艇指揮の乗艇し

- てゐないとき艇長は艇の保安に任ずる。
- きぬほ [相帆] 御座船の早船及び官船に用ひた絹の帆。
- きねん-ぐんかんき [記念軍艦旗] 戦闘の際掲揚した軍艦旗は1戦役中1旗を限り、記念軍艦旗としてその艦に保存され、戦役記念日にこれを掲揚し、又将来戦争の際これを掲げて戦場に臨む。
- キーパー [keeper] 番人。①ポート-キーパー(守艇員)。②ライト-キーパー(燈臺守・守燈番)。
- きはん [歸帆] 歸る船の帆。又歸路につく船。
- きはん-せん [機帆船] 機関と帆を備へてゐる比較的小型の船。多くの場合發動機附帆船の略稱。
- きび-とろ [機尾燈] 飛行機の尾部にある夜間照明装置の電燈。
- きびょう [起錨] 錨をあげて出港の用意をすること。
- きぶね [木船] ①薪炭を運ぶ船。②船體の主要部分をすべて木材で作り、その船底を黄銅板で被覆した船。小形の帆船に多い。
- きぼろ [撥砲] 敵に大砲を装備してゐるやうに見せかけるため、戦時に商船等に据附ける大砲の形をした木製の造り物。
- きぼう-りえき [希望利益] 積荷が仕向港に到達することによつて得られることを期待する利益。
- きほん-すいじゅんひょう [基本水準標] 測量の結果決定したる水準面を、永遠に保存するための標石又は天然物。
- きほん-すいじゅんめん [基本水準面] 基準面(器)と同じ。→同項。
- きほん-へいじゅつ [基本兵術] 主として有形的要素を以て、單純な數理に基き兵術を攻究するものをいふ。⇒應用兵術。
- きみざわ-がた [君澤形] 安政2年露國軍艦“ディアナ”の艦長ブーチヤチン等に雇はれ、伊豆國君澤郡戸田(→)港の木工・鍛工の手で初めて造つた兩桅船。(スクーナー(schooner))
- きむ-せん [義務船] 2隻の汽船が互に航路を横切り衝突の虞ある時は、他船を右舷に見る船より他船の航路を避くべし等の海上衝突防法の規定により、俗に避讓の立場にたつ側の船をいふ。權利船の對。(避讓船)
- きめい [旗命] 旗艦からの命令。
- きやく-げき [逆撃] 敵の攻撃を反對に攻撃すること。
- きやく-こうしんぷう [逆恒信風] 反對貿易風に同じ。→同項。

- きやく-こうふう [逆恒風] 前項に同じ。
- きやく-しつ [客室] 船内に於いて専ら旅客の起居の用に供するために設けられた室。その設備の程度は等級、船舶の大小及び就航航路によつて種々異なる。(ケビン(cabin))
- きやく-せん [客船] 主として旅客及び郵便物を運送する船舶で、少量の急送を要する貨物を運ぶこともある。船舶安全法によれば、遠洋區域又は近海區域を航行する旅客定員12人以上を有する船舶で、純客船又は郵便旅客船ともいふ。貨物船の對。
- きやく-せんぷう [逆颯風] 高氣壓系の風で、颯風と回轉の方向の反對なもの。即ち北半球では中心に對し右旋回の風向の風。
- きやく-そう [逆走] 風を船の正横前より受けて航走すること。
- きやく-そう [逆漕] 短艇を後進させるやうに櫂を動かすこと。
- きやく-だな [客棚] 船客の用に供する棚状になつてゐる寢床。
- きやく-ちよう [逆潮] ①風の方にさからつて流れる潮。船の進行方向と反對な潮流。順潮又は連れ潮の對。
- きやくどめ-べん [逆止弁] 船の外舷開口部に取付け、海水の管内に逆流するのを防止する弁。(戻止弁)
- きやく-はん [逆帆] 帆船が航走中、風位の急變などのため帆の裏側(前面)から風を逆を受けることで、帆が裏を打つこと。(裏帆)
- きやく-び [逆日] 漁業・舟行を忌むといふ日柄。
- きやく-ふう [逆風] 進行方向に逆らつて吹く風。追風の對。
- きやく-ふうさ [逆封鎖] 敵が自國又は自國占領地の沿岸・港灣の封鎖を宣言した場合に、逆に艦船その他の實力を以て敵國又はその占領地の通商航海を遮斷し、最初に封鎖を宣言した敵國を却つて封鎖すること。
- きやく-ぼうえきふう [逆貿易風] 反對貿易風に同じ。→同項。
- きやく-りゅう [逆流] さかさまに流れること。又そのながれ。水の常の道筋とは反對に流れること。
- きやく-れつ [逆列] 艦隊の序列に於いて各艦の占位する順序が逆になること。次項の如く用ひる。順列の對。——たんじゅうじん [逆列單縱陣] 艦隊各艦の番號順を逆にして、殿艦を先頭に、先頭艦を殿として各艦の首尾線の一直線内にある陣形。
- きやく-ろう [逆浪] ①暴風の風向が急變した時など、なほ元の風向と同

じ方向から来る浪。即ちその時の風向に逆つて立つ波。②逆巻く浪。(狂濤・激浪)

きやたつづりキヤタツヅリ [脚楫釣] 脚楫を水中に据ゑ、その上に乗つて釣をすること。青鯨(イシ)を釣るのが主である。

きやつこうキヤツコウ [逆航] 船が反対方向に航行すること。順航の對。

キヤッチャーボート [catcher-boat] 母船式捕鯨船は多数の捕鯨艇を引連れて漁場に赴き、捕鯨艇に鯨を捕獲させる。その捕鯨艇のこと。

キヤツポー [cat's paw] わづかに波紋を生ぜしめる微風。この風によつて生ずる海面の波紋、即ち皺(い)をキヤツポースキン(cat's skin)といふ。

キヤット [cat] ①キヤットテークル(cat-tackle)の略稱。また錨鎖に鈎をかけること。②諾威型貨物船。③キヤットボートの略稱。——ダビット [cat-davit] ⇒ 錨ダビット。——テークル [cat-tackle] 錨ダビットに装する收錨用のテークル。——ボート [cat-boat] 舳の先端近く斜桁帆のかかる單橋を有する小帆船。(キヤット(cat))

ギヤとろばんギヤトロバン [ギヤ(gear)當番] 甲板用具掛に同じ。→同項。

キャプテン [captain] 船長。

ギャレー [galley] 煮炊室。賄所。

きゆうえんキウエン [救援] 海難に遭遇したが尙ほ乗組員が乗船(占有)してゐて、その處分をなす能力を有する船舶又は積荷を救ふこと。(救助) ——きゆうじよひキウジヨヒ [救援救助費] 海難に遭遇せる船舶又は積荷の救援・救助に要した費用。

きゆうかキウカ [救荷] 海難に遭遇した船舶の積載貨物で、救援・救助によつてその難を免れたもの。

きゆうがくきかいキウガクキカイ [吸鈎機械] 蒸氣壓力によつて吸鈎(イ)に往復運動を與へ、これを推進軸の回轉運動にかへて推進器を回轉する蒸氣機械。(ピストン機械)

きゆうかくどじょうしょうキウカクドジョウショウ [急角度上昇] 飛行機が急角度を以て空中に上昇すること。

きゆうかんたい [義勇艦隊] 平時は商船として海運に従事するが、戦時には武装し、軍艦の代用として戦闘に参加する船舶を以て編制したもの。國際法規上ではこの種の船舶を軍艦と同一に見做される。

きゆうがんとうキウガントウ [牛眼燈] 凸レンズをつけて光力を強くした燈(イ)。

きゆうきゆうちりょうていキウキウチリョウテイ [救急治療艇] 救難所備附の救命機艇で、特種設備として醫療の施設が完備してゐるので、遭難者に對する救急治療はもちろん、平常でも水上生活者の簡単な治病や手當に應じ得るやうに出来てゐる。

きゆうきゆうていキウキウテイ [救急艇] 墜落した飛行機を引き上げ、且つ曳航するための牽引力を備へた機動艇。(クラッシュボート(crash-boat))

きゆうきゆうばこキウキウバコ [救急箱] 船醫の乗組んでゐない船舶に、乗組員・船客等の急病又は負傷の際應急手當をなすために、普通使用せられる薬剤その他手當材料を順序よく入れ備へつけてある箱。

きゆうぎよキウギヨ [休漁] 天候不良その他の事情により漁業を休むこと。

きゆうげきキウゲキ [急撃] 敵の不意に出て迅速に襲撃すること。

きゆうこうキウコウ [休航] 船舶が航海を休むこと。——きかん [休航期間] 備船契約上の用語で、汽罐・船體及び機關の掃除又は破損・衝突・坐洲・坐礁・火災・入渠・修繕・定期検査・船員の雇入雇止手續・船員のストライキその他の事由により、連続12時間以上備船を繼續することが出来ないこと。この場合には本船が原狀に復し備船再開するまでの備船料を支拂はす燃料及び汽罐用水等は船主の負擔となる。(オフハイヤー(off-hire))

きゆうこうかばくげきキウコウカバクゲキ [急降下爆撃] 飛行機が艦船又は地上の目標に對し70~90度の急角度の降下を行ひ、機體を目標に向けて急進し爆弾を投下し終つて急上昇すること。

きゆうじよキウジヨ [救助] すくひ助けること。——うきばこ [救助浮箱] 飛行機の不時著水に備へる鋼鐵張りの箱船で、その上甲板の中央に橢圓形の塔を建て、この圓筒には赤十字の記號が描かれ塔上に無電用アンテナと救助信號の旗を掲げる索が張つてある。——せん [救助船] 船舶が衝突又は坐礁した場合等に、救助作業に従事する船。——てい [救助艇] 艦・船舶で溺者救助用に備へる短艇。(ライフボート(life-boat)) ——ほうしゅうほうしゅう [救助報酬] 海難救助の効果として海難救助者に對して支拂ふ報酬。

(救助料) ——りょうりょう [救助料] 船舶又は積荷の全部又は一部が海難に遭遇せる場合に於いて、義務なくしてこれを救助したものが受ける報酬で、その中には救助者の費した費用を包含する。

きゆうじょうしょうキウジョウショウ [急上昇] 飛行機が急角度を以て上昇すること。(急角度上昇)

きゆう-すい [給水] ①罐の中の水の缺乏を補充すること。②艦・船舶が清水を積込むこと。——こし [給水漉] 汽機で働いた蒸気は復水器で海水に冷されて再び元の水になると、抽気ポンプで汲み出され給水漉で濾過され、更にポンプで給水加熱器に送られる。——せん [給水船] 碇泊中の船舶に清水(淡水)を補給する船。(水槽船)——そう [給水槽] 罐(かん)に送る給水を集める大きな水槽で、抽気ポンプで復水器から引き出す復水はこの水槽に送られる。(フィード-タンク(feed-tank))——べん [給水弁] 罐にポンプで水を送る場合、水の勢で弁を押し開いて罐内に給水し、又給水量を加減する弁。——ポンプ [給水ポンプ] 給水槽内の給水を上げて、これを罐に送りこむポンプ。船用機関では主機に直結してある。

きゆう-すい-りゅう [吸水流] 推進器の回轉により吸込まれる水流。曝出される水流、即ち排水流の對。

きゆう-せつもろ-かん [急設網艦] 敵潜水艦を捕獲又はその活動力を失はせるための潜水艦防禦急設網を搭載し、必要に應じ急速にこれを敷設する任務を有する軍艦。

きゆう-せん [休戦] 兵戦を中止すること。

きゆう-せんこう-とう [急閃光燈] 燈臺の光り工合が、1分間に60回以上の閃光を急發するもの。

きゆう-せんしゅぶ [球船首部] 船體の造波抵抗を減少する目的で、船首吃水線下を膨らませたもの。(球形船首)

きゆう-そく-せんこう [急速潜航] 水上航走中の潜水艦が急速度を以て水中に潜入すること。近距離に敵艦を發見し又は上空に敵機を認めた場合などに行ふ。

きゆう-だん [急灘] 急流で船舶の航行に危険な所。(早瀬)

きゆう-たん-かん [給炭艦] 石炭を運ぶ特務艦。最近我が海軍では石炭を使用する軍艦の減少するに伴ひその數も少くなつた。

きゆう-たん-こう [給炭港] 艦船に石炭を供給する設備を有する港。

きゆう-ちょう [急潮] ①流れの速いうしほ。②潮流が急に變つて強く差して來る現象。漁師はこれを狂潮(くるうしほ)ともいふ。

きゆう-なん [救難] 災難を救ふこと。——こうつうくだ [救難交通管] 潜水艦の船體にゴム管を取付ける装置を設け、救難の際水上からこの管を通して壓縮空氣や流動食料を送るやうにしてあるもの。(救難用輸入

管)——せん [救難船] 遭難船救助用の特殊船。構造が堅牢で風浪に堪へ、曳航力が強く救助に必要な特殊の設備を有する。——たんでいきょう [救難短艇] 救命艇内に備へつけてある小型附屬品を格納するに適當な箱。——よう-ゆにゅうかん [救難用輸入管] 救難交通管に同じ。→同項。

きゆう-なん-ふひょう [救難浮標] ①夜間溺者のあつた場合、これに投げ與へるもの。金屬製で浮力を有し、發火装置・火酒・糧食などが附けてある。(ナイト-ライフ-ブイ(night life-buoy)) ⇒救命浮標・救命煙(けいめいえん)②潜水艦の沈没した位置を示す浮標で、上部構造物内に納めてあつてその中には外部と通話用の電話機が裝備してある。——ばんべい [救難浮標番兵] 上甲板にあつて間斷なく浮標に注意し、溺者ある時はよくその位置に注意してこれを投下する任務を持つ番兵。日没より日出まで點鐘ごとに“よろし”と呼稱し、なほ通信器などに注意し艦橋などからの命令に即應し得るやうに準備してある。

きゆう-はんでん [急反轉] 飛行中進行方向を軸として180度の横轉を行ひ、背面姿勢になつた時に宙返りの後半と同様の操作で水平飛行に移る。

きゆう-ぶか [急深] 水深の急に深くなること。——ぎし [急深岸] 水深が急に深くなる直立した海岸。

きゆう-へい-せん [給兵船] 兵器・彈藥類を運搬供給する船。

きゆう-へん-せん [急變線] 不連續線に同じ。→同項。

きゆう-めい [救命] 人命を救助すること。

——あみ [救命網] 大形救命艇の甲板上に張つた網で、遭難船から乗客・乗組員をこの上に飛び降りさせるもの。

——いかだ [救命筏] 鐵板等にて作製せる水密なる空氣箱、或は適當の浮體を用ひて作つた筏で、船舶遭難の場合救命艇の代り又は救命艇の補助として用ひられる救命具。櫂(か)を備へて漕ぐことも出来る。船舶安全法の規定により、船の資格に應じ設備數が定めてある。(ライフ-ラフト(life-raft))

——えん [救命煙] 海水に觸れると發煙する藥品をつめたブリキ製圓錐。常にこれを救難浮環に取附けておき夜間溺者のあつた場合、これに穴を穿つて浮環とともに投すれば煙を發しながら浮流するから、これによつて溺者は浮標の位置を又救助艇は溺者の位置を知ることが出来る。

(ホルムス-ライト(Holmeslight))

- 〜かせん [救命火箭] 火箭(けき)と同じ。→同項。商船にては単に火箭といふ。
- 〜きてい [救命機艇] 発動機附救命艇。長国際航海に従事する旅客船で、救命艇の数が13隻を超えるときは中1隻、19隻を超えるときは中2隻を發動機附救命艇となすべき規定となつてゐる。⇒救命艇。
- 〜く [救命具] 船舶に備へつけてある人命救助に必要な器具の總稱。救命艇・救命筏・救命浮環・救命胴衣・救命焰など。
- 〜じゅう [救命銃] 暗礁に乗り上げた船に容易に接近出来る場合、救命艇から遭難船に向つて、この銃で救助用索條を射出し相互の連絡をとる。洪水の場合などにもこれを使用することがある。艦船を横附する場合、迎索を陸岸に放射する用途に對してはこれを投射銃と呼ぶ。
- 〜しん [救命疹] 救命胴衣と同じ。→同項。
- 〜だこ [救命風] 救助用の索條を陸上より遭難船に送致するため風上側に飛揚させる風。
- 〜てい [救命艇] 艦・船舶の上部甲板に積載し、ホート-グビット(短艇鉤)により非常の際容易に水に泛べ得るやうになつてゐる小型船艇で、商船にあつては船舶法規で搭載数を規定せられ又構造も定めてある。而して必ず空氣罐又はこれに代る浮體を備ふべき事に定めてある。尙ほ難破船の救助のため使用する船艇も救命艇といふ。
- 〜どろい [救命胴衣] 船舶遭難の際各人が身體に著ける救命具。コルク又はカボックを浮體として布で包んだもので、胸部につけ水中に在つても浮揚し居られるやうにするもの。(救命疹(せき)・ライフ-ジャケット(life-jacket))
- 〜ふかん [救命浮環] 身體を水中に支持し、溺れるのを防ぐ環狀の救命具で、コルク又は適當の浮體を防水布で包んだもの。(救命浮標・ライフ-ブイ(life-buoy))
- 〜ふき [救命浮器] 救命設備として船舶に備へられる救命艇・救命筏等の補助救命具。
- 〜ふたい [救命浮帶] 船舶遭難の際各人が身體に著ける救命具。(ライフ-ベルト(life-belt)) ⇒救命胴衣。
- 〜ふひょう [救命浮標] 救命浮環と同じ。→同項。

- きゆうめい-さく [救命索] ①救命浮環に取附くべき長さ27.5米以上の綱。(ライフ-ライン(life-line)) ②救命索發射器で投射する綱。(ライン(line))
- 〜はっしゃき [救命索發射器] 船用救命器具の一種で、“ロケット”作用により救命索を引かせる普通型、短銃により“ロケット”を發射する短銃型及び鐵砲で彈丸を發射しそれに索を引かしめる銃砲型の3種がある。船舶間又は船舶と陸上との間を大索を以て連絡するため、徑2.5~6mmの細索を約300米以内の距離に渡すに用ひられる。
- きゆうゆ-き [給油機] 航空中の飛行機にガソリンを供給する特殊装置のある飛行機。
- きゆうゆ-せん [給油船] 専ら重油を運送する特務艦船。外國で買入れたものを本國に運び又本國から更に遠方に出てゐる艦隊へ運ぶこともある。油船ともいふ。
- きゆう-りゅう [吸流] 強い海潮流によつて出来る渦流のこと。(インドラフト(indraught))
- きゆうりょう-かん [給糧艦] 内地から遠く離れてゐる艦隊に食糧を運ぶ特務艦で、冷蔵装置その他の設備も完全し榮養食補給の研究機關が備はつてゐる。⇒給糧船。
- きゆうりょう-せん [給糧船] 艦隊に糧食を供給するために、これを輸送する特別な設備を有する船。⇒給糧艦。
- キュー-シップ [Q-ship] 囤船(たぐね)。→同項。キュー-ボートともいふ。
- キュー-ボート [Q-boat] 囤船(たぐね)。→同項。
- きょうあつ-つうふう [強壓通風] 汽罐の火爐に送る空氣の量を扇風機の装置で増強すること。自然通風の對。
- きょう-い [脅威] 威嚇と同じ。→同項。
- きょうい-く-きよく [教育局] 海軍省の一局。軍隊その他の教育に関する事項を擔任する。
- きょうい-く-しょうしゅう [教育召集] 教育のため補充兵を召集すること。
- きょう-いん [教員] 海軍諸學校・海兵團・練習航空隊その他教育に関する職務にある准士官及び下士官。
- きょうらん-じんふう [拱雲陣風] 地平線附近に起つた弧形の雲が次第に天に漲つて陣風となるもの。
- きょう-えい [競泳] 一定の距離を泳ぐに要する時間の短少を競ふ競技。

その種目には1人で行ふ自由型競泳・背泳(背泳)・平泳(平泳)、数人で行ふ漕泳等がある。

きょうかく [仰角] ①水平線より高い所にある物と眼とを結びつける假定直線が水平線となす角。天體観測・砲壇の照準・探照燈の上下などに使用される語。②潜水艦の釣合の後部重き場合をいふ。仰角釣合。俯角・俯角釣合の對。(アップ・トリム(up-trim)) ③潜水艦が艦首を上げて釣合を調整すること。——**きょうりぼう** [仰角距離法] 沿岸航海中岬角・燈臺等相當の高度を有する著名物標の高さを、豫め海圖にて読み取り、ついで六分儀により水平線或は水涯線上の物標の仰角を測り、同時に羅針儀によつてその方位を求めて船位を決定する方法。

きょうかん [教官] 海軍諸學校・海兵團・練習航空隊その他教育に関する職務にある士官。

きょうげき [挾撃] 反對の2方面から敵を中間に挟んで攻撃すること。

きょうこう [峽江] フヨールド(fjord)に同じ。→同項。(峽灣)

きょうこうつうか [強行通過] 危険を顧慮せず防禦海面又は水道などをおして通航すること。

きょうこうていさつ [強行偵察] 敵の砲火を冒して敵情を探ること。

きょうこうはん [驚慌班] 砲船が敵の潜水艦に遭遇した場合に、驚き慌てる風を装ふのを任務とする乗員の一班。⇒砲船。

きょうさい [胸材] 短艇の内側に關した船材をいふ。(ブレストバンド(breastband))

きょうさだん [夾又彈] 目標の前後に落下させる砲彈。

きょうしゃ [夾射] 或る目標をさしはさんで射撃すること。(挾射)

きょうじょうろん [莢狀雲] 豆の莢又はレンズの形をなす雲。

きょうしん [共振] 船の動搖の固有週期と波の週期が接近する場合に、その動搖がひどくなること。船の震動が機關の震動と同調するところで増大すること。

きょうすいどう [狭水道] 一般の操縦法では通航することが困難なほど、狹隘な水路。(狭路)

きょうせいみずさき [強制水先] 艦・船舶が港灣・海峡等を出入通過する際、艦・船長の意志如何に關せず、その水域の管理規定により強制的に行ふ水路の嚮導。

きょうそう [競漕] 橈艇・楫艇等の漕ぎ方を競争すること。——**てい** [競漕艇] ①競漕用の短艇。②水上を速く走るだけの目的で造られた機動艇。船内機艇と船外機艇との2種がある。又船底の構造によつても分類されてゐる。

きょうそうやく [強裝藥] 大砲の造修試験に用ひるため、常裝藥よりも量を多くしたもの。

きょうそく [強速] 艦艇の速力の一。原速と戦闘速力(戦速)の中間の高速力。⇒原速・戦速。

きょうちょう [競潮] ①海底の凹凸・狭い水道又は潮流の衝突などによつて生ずる激流。②潮目のこと。二つの異つた流が競合つてゐる所。(競潮)

きょうてい [艇艇] 競漕(走)用の短艇。競漕艇の略稱。→同項。

きょうど [競渡] 競漕の古語。船駈(船駈)。船競(船競)。

きょうとう [橋島] 高潮の時本陸より孤立して島となる半島。陸繋島(陸繋島)の一。

きょうどうかいそん [共同海損] 海損の一。船長が海難に際し船舶及び積荷を共同の危険から免れしめるために、船舶又は積荷についてなした處分によつて生じた損害又は費用をいふ。この損害及び費用に、特に共同なる字を冠するのはその犠牲となつた損害及び費用は、船舶・運賃(船主)及び積荷(荷主)が共同分擔するからである。——**せいさん** [共同海損精算] 共同海損發生の場合、その損害及び費用を調査決定し、各關係者の分擔額を算定する事務。——**ぶんたん** [共同海損分擔] 共同海損の精算に當り共同海損たるべき損害及び費用を、各關係者に割當てること。又それを負擔することで、その標準は我が國の商法によれば海損たる損害額と、船舶又は積荷の價格と運送賃の半額との割合に應じて決定される。

きょうどうかん [嚮導艦] 艦隊の縱陣若しくは横陣を形成するとき、その先頭若しくは翼にあつて艦隊運動の基準となるべき軍艦。又他の艦船の案内をなし、航路を指示する軍艦にもいふ。

きょうどうくちくかん [嚮導驅逐艦] 8隻以上の驅逐艦を嚮導する驅逐艦を大にした型のもので、司令官が幕僚とともに坐乗して指揮した。現今の水雷戰隊旗艦たる輕巡は驅逐艦の艦型の増大に伴ひ、従来の嚮導驅逐艦に相當する。英米海軍にはあるが我が海軍になし。嚮驅と略稱する。

きょうどう-さくせん [協同作戦] 敵に對し2國以上の軍隊若しくは陸軍と海軍とが協力する作戦行爲。敵前上陸や遼江艦隊の進撃の如く、陸海軍が相呼應して敵軍を攻撃する作戦をいふ。

きょうどう-だほ [共同拿捕] 2隻以上の軍艦又は私船が協力して同一の船舶を拿捕し、又は陸海軍が協力して同一の船舶を拿捕すること。

きょうどう-ひきふね [共同曳船] 發動機船で多数の小漁船を漁場の往復に曳行すること。燃料節約のため漁業組合等に奨励して行はせてある。

きょうどう-ほけん [共同保険] 同一の被保険利益に對し2個以上の保険契約があり、その保険金額の合計が保険價格の範囲を超えない場合をいふ。

きょうばい-きょく [競賣漁區] 蘇聯邦(浦鹽斯德)に於いて借區料として當業者の中にて最も高價を納入するものに對して使用を許す漁區。安定漁區の對。

きょう-はん [教班] 海兵團の各分隊は新兵15~16人を1個の教班にまとめ、それを教班長たる下士官が教員となつて指導する。各分隊長の下に分隊士があり、その下に12~15人の教班長があるのを例とする。

ちよう [教班長] 海兵團の新兵分隊を教班に分ち、その各教班に於いて直接新兵教育指導の任に當る下士官。

きょう-ふう [強風] ①海上に白波が盛んに立ち又陸上では樹木の太枝を動かすほどの風。②秒速13.9~17.1米の風。

きょう-ほう [莢砲] 莢薬に入れた装薬を使用する艦砲。

きょう-れん [教練] 各級指揮官及びその部下を訓練して、戦闘又は保安の用に供する目的に於ける教育法。

きょう-わん [峽灣] フヨールド(fjord)に同じ。→同項。

ぎょ-えん [魚堰] 魚類を捕獲するため河川に竹木・石堤等を設置して、水を堰きとめるもの。

ぎょ-か [漁火] いさりび。漁船(と)の篝火(と)。

ぎょ-か [漁果] 漁獲の結果。漁獲物の多少。

ぎょ-かい [魚介・魚貝] 魚類と貝類。海産動物の總稱。

きよか-ぎょぎょう [許可漁業] 水産動植物の蕃殖保護のため、官廳の許可を必要とする漁業。原則としては禁止してある漁業で、種々の條件を附し特別の者に船數を限つて許可する。農商大臣の許可するものと、地方長官の許可するものとある。

ぎょ-かく [漁獲] 水産物を採ること。すなわち。又漁業(と)の獲物(と)。

ぎょ-がく [魚學] 魚類の形態・生理・棲息・分類・分布などを研究する學問。

ぎょかく-ぶつ [漁獲物] 漁獲した水産物。——うんぱんせん [漁獲物運搬船] 活魚船・冷蔵車・氷蔵車・鹽蔵車などを完備して、漁場又は漁業根據地から鮮魚・活魚・鹽魚・魚肥・魚糞・冷凍魚などを積取り運搬することを目的とする船。

きよかん-きより [距岸距離] 海岸から測つた直線距離。

ぎよ-き [漁期] 水産物の採捕に適する時期。即ち採捕し易いこと、採捕物が吾人の利用に適すること及び水産物の蕃殖に害の少いことを條件とした季節で、初期・終期及び盛漁期の別があり、又禁漁期がある。

ぎよ-きょう [漁況] 漁獲の様相。漁業のありさま。——よほう [漁況豫報] 過去及び現在の漁況を綜合して、將來の豫想を通報すること。長期と短期との2種がある。長期豫報は數年先の漁の豊凶乃至次の漁期に於ける漁の成否を豫報し、短期豫報は當漁期中數日或は數十日先の漁況や漁場を推定し豫報する。

ぎよ-ぎょう [漁業] 營利の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業とするをいふ。(漁業法第1條第1項)即ち製鹽業・遊漁・自家消費用の採捕又は養殖・公私の學校・試験研究機關等が實習・實驗・試験・調査のため行ふ採捕又は養殖は、漁業法に於いて漁業には含まれてゐない。漁業の種類は①用ひる漁具によつて網漁業・釣漁業・その他の漁業に區別し、②漁場によつて淡水漁業・河川漁業・湖沼漁業・沿岸漁業・海洋漁業・近海漁業・沖合漁業・遠洋漁業などに區別し、③法規上免許漁業・許可漁業・届出漁業(自由漁業)・禁止漁業に區別し、免許漁業は更に定置漁業・區劃漁業・特別漁業及び専用漁業に區別する。④その他目的物又は漁業の方法などによつても區別する。⑤海藻類・貝類等の採捕又は鯨その他の海獸類の獲物も、普通は漁業の内に含めて呼ぶ。

ぎよ-かい [漁業會] 水産業團體法により設立する團體の一つ。市町村又は市町村内の漁業者の部落を地區とし漁業を爲す者・漁業權を有する者等を以て組織し、水産業に關する國策に即應し漁業の整備發達を圖り、且つ漁業權若しくは入漁權を取得し又は漁業權の貸附を受け、會員の漁業及び經濟の發達に必要な事業を行ふ。

ぎよ-きんゆう [漁業金融] 漁業に要する資金を融通すること。

- 〜くみあい組合 [漁業組合] 市町村又は市町村内の漁業者の部落を區域とし、その区域内に住所を有する漁業者が漁業法によつて組織する團體で、漁業権や入漁権を取得し又は漁業権を借受け、自ら漁業することもあるが、主として組合員の営む漁業につき、規律統制をばかり、或は組合員の經濟上の便宜をはかる。これがため必要な種々の共同施設事業を行ふ。又組合の共同の目的を達するために都道府縣漁業組合聯合會を組織し、更に全國漁業組合聯合會を組織してゐる。
- 〜けいさつ [漁業警察] 水産動植物の蕃殖保護、又は漁業の安全を保持し危険を防止するための取締。
- 〜けん [漁業権] 行政官廳の免許を得て設定され、特定の水面に於いて他人を排斥して特定の漁業をなすの権利。定置漁業権・區劃漁業権・特別漁業権及び専用漁業権の4種である。前三者は地方長官の免許に屬し、後の一者は農商大臣の免許に屬する。
- 〜しどうせん船 [漁業指導船] 漁業の調査・試験・指導及び海洋觀測などをして、漁業の發達指導をする船。農商省所屬船・中央及び各臨海道府縣水産試験場・水産講習所所屬船が行つてゐる。
- 〜しゃ [漁業者] ①水産動植物の採捕を業とする者。②漁業(蕃殖業をも含む)を爲す者並びに漁業権又は入漁権を有する者。(漁業第1條第2項)
- 〜じょうやく條約 [漁業條約] 漁業に関する條約。例へば日蘇漁業條約・オットセイ保護條約等。
- 〜しやうれいきん金 [漁業獎勵金] 漁業獎勵のため、漁業者又は漁獲物の處理・運搬などに従事する者の有資格者に下附する獎勵金。
- 〜せいさく [漁業政策] 漁業をして國家の意圖するやうな發達をさせ成果を擧げさせるため、これを監督・獎勵・保護する國家の政策。
- 〜てすうりょう料 [漁業手数料] 漁業に關して出願又は申請する者から、漁業手数料令により徴集する手数料。
- 〜とう [漁業燈] 漁船の備へつけてゐる船燈。白燈・三色燈・紅燈等漁船の種類により、それぞれ規程に従つて掲揚する。
- 〜とりしまりせん [漁業取締船] 漁業禁止區域・無許可船・漁獲物に關する制限などの違反を監視・取締をする船。
- 〜ほう [漁業法] 漁業のための水面利用と、社會各般の活動との

- 間に於ける秩序を保ち、且つこれを調整し、水産資源の利用開發に保護又は規律を加へることを目的とする法律。歐米では河川湖沼又は沿岸水面に關することを主として規定するが、日本では寧ろ海面漁業に關することを主に規定してゐる所に特徴がある。明治34年4月法律34號を以て公布、翌年7月施行されたものが我が國最初の統一的漁業法典である。現行法は明治43年4月法律54號を以て公布、翌年4月施行、昭和8年・9年・13年・15年に各一部改正が行はれてゐる。
- 〜ほけん [漁業保險] ①漁船保險等の漁業に關する保險の總稱。②漁獲に關する保險。
- 〜めんきよじょう状 [漁業免許狀] 漁業の免許を得た者に免許官廳から下附する證書。
- 〜ろうむしゃ者 [漁業勞務者] 漁業の實務に従事する者。遠洋漁業に従事する者と沿岸漁業に従事する者とある。又貸銀勞務者・歩合制度の勞務者・その兩者併用の勞務者・自營勞務者等の別がある。
- きよく [棘] 魚類の鱗にある硬い針狀の骨。鱗棘(鱗)に同じ。→同項。
- きよく [漁區] ①水産動植物を捕獲し及びこれを製造する必要上特に設けた區域。②漁場の區域。
- きよく [漁具] 漁業に用ひる器具・機械の類。網漁具・釣漁具・その他の漁具・副漁具がある。
- きよくせいいどほう法 [極星緯度法] 北極星の眞高度に、改正率を加減して緯度を算出する法。
- きよくぜんせん [極前線] 親潮(千島海流)と黒潮の寒暖兩流の相接觸することによつて生ずる明瞭な境界線、及び南極海流と西風皮流との境に形成される線。
- きよくち [極地] 南北とも極點から緯度約66度半までで、これをそれぞれ北極圈・南極圈といふ。夏は一日中太陽が地平線下に没することなく、反對に冬は地平線上に現はれることがない。
- きよくちせん [局地戦] 要地に據る敵の艦船を攻撃し、又は陸上施設を破壊すること。
- きよくちせんとうき [局地戦闘機] 陸上に在つて友軍基地上空の制壓にあたる海軍戦闘機的一種で迎撃機・遊撃機ともいふ。
- きよくちぼうぎよぎ [局地防禦] 或る限られた地方の海岸を防ぎ守ること。

きよく-ふう [極風] 地球の南北兩極圏内に吹く西風で、地球の自轉によつて生ずる。

きよく-よう [極洋] 極海に同じ。厳格な意味では極海と呼ぶがよい。
⇒極海。

きよく-りゅう [極流] 南北兩極地方から赤道の方へ流れる寒流。

きよく-ろ [曲路] 河川の方向著大に、若しくは急激に変更する部をいふ。
⇒捷路。

ぎよくんたんさ-ひこうき [魚群探査飛行機] 飛行士・無線電信士・魚見が搭乗して海上を飛行し、魚群を発見すると無線電信・電話を利用して魚群の濃度・游泳の方向・位置などを発信し、更に漁船の航行してある附近に到り報告筒を投下し、漁船を魚群の位置へ誘導する目的に使用せられる飛行機。

ぎょけい-すいらい [魚形水雷] 魚雷の舊稱。→同項。

きょげき [虚撃] 我が虚を以て敵を佯撃する戦闘。實撃の對。

ぎょけん [漁權] 漁業權の略。→同項。(漁業權域)

きょ-こう [渠口] 船渠の入口。

ぎょ-こう [漁港] 漁業の經營に必要な設備をした港、又遠洋漁業の根據地となり或は避難港となる港。漁業に必要な燃料油・氷・食料品・漁具などが何時でも積込め、漁獲物の陸揚・貯蔵・販賣・配給・出荷若しくは乗組員の休養等に關する設備が整つてゐる。

ぎょ-こう [魚膠] 魚類の皮・骨・鱗などを煮て膠質(じょう)を分離したもの。固形膠と水膠(すいじょう)とある。主として接着劑として用ひ、水膠は寫眞・製版・製紙等に用ひる。

ぎょ-さく [漁播] 竹木等の杭を建てて柵となし魚類を陥れる装置。定置漁業の一種。

きょじゅう-かんばん [居住甲板] 軍艦内上甲板又は中甲板以下の甲板で、乗員の居住に充てる甲板の總稱。

きょじゅう-せい [居住性] 艦船乗員の居住に要する性能。

きょ-しょう [据礁] 珊瑚礁の一。海岸から擴延してゐる珊瑚礁で、海岸との間に船舶の通航する水道のないもの。

ぎょ-しょう [漁礁] 魚類が集まつてゐる漁業に適した暗礁。

ぎょ-じょう [漁場] ①漁業を行ふ場所。漁業法規の上では養殖業を行ふ場

所をも含む。②魚類が豊富に棲息し又洄游して、その採捕に好適な場所をいふ。北海・日本の近海・ニューファウンドランド沖は世界の三大漁場として有名である。——がく [漁場學] 漁業の對照となる水産物とその棲息界域との因果關係を研究する學問。——ひょうしき [漁場標識] 漁場の位置及び區域を表示し、又は位置及び區域を定めるための方位等を表示する目標。

きよし-ちへい [居處地平] 測者の眼の位置で地平面に平行する面が天球に會する所の圓。眞地平より上方にできる。

ぎょ-しん [魚信] ①魚の來游の狀況、又は漁獲狀況の通信。②釣魚の際、釣師の手に魚が鉤にかかつた手應(ておこ)。

ぎょ-せん [漁筥] 魚を捕るせご。(うけ)

ぎょ-せん [漁船] 漁業に使用する船舶。れふせん。——しょうれいきん [漁船奨励金] 規定の條件を具備した遠洋漁業船又は漁獲物處理運搬船に下附する奨励金。——たい [漁船隊] 集團をなして出漁する漁船。——ほけん [漁船保險] 漁船・その附屬具・漁具に對して、海上の事故に因る損害を填補する一種の海上保險。

ぎょ-そう [魚艙] 漁獲した魚を入れておく船内の一區劃。

ぎょ-そう [魚巢] 魚類を孵化させるために、卵の産みつけをなさしめる装置。金魚藻・棕桐皮・柳の根などを用ひる。

ぎょ-ぞく [魚族] ①狹義の場合は魚類。②廣義の場合は水産動物全體。

ぎょ-たく [魚拓] 魚の表皮及び粘液を拭ひ取り、墨を魚體に塗り、白紙を當て魚體を摺り取る。魚の大きさ・重量・釣場所、及び目附等を記入して記念として保存するもの。(魚摺)

きょちゅう-ちょうすい-そうち [渠中漲水装置] 軍艦が入渠修理中必要な場合に、火藥庫に多量の水を注入する装置。

きょつ-かい [極海] 南極又は北極附近高緯度の海洋。極洋ともいふ。

きょつき-ぜんせん [極氣前線] 地球表面の温帯地方では偏西風があつて、温度と方向とを異にする二つの氣層が相接してゐる。この境界面のこと。

きょつき-るい [棘鱗類] 背鱗が完全で、その一部鱗條が骨化して關節なき棘鱗となつた魚類。鯛・鱈などはこれに屬する。

きょつ-けん [極圈] 南北兩極より各約23度半の所にあつて赤道に平行する小圓。北なるを北極圈、南なるを南極圈といふ。

きよつこう ㊦ [極光] 南北兩極地方或はこれ等に近い高緯度地方で、夜の空に時々現はれる美しい光學現象。(オーロラ(aurora))

きよてい [漁梯] 鮭・鱒・鱒など遡江性の魚類のために、河の中流の瀑布・堰などのある所に設け、魚の上下し得るやうな水流を緩和する階段状の水路を通じ遡江に便ならしむる装置。

きよてい [漁艇] 直接漁業に従事する小艇。

きよてん [據點] 前方に進出するための根據地。

きよてん [魚田] 養魚池又は養殖場。

きよどろ ㊦ [魚道] 魚が群れて常に通過する道筋。地勢・深淺・海流・潮流などの工合で、魚類の洄游する道筋はほぼ定まる。人工で造る魚道もある。

きよとうけん [距等圈] その平面が赤道の平面に並行な小圓。兩回歸線は距等圈であることがその例。

きよとうゆ [魚燈油] 鱒・鯉(ニッ)などから製した燈火用の油。

きよどく [魚毒] 魚の有する毒。主として卵巣・肝臓・血液などにある。河豚毒は最も猛烈である。

きよひ [魚皮] 魚類の皮を製革したもの。

きよひ [魚肥] 魚類を原料として製した肥料の總稱で數種ある。鱒などの小魚を生のまま乾燥したものを干鱒(カサ), 魚體全體を煮熟壓搾して脂肪を除き乾燥したものを搾粕(カサ), 搾粕を粉末にしたものを魚糞(カサ)又はフィッシュミール、魚類の頭・内臓・骨・鱗等の廢物を煮て乾かしたものを荒粕(カサ)といふ。この他廢物や煮汁をそのまま腐熟せしめた肥料もある。魚肥は窒素・燐酸・石灰等重要な肥料成分を多量に含む勝れた有機肥料で、特に果實・桑等に適する。

きよひょう [裾氷] 海岸に沿ひ海水の水結して形成する氷壁。

きよびょうち ㊦ [魚苗池] 増殖用の種魚(タマ)を養成する池。

きよふ [漁夫] 漁業の實務に従事する勞務者。漁業勞務者又は漁業従業員。

きよみん [漁民] 漁業を職業とする人達。——せいしん [漁民精神] 皇國の漁民たる自覺の下に、荒浪を克服して敢闘する精神。——どうじょう ㊦ [漁民道場] 漁村青年の魂の修練道場。漁業經營上、皇國漁民として協同精神を發揮せしむべき母體となるもの。漁村道場ともいふ。

きよもう ㊦ [漁網] 漁業用の網地又は網具。

きよゆ [魚油] 魚類から採取した油。魚體全體又は魚類の廢棄物や肝臓など

から採取したもの。特に肝臓から採つた良質のものを肝油といひ、魚體全體から採つたものを魚體油(略して魚油)といつて區別することもある。魚油は硬化油・塗料・その他の工業原料又は燃料として用ひられ、硬化油は食料品(人造バター等)・石鹼・グリセリン等の原料となる。肝油はビタミンA及びDを多量に含み、精製して栄養劑その他藥用とする。

きよらい [魚雷] 軍艦・驅逐艦・水雷艇・潜水艇又は飛行機から打出されて自分の力で水中を走り、敵艦船に命中してこれを撃沈させる海戦の主要兵器。鋼鐵製圓筒形流線型で恰も魚のやうな形をなし、頭部・氣室・秘密室・機械室・浮室・尾部の6部分から出來てゐる。發射されると空氣は高温に熱せられて主機械に入り、推進器を回轉して魚雷を進行させ、深度機や縱舵機が働き横舵と縱舵とを動かして定められた深さに保ち、眞直に進ませ、命中すると爆發尖が働いて頭部の火藥が爆發する。魚形水雷は舊稱。

〜かくのうじよ ㊦ [魚雷格納所] 艦艇に搭載の魚雷をいれておくため、特殊の装置を施してある所。

〜ぐんそう ㊦ [魚雷軍裝] 大砲・魚雷及びその要具を以て、艦載水雷艇を軍裝するもの。

〜せん [魚雷戦] 魚雷を以てする戦闘。

〜とりいれぐち [魚雷取入口] 魚雷を取入れるため特に設けてある甲板上の入口。

〜はっしゃかん ㊦ [魚雷發射管] 發射管に同じ。→同項。

〜はっしゃき [魚雷發射機] 軍艦・驅逐艦・水雷艇・潜水艇等に備へつけて魚雷を發射する兵器。落射機と發射管とがあり、水上用と水中用とがある。

〜はっしゃきょう ㊦ [魚雷發射櫃] 魚雷製造工場に於ける發射設備として用ひられる鐵骨の櫃で、單に魚雷を水中に保持し機關を發動させると、自己の推進器の作働により自身で出て行かせるやうにした發射装置。

〜はっしゃじょう ㊦ [魚雷發射場] 軍港内又はその附近に設けられ海軍工廠で製造された魚雷を發射櫃から發射し、その性能の完全なものを艦船に供給する。壓搾空氣工場・發電所・起重機等が設備され、魚雷通路の附近に浮游展望樓が設けてある。

〜ぼうぎよもう ㊦ [魚雷防禦網] 水雷防禦網に同じ。→同項。

〜まく [魚雷幕] 幕を展張するやうに2〜3本づつの魚雷を少づつ

角度を違へて一齊に發射し、敵の回避運動があつてもそのうちのどれかが命中するやうにする魚雷發射法。戦闘に當つては驅逐隊・水雷戦隊などがそれぞれ別個に、しかも同時に發射するのが普通である。

きよらん [魚卵] 魚類の卵。魚類の大部分は卵性生殖を行ひ、その卵はゼラチン質のものに蔽はれ、概してビタミン類を含有し、美味のため賞味せられるものが多い。浮性卵・沈性卵・附著卵の別がある。

きよらん [魚籠] 魚を入れる籠。(びく)

きより-とろ [距離燈] 後続艦に前続艦との距離測定を容易ならしめるために、夜間前続艦の大橋に掲揚する燈光。(レンジライト(range-light))

きより-どけい [距離時計] 射撃用兵器の一。本艦及び敵艦の速力・針路等より得る諸要素をこれに整へて、本器を發動することによつて刻々變化する敵艦の距離を知り得る機構の計器。(レンジクロック(range-clock))

きよりょう [魚糧] 魚類を頭・骨・内臓等そのまま魚糧機械にて粉碎乾燥した粉末。魚粉(魚)・鱈(鱈)・鯨(鯨)・鰹(鰹)・鰯(鰯)など大量漁獲の場合に製造する。農作物の肥料、家畜・家禽の飼料又は養魚用飼料に用ひる。新鮮な原料を用ひ清潔に衛生的に製造せるものは食用とし、諸種の加工食品中に混じて用ひる。(フィッシュミール(fish-meal))

きよりょう [魚業] 川の水をせきとめて魚を捕へるもの。業(業)。

きよりょう [漁業] ①漁業(魚貝藻類の採捕)と山野の狩獵とを併せ呼ぶ。②魚貝藻類の採捕を漁業とし、海獸類の獵獲をも併せて呼ぶとき漁業又は漁獵業と呼ぶ。——**いん** [漁業員] 遠洋漁業の漁業船に乗りこんで、漁業に従事するもの。(漁業職員) ——**しよくいん-しょうれいきん** [漁業職員奨励金] 遠洋漁業に従事する漁業長その他の漁業職員に對し、規定によつて下附する奨励金。——**ちょう** [漁業長] 漁業船内の漁業員の長。(漁撈長)

きよりん [魚鱗] 魚のうろこ。——**のそなえ** [魚鱗の備] 各船を密着させて進航するため三角にして劍先形の陣形。多く敵に比して寡勢なる時にこれを用ひた。

きよらう [漁撈] 水産動植物を採捕すること。漁業と異なるところは漁業はそれを營業とし、漁業法に所謂漁業の内には養殖業をも含む點にある。——**せん** [漁撈船] 漁撈に使用する船。——**ちょう** [漁撈長] 漁業船内又は漁場に於ける漁撈従業員の長。——**ほじょせん** [漁撈補助船] 漁業

の主船の作業を容易且つ有效ならしめるための補助をする手船・口船・火船・魚見船・曳船などの總稱。

きよらう [魚蠟] 寒冷のために魚油の中の蠟分が、凝固して固形物となつたものを精製した蠟。魚油に含まれてゐる蠟。魚油を冷却し固形物としたものであるが、常温では液體のものが多い。普通魚油に混合した儘で利用する。

きらい [機雷] 鋼罐に多量の爆薬を入れ水中で爆發させて、敵の艦船を破壊する装置の兵器。水中に繫維する敷設水雷と、錘(重)の索に繋がれてゐない浮流水雷とある。機械水雷は舊稱。⇒敷設水雷(敷設)。——**えん** [機雷艇] 敵潜水艦の港灣・泊地に侵入し來るのを防ぐため、多数の機雷を繫留して堰を作つて水路を閉塞するもの。——**か** [機雷科] 機雷に関する業務を担当する艦内の一科で、機雷長を科長とし、その下に機雷士・掌機雷長及び下士官・兵を配し1個乃至數個分隊を編成する。——**かん** [機雷罐] 球形の鋼板製の罐で罐中に多量の爆薬を入れ、發火装置が艦船の衝突によつて自動的に作用するやうになつてゐる。發火装置としては機械的・化學的・電氣的のものがあるが、觸角式で罐の上方に數本の角を有し鉛筒の中に電池液を封入した硝子壺があり、その下に電池の兩極板が控へ衝觸によつて鉛筒が曲り、硝子壺が破壊され電池液が兩極板に注がれ電流を作る装置のものが多く使用される。⇒自動繫維器。——**ぐんそう** [機雷軍裝] 大砲・機雷及びその要具で艦載水雷艇を軍裝するもの。——**げん** [機雷原] 敷設された機雷の集團海面。——**し** [機雷士] 機雷長の命をうけその職務を分擔補助する乗組士官。——**ちょう** [機雷長] 艦長の命を承け機雷科全般の事を掌り、且つ機雷科員を監督指揮しこれが教育訓練に當る兵科將校。——**ふせつかん** [機雷敷設艦] 機雷を敷設するに使う軍艦。機雷敷設を任務とする潜水艦を機雷敷設潜水艦といふ。

きり [霧] 水蒸氣が地面に近い氣層中で凝結し、無數の細微な水滴となつて浮泛するもの。——**しんごう** [霧信號] 濃霧降雪などのため陸影若しくは燈火を視認し得ないとき、音響を發してその位置を附近の通航船舶に警告するもの。霧笛・霧鐘・霧砲・爆音信號の如き水中音信號と、水中霧鐘・水中鐘の如き水中音信號とに大別される。

きり-あがる [切上る] 帆船の船首が風上へ遇ること。“開く”に同じ。→同項。“切り上ぐ”ともいふ。

きりあげ-せん [切揚船] 露領漁業等で漁期終了後、漁場を引き揚げる際の運搬船。

きりかき-かつしゃ [切鉄滑車] 金属製若しくは木製鐵帶滑車で、鼓を“スプロール” (鼓及び車間上方の間隙) の一側に於いて切り鉄き、鐵帶の一部を開き自由に索の中程を嵌め脱しすることが出来るやうに構造されたもの。(スナッチ-ブロック (snatch-block))

きりぎりす-ぶね [蠡蜃船] 屋根を附けた2挺立の小船。櫓のきしる音が蠡蜃の聲音に似てゐるのでかく名づく。蠡蜃丸ともいふ。

きりこみ-たん [切込炭] ①採掘のままの石炭。②塊炭と粉炭とな混合したもの。

きり-ど [切戸] 砂洲の一部に切れ目があつて内海と外海と通ずる所。

き-りゅう [氣流] 大氣中に起る空氣の流動。

き-りゅう [旗旋] ①國際信號書によつて定められた組合せにより信號に使用する國際信號旗。アルファベット26文字・回答旗・數字旗(0~9)及び代表旗(第1~3)から成る。②各種の意味を表示するための旗・吹流しの總稱。——しんごう [旗旋信號] 旗を掲揚して行ふ信號で、一般信號(1字信號・2字信號・3字信號・4字信號)と特種信號(遭難信號・水先信號・検査信號・曳船信號)その他がある。

キール [keel] 一船體の最下部に縦行する主要の材で、諸部の基礎となるもの。人體の背骨に相當するもの。(龍骨) ——たい [龍骨帶] 艇體の龍骨下面に添著し、龍骨の摩損を防ぐための眞鍮板。

きん-が [禁河] 漁獲をさしとめられてゐる河。昔鮎などを供御に奉るため一般の漁獲を禁じた河。

きん-かい [近海] ①海の陸地に近い所。②陸岸に沿つた海。——きょ [近海魚] 近海に棲息する魚類。——きょぎょう [近海漁業] 沿岸漁業。陸地に近い海でする漁業。遠洋漁業の對。——くいき [近海區域] 船舶安全法施行規則に規定する航行區域の一。これを3區に分つ。第一區は東經175~113度、北緯21~63度以内、第二區は東經130~102度、北緯4~27度以内及び暹羅海灣、第三區は東經175~94度、北緯20度の線に限られた區域より第二區の區域を除いた區域である。——たい [近海帶] 沿岸帶に同じ。→同項。

きんかい-こうろ [近海航路] 船舶安全法施行規則に定める近海區域、即

ち東は東經175度、西は東經94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線により限られた區域の航路。——せん [近海航路船] 近海航路に就航する船舶。又通例港から港へと沿岸を航行する船。(沿岸航路船・地廻船)

きん-ぎょ [禁漁] 禁漁(禁)に同じ。→同項。——き [禁漁期] 水産動植物の蕃殖を保護し又幼稚の時代を保護する等のため、法令を以て採捕を禁止する一定の期間。——く [禁漁區] 漁撈を禁止する區域。絶對的禁止區域と、時期により又は漁業の種類による禁止區域とある。(禁漁場) ——ぐ [禁漁具] 官廳より使用を禁止された漁具。期限附のものや漁具の局部的禁止のものがある。——じょう [禁漁場] 禁漁區に同じ。→同項。

キンク [kink] 麻索・鋼索等にできる捻節(節)。

キングストン-バルブ [Kingstonvalve] 船底の海水に通ずる個所に装置してあり、普通の弁とは違つた形狀で海水の壓力により押し附けられて閉ざる仕掛になつてゐる。近時あまり用ひられない。(金氏弁)

きんご-いどほう [近午緯度法] 近午高度緯度法の略。傍子午線緯度法に同じ。→同項。

きん-こういん [金工具] 内務長・分隊長等の命を承け、金屬工業に従事し又内務長主管中關係諸物件を整頓する兵員。

きんし-ぎょぎょう [禁止漁業] 魚貝その他水産動植物の蕃殖保護又は漁業取締のために、漁業法によつて全く捕獲採収を禁止されてゐる或る種の漁業。禁止の方法は、場所・方法・時期・目的物の状態・漁業者・漁船等につき種々である。

きんじつ-てん [近日點] 遊星・衛星・彗星などが、その軌道上に於いて太陽に最も近づいた時の位置。遠日點の對。

きんじつ-ふなずみわたし [近日船積渡] 商品引渡用語。契約成立後數日中に船積すること。直積渡とほぼ同意語。

きんし-べん [金氏弁] キングストン-バルブ (Kingstonvalve) に同じ。→同項。

きん-しん [謹慎] 海軍懲罰令による准士官以上に行はれる懲罰であつて、60日を限度とし勤務を差止め、居宅内又は艦船その他勤務場所に屏居謹慎せしめられる。

きんせい-ひん [禁制品] 法律又は命令により輸出入を禁止した貨物。

きん-そく [禁足] 海軍の下士官・兵に行ふ懲罰で、60日を限度とし艦船・

官衙にあつて一切外出を差止められる。

きん-だん [近弾] 目標より手前に落下する弾丸。遠弾の對。

きんち-てん [近地點] 月がその軌道上に於いて、最も地球と近くなる點。遠地點の對。

きんちやく-あみ [巾著網] 旋網(?)類に屬する漁網。網裾に多くの眞鍮製の環を附し、その環に1條の網を通し、その網を引締める時は恰も巾著の口を括つたやうになつて魚の遁逃を防ぎ得る装置のもの。鰯(イサ)・鯖(サバ)等を漁獲するに用ひる。——**ぎよせん** [巾著網漁船] 巾著網を使用して漁業を行ふ漁船。動力附漁船で、その動力で網の引締又は網の引揚げをなし、或は投網に際し網が自然に船尾から投ぜられる設備等を持つてゐる。一隻旋と二隻旋とあつて船の設備がやや違ふ。

きんむ-えんしゅう-しょうしゅう [勤務演習召集] 勤務演習のために豫備役の軍人、歸休中又は補充兵役の下士官・兵を召集すること。従前は演習召集と稱し大演習・小演習・基本演習等のために實施されてゐたのであるが演習以外の場合にも短期間召集し艦船部隊等に於いて海軍軍人本来の勤務を演練習得させ、在郷軍人をして常に軍人精神及び軍事能力の保持に遺憾なからしめる。

きん-りょう [禁漁] 繁殖保護その他の理由により、水産物植物の採捕を制限又は禁止すること。禁漁期・禁漁場・生物の大きさ制限・漁具漁法の禁止など。(禁漁(禁))

きんろう-けんこうしょう [勤務顕功章] 工場・鐵山その他海軍大臣の指定する事業の事業場の勤務者にして、平素その職務に精勵し勤務報國の實を擧げ他の模範たる者及び自己の危難を顧みず、その職責を盡しその行爲他の模範たる者等に海軍大臣より授與される徽章。

きんろう-しょう [勤務章] 海軍大臣の指定する各廳勤務の雇員・傭人・工員又は鐵員で常に率先勤務に勵み他の模範たる者、職務に關し常に工夫改善を爲して能率を増進し勤務の成果を擧げ他の模範たる者、勤続20年(鐵員に在りては15年)以上にして精勵勤務の成果を擧げ他の模範たる者に對して所屬長官の授與して表彰するもの。

くい [喰] 魚が餌につくこと。“喰ひが立つ”といふ。

くい [杭] 短艇に備へてある短い木材で、岸に繫留の際地に打ち込み岸索を繋ぎ止める用をなすもの。——**だし** [枕出] 堤防又は河岸を防護するため、數多の杭を數列に打つて設けた水刺(水刺)。

くろ-うんちん [空運賃] 不積運送賃に同じ。→同項。

くろかん-ず [空瞰圖] 航空機で空中から見下した場合の圖。

くろき-コック [空氣コック] 罐(缶)の最上部に裝置された小さいコック(cock)で、罐内に水を充滿させた時、或は點火の時にこれを開けて空氣を排出させるもの。(空氣嘴)

くろき-せいじょうき [空氣清淨器] 長時間潜航を繼續すると、潜水艇内の空氣は次第に汚濁し、人體に害を及ぼすので、これを清める裝置。通風管の一部に管を設け、その中に苛性加里を入れたもの。

くろき-はいすい [空氣排水] 潜没中の潜水艇が浮上るために、メインタンクに入つてゐた海水を壓縮空氣で一度に押出すこと。高壓空氣排水と低壓空氣排水とがある。

くろき-ばこ [空氣箱] 救命艇内部に裝備する空氣を入れて密閉した金屬製の箱で、短艇に水が浸入しても沈まないやうにする浮體。(エアータンク (air-tank))

くろ-こう [空港] 航空港に同じ。→同項。

くろ-せき [空積] ①積附けられた貨物相互間の空隙、即ち船腹の貨物によつて充填されない部分。(ブローケン-スペース(broken-space)) ② 船艙に貨物を積んだ時、一杯にならず尙ほ残つてゐる船腹。(レフト-スペース(left-space)) ——**うんちん** [空積運賃] 不積運送賃に同じ。→同項。

くろせん-こうかい [空船航海] ①船艙が船客及び積荷なしで航海すること。② 船艙が底荷(底荷)のみで航海すること。

くろ-そう [空艙] 船艙に貨物を積載してゐないこと。又は貨物を積込ん